

令和8年第495回須崎市議会6月定例会会議録

*掲載内容は次のとおりです

- 表紙
- 会期日程（6月定例会）
- 目次
- 本文

（定例会）

<u>6月11日</u>	開会日（市長提出議案上程、提案趣旨説明、議案説明）
<u>6月16日</u>	一般質問
<u>6月17日</u>	一般質問
<u>6月18日</u>	一般質問、議案の審議及び付託、陳情の付託
<u>6月24日</u>	閉会日（委員長報告、議員提出議案上程、表決）

- 一般質問・関連質問目次

*各議員の一般質問、関連質問の概要を掲載しています。

- 議決一覧表（6月定例会）

*市長提出議案、議員提出議案、請願・陳情の審査結果等を掲載しています。

第 4 9 5 回

須崎市議会 6 月定例会会議録

令和 8 年 6 月 1 1 日開会

令和 8 年 6 月 2 4 日閉会

須崎市議会

第 4 9 5 回須崎市議会 6 月定例会

会 期 日 程

自 令和 8 年 6 月 1 1 日（木）
 会 期 》 1 4 日間
 至 令和 8 年 6 月 2 4 日（水）

会 議 の 概 要

日 次	月 日	曜 日	摘 要
1	6/11	木	（開 会） 1．会期の決定 2．会議録署名議員の指名 （諸般の報告） 3．市議案第 4 4 号～第 5 7 号、第 5 9 号～第 6 4 号 （提案趣旨説明、議案説明） 4．市議案第 5 8 号 土地の取得について （議案説明及び質疑、審議、表決）
2	6/12	金	休 会
3	6/13	土	
4	6/14	日	
5	6/15	月	
6	6/16	火	一般質問
7	6/17	水	一般質問
8	6/18	木	一般質問、議案の審議及び付託、陳情の付託
9	6/19	金	休 会（総務文教委員会） ※ケーブル TV 収録予定
10	6/20	土	休 会
11	6/21	日	
12	6/22	月	休 会（産業厚生委員会）
13	6/23	火	休 会
14	6/24	水	委員長報告、表決（閉 会）

第495回須崎市議会6月定例会会議録目次

第 1 日 令和8年6月11日（木曜日）	
開 会	2
会期の決定	2
会議録署名議員の指名	2
（諸般の報告） 1. 事務局長	3
市議案第44号～第57号、市議案第59号～第64号	5
（提案趣旨説明） 1. 市長	5
（議案説明） 1. 税務課長	8
2. 市民課長	10
3. 文化スポーツ・観光課長	11
4. 市民課長	12
5. 生涯学習課長	12
6. 総務課長	12
7. 企画情報課長	14
8. 市民課長	14
9. 住宅・建築課長	15
10. 総務課長	15
11. 長寿介護課長	16
12. 上下水道課長	16
13. 福祉事務所長	17
14. 生涯学習課長	17
15. 学校教育課長	18
16. 文化スポーツ・観光課長	18
17. 農林水産課長	19
18. 副市長	19
市議案第58号	19
（議案説明） 1. 建設課長	20
（採 決）	20
第 2 日 令和8年6月12日（金曜日） 休会	
第 3 日 令和8年6月13日（土曜日） 休会	
第 4 日 令和8年6月14日（日曜日） 休会	
第 5 日 令和8年6月15日（月曜日） 休会	
第 6 日 令和8年6月16日（火曜日）	
開 議	24
一般質問	
1. 森光一晴議員	24
（防災課長、建設課長、農林水産課長、総務課長、学校教育課長、健康推進課長、子ども・子育て支援課長）	
2. 西村泰一議員	34
（市長、住宅・建築課長、農林水産課長、教育長）	
3. 大崎宏明議員	48
（市長、文化スポーツ・観光課長、教育長、税務課長）	
4. 山本啓介議員	56
（市長、総務課長、教育長）	
5. 高橋立一議員	64
（市長、教育長、防災課長）	

第 7 日 令和 8 年 6 月 1 7 日 (水曜日)	
開 議	7 4
一般質問	
1. 佐々木學議員	7 4
(市長、防災課長、プロジェクト推進室長、農林水産課長、学校教育課長、教育長)	
2. 森田收三議員	8 6
(市長)	
3. 海地雅弘議員	9 4
(市長)	
議会運営委員会の開催	9 6
(委員会報告) 1. 事務局長	9 6
会議の延会	9 6
第 8 日 令和 8 年 6 月 1 8 日 (木曜日)	
開 議	9 8
一般質問	
1. 海地雅弘議員	9 9
(プロジェクト推進室長、文化スポーツ・観光課長、健康推進課長、防災課長、農林水産課長)	
2. 松田健議員	1 0 5
(上下水道課長、農林水産課長、教育長、企画情報課長)	
3. 杉山愛子議員	1 1 4
(教育長)	
4. 宮田志野議員	1 2 8
(長寿介護課長、市民課長、農林水産課長)	
議案審議	
市議案第 4 4 号	1 3 3
委員会付託	1 3 4
市議案第 4 5 号	1 3 4
委員会付託	1 3 4
市議案第 4 6 号	1 3 4
委員会付託	1 3 4
市議案第 4 7 号	1 3 4
委員会付託	1 3 4
市議案第 4 8 号	1 3 4
委員会付託	1 3 5
市議案第 4 9 号	1 3 5
委員会付託	1 3 5
市議案第 5 0 号	1 3 5
委員会付託	1 3 5
市議案第 5 1 号	1 3 5
委員会付託	1 3 5
市議案第 5 2 号	1 3 6
委員会付託	1 3 6
市議案第 5 3 号	1 3 6
委員会付託	1 3 6
市議案第 5 4 号	1 3 6
委員会付託	1 3 6
市議案第 5 5 号	1 3 6
委員会付託	1 3 7
市議案第 5 6 号	1 3 7

委員会付託	1 3 7
市議案第 5 7 号	1 3 7
委員会付託	1 3 7
市議案第 5 9 号	1 3 7
委員会付託	1 3 7
市議案第 6 0 号	1 3 7
委員会付託	1 3 8
市議案第 6 1 号	1 3 8
委員会付託	1 3 8
市議案第 6 2 号	1 3 8
委員会付託	1 3 8
市議案第 6 3 号	1 3 8
(採 決)	1 3 9
市議案第 6 4 号	1 3 9
(採 決)	1 3 9
請願・陳情の付託	1 3 9
陳情文書表	1 4 1
第 9 日 令和 8 年 6 月 1 9 日 (金曜日) 休会	《総務文教委員会》
第 1 0 日 令和 8 年 6 月 2 0 日 (土曜日) 休会	
第 1 1 日 令和 8 年 6 月 2 1 日 (日曜日) 休会	
第 1 2 日 令和 8 年 6 月 2 2 日 (月曜日) 休会	《産業厚生委員会》
第 1 3 日 令和 8 年 6 月 2 3 日 (火曜日) 休会	
第 1 4 日 令和 8 年 6 月 2 4 日 (水曜日)	
開 議	1 4 4
市議案第 4 4 号～第 5 7 号、市議案第 5 9 号～第 6 2 号、陳情第 2 8 号	1 4 6
(委員長報告) 1. 大崎宏明総務文教委員会委員長	1 4 7
2. 吉野寛招産業厚生委員会委員長	1 4 9
(討 論) 1. 杉山愛子議員	1 5 0
市議案第 4 5 号	1 5 1
(採 決)	1 5 1
市議案第 5 4 号	1 5 2
(採 決)	1 5 2
市議案第 4 4 号、第 4 6 号～第 5 3 号、第 5 5 号～第 5 7 号、第 5 9 号～第 6 2 号	1 5 2
(採 決)	1 5 2
市議案第 6 5 号	1 5 2
(議案説明) 1. 建設課長	1 5 2
(採 決)	1 5 3
議会議案第 3 号、第 4 号	1 5 3
(議案説明) 1. 松田健議員	1 5 3
2. 宮田志野議員	1 5 4
(討 論) 1. 宮田志野議員	1 5 5
2. 杉山愛子議員	1 5 6
3. 西村泰一議員	1 5 7
(採 決)	1 5 7
閉会中の事務調査	1 5 8
字句等の整理	1 5 8
閉会挨拶(市 長)	1 5 8
(議 長)	1 5 9
閉 会	1 5 9

一般質問目次（参考資料）	1 6 2
議決一覧表（参考資料）	1 7 0

第495回須崎市議会6月定例会会議録

須崎市告示第37号

令和8年6月11日に、須崎市議会定例会を須崎市議会議事堂に招集する。

令和8年6月3日

須崎市長 楠瀬 耕作^印

議事日程

令和8年6月11日（木曜日）午前10時開会

第1．会期の決定について

第2．会議録署名議員の指名

（諸般の報告）

第3．市議案第44号～第57号、第59号～第64号

第4．市議案第58号

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第4まで

出席議員

1 番 西村 泰一君	2 番 大崎 宏明君
3 番 宮田 志野君	4 番 杉山 愛子君
5 番 吉野 寛招君	6 番 松田 健君
7 番 佐々木 學君	8 番 山本 啓介君
9 番 森田 收三君	10 番 海地 雅弘君
11 番 森光 一晴君	12 番 高橋 立一君
13 番 高橋 祐平君	14 番 土居 信一君

説明のため出席した者

市 長 楠瀬 耕作君	副 市 長 梅原健一郎君
会計管理者兼会計課長 濱崎 守央君	総 務 課 長 松浦 すが君
企画情報課長 堅田 典寿君	プロジェクト推進室長 岡田 進一君
元気創造課長 小川 智義君	文化スポーツ・観光課長 廣見 太志君

防 災 課 長 楠瀬 晃君
建 設 課 長 中川 雄大君
住 宅 ・ 建 築 課 長 山岡 伸也君
長 寿 介 護 課 長 大崎 弘美君
市 民 課 長 市川ゆかり君
人権交流センター次長 池田知佐子君
教 育 長 押田 貴久君

生 涯 学 習 課 長 福本 博一君

港 湾 政 策 推 進 監 壹反田正好君

税 務 課 長 高橋 正恭君
農 林 水 産 課 長 嶋崎 貴寿君
環 境 未 来 課 長 宮本 良二君
健 康 推 進 課 長 國廣 哲也君
福 祉 事 務 所 長 森光 澄夫君
上 下 水 道 課 長 大野 明君
学 校 教 育 課 長 森光 和明君

子ども・子育て支援課長兼
青少年育成センター所長 青木 裕子君

事務局職員出席者

局	長 久万 敏幸君	次	長 松本 佐和君
会計年度任用職員	福本 恵美君		

午前10時 開会

○議長（土居信一君） 皆さん、おはようございます。

本日、ここに第495回須崎市議会6月定例会が招集されました。

今議会に提出されました市長提出議案は、令和8年度一般会計補正予算、令和8年度水道事業会計補正予算、専決処分の承認、条例改正案などの21件であります。後刻、提案趣旨及び議案説明がありますが、十分に審議を尽くされまして、適切な御決定を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

ただいまから第495回須崎市議会6月定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

日程第1 会期の決定

○議長（土居信一君） 日程第1、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から6月24日までの14日間といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居信一君） 御異議なしと認めます。よって、会期は14日間と決定いたしました。

日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（土居信一君） 日程第２、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第８８条の規定により、１番西村泰一さん、２番大崎宏明さん、３番宮田志野さん、以上の３人の方を指名いたします。

△諸般の報告

○議長（土居信一君） この際、諸般の報告を行います。事務局長より報告いたします。

〔事務局長 久万敏幸君登壇〕

○事務局長（久万敏幸君） おはようございます。御報告申し上げます。

市長より今期定例会に付議するため、市議案第４４号から第６４号までの２１議案の提出があり、その写しを過日配布いたしております。

次に、今期定例会の説明員として、議長より市長と教育長及びその委任を受けた者に対しましては、今議会で出席を要請いたしております。

次に、地方自治法第１８０条第１項の規定に基づく専決処分の報告についてが２件、市長より提出ありましたので、報告書の写しを議席に配布いたしております。

次に、監査委員より、令和８年２月から４月までの例月現金出納検査結果の報告がございました。各会計の計数は正確であり、現金の出納及び保管の状況は適正と認めた旨の報告でございます。

次に、地方自治法施行令第１４６条第２項の規定による、令和７年度須崎市繰越明許費繰越計算書及び地方公営企業法第２６条第３項の規定による、令和７年度須崎市水道事業会計予算繰越計算書並びに、令和７年度須崎市下水道事業会計予算繰越計算書の報告がありましたので、その写しを議席に配布いたしております。

また、地方自治法第２４３条の３第２項の規定による、須崎市土地開発公社令和７年度事業及び決算報告書並びに監査報告書、令和８年度予算、事業計画及び資金計画につきましても議席に配布いたしております。

また、地方自治法第１００条第１３項及び須崎市議会会議規則第１６６条第１項に基づく、閉会中の議員の派遣報告、並びに３月定例会以降の議会日誌につきましても、議席に配布いたしております。

続きまして、３月定例会以降の市議会議長会関係会議の御報告でございますが、第１４８回高知縣市議会議長会定期総会及び、第８８回四国市議会議長会定期総会並びに全国市議会議長会第１０２回定期総会報告書を議席に配布いたしております。

また、全国市議会議長会第１０２回定期総会では、表彰規定に基づき同会の会長より表彰が行われ、議員表彰１５年以上で土居信一議長が受賞をされております。

なお、議案書等の詳細な会議資料等につきましては、第１委員会室において閲覧に供しておりますので御参照願います。

最後に、第４９４回３月定例会で議決されました、議会議案第１号弁護人等と被疑者等とのオンラインによる外部交通の拡大とオンライン接見の早期の法制化を求める意見書並びに、議会議案第２号刑事訴訟法の再審規定の改正を求める意見書につきましては、令和８年３月１８日付で内閣総理大臣及びその他関係する大臣等に提出をいたしております。

以上で報告を終わります。本日はよろしく申し上げます。

須総発第97号

令和8年6月3日

須崎市議会議長 土居 信一 様

須崎市長 楠瀬 耕作 

議案送付について

令和8年6月11日招集の須崎市議会定例会に提出する下記議案を送付しますので、付議してください。

記

市議案第44号	専決処分の承認について
市議案第45号	専決処分の承認について
市議案第46号	須崎市立スケートパークの設置及び管理に関する条例の制定について
市議案第47号	須崎市印鑑条例の一部を改正する条例について
市議案第48号	須崎市立吾桑交流会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
市議案第49号	須崎市長等の給料及びその他の給与並びに旅費支給条例の一部を改正する条例について
市議案第50号	専決処分の承認について
市議案第51号	専決処分の承認について
市議案第52号	専決処分の承認について
市議案第53号	専決処分の承認について
市議案第54号	令和8年度須崎市一般会計補正予算（第1号）について
市議案第55号	令和8年度須崎市介護保険特別会計補正予算（第1号）について
市議案第56号	令和8年度須崎市水道事業会計補正予算（第1号）について
市議案第57号	高幡障害者支援施設組合規約の変更について
市議案第58号	土地の取得について
市議案第59号	財産の取得について
市議案第60号	財産の取得について
市議案第61号	指定管理者の指定について
市議案第62号	字の区域の変更について
市議案第63号	固定資産評価員の選任について
市議案第64号	教育委員会委員の任命について

日程第3 市議案第44号から第57号、第59号から第64号

○議長（土居信一君） 日程第3、市議案第44号から第57号並びに、第59号から第64号までの20議案を一括議題といたします。

△提案趣旨説明

○議長（土居信一君） 提案趣旨の説明を求めます。市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） 本日6月定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には御出席をいただき、開会できましたことを厚く御礼申し上げます。

さて、本定例会には、条例改正議案をはじめ、21議案を提出いたしておりますが、その趣旨説明に先立ちまして、若干の御報告を申し上げます。

初めに令和7年度の決算見込みについてであります。

まず、一般会計につきましては、歳入総額246億2,860万円、歳出総額238億1,245万円、差引8億1,615万円の黒字となる見込みであり、この額から令和8年度へ繰り越すべき財源4,591万円を控除した実質収支につきましても、7億7,024万円の黒字決算となる見込みとなっております。

次に、特別会計につきましては、国民健康保険特別会計で7,485万円、後期高齢者医療特別会計で2,109万円、介護保険特別会計で2,932万円、それぞれ黒字決算の見込みとなっております。

一方で、住宅新築資金等貸付事業特別会計におきましては、貸付金元利収入の確保に努めたものの、債務者を取り巻く厳しい経済状況等により、1億2,686万円の歳入不足となっております。不足する歳入を補填するため、地方自治法施行令第166条の2の規定に基づき繰上充用を行うことで収支均衡を図ることとなっております。その他の特別会計につきましては、一般会計からの繰入により収支均衡となっております。

今後におきましても、交付税をはじめとする国の地方財政対策の動向を注視しながら、安定的な財政運営の確立に向け取り組んでまいりたいと考えております。

次に、ふるさと納税についてであります。

令和7年度のふるさと納税につきましては、22万3,317件、34億6,361万4,489円の御寄付をいただいております。前年度と比較いたしますと、件数で約3万4,000件、金額で約2億5,000万円の減となっております。減少の主な要因といたしましては、本市の主力返礼品であるカツオのたたきにつきまして、例年以上に黒潮大蛇行の影響を受けたことにより、原材料の確保が困難となったことなどが挙げられます。

また、ふるさと納税制度の改正により、昨年10月からポイント等を付与するポータルサイトを通じた寄附募集が禁止され、今後も募集経費に関する基準の見直しが予定されており、自治体間の競争はさらに激しくなるものと見込まれております。

一方で、昨年度は新たに18の返礼品提供事業者に登録いただき、返礼品のジャンルや品数を拡充することができました。カツオのたたき、ブラックタイガー、釜揚げシラス、鮮魚定期便等の水産物及び水産加工品をはじめ、食肉加工品、野菜の定期便など多様な返礼品がそろうだけで

なく、ブantan、ポンカン、ビワ等の季節の果物につきましても好評をいただいております。

なお、令和7年度におきましては、笑顔になる給食充実事業、海外短期留学事業、高台整備事業、モバイルクリニック推進事業など、多くの事業にふるさと納税寄附金を活用させていただきました。

今後におきましても、法令遵守を徹底しながら、ポータルサイトの効果的な活用や既存返礼品の魅力向上、新たな返礼品の開発に取り組むとともに、事業者の皆様の御理解と御協力をいただきながら本市の豊かな地域資源や特産品を広く発信し、さらなる寄附拡大につなげてまいります。

次に、市政懇談会についてであります。

本年度も、住民自治の確立と市民協働によるまちづくりを推進するため、市民の皆様と直接意見交換する場として、市内8か所において市政懇談会を開催することといたしました。

これまでは、個別の御意見や御要望を中心に意見交換を行ってまいりましたが、本年度におきましては、それぞれの地域の実情に応じた課題などから、より関心の高いテーマをいくつか取りまとめていただき、テーマに沿って意見交換を行う形式へと変更することといたします。これにより、地域課題の共有を深め、より効果的な対話につなげていくとともに、いただいた御意見等につきましても、今後のまちづくりに反映してまいりたいと考えております。

なお、開催時期につきましては、8月から9月頃で日程調整させていただきたいと考えており、詳細が決まり次第、広報等により御案内いたします。お誘い合わせの上、ぜひ御参加くださいますようお願い申し上げます。

次に、スケートパークの整備についてであります。

昨年6月から施工いたしております須崎市立スケートパーク整備工事につきましては、現在、管理棟部分の仕上げや外構工事などに取りかかっており、今月末頃に管理棟部分の引き渡しを受けるとともに、備品の搬入など施設の供用開始に向けた準備を進め、7月21日の竣工を予定しております。

また、この間、スケートパークが皆様に永く親しまれ、愛される存在となるよう、施設の愛称を公募いたしましたところ、全国から522件の応募がありました。その中から「桜川と蟠蛇森を望みながら、全国から人と技と仲間が須崎市の木である桜の下に咲き集う交流拠点となるスケートパーク」という思いが込められた「サクラバンダ」に決定いたしましたことを御報告申し上げます。

施設の供用開始は8月16日を予定しており、オープニングイベントにつきましては、スケートボード競技の有名選手等をお招きし、デモンストレーション走行を御披露いただくよう調整を進めているほか、音楽やダンス、BMXやスケートボードの体験会など、多彩な内容で盛り上げてまいります。詳細につきましては、決定次第、改めてお知らせいたしますので、多くの皆様の御来場をお待ちしております。

なお、本定例会におきまして、須崎市立スケートパークの設置及び管理に関する条例議案及び指定管理者の指定に関する議案を提出いたしておりますので、適切な御決定を賜りますようお願い申し上げます。

次に、高知県消防広域化についてであります。

高知県の消防広域化につきましては、県全域で消防本部を統合し、消防本部の管理機能及び通信指令業務を集約することにより、生じた余力を現場業務に振り分け、必要な消防力の確保を図るとして、県の主導により進められております。

これまで消防広域化基本計画ありかた検討会における協議や、本年１月に実施された各自治体への意向調査を踏まえ、２月に県により策定された高知県消防広域化基本計画を具現化するための実務組織として、県内すべての市町村長、有識者、消防関係者等で構成される高知県消防広域化に関する実務協議会が設置され、去る５月１２日に第１回実務協議会が開催されました。

実務協議会において示された消防本部統合の時期は令和１１年度とされておりますが、より遅い時期での統合を希望する自治体もあり、方面本部または各市町村の判断により、統合時期を令和１６年度まで先送りする案も示されております。

また、先行的共同事業といたしまして、消防指令システム及び消防救急デジタル無線については、令和１０年度から調査・設計を順次進め、令和１６年度の全県での共同整備を目指す案が示されております。

現時点では、こうした県から示された案に対しまして、各自治体における財政負担のあり方や、広域化に伴う職員の処遇調整、地域特性に応じた運用体制の構築といった課題に加え、広域連合が実施する人材確保事業によって必要な職員が確保されるのか、また、３交替制の導入に伴うコスト増が将来的な市町村財政に与える影響への懸念など、様々な意見が出されており、引き続き協議が予定されております。

今後は協議が整い次第、各自治体の議決を経て、令和９年度に消防広域化実施計画協議会の設置、令和１０年度には高知県消防広域連合を設立し、令和１６年度に県内１消防本部への完全統合へ移行する計画となっております。

本市といたしましては、高幡消防組合内での議論及び検討を踏まえ、議会にも御相談しながら、高知県消防広域化については、慎重な姿勢で臨んでまいりたいと考えております。

次に、高台整備事業の進捗についてであります。

東川内第１市営住宅跡地を活用した宅地開発につきましては、民有地８，４３４平方メートルを加えた約１万６，９００平方メートルを事業全体面積として、令和９年度中の造成完了を目指し、このうち宅地面積を５，２０２平方メートルといたしまして、３６区画の分譲を計画しております。

宅地開発にあたっては、市営住宅跡地周辺の土地を最大限有効活用するとともに、高知県が定める開発許可基準及び特定開発行為に関する技術基準に定められた幹線道路、区画道路等の設置並びに土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定されている東側山林の土砂災害対策を行う必要があることから、周辺の民有地を取得することといたしております。

現在、地権者との間で売買契約締結に向けた交渉を進めているところでありますが、そのうち１件が議会の議決を必要とする契約であることから、本定例会におきまして議案を提出いたしております。また、並行して造成工事の入札業務を進めており、こちらにつきましては、本定例会最終日に、工事請負契約に係る追加議案を提出するよう準備を進めております。

これまでの間、事業実施に当たり、近隣住民の方々を対象とした事業説明会を３回開催いたし

ました。また、完成後は交通量の増加が見込まれることから、須崎警察署との協議をはじめ、関係機関との調整も実施しております。

今後におきましては、市内および近隣市町村における不動産取引の状況を踏まえながら、庁内の高台整備にかかる検討委員会において議論を重ね、宅地の販売条件や分譲価格について決定してまいります。

造成工事の施工期間中は、市道の通行止めや工事に伴う騒音・粉塵などにより、近隣住民の方々をはじめ、市民の皆様には御不便をおかけいたしますが、可能な限り対策を尽くして施工を進めてまいりたいと考えておりますので、御理解、御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

続きまして、本定例会に提出いたしましたいくつかの議案につきまして、若干の御説明を申し上げます。

市議案第44号及び市議案第45号につきましては、地方税法等の一部改正に伴う須崎市税条例および須崎市国民健康保険税条例の一部改正について、それぞれ専決処分の承認をお願いするものであります。

市議案第47号につきましては、出入国管理及び難民認定法等の一部改正に伴い、条例の一部改正を行うものであります。これらを含みまして、条例議案を6議案提出いたしております。

予算案につきましては、市議案第50号から市議案第53号までの各会計の専決処分の承認、市議案第54号から市議案第56号までの各会計の補正予算案、合わせて7議案を提出いたしております。

その他の議案といたしまして、市議案第57号の高幡障害者支援施設組合理約の変更について、市議案第58号の土地の取得について、市議案第59号及び市議案第60号の財産の取得について、市議案第61号の指定管理者の指定について、市議案第62号の字の区域の変更について、市議案第63号の固定資産評価員の選任について、市議案第64号の教育委員会委員の任命についてを提出いたしております。

以上、本定例会に21議案を提出いたしております。各議案の詳細につきましては、この後、関係課長等から御説明申し上げますので、御審議の上、適切な御決定を賜りますようお願い申し上げます。

△議案説明

○議長（土居信一君） 続いて、議案の説明を求めます。税務課長。

〔税務課長 高橋正恭君登壇〕

○税務課長（高橋正恭君） おはようございます。

市議案第44号専決処分の承認についてにつきまして、御説明をいたします。

議案書1ページから13ページでございます。本議案は、地方税法等の一部を改正する法律及び地方税法施行令等の一部を改正する政令が令和8年3月31日に公布、翌4月1日に施行となったことに伴い、須崎市税条例の一部改正について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により御報告を申し上げるとともに、承認をお願いするものであります。

主な改正内容といたしましては、令和8年度税制改革大綱に基づき、個人住民税にかかる給与

所得控除の引き上げや、自動車税、軽自動車税における環境性能割の令和7年度末での廃止、物価指数等の上昇を踏まえて、固定資産税の免税点を令和9年度以後の課税分から引き上げることなど、地方税法等の改正に伴い、須崎市税条例に所要の改正を行う内容となっております。

それでは議案書3ページを御覧ください。

第18条の3及び第19条の改正につきましては、軽自動車税の環境性能割の廃止に伴い、「種別割」の文言を「軽自動車税」に改めるとともに、条例内の引用条項の文言を削除する改正であります。

第33条の改正につきましては、所得税の課税標準に関する法改正に伴うもので、第34条の7の改正につきましては、寄附金税額控除にかかる法改正に伴う引用条項のずれを改める内容となっております。

第36条の2及び第36条の3の2の改正につきましては、法改正に伴う条項のずれを改めるもので、第36条の3の3にかかる改正につきましては、公的年金等受給者の扶養親族等申告書の提出義務の範囲の見直しに伴う条項の追加となっております。

4ページ下段の第63条の改正につきましては、物価指数等の上昇を踏まえまして、固定資産税の免税点について、家屋にかかる免税点を30万円に、償却資産にかかる免税点を180万円にそれぞれ引き上げるもので、令和9年度以後の年度分の固定資産税から適用となります。

第80条から5ページ下段の第91条までの改正につきましては、軽自動車税の環境性能割の廃止に伴い、現行の軽自動車税種別割を軽自動車税とする法改正にあわせまして、条例内の軽自動車税に関する条項において用語の変更をはじめ、所要の改正を行う内容となっております。

附則第6条から次のページの6ページの中ほどの附則第9条の2までの改正につきましては、個人住民税における住宅借入金等特別税額控除の期間の延長や、復興特別所得税の課税期間の延長をはじめとする個人市民税にかかる控除額の特例や経過措置等について、法改正にあわせて所要の改正を行うものであります。

附則第10条の2から8ページ末尾の附則第10条の5までの改正につきましては、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告をはじめとする固定資産税にかかる手続等について、法改正にあわせまして所要の改正を行うものであります。

9ページ1行目の附則第15条の2から附則第16条の2までの改正につきましても、軽自動車税の環境性能割廃止に伴う文言の修正などの所要の改正を行うものであります。

附則第16条の3から10ページ末尾の附則第20条の2までの改正につきましては、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得にかかる住民税の課税の特例や、特定暗号資産等にかかる個人の住民税の課税の特例に関する条項の新設などが主な改正内容となっておりまして、加えて、法改正に伴い条例内で引用しております地方税法の条項に関する文言や条例内の条ずれなどに対しまして、所要の改正を行う内容となっております。

また、この度の須崎市税条例の一部を改正する条例の附則といたしまして、第1条において施行期日といたしまして、この条例は令和8年4月1日から施行することを定めるとともに、ただし書きの第1号から第4号におきまして、その他の施行日といたしまして、令和9年1月1日、令和9年4月1日、令和10年1月1日、並びに金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一

部を改正する法律の施行の日の属する年の翌々年の1月1日のそれぞれの日に施行する条項を定めております。

また、附則第2条におきまして、市民税に関する経過措置を、附則第3条におきまして固定資産税に関する経過措置を、附則第4条におきまして軽自動車税に関する経過措置をそれぞれ定めております。

以上よろしく願いいたします。

○議長（土居信一君） 市民課長。

〔市民課長 市川ゆかり君登壇〕

○市民課長（市川ゆかり君） おはようございます。

市議案第45号専決処分の承認についてにつきまして御説明いたします。

議案書14ページから16ページでございます。本議案は、地方税法等の一部を改正する法律並びに地方税法施行令等の一部を改正する政令等が、令和8年3月31日に公布、翌4月1日に施行となったことに伴い、令和8年3月定例会において議決をいただきました、須崎市国民健康保険税の一部を改正する条例の一部を改正することについて、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により御報告を申し上げるとともに、承認をお願いするものでございます。

主な改正内容としましては、3月定例会で議決をいただきました国民健康保険税の一部改正の内容に対しまして、国民健康保険税の課税限度額を引き上げるとともに、低所得者に対する国民健康保険税の軽減措置について、被保険者均等割額及び世帯別平等割額を軽減する所得判定基準を引き上げる内容を追加するものとなっております。

議案書16ページを御覧ください。第2条第3項を改め、同条に1項を加える改正規定に関する改正については、国民健康保険税の基礎課税額にかかる賦課限度額を「66万円」から「67万円」に改めるとともに、新設となった子ども・子育て支援金にかかる賦課限度額を3万円と定める改正内容となっております。

第21条第1項を改め、同項第1号に次のように加える改正規定に関する改正につきましても、先ほどと同様に、国民健康保険税の基礎課税額にかかる賦課限度額を「66万円」から「67万円」に改めるとともに、新設となった子ども・子育て支援金にかかる賦課限度額を3万円に定めるとともに、所要の用語の修正を行う改正内容となっております。

第21条第1項第2号並びに第3号に次のように加える改正規定に関する改正につきましては、低所得者に対して被保険者均等割額及び世帯別平等割額を軽減する所得判定基準につきまして、5割軽減の基準につきましては、被保険者数に乗ずる金額を「30万5,000円」から「31万円」に、2割軽減の基準につきましては、被保険者数に乗ずる金額を「56万円」から「57万円」に改めるとともに、所要の用語の修正を行う改正内容となっております。

第21条第3項各号列記以外の部分を改め、同項に3号を加える改正規定並びに第21条に1項を加える改正規定に関する改正につきましては、国民健康保険税条例の中で引用する国の施行規則の条ずれや所要の用語の修正を加える改正内容となっております。

また、附則といたしまして、この度の改正条例の施行期日を公布の日と定めることによって、

3月定例会で議決をいただきました、国民健康保険税条例の一部を改正する条例の施行期日である令和8年4月1日から改正となるものであります。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（土居信一君） 文化スポーツ・観光課長。

〔文化スポーツ・観光課長 廣見太志君登壇〕

○文化スポーツ・観光課長（廣見太志君） おはようございます。

市議案第46号須崎市立スケートパークの設置及び管理に関する条例についてにつきまして御説明いたします。

議案書17ページから22ページでございます。本条例案は、現在、神田地区マルナカ須崎店南東に整備中であり、本年7月に完成、8月に供用開始予定である須崎市立スケートパークの設置及び管理に関し必要な事項を定めるものでございます。

18ページを御覧ください。まず、第1条の設置では、アーバンスポーツに関する技術の向上並びに健康増進及び体力の維持を図るとともに、交流人口の拡大及び多世代交流を促進する拠点として、須崎市立スケートパークを設置することとしております。

第2条では、名称、愛称及び位置を、第3条及び第4条では指定管理者による管理や行う業務について定めることとしております。

第5条では、利用時間及び休館日について、第6条では、管理棟会議室及び滑走可能エリアからなる有料施設に係る利用の許可について、19ページに移りまして、第7条では、許可を受けた有料施設の目的外利用等の禁止について、第8条及び第9条では、利用の取消し等の届出及び利用の許可の取消し等について、第10条及び第11条では、利用料金及び利用料金の減免について、第12条では、有料施設の占用利用の取消し、変更及び当日利用しなかった場合のキャンセル料について定めることとしております。

第13条では利用者の責務について、20ページに移りまして、第14条及び第15条では、設置の制限、原状回復の義務について、第16条では、有料施設を占用利用する場合であっても、指定管理者が管理の上で必要である場合の立ち入りについて、第17条から第19条では、遵守事項、入場の制限、損害賠償について、21ページに移りまして、第20条ではスケートパークの運営について協議を行うための運営審議会の設置について、第21条では委任について定めることとしております。

なお、附則1といたしまして、この条例の施行期日は、公布の日から起算して3か月を超えない範囲内において規則で定める日から施行することとし、附則2では、供用開始に当たっての準備行為は、条例施行前であっても公布の日以降に実施できることとしております。

また、附則3といたしまして、須崎市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償支給条例の別表に、本条例案の第20条に規定しております運営審議会委員の報酬を追加する改正を行うこととしております。

別表第1では、第5条の利用時間について、別表第2では第10条の利用料金の上限について定めることとしております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（土居信一君） 市民課長。

〔市民課長 市川ゆかり君登壇〕

○市民課長（市川ゆかり君） 市議案第４７号須崎市印鑑条例の一部を改正する条例についてにつきまして、御説明いたします。

議案書２３ページから２４ページでございます。本条例では、個人番号カードを用いて印鑑登録証明書を取得できることを規定していますが、出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律の施行により、在留カード、特別永住者証明書に個人番号カードの機能を付加した特定在留カード、特定特別永住者証明書でも印鑑登録証明書を取得することが可能となるため、条例について所要の改正を行うものでございます。

２４ページを御覧ください。本条例第１５条、多機能端末機による登録証明書の交付につきまして、個人番号カードの機能が付加された特定在留カード等でも印鑑登録証明書を取得することができることを規定いたします。

なお、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものといたしております。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（土居信一君） 生涯学習課長。

〔生涯学習課長 福本博一君登壇〕

○生涯学習課長（福本博一君） 市議案第４８号須崎市立吾桑交流会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてにつきまして御説明いたします。

議案書２５ページ、２６ページになります。本議案は、須崎市立吾桑交流会館会議室１に整備をしました、冷暖房施設を利用者が使う際の使用料を設定するため、条例の一部を改正しようとするものでございます。

議案書２６ページ、別表の会議室１の冷暖房使用料につきまして、利用時間区分あたり１００円と設定するものです。

なお、附則としまして、この条例は令和８年７月１日から施行するものとしています。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（土居信一君） 総務課長。

〔総務課長 松浦すが君登壇〕

○総務課長（松浦すが君） 市議案第４９号須崎市長等の給料及びその他の給与並びに旅費支給条例の一部を改正する条例についてにつきまして御説明いたします。

議案書２７ページと２８ページでございます。本議案は、市長、副市長、教育長の給与等について、現行では給料、期末手当、退職手当のみの支給としているところ、新たに住居手当を追加しようとするものでございます。改正の理由といたしましては、広く専門的な知見や優れた指導力を有する人材を確保する必要があり、転居を伴う場合などにおいて生活基盤の安定を図るため、一般職員の手当の支給に準じ、住居手当を支給できるよう所要の改正を行おうとするものでございます。

２８ページ改正内容でございますが、第２条の給与において住居手当を追加し、第２条の次に第２条の２を加え、住居手当の額は、須崎市一般職員の給与に関する条例の例によるものとした

しております。第5条の改正は、第2条の2を追加したことによる文言の整理でございます。

なお、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行することといたしております。

続きまして、議案書29ページ市議案第50号専決処分の承認についてにつきまして、御説明いたします。本議案は、令和7年度須崎市一般会計補正予算（第12号）につきまして、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により御報告を申し上げますとともに、承認をお願いするものでございます。

別冊補正予算書の1ページをお願いいたします。補正の主な内容といたしましては、歳入では国・県支出金やふるさと納税などの決算見込み、また、起債の許可決定等によりまして、関連いたします費目ごとの調整を行ったものでございます。

また、歳出におきましては、事業費の確定や決算見込み等による関連費目を調整いたしております。その結果、歳入歳出それぞれ11億5,295万2,000円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ264億1,832万6,000円とするものでございます。

予算書2ページ第1表、歳入歳出予算補正の歳入から御説明いたします。第13款分担金及び負担金は60万円、第14款使用料及び手数料は570万円、第15款国庫支出金は7億6,821万7,000円、第16款県支出金は9,724万6,000円のそれぞれ減額となっております。

次に、第17款財産収入は500万円の減額、第18款寄付金につきましては、主にふるさと納税による、すさきがすきさ応援寄附金の更正により、2億2,328万3,000円の減額補正となっております。次に、第19款繰入金は3億1,844万2,000円の補正、また第20款繰越金は2億3,882万4,000円の減額、第21款諸収入は1,337万6,000円の補正となっております。最後に、第22款市債につきましても、事業執行状況に伴う起債の許可決定等によりまして、1億4,590万円の減額となっております。

次に、歳出でございますが、4ページからとなっております。主に事業費の確定及び決算見込み等による減額更正となっております。第2款総務費では、総務管理費の主に企画費や情報管理費、防災対策費などの減額更正により、2億3,854万円の減額補正となっております。

次に、第3款民生費では、社会福祉費や生活保護費など1億7,223万2,000円の減額、第4款衛生費は主に環境衛生費など3億6,752万1,000円の減額、第6款農林水産業費は1億306万円、第7款商工費は621万円、第8款土木費は6,383万3,000円、第9款消防費は1,974万円のそれぞれ減額、また第10款教育費は6,274万円、第11款災害復旧費では7,637万6,000円。第12款公債費は4,270万円とそれぞれ減額補正となっております。

次に6ページ、第2表繰越明許費補正でございますが、第2款総務費では交通安全施設整備費128万5,000円、地域防災緊急整備事業費704万円、第4款衛生費ではクリーンセンター横浪施設整備事業費820万円、第6款農林水産業費では園芸用ハウス整備事業費1,186万5,000円、水産業振興費260万円、第8款土木費では高台整備事業費77万円、第10款教育費で事務局費258万6,000円、給食センター運営事業費46万7,000円。第13款諸支出金では、巡航船事業特別会計繰出金160万円につきまして、それぞれ翌年度に繰り

越す必要が生じたことから、追加補正をいたしております。

また、変更といたしまして、第3款民生費では、物価高対応子育て応援手当支給事業費を549万8,000円に、第6款農林水産業費では、地域農業水利施設保全型事業費を3,166万3,000円に、水産物供給基盤機能保全事業費を4,873万4,000円に、安和漁港海岸高潮対策事業費を1億2,202万9,000円に、第10款教育費では文化財保存事業費を82万5,000円にそれぞれ増額して繰り越すことといたしております。

7ページ第3表債務負担行為補正でございますが、浦ノ内小学校屋内運動場地下水熱利用空調設備使用料を、期間は専決日から令和17年度まで、限度額は1,800万円に追加するものでございます。

次に第4表地方債補正でございますが、公共事業等の限度額を2,690万円に、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業の限度額を5,140万円に、災害復旧事業の限度額を890万円に、緊急防災・減災事業の限度額を1億9,870万円に、辺地対策事業の限度額を1,930万円に、過疎対策事業の限度額を43億3,940万円に、緊急自然災害防止対策事業の限度額を1億2,690万円にそれぞれ減額し、限度額の総額を49億3,150万円から47億8,560万円に変更しようとするものでございます。

なお、8ページ以降に歳入歳出補正予算事項別明細書を添付いたしておりますので、御参照いただきたいと思います。

以上よろしく願いいたします。

○議長（土居信一君） 企画情報課長。

〔企画情報課長 堅田典寿君登壇〕

○企画情報課長（堅田典寿君） 市議案第51号専決処分の承認についてにつきまして御説明を申し上げます。

議案書30ページでございます。本議案は令和7年度須崎市巡航船事業特別会計補正予算（第3号）につきまして、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、同条第3号の規定により御報告申し上げますとともに、承認をお願いするものでございます。

別冊補正予算書の35ページをお願いいたします。令和7年度須崎市巡航船事業特別会計補正予算（第3号）といたしまして、第1条で繰越明許費を定めております。

次に36ページをお願いいたします。第1表繰越明許費であります。第1款巡航船事業費におきまして、巡航船運航経費として、巡航船へのエアコン設置工事費160万円を翌年度に繰り越す必要が生じたことから、補正を行うものであります。

以上よろしく願いいたします。

○議長（土居信一君） 市民課長。

〔市民課長 市川ゆかり君登壇〕

○市民課長（市川ゆかり君） 議案書31ページ、市議案第52号専決処分の承認についてにつきまして、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により御報告を申し上げますとともに、承認をお願いするものでございます。

別冊補正予算書の37ページでございます。歳入歳出予算の総額にそれぞれ454万2,00

0円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億5,704万8,000円とするものでございます。

歳出から御説明いたします。補正予算書の38ページを御覧ください。第2款後期高齢者医療広域連合負担金、第1項後期高齢者医療広域連合負担金454万2,000円を計上いたしております。

続きまして、歳入でございます。第1款後期高齢者医療保険料、第1項後期高齢者医療保険料454万2,000円を計上いたしております。なお、詳細につきましては、39ページからの歳入歳出補正予算事項別明細書を御参照ください。

以上よろしく願いいたします。

○議長（土居信一君） 住宅・建築課長。

〔住宅・建築課長 山岡伸也君登壇〕

○住宅・建築課長（山岡伸也君） おはようございます。

市議案第53号専決処分の承認についてにつきまして、御説明を申し上げます。

議案書32ページでございます。本議案は、須崎市住宅新築資金等貸付事業特別会計の令和7年度決算におきまして、住宅新築資金等貸付金に係る元利償還金に未納が生じ、歳入不足となっております。そのため、地方自治法施行令第166条の2の規定に基づき、歳入不足分を翌年度から繰上充用するため、令和8年度須崎市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）でその必要額を計上し、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をさせていただきましたので、同条第3項の規定により御報告を申し上げ、承認をお願いするものでございます。

別冊補正予算書1ページをお願いいたします。今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,604万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3,102万9,000円とするものであります。

それでは2ページを開いてください。第1表歳入歳出予算補正の歳出、第3款前年度繰上充用金第1項前年度繰上充用金としまして1億1,604万4,000円を増額し、同じく歳入、第2款諸収入第1項貸付金元利収入としまして、1億1,604万4,000円を増額するものであります。なお、詳細につきましては、3ページからの歳入歳出補正予算事項別明細書を御参照ください。

以上よろしく願いいたします。

○議長（土居信一君） 総務課長。

〔総務課長 松浦すが君登壇〕

○総務課長（松浦すが君） 議案書33ページ、市議案第54号令和8年度須崎市一般会計補正予算（第1号）についてにつきまして御説明いたします。

別冊補正予算書の1ページをお願いいたします。今回の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6億3,508万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ215億7,508万円とするものでございます。

次に第1表歳入歳出予算補正でございますが、3ページの歳出から御説明いたします。第2款総務費につきましては、集落活動拠点事業費や地域おこし協力隊費などの増額更正によりまして、

計4,507万9,000円の補正。第3款民生費につきましては、障害福祉費及び介護保険特別会計繰出金更正により195万6,000円の補正。第6款農林水産業費につきましては、園芸用ハウス等リノベーション事業費や共同利用設備導入支援事業費の更正などにより、3,049万6,000円の補正。第8款土木費では、須崎総合高校新設道路建設事業費の計上により2億5,680万円の補正。第10款教育費では、スクールバス購入事業費などにより、計2億8,074万9,000円の補正。第13款諸支出金では、水道事業会計繰出金更正により2,000万円の補正となっております。

そして、これらに充当いたします財源といたしましては、2ページ歳入をお願いいたします。まず、第15款国庫支出金を1,659万4,000円、第16款県支出金を2,791万3,000円、第19款繰入金を2,794万9,000円、第20款繰越金を1,762万4,000円、第22款市債を5億4,500万円、それぞれ補正計上いたしております。

次に4ページ、第2表地方債補正でございますが、過疎対策事業の限度額を17億7,330万円とし、起債総額で5億4,500万円増額の20億390万円に限度額を変更しようとするものでございます。なお、詳細につきましては5ページ以降の歳入歳出補正予算事項別明細書を御参照いただきますようお願いいたします。

以上よろしくをお願いいたします。

○議長（土居信一君） 長寿介護課長。

〔長寿介護課長 大崎弘美君登壇〕

○長寿介護課長（大崎弘美君） 市議案第55号令和8年度須崎市介護保険特別会計補正予算（第1号）についてにつきまして御説明いたします。

議案書34ページ、別冊補正予算書15ページからとなります。今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ121万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ26億3,305万1,000円としようとするものです。

それでは、16ページの歳出より御説明いたします。歳出につきましては、第1款総務費第1項総務管理費の更正増121万円は、負担限度額認定証の様式変更に伴うシステム改修費でございます。

続きまして、これに充当いたします財源としまして、歳入を御覧ください。第7款繰入金第1項一般会計繰入金121万円は、事業費の増加に伴う財源調整に係るものでございます。なお、詳細につきましては、17ページ以降の歳入歳出補正予算事項別明細書を御参照願います。

以上よろしくをお願いいたします。

○議長（土居信一君） 上下水道課長。

〔上下水道課長 大野明君登壇〕

○上下水道課長（大野明君） おはようございます。

市議案第56号令和8年度須崎市水道事業会計補正予算（第1号）についてにつきまして御説明いたします。

議案書35ページ、別冊須崎市水道事業会計補正予算書1ページを御覧ください。第2条資本的収入及び支出の補正でございますが、給水車及び応急給水資機材の倉庫建築等に伴いまして、

収入の部、第1款資本的収入第2項企業債を220万円増額し、2億4,470万円に、また第3項負担金を2,000万円増額し、2,550万円に、第1款資本的収入の総額を2億9,270万円とするものでございます。

また、支出の部につきましては、第1款資本的支出第1項建設改良費を2,000万円増額し、3億2,100万円とし、第1款資本的支出の総額を5億92万1,000円といたしております。

なお、これに伴い、予算第4条本文括弧書きにつきまして、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億822万1,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,859万7,000円、減債積立金取崩し額2,549万6,000円、過年度分損益勘定留保資金1億5,412万8,000円で補てんするものと改めております。

次に、第3条では企業債を補正するものでございます。予算第5条に定めた上水道事業債の限度額を220万円増額し、総額1億7,950万円とするものでございます。

なお、2ページ以降には、須崎市水道事業会計補正予算実施計画等を添付しておりますので、御参照くださいますようお願いいたします。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（土居信一君） この際、10分間休憩いたします。

午前11時 休憩

午前11時10分 再開

○議長（土居信一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。福祉事務所長。

〔福祉事務所長 森光澄夫君登壇〕

○福祉事務所長（森光澄夫君） 市議案第57号高幡障害者支援施設組合規約の変更についてにつきまして御説明をいたします。

議案書36ページ、37ページでございます。本議案は、地方自治法第286条第1項の規定に基づき、高幡障害者支援施設組合規約を別紙のとおり変更することについて、同法第290条の規定に基づき議決を求めるものでございます。高幡障害者支援施設組合では、今後の組合のあり方を協議しており、現在の指定管理者での継続した経営を想定した組合解散に向けた検討が行われておりますことから、組合規約に解散に関する条項を追加しようとするものでございます。

変更の内容につきましては、第12条を第16条とし、第11条の次に第12条組合の解散、第13条解散に伴う財産処分、第14条解散に伴う事務の承継、第15条決算の審査及び認定の4条を加えるものでございます。

なお、附則といたしまして、この規約は、高知県知事の許可のあった日から施行することといたしております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（土居信一君） 生涯学習課長。

〔生涯学習課長 福本博一君登壇〕

○生涯学習課長（福本博一君） 市議案第５９号財産の取得についてにつきまして御説明いたします。

議案書３９ページでございます。本議案は、令和８年度図書館等複合施設図書資料の購入につきまして、地方自治法第９６条第１項第８号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第３条の規定に基づき、議決をお願いするものでございます。

本事業は、新たに建設中の図書館等複合施設に整備するための図書の購入につきまして、取得する財産を装備済み図書資料本体及び付随する書誌情報のデータとするものです。購入した図書には、図書システムに対応するためのバーコードや、貸し出しや盗難に対応するためのＩＣタグの貼付、また、書籍を長期間保有するためのカバーなどを装備する必要があります。

あわせて図書システムへ書誌情報のデータを入力する必要がある、購入冊数が１万冊程度の見込みであることから、相当な作業が見込まれます。こうした一連の作業を一括して対応できるのは株式会社図書館流通センターのみであることから、限度額を２，５５０万円として契約を行いたいとするものでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（土居信一君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 森光和明君登壇〕

○学校教育課長（森光和明君） 市議案第６０号財産の取得についてにつきまして御説明いたします。

議案書４０ページでございます。本議案は、給食調理自校方式校である浦ノ内小学校、吾桑小学校及び上分小学校の３校におきまして、老朽化した厨房機器の更新に伴い、新機器を取得することにつきまして、地方自治法第９６条第１項第８号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第３条の規定に基づき議決をお願いするものでございます。

この厨房機器の取得につきまして、去る５月２９日に指名競争入札を実施いたしましたところ、高知市潮新町２丁目９番１５号、四国厨房器製造株式会社高知営業所が２，１００万円で落札いたしました。これに消費税を加えました。２，３１０万円で契約を行うものでございます。

なお、入札記録等につきましては、お手元にお配しております資料を御参照いただきますようお願いいたします。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（土居信一君） 文化スポーツ・観光課長。

〔文化スポーツ・観光課長 廣見太志君登壇〕

○文化スポーツ・観光課長（廣見太志君） 市議案第６１号指定管理者の指定についてにつきまして御説明いたします。

議案書４１ページでございます。本議案は、本年８月に供用開始予定としております、須崎市立スケートパークの管理等につきまして、地方自治法第２４４条の２第３項の規定に基づき、東京都八王子市打越町３３１番地２川幡ビル１０２、須崎スケートパーク管理運営パートナーズを指定管理者に指定することにつきまして、同条第６項の規定に基づき議決をお願いするものでございます。

指定期間につきましては、供用開始にかかる準備期間を含め、令和8年7月1日から令和11年3月31日までの2年9か月間といたしております。

以上となります。よろしくお願いいたします。

○議長（土居信一君） 農林水産課長。

〔農林水産課長 嶋崎貴寿君登壇〕

○農林水産課長（嶋崎貴寿君） 市議案第62号字の区域の変更についてにつきまして御説明いたします。

議案書42ページでございます。本議案は、高知県の事業である県道須崎仁ノ線の道路改良計画に伴いまして、現在未登記の公有水面の埋立地を整理するために、須崎市浦ノ内塩間字宮ノ前35番、36番地先から同所字藤ケサコ10番3地先までの字である浦ノ内塩間字東ノ谷を3つの字に分けまして、須崎市浦ノ内塩間字宮ノ前35番地先から649番口地先までを浦ノ内塩間字宮ノ前に、同じく須崎市浦ノ内塩間字東ノ谷28番地先から13番2地先までを浦ノ内塩間字東ノ谷に、そして須崎市浦ノ内塩間字藤ケサコ12番地先から10番3地先までを浦ノ内塩間字藤ケサコに変更しようとするものでございます。

なお、添付資料といたしまして、別冊の位置図を御参照願います。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（土居信一君） 副市長。

〔副市長 梅原健一郎君登壇〕

○副市長（梅原健一郎君） 市議案第63号固定資産評価員の選任についてにつきまして御説明いたします。

議案書43ページでございます。本議案は、地方税法第404条第2項の規定に基づきまして、高知市愛宕町3丁目16番28号 N&Aアパートメント803 高橋正恭税務課長を固定資産評価員に選任することにつきまして、同意を求めるものでございます。

なお、履歴につきましては44ページに掲載をいたしておりますので御参照ください。

続きまして、市議案第64号教育委員会委員の任命についてについて御説明をいたします。

議案書45ページでございます。本議案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づきまして、須崎市多ノ郷甲1763番地岡田和美氏を教育委員会委員に任命することにつきまして、同意を求めるものでございます。

なお、任期は令和8年9月13日から令和12年9月12日の4年間となっております。岡田氏の履歴につきましては、46ページに掲載をいたしておりますので御参照ください。

以上よろしくお願いいたします。

○議長（土居信一君） 以上で一括議案の説明は終わりました。

日程第4 市議案第58号

○議長（土居信一君） 日程第4、市議案第58号を議題といたします。

△議案説明

○議長（土居信一君） 議案の説明を求めます。建設課長。

〔建設課長 中川雄大君登壇〕

○建設課長（中川雄大君） 市議案第５８号土地の取得についてにつきまして、御説明を申し上げます。

議案書３８ページでございます。土地の取得については、東川内第１市営住宅跡地の高台開発に係るもので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第３条の規定に基づき、議決をお願いするものでございます。取得する土地についてですが、所在地は須崎市多ノ郷字馬神で、５筆の隣接する土地となっており、合計の地積が６，２６３．３６平方メートルでございます。取得金額につきましては、２，１９１万８，４８２円で、契約の相手方は記載のとおりでございます。

以上よろしく申し上げます。

○議長（土居信一君） 以上で市議案第５８号の説明は終わりました。

○議長（土居信一君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居信一君） 質疑なしと認めます。

△委員会付託

○議長（土居信一君） お諮りいたします。ただいま議題となっております市議案第５８号は、委員会への付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居信一君） 御異議なしと認めます。よって、市議案第５８号は委員会への付託を省略することに決しました。

△討 論

○議長（土居信一君） これより討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居信一君） 討論なしと認めます。

△市議案第５８号採決

○議長（土居信一君） これより市議案第５８号土地の取得について採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居信一君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

○議長（土居信一君） 以上をもって本日の日程は全部終了しました。

お諮りいたします。明日から６月１５日までの４日間は、議案下審査等のため休会し、６月１６日から再開いたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居信一君） 御異議なしと認めます。よって、明日から４日間は休会することに決しました。

６月１６日の日程は一般質問であります。開議時刻は午前１０時。

本日は、これにて散会いたします。

午後１１時２３分 散会

第495回須崎市議会6月定例会会議録

議事日程

令和8年6月16日（火曜日）午前10時開議

第1．一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1．一般質問

出席議員

1 番 西村 泰一君	2 番 大崎 宏明君
3 番 宮田 志野君	4 番 杉山 愛子君
5 番 吉野 寛招君	6 番 松田 健君
7 番 佐々木 學君	8 番 山本 啓介君
9 番 森田 收三君	10 番 海地 雅弘君
11 番 森光 一晴君	12 番 高橋 立一君
13 番 高橋 祐平君	14 番 土居 信一君

説明のため出席した者

市 長 楠瀬 耕作君	副 市 長 梅原健一郎君
会計管理者兼会計課長 濱崎 守央君	総 務 課 長 松浦 すが君
企画情報課長 堅田 典寿君	プロジェクト推進室長 岡田 進一君
元気創造課長 小川 智義君	文化スポーツ・観光課長 廣見 太志君
防災課長 楠瀬 晃君	税 務 課 長 高橋 正恭君
建設課長 中川 雄大君	農 林 水 産 課 長 嶋崎 貴寿君
住宅・建築課長 山岡 伸也君	環 境 未 来 課 長 宮本 良二君
長寿介護課長 大崎 弘美君	健 康 推 進 課 長 國廣 哲也君
市 民 課 長 市川ゆかり君	福 祉 事 務 所 長 森光 澄夫君
人権交流センター所長 松浦 永治君	上 下 水 道 課 長 大野 明君
教 育 長 押田 貴久君	学 校 教 育 課 長 森光 和明君
生涯学習課長 福本 博一君	子ども・子育て支援課長兼 青少年育成センター所長 青木 裕子君
港湾政策推進監 壹反田正好君	

事務局職員出席者

局 長 久万 敏幸君
会計年度任用職員 福本 恵美君

次 長 松本 佐和君

午前10時 開議

○議長（土居信一君） 皆さん、おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○議長（土居信一君） 日程第1、一般質問を行います。

順次質問を許します。11番森光一晴さん。

〔11番 森光一晴君登壇〕

○11番（森光一晴君） 皆様、改めましておはようございます。森光一晴です。よろしくお願いします。

昨日、私、ある某薬局に、ちょっと用事があって寄ったんですけども、そこに後から御高齢の方が手押し車で処方箋を持って来られまして、薬の処方を受けようとしておりました。話をいろいろ薬局の方に聞いておりますと、このマイナンバーカードは、なんとか持参されていて、そして話いろいろ総合すると、使用期限が切れてたということで、再申請をしてくださいというようなことを薬局の方から伝えられておったんですが、なかなか御高齢でもあったり、やっとな手押し車を押して来たような方でして、家族、代理の方が何とかこう、市役所に行って申請できますかという話をしていたけど、一人暮らしで身内もいなくてできないというような話をされておりました。私もそこにいたもんですから、余計なお世話だったかもしれませんが、中に入って、その困っている内容等をお聞きして、市民課の担当にお電話させてもらって、なんとかこれフォローできないものなんだろうかとということでお願いをしました。

そしたら市民課では後日になるけど、フォローいたしましょうと。氏名と電話番号と住所等、連絡先確認をして、昨日そういうようなことがあって終わったんですが、この後なんとかうまくフォローしていただいて、このマイナンバーカードがスムーズに使えて、医療機関や薬局ですごく機能しやすくなるように、ひとつフォローお願いしておきたいなというふうに思うところでございます。そんなことがありましたので、ちょっと前段にお願いも兼ねて、発言をさせていただきました。

それでは通告に従いまして、順次質問をさせていただきます。まず1点目に、南海トラフ地震防災関連事項等についてお伺いをいたしたいと思います。その中の一つとして、防災ラジオの受信できないエリアの解消対策についてお伺いいたします。防災行政無線の導入から長い年月が経過しました。導入当時はポケベル波だから受信できないエリアは発生しないとのことでありまし

たが、システム導入以来、いまだに防災ラジオが受信できないエリアがあります。東京テレメッセージに受信できないエリアの解消を要求すると聞いていますが、時期はいつなのか。中継基地の増設などを要求するのか、レベルはどのような内容か。防災ラジオの受信できないエリアの解消を強く要望いたします。今後の対応と現状認識について防災課長にお伺いいたします。よろしくをお願いします。

○議長（土居信一君） 防災課長。

〔防災課長 楠瀬晃君登壇〕

○防災課長（楠瀬晃君） おはようございます。

防災行政無線の受信状況につきましては、一部の地域において、地形や気象状況等の影響により電波が微弱となり、受信が困難な状況が生じていることは、市としても十分認識しております。これまでも通信事業者と連携を図りながら、受信アンテナの交換や設置場所の変更等の対策を講じてまいりました。

現在提案されている個別対策、送信局の追加設置、屋外拡声子局への再送信機設置の3つの対策案につきましては、それぞれの実効性や費用対効果を含め、慎重に検討する必要があります。まず、南地区を対象とした防災に関するアンケートを実施し、受信不具合のある世帯を個別に把握することとしております。その調査結果を踏まえ、仮に受信困難な世帯が少数にとどまる場合は、多額の費用を要する施設整備よりも、屋外アンテナの個別設置など、比較的少額で確実な効果が見込める個別対策を中心に検討を進めていく方針でございます。

○議長（土居信一君） 森光さん。

〔11番 森光一晴君登壇〕

○11番（森光一晴君） やはり費用対効果というところがあると思いますので、安価にうまく対応できて、受信できないエリアの解消につながれば、これがベストだと思いますので、やってみないとわからなかったところもあったかもしれませんが、当初は280メガヘルツのデジタル波で、ポケベル波だから大丈夫だというような話で来たんですけど、それも本当に大丈夫かなという思いもあったんですけど、大丈夫だというポケベルはよう入ってましたので、大丈夫だというような認識に至ったんですけど、実際はそういうところがあって、地形によってやっぱりあるということが現実ですので、なんとか早く解消できればいいなと。それが言ってみれば市民の大きな安心につながるところもありますので、ぜひ一つ前向きに取り組んでいただければというふうに思います。

次の質問に移ります。防災資機材の整備における事務処理についてお伺いいたします。かねてより防災資機材整備がスピーディーに進むよう、事務処理の迅速化を要望してきました。過去には県の決裁が遅かった時期があり、防災資機材の購入処理が遅れた例がありました。昨年度に資機材補助金の申請を行ったが、防災課での事務処理が遅れていたと聞いております。防災資機材整備は自主防災組織にとっては待ったなしの要求であり、避難路などに設置するソーラーライトは重要な資機材で人命に関わるものです。事務処理の遅れによる整備が遅れることは許されないのではないか。事務処理の遅れた原因がどこにあるのか、どこにあったのか、私が原因について聞き取り調査を行ったが、その内容についての回答は得られませんでした。関係する自主防災組

織に説明済みとのことでありましたが、その資料の提供について要求をしましたが拒否をされました。聞き取り調査に答えられなかった理由は何か。資料の提出についての拒否理由は何か、改めて聞き取り調査に答えなかった理由と資料提出拒否の理由について防災課長にお伺いいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（土居信一君） 防災課長。

〔防災課長 楠瀬晃君登壇〕

○防災課長（楠瀬晃君） 自主防災組織が活動するために必要な防災資機材等の整備にあたり、市からの補助金を交付するためには、各自主防災組織や市内８地区の協議会から申請を受けて、高知県からの補助金とあわせて交付しております。議員御指摘のとおり、これまで事務手続きに時間を要し、補助金の交付が遅くなるケースがございました。主な理由といたしましては、申請内容が各組織の活動や訓練に即した資機材整備となっているかの確認や、近年新たに導入されている多様な防災資機材が補助対象としての要件を満たすかどうかの判断に時間を要したことが挙げられます。

また、県への申請事務や他業務と時期が重なったことなど、交付決定や精算事務が滞り、関係者の皆様にお待たせし、御迷惑をおかけしました。この件に関する対応といたしましては、本年３月に開催した須崎市防災連合会定例会において、市内８地区の協議会会長、事務局の皆様これまでの経緯と今後の改善策を御報告し、御確認をいただいております。なお、議員から御質問のありました資料などにつきましては、作成していないことから、詳細については協議会事務局にて御確認いただくようお願いしたと認識しております。

○議長（土居信一君） 森光さん。

〔１１番 森光一晴君登壇〕

○１１番（森光一晴君） この防災の資機材関連については、やはり種類というか、資機材たくさんあるわけですし、その中から地域に必要と思われるものを優先して、自主防災組織は要求をして整備に取り組んでいるというところであります。その資機材によっては、業者に工事をお願いしなきゃいけない部分だとかあります。全体的に事務処理がちょっと少しでも遅れてくると、後へすごくこう滞ってくると。完了通知は年度内に上げなきゃいけないというようなこともあって、事務処理をする方も御存知のようにせっぱ詰まってくると、もうふたふたして間に合わないかもしれないというような事象もあるわけですし、私個人としましては公民館勤務時も私の場合は、１地区協議会と、それから自主防災組織の１０地区、それで１１の部分で８年間ちょっと事務処理を担ってきたという経験からしますと、非常にそれが後ろへ来ると、だんだんだんだん焦ってきて、最初の段階でお金が入る時からもう遅いと、ずっと遅れてくると。早く県に決裁を下ろしてもらって、こちらの防災課で入金ができるようにしてもらって、入金があれば、すぐ自主防災組織がその要求してる資機材を購入し、そしてチェックをし、今言いましたように、工事が必要なものについては業者に工事依頼をして、工事業者から完了通知が上がってくれば、それを基に完了処理をすると、いろんなパターンパターンでたくさん時間を要するわけですので、今後なんとかそこら辺がスピーディーに行きますようお願いをしたいところと。それと私はその防災課長に聞き取りをさせてもらったところは、いろんなことをお聞かせいただいております。

なところで協力をしてスピーディーに進めていけばいいなというところもありました。私に取り組んできた過去においては、例えば南地区を例にとれば、南地区は、早くから防災に対する取り組みをずっとして、先のころは当時の尾崎正直知事の時にも、防災の取り組み先進地として表彰もいただいたというぐらいに早くからやっておって、そういうような経験もある地域において、そういうこともちょっと遅れがあったというようなこともありましたので、今後も信頼関係を築いていくというような角度からも情報の提供だとか、諸々、もちろん自主防災組織にとっては防災課の御支援があつてうまく進んでいってるという認識もあるわけですので、双方が、信頼関係の下にスピーディーに進めるように、今後も努力していかなきゃいけないなということで、また御協力をよろしくお願ひしたいなというふうに思うところです。またよろしくお願ひいたします。

次の質問に移ります。防災モデル地区についてであります。南地区を防災モデル地区とすることについて、特徴的なものとしては、どのような構想を持っているのか。また、自主防災組織からの要求や要望はどのようなレベルまで受け入れが可能か、その内容やレベルを示すことで、自主防災組織の要求や要望が出しやすい。地区の中でも孤立が想定されるエリアもあり、要求レベルはさまざまであるため、防災課の描いているイメージをより詳細に示すことはできないのでしょうか。防災課長にお伺ひいたします。

○議長（土居信一君） 防災課長。

〔防災課長 楠瀬晃君登壇〕

○防災課長（楠瀬晃君） 近年、自主防災組織の高齢化や担い手不足に加え、コロナ禍による活動の制限もあり、組織の弱体化が喫緊の課題となっております。本市といたしましては、各地区における防災活動の再活性化を図るため、まずは南地区をモデル地区と位置づけ、先行して取り組みを進めてまいります。

議員から御質問のありました自主防災組織からの要望に対する支援につきましては、地域の特性に応じた取り組みを推進する観点から対応してまいります。具体的には、備蓄用倉庫や避難道整備といった環境整備をはじめ、地域単位での防災訓練や研修など、協議会や組織間が連携して行う活動に対しまして、現行の補助制度を最大限活用し、支援していく考えであります。この取り組みを通じて本市が描くモデルイメージは、自助、共助、公助が適切に機能し、地域住民の皆様が主体的に災害に向き合い、いかなる事態にも柔軟に対応できる強靱な防災体制の構築を目指すものです。

○議長（土居信一君） 森光さん。

〔11番 森光一晴君登壇〕

○11番（森光一晴君） 地域によっていろいろなんですけども、例えばその地区の中でも孤立するエリアとかも想定されたり、そこに多少の水とか倉庫に入っているとしても、ちょっと長引いてしまうと足りなくなっていて、例えばそれを海水を水に変える浄水器も、そこら辺に特区として整備されていたりすると安心にもつながるし、命の水が確保できることもあって、そういう特区の中で特徴的になんか扱えるものがあれば、今後そういう対象を広げていただければありがたいなというふうに思うわけです。南地区もあるんですけども、海岸口の安和とかですね、浦ノ内の南岸とか道路が分断されて孤立する可能性もなきにしもあらずという地区もありますので、

そういうところも防災特区もそうなんですけども、それも含めてそこまで拡大をまた周りにしていただければありがたいかなというところもありますので、ぜひひとつよろしく願います。

次の質問にまいります。市道整備関連等についてお伺いたします。大谷より中ノ島方面の道路は令和7年度に数か所舗装修理を行ったが、まだ舗装修理が必要と思われる箇所があります。大型車両が損傷箇所を避けて走行することで、対向車の走行が妨げられることがあり、交通事故の原因になりかねません。対向車の走行に支障が及ばないように、損傷箇所の補修、修理を要望いたしますところであります。建設課長にお伺いたします。

○議長（土居信一君） 建設課長。

〔建設課長 中川雄大君登壇〕

○建設課長（中川雄大君） お答えします。

森光議員から令和7年9月議会でも補修要望をいただきました市道河原中ノ島線の補修についてでございますが、以前お答えしましたように、須崎市舗装長寿命化計画の直近の修繕計画はございませんが、部分的な修繕は令和7年度に数か所実施いたしております。しかしながら、議員御指摘のとおり、現在も補修が必要な箇所がございますので、令和8年度予算で順次対応予定といたしております。

○議長（土居信一君） 森光さん。

〔11番 森光一晴君登壇〕

○11番（森光一晴君） 令和7年度の時点で私がざっと数えたところで5か所は直っているということですね。だいぶ直ってきまして、危険要因がだいぶ減ってきました。そこを通行する地域の方、大型車両の運転される方とか、非常に気がついて喜んでいただいているところもあります。今後も事故の要因の一つになりかねませんので、早く解消できればいいなというふうに考えております。また、よろしく願います。

続きまして、農道整備関連等についてお伺いたします。農道野見サンロードの法印山トンネルのメンテナンス計画についてお伺いたします。法印山トンネルで起きてはならない重大事故が発生をしてしまいました。かねてよりトンネル内の照明が消灯することがしばしばあり、改善を要望してきました。中央部のライトが消灯すると昼間においては特に暗く感じるとの多くの声が上がっています。トンネル内が暗いことで前方確認が遅れる可能性もあり、交通事故要因の一つになってきたのではないかと。長年にわたり照明設備に関するメンテナンスを要望してまいりました。令和7年度に調査を完了し、令和8年度に設計、令和9年度に工事の予定と聞いていますが、この計画に変更はないものと思いますが、その認識で良いか改めて農林水産課長にお伺いたします。

○議長（土居信一君） 農林水産課長。

〔農林水産課長 嶋崎貴寿君登壇〕

○農林水産課長（嶋崎貴寿君） お答えします。

今回の法印山トンネル事故につきましては、事故に至った詳細な事実関係が出ていないため、事故と照明との因果関係につきましてはこの場で申し上げることはできませんが、ただ、これま

でも改善の要望があっていることは議員御案内のとおりでございます。

その上で、昨年度に南地区の市政懇談会でも御説明申し上げたところでございますが、法印山トンネルの照明につきましては、トンネルが完成して既に30年近くが経過していることから、抜本的に配線を元から入れ直すなど、大規模な設備改修をしなければならず、現在設備改修に向けた取り組みを進めているところでございます。

そして、事業の進捗につきましては、議員御案内のとおり、今年度、令和8年度につきましては、照明を含めた配線等の設計業務に取り組む予定でございまして、来年度以降に国から補助金が下りることを前提として、設備の更新工事を行うことといたしております。従いまして、現時点では、昨年度に南地区の市政懇談会で申し上げた計画通りに進んでおりまして、引き続き計画通りに事業が遂行できるよう努めてまいりたいと考えております。

○議長（土居信一君） 森光さん。

〔11番 森光一晴君登壇〕

○11番（森光一晴君） なんとか計画通りに進んでいくことを願っております。かねてよりそういう要望もずっと出てたところもあったりして、不幸な事故が重なったりということもありましたので、やっぱり市民としてのそこら辺の関心もちょっと高い部分もございますので、ひとつよろしく願いいたします。

次の質問にまいります。交通安全啓発看板の設置についてであります。昨年度、市政懇談会で交通安全啓発看板の設置を要求しており、設置に向けて前向きな回答が得られていたが、何らかの理由で設置がされておりませんでした。法印山トンネルでは起きてはならない重大な事故が発生し、交通安全の啓発看板の設置を要望するところですが、道路上の看板設置については警察署の許可も必要だと聞いております。警察署へ積極的に働きかけを行うなど、交通安全啓発看板の設置を要望するところであります。また、南地区から須崎警察署長に交通安全啓発看板の作成設置に関する要望書も提出しております。総務課長にお伺いいたします。

○議長（土居信一君） 総務課長。

〔総務課長 松浦すが君登壇〕

○総務課長（松浦すが君） おはようございます。お答えします。

交通安全の啓発にかかる看板につきましては、須崎市交通安全市民会議の活動の一環といたしまして、現地確認の後、道路管理者や警察等の関係団体、組織との協議を経まして設置を行っているところでございます。啓発看板設置において構造物へ設置する場合は、看板を固定し、強度や固定部分の錆び対策などの耐食性があれば警察の許可は要しないとのお話でございました。

森光議員御要望の箇所への啓発看板の設置につきましては、道路管理者が所有する構造物への設置ということになりますので、須崎警察署及び道路管理者と設置方法等について協議をしているところでございます。協議が整い次第、設置に向けて進めてまいりたいと考えております。今後も地域、警察、関係団体と連携しながら、事故防止や交通安全に関する広報啓発活動を行ってまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（土居信一君） 森光さん。

〔11番 森光一晴君登壇〕

○11番（森光一晴君） 先頃から総務課長とはいろいろそこら辺についてやり取りをさせていただきました。地域からの出た要望とのちょっと違いというか、若干がありましたんですが、地域は今までそこにこれだけのものを付けてたから、また付けれるだろう、付けてもらえるだろうと。付けられなかったら自分たちでそこへ付けれるだろうというような認識ですね。いろいろと話を進めさせてもらってた経緯があります。その後お願いをしたところ、今既存のあるそういう啓発看板を早速つけていただきました。早速つけていただいて、見ましたところ、看板が小さいから文字も小さいと。付いてるところが走行車線側じゃなくて、反対車線側に角度を変えたところについてる。なので気づきにくいし、小さいから、あれなんじゃろって見ていたら反対側を見ないといけなくて非常に危ないというような指摘もあるわけなんですけども、せっかくつけてもらったんで、私らはあそこへああやってつけてくれたからねと。暫時つけてるけれど、反対側やけん、まあ見にくいけれどもあるでというような話で、押岡側から法印山トンネル入りますと、右側にスピード注意の看板をつけてもらって南側から押岡方面に来るその反対側の車線の入り口には歩行者注意というのをつけてもらってます。歩行者注意っていうのはありませんけども、本当にあのトンネルの状況、日頃のいろんな方が通行しているところで、歩行者注意というのが本当優先事項なのかって考えたら、あんまりトンネルを歩行者が多くこう通らないと。歩行者、自転車という右側の南側から見ると右側がそうなんですけど、歩行者はあんまりいない。自転車は結構あの中学生の通学だとか高校生の通学だとか結構あるんですけども。幸いにそのところには、自転車、歩行者が通るんだよという標識は出てますんで、そこら辺見落としてる方もいるかもしれませんが、歩行者もそうですけど、またほかの違う文言のものを、ちょっと考えていただければということありますので、またそこら辺はいろいろ研究課題もあると思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次の質問に移ります。学校教育関連等についてお伺ひいたします。その一つに学校給食についてお伺ひいたします。給食センター方式の学校給食が始まって間もないところですが、給食における満足度など、定期的にアンケート調査を実施し、いろんなニーズを把握した上で、要望等があれば迅速に答えられるようにしてみたいかでしょうか。給食は子どもたちにとって1日の楽しみの一つでもあります。充実した内容となることを望むところです。給食センター長兼任の学校教育課長にお伺ひいたします。よろしくお願ひします。

○議長（土居信一君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 森光一明君登壇〕

○学校教育課長（森光一明君） お答えします。

給食センターの稼働から2か月が経過いたしました。受入校である学校現場におきましても、大きな混乱はなく、安心・安全な給食が提供できているものと認識しております。議員御提案のアンケート調査につきましては、これまでも児童生徒に希望する給食献立を回答してもらったりクエスト給食を実施し、その要望などの把握に努めてまいりました。今後におきましても、引き続き児童生徒の多様なニーズを把握した上で、献立作成に反映してまいりたいと考えております。あわせて、多様な食材や調理方法を取り入れることで、児童生徒の食の幅を広げる工夫など、充実した学校給食の提供に取り組んでまいります。

○議長（土居信一君） 森光さん。

〔11番 森光一晴君登壇〕

○11番（森光一晴君） 実はこの給食の試食会に御案内いただきまして、私も試食をさせていただきました。その試食は、当日はカレーとサラダだったんですけども、その時点で人間の味覚というのは千差万別、いろいろで、ひょっとどうですかというコメントを求められておったら、なんと答えようかなというような感覚ではあったんですが、これが学校給食の中で子どもたちもやっぱり食べること、食に対する要望っていうのは結構あるわけですし、育ち盛りの人っていうのは量も必要です。よって家庭の味っていうのはいろいろかもしれませんが、家庭の味に近いと日頃だったらおいしい。お父さんお母さんが作った料理がおいしいという感覚を持てる可能性があります。そういうのがどの程度か難しいんですけども、やはり多くの食べる方は、おいしいと感じられて満足を得られるような内容になっていくことが、よりいいだろうというふうに思うところです。なんとかそういう形で子どもたちが満足感をできるだけ得られるような内容になりますように努めていただければなというふうに思うところであります。

次の質問にまいります。中学校クラブ活動の大会参加する場合の交通手段についてお伺いいたします。クラブ活動の種目や試合会場によっては市のバスを利用する場合がありますと思いますが、その場合の運転手はバス会社やタクシー会社の運転手に依頼しているか、マイカーなど教員が運転する車で移動するケースがあるか、生徒たちが安全に移動できるようなサポート体制ができているか、学校教育課長にお伺いいたします。よろしくお願いします。

○議長（土居信一君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 森光和明君登壇〕

○学校教育課長（森光和明君） お答えします。

クラブ活動で市のバスを利用する場合の運転は、市内のスクールバス運行事業者に業務を委託し、専門の運転手による運行を行っております。また、教職員の車に生徒を同乗させて移動するケースはございません。バス乗車時のサポート体制につきましては、バスの利用時には必ず教職員が同乗することとしており、乗車時のシートベルトの着用確認をはじめ、車内での見守りや生徒の安全確認を徹底しております。引き続き生徒たちの安全な移動の確保に努めてまいります。

○議長（土居信一君） 森光さん。

〔11番 森光一晴君登壇〕

○11番（森光一晴君） もしこんなことで万が一事故とか起きたらいけませんので、そこら辺は、徹底していただいていると思いますが、ぜひ今後ともよろしくお願いいたします。予定しておりました6番目の質問につきましては、ちょっと飛ばしてというか、質問はいたしません。

次に特定健診についてであります。人間の永遠のテーマは不老不死であると思うんですけど、人生100年時代と言われ、健康長寿は望むところであります。日本人の平均寿命は2025年WHOのデータでは185か国中、世界1の84.46歳となっているようであります。平均寿命の長さには、食事、医療、福祉、生活の質など様々な要素が影響すると言われております。その中の一つとして、日頃の健康チェックも大切で、チェック方法の一つに特定健診があります。

そこで、特定健診の結果の通知における年齢表示を見てショックを受けたとの声があります。

その数字は平均寿命を超えている。もうダメなのかと思わせるような数字が表示になっている。せつかく健診を受け、健康状態をチェックし、努力している人が希望を失ってはいけない。健康状態を知ることが大切なことであり、数値は分かりやすいが、どの項目が何点なのか分かれば、項目ごとに改善努力が可能であります。希望の持てるような表現方法はないものか、健康推進課長にお伺いいたします。よろしくお願いします。

○議長（土居信一君） 健康推進課長。

〔健康推進課長 國廣哲也君登壇〕

○健康推進課長（國廣哲也君） お答えします。

議員お示しの通り、人生100年時代を迎え、市民の皆様が健康で生き生きと暮らし続けることは、本市にとりましても大変重要な課題でございます。そのため、日頃の健康状態をチェックする特定健診を受診していただくことは、生活習慣病の発症や重症化を予防する観点から非常に有意義であると認識しております。

健診後、結果をお知らせする際に示される健康年齢などの年齢表示につきましては、御自身の健康状態や生活習慣のリスクを直感的に把握していただき、生活習慣改善に向けた行動のきっかけ、すなわち動機付けとしていただくことを目的としているものでございます。

しかしながら、議員御指摘のとおり、実際の年齢や平均寿命を大きく上回る数値が示されることで、受診者の方にショックを与え、かえって健康づくりへの意欲や希望を失わせてしまうケースがあることにつきましても、私どもといたしましても真摯に受け止める必要があると考えております。せつかく御自身の健康に関心を持ち、健診を受けていただいた方の努力や意欲を削ぐようなことがあってはなりません。議員から御提案いただきましたように、どの検査項目が年齢表示に影響しているのか、また、食事や運動などどの項目を改善すれば数値が若返るのかといった具体的な改善ポイントがわかりやすく伝わることが重要です。

今後の対応といたしましては、健診結果をお返しする際の数値の見せ方や、同封する御案内について、単に結果の数値を提示するだけでなく、ここを改善すればといった具体的なプロセスがわかり、受診された方が希望を持てるような前向きな表現や工夫ができないか、関係機関とも協議、検討してまいります。

○議長（土居信一君） 森光さん。

〔11番 森光一晴君登壇〕

○11番（森光一晴君） 今、いろいろと課長から具体的な御答弁いただきました。やはり、この健康でいられることの幸せっていうのは、非常に重要な部分であります。特に特定健診を受けれるのに受けれていないというような方もおります。特定健診を受けていただけるように、拡大を図るように、担当課も以前から大変努力をしていただいているっていうのは私も承知しております。行政でなかなか啓発発信しても特定健診が、広がっていかないというような、過去にやっぱりジレンマもあったこともわかっております。そこには、いろんな要因があるわけなんですけれども、こういうことがうまく表現だとか諸々が、うまく表現されて希望が持てるような、希望を持てるっていうのは、自分が努力をして、これをこうすれば今高い点数が何点減る、よし、これで健診をもう一回受けてみて、この数字を減らしちゃおうと。減っているのかどうなのか楽しみ

にして健診を受けられるような方向に進んでいくと、よりいいのかなというような気がするところです。現状は私も先ほど申し上げましたように、この数字を見て単にショックを受けてしまったんでは、非常にあんまりよろしくないかなというような感じもしております。これが何点か中身がわかればなというところもあったりするものですから、そこら辺をちょっとお聞きしたところです。今後もそういう形でいろんな受けた方にわかりやすい内容になっていくことを希望し、要望しておきたいと思います。ひとつまた取り組みのほう、大変ですけど、よろしくお願いしたいと思います。

最後の質問になります。子ども子育て支援についてお伺いいたします。ひとり親家庭で、家庭や家族の入院や事故などで養育が一時的に困難になった場合に、ショートステイとして利用可能な病院やNPOや個人の登録がいくつあるのか、担当課長に確認をいたしました。確認を要するとの回答でありました。また、近隣の市町村の施設を利用する広域型利用としてあるのか確認したところ、確認に時間を要するとの回答でありました。トワイライトステイについてもお聞きしましたが、須崎市は行っていないとの回答でありました。その後、担当課長において調査の結果、18歳未満の子どもを預かることができることが確認できました。

人口減少の続く中、子ども子育て支援は重要であり、安心して子育てができる環境を望むところでもあります。ショートステイを利用することが市民に広報されていなかったことも判明をいたしました。その後の対応として、迅速な事務処理手続きがなされ、6月5日にホームページに掲載されました。しかし、今まで市民に広報されていなかったことは重大な問題ではないかと。広報はされていなかった原因はどこにあったのか。いつから制度が制度化されていたのか、子ども・子育て支援課長にお伺いいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（土居信一君） 子ども・子育て支援課長。

〔子ども・子育て支援課長 青木裕子君登壇〕

○子ども・子育て支援課長（青木裕子君） お答えします。

子育て短期支援事業につきまして、当市は平成19年7月1日付で要綱を制定し、制度化しております。議員の御指摘で、ホームページに未掲載であることが判明し、6月5日に掲載をさせていただきました。原因といたしましては、ホームページ記載内容の更新につきまして随時対応しておりますが、ホームページ開設当時から掲載のない本事業について把握ができておらず、制度の大きな改正がなかったため、現在まで掲載ができていなかったと考えます。その他の事業についても確認し、今後も子育て支援事業の広報、啓発に努めます。

一方、広報として不足はあったものの、本事業が養育をすることが困難な家庭に利用していたく制度となっており、従来の相談対応やアウトリーチによる家庭状況の把握も行っており、今後も必要な方に必要な支援が実施できる体制に努めてまいります。

○議長（土居信一君） 森光さん。

〔11番 森光一晴君登壇〕

○11番（森光一晴君） 早速ですね、ホームページの掲載をしていただきまして、ありがとうございました。これまでおそらくそういう情報を得られていなかった方がどこに相談していいのか、制度があるのかわからなくて、子どもを預けたいんだけどどうしようというようなことで、困っ

たケースもあったんじゃないかということも想像されるところでして。子どもをどこかに預けるというのは、親にとっては大変な苦痛を伴う部分でありますので、行政に相談すれば、アドバイスを得られる、預かっていただける場所も、こういうところもあるとホームページで出ておりますので、そこへまた取り次いでいただけるという安心感も非常に重要なところではないかというふうに思います。これからいろんな相談があるケースもあるかと思いますので、そういう方の、保護者の不安を解消できますように対応をしていただきたいというふうに思っております。早速の対応していただいたことには非常に感謝しております。いろんな聞いてる中で、担当の課長にも、私の聞き取った感覚と課長の思っていた感覚も少しズレがあったかもしれません。かもしれませんが、そこはまたそこで今後の課題として取り組んでいきたいなと私自身もそう思っておりますので、ひとつよろしく願いしたいなというふうに思っております。今後もそういう方がいらした時には万全なフォローができますように、よろしく願いいたします。

質問事項は以上です。一つ質問が抜かりました。少し時間は早いんですが、これで私の質問を終了したいと思います。

○議長（土居信一君） 順次質問を許します。1番西村泰一さん。

〔1番 西村泰一君登壇〕

○1番（西村泰一君） 皆さん、おはようございます。

通告に従いまして質問をさせていただきます。本年5月29日、令和7年10月1日現在の国勢調査の速報値が発表されました。本市の人口は1万8,310人。前回、5年前の令和2年調査より2,280人減、率にして11.1%もの減少となっております。なお2010年、平成22年の国勢調査では2万4,698人でしたので、ここ15年で6,388人の減少、年426人減少となり、特に近年ではその分母が減っておりますので、減少率は拡大し続けております。

また本市においては、現在70歳以上の人口が約35%となっており、生産年齢人口の減少と高齢化が特に進んでおり、今後より一層の減少率の増加が懸念されているところでございます。出生数においても、想定をはるかに上回るスピードで減少いたしております。平成29年度の出生数は139人、昨年度は45人でしたので、僅か8年で実に3分の1まで減少いたしております。危機的状況であろうかと思いますが、この現状認識、市長にお伺いいたします。あわせて社会減の軽減策もお聞かせ願いたいと思います。

○議長（土居信一君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） 西村議員のお話のとおり、本年5月29日に公表されました令和7年国勢調査におけます高知県の人口速報集計結果では、須崎市の人口が1万8,310人とされており、前回令和2年の調査から2,280人の減少となっております。また、出生数につきましても、昨年度は45人となるなど、人口及び出生数の減少に対し危機感を持っているところでございます。

しかしながら、今後とも人口減少傾向は続くものと推測されておりますことから、少しでも減少幅を小さくするためにも、移住・定住の促進や子育て支援など、各種人口減少対策や出生数の

増加の取り組みを進めていくとともに、昨年度からスタートいたしました女性活躍推進事業にも全力で取り組みながら、人口減少にくさびを打っていきたいと考えております。

○議長（土居信一君） 西村さん。

〔1 番 西村泰一君登壇〕

○1 番（西村泰一君） 了解しました。やはり高知県の全体の減少率が7%でございまして、須崎市が11.1%。県からしてもやはりかなり減少率が高い、こんな結果になって、すごく残念な思いをしたこととございます。そしてまた、70歳以上の人口も35%ということで、今後一定自然減は仕方ないところもあるかと思いますが、市長おっしゃるように、いかにこの社会減を減らすのを、どう言いますかね、とどめていくか、そこにやはり突破口を見出していかなければならない、そういうような思いでございます。そういう思いを持って次の質問に移らせていただきます。

人口減少、少子化対策については、先ほど市長も申されましたが、移住・定住の促進や子育て支援、シングルマザーの住みやすい環境づくり等、様々な施策を講じられておられることは承知いたしております。しかし、人口減少に歯止めがかかっていない現状でございます。そこで提案でございしますが、人口減少対策に専属的に特化する人口減少対策室というような新たな課、担当部署でも構いませんので、設置されて対応することはどうでしょうか。市長の所見をお伺いいたします。

○議長（土居信一君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） 西村議員から新しい課の設置の御提案をいただきました。現在、人口減少にくさびを打つべく、女性活躍推進事業など全庁を挙げて取り組みを進めておりまして、今後につきましても、企画情報課が総合的な調整役となって関係課と連携しながら人口減少対策に全力で取り組んでいく所存でございますので、西村議員におかれましても、各取り組みでの御理解、御協力を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（土居信一君） 西村さん。

〔1 番 西村泰一君登壇〕

○1 番（西村泰一君） 了解しましたが、その企画情報課が現在やられていること、その課の中にですね、そういう例えば人口減少対策担当みたいなことを置くことはいかがなものでしょうか。再度お伺いいたします。

○議長（土居信一君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） 既に、例えば政策推進会議等で各課からいろいろ人口減少にくさびを打つべく対策を出していただいております。それを取りまとめるのが企画情報課でございまして、実質的に人口減少対策として調整役の機能を果たしておりますので、この実態をぜひ御覧をいただきまして、先ほども言いましたとおり、いろんな形で御指導賜ればというふうに思っております。

○議長（土居信一君） まだ質問中ですが、この際10分間休憩いたします。

午前10時59分 休憩

午前11時09分 再開

○議長（土居信一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。西村さん。

〔1番 西村泰一君登壇〕

○1番（西村泰一君） 先ほどの市長の御答弁も理解するところでございますが、やはり縦割りに弊害がないかっていうようなことも、ちょっと私懸念をしているところでもございます。調整役になって、現実やはりどんどんどんどんこの人口減少進行しておりますので、なんとか歯止めをかけたいという思いは一緒でございますので、また前向きに頑張っていきたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

次に、当面する課題について質問をさせていただきます。公営住宅の住宅使用料改定についてお伺いいたします。

物価高騰や人口減少対策としても、一定期間住宅使用料の値上げを凍結することについて、3月定例会にて質問をさせていただきました。市長の御答弁では、現在のイラン状況等々で経済情勢がどのように変化するか等、一つは当然あるという発言をしていただきましたので、少し期待を持っているところでもございます。3月定例会以降、どのような検討がなされましたでしょうか、市長にお伺いいたします。

○議長（土居信一君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） 3月議会でお答えさせていただいたとおり、改良住宅の一般公募化は平成29年度から始まっております。これは改良住宅を公営住宅として維持管理するための方法であり、既存入居者の応能応益型家賃の導入につきましては、経過措置として10年間、当時の定額使用料に据え置くこととしておりまして、10年が経過する令和9年4月1日から予定通り実施することといたしております。

しかしながら、10年前とでは、社会情勢の変化や改良住宅の入居者世帯の収入状況、各団地の老朽化など様々な変化が大きく、一概に公営住宅化し、一気に応能応益型家賃へ移行することは望ましくないと判断されます。物価高騰が続く中での値上がりは、入居者の多数に当たる非課税世帯であっても、団地間で家賃が大幅に増額するなどの差が生じます。増額により生活を圧迫することも懸念されるため、緩和措置として段階的な増額になるよう調整させていただきます。

詳しくは住宅・建築課長から答弁させていただきます。

○議長（土居信一君） 住宅・建築課長。

〔住宅・建築課長 山岡伸也君登壇〕

○住宅・建築課長（山岡伸也君） おはようございます。お答えします。

応能応益型家賃は、国土交通省告示により毎年示される率と、各団地の築年数や広さにより基準額が決められています。また、入居世帯の収入により分位が1から8まで分かれることとなっております。

初年度は全分位の入居者に対し、分位1に位置づけするように調整しますが、各団地により増える金額が異なるため、平均値を上限とし、最大で2,400円の増額としております。これにより、全団地間の平均使用料は1万4,600円となります。収入額によって変わる各分位の入居者についても、令和10年以降は毎年、団地間格差と入居世帯収入の差が広がらないように、徐々に増額となるように調整をさせていただきます。この経過措置は5年間とし、その間に改良住宅の用途を廃止し、入居世帯の状況に即した用途への変更をするなど団地の再編を行い、例えば地域優良賃貸住宅で用いている中間所得層向けの使用料と同様に一定額とするなど、一定の所得がある世帯向けの用途変更を行い、使用料が高額となり過ぎないような定額使用料を検討してまいりたいと考えております。

○議長（土居信一君） 西村さん。

〔1番 西村泰一君登壇〕

○1番（西村泰一君） 今の御答弁で少しお聞きいたしますが、現在例えば二戸一棟型改良住宅1万3,500円が1万4,600円は平均値ですか、上限値ですか。

○議長（土居信一君） 住宅・建築課長。

〔住宅・建築課長 山岡伸也君登壇〕

○住宅・建築課長（山岡伸也君） お答えします。

平均の使用料が1万4,600円で、現在最大が1万5,900円になるような計算となっております、一番高いと。

○議長（土居信一君） 暫時の間、休憩いたします。

午前11時16分 休憩

午前11時17分 再開

○議長（土居信一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。西村さん。

〔1番 西村泰一君登壇〕

○1番（西村泰一君） 住宅・建築課長からの詳しい御説明をいただきました。二戸一棟型の例えば、改良住宅に入居されておられる方、いわゆる分位1非課税の方が約53%、次に多い方が分位8、平均世帯収入35万円。これは世帯人数によっても変わりますが、その世帯が21%となっているようでございます。住宅・建築課長の説明では、現行1万3,500円の使用料が2,400円から3,000円程度、全ての入居者が次年度は上がる。2年後になれば、分位2以上の方は分位2。例えば金額は少し定かではないですけど、それが1万9,000円になったりとか、それで3年後は分位3にあわせて2万円いくら。最大5年後には2万円台後半で抑えると。分位5以上の方についてはそういうような解釈でよろしいでしょうか。

分かりました。そういうような解釈でよろしいというようなことでございます。当初の予定は、分位8の方は月額使用料が5万円程度まで上がるというようなことでございましたので、それから言えば一定減額の検討をされてきたと思います。

しかしながら、ただ非課税世帯の方もやはり2,3,000円上がるわけですね。現在、こ

の未曾有の物価高騰の最中でございます。やはりこれが落ち着くと見通せるまでの一定期間、例えば2、3年とか凍結することは可能ではないでしょうか。また、小集落地区整備事業において住居、土地を提供された方も多くおられます。そういった過去の経過もぜひ鑑みていただきたいと思います。最後はもう市長の政治判断になってくると思います。多くの市営住宅の入居の市民、注目しております。何とか英断をお願いしたいと思い、再度お伺いいたします。

○議長（土居信一君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） 先ほどお答えさせていただいたとおり、経過措置を設けた上で、令和9年4月1日から応能応益型家賃への移行につきましては、予定どおり実施することといたしております。

○議長（土居信一君） 西村さん。

〔1番 西村泰一君登壇〕

○1番（西村泰一君） すごく残念です。これ以上言っても無駄ですけど。今、今年、来年、どんどんどんどん物価が上がって、生活がすごく大変になってきてますよ。やはりそういったこともいろいろ事業をやられてますが、本当に困っている方、応能応益、その考え方は十分理解するところもございますが、すごく残念な気持ちでいっぱいです。

これいつから説明されますか。住宅・建築課長、地元へ。

○議長（土居信一君） 住宅・建築課長。

〔住宅・建築課長 山岡伸也君登壇〕

○住宅・建築課長（山岡伸也君） 現時点では7月から順次説明にまいりたいと考えております。

○議長（土居信一君） 西村さん。

〔1番 西村泰一君登壇〕

○1番（西村泰一君） その中で様々な入居者から意見が、厳しい御意見があろうと思います。それでも、やはり検討の余地はないということによろしいでしょうか。再度伺います。

○議長（土居信一君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） 7月から説明に回らせていただくということでございますので、いろいろ御意見があろうかと思います。しかしながら、一定一般住宅化していくわけでございますので、現在の市の考え方、あるいは制度上は最大限の減額をした上で、応能応益型にしていくという方針でございますので、この点は御理解をいただきたいというふうに思っております。

○議長（土居信一君） 西村さん。

〔1番 西村泰一君登壇〕

○1番（西村泰一君） 市長の御答弁聞きましたけど、これから先、二戸一棟型についても一般公募化、マンション式においては平成29年でしたか、一般公募化、それは存じております。応能応益ということで、そこもこれからは全て一般公募化というような考え方があるのでしょうか。今初めてお聞きしましたけど。ちょっと答えれる、お答えできるやったらお願いします。

○議長（土居信一君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） ただいま御答弁申し上げましたのは、マンション型、いわゆる集合住宅に対するものでございまして、現状では二戸一棟型の住宅に対しての考えではございません。

○議長（土居信一君） 暫時の間、休憩いたします。

午前 11 時 24 分 休憩

午前 11 時 24 分 再開

○議長（土居信一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） 二戸一棟型については、一般公募はまだ予定しておりません。

○議長（土居信一君） 西村さん。

〔1 番 西村泰一君登壇〕

○1 番（西村泰一君） もういくら言ってもそういう思いですので、次の問題に移りますが、非常に残念な思いをいたしております。

次の質問に移ります。政府は来年 4 月より食料品の消費減税を実施する方向で検討に入っているようでございます。税率ゼロでは軽減税率分 8 % 分の年 5 兆円程度の減収、1 % 案でも年 4.3 兆円程度の減収となる見込みであります。消費税は原則社会保障費に充てられており、代替財源が確保できなければ、年金や医療、介護サービスなどを維持するために国債増発につながりかねない懸念がございます。仮に国債増発になれば、長期金利も上昇し、財政悪化、プライマリーバランスの低下、ひいてはこの国の信用を失い、市場にも影響が懸念をするところでございます。また、原材料費高に苦しむ事業者等は価格転嫁が進まない中、減税分ほど店頭価格が下がらない可能性が高いと指摘されております。そういった意味で、平等性の高い消費税減税は慎重に進めるべきであると私は考えております。また、交付金や地方消費税等、地方財政においても影響が出てくるのではないのでしょうか。しっかりと議論をしていただきたいと思います。市長の御所見をお伺いいたします。

○議長（土居信一君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） 消費税につきましては、社会保障制度の充実と安定など、行政サービスを維持していくための社会保障財源として充てられているものと認識をしております。西村議員の御案内のとおり、仮に消費税減税が行われた場合、地方消費税交付金や交付税などが減収となり、その結果、行政サービスの維持にも影響があるものと考えております。そのため、消費税減税をする場合においては、国には代替財源の確保など、地方財政に影響がないよう検討を進めていただきたいと思いますと考えております。

○議長（土居信一君） 西村さん。

〔1 番 西村泰一君登壇〕

○1 番（西村泰一君） 了解いたしました。この減税は、今市長申されました地方財政だけではな

く、いろんなやはり波及するわけでございますよね。その一例といたしまして、次の質問をさせていただきます。

食料品の消費税減税が実施されることにより、農業、漁業従事者の経営への悪影響が指摘されております。本市の農業、漁業従事者は小規模経営が多く、売上高年間1,000万円以下の免税事業者が多くなっており、現状は食料品にかかる消費税8%分の価格に上乗せして販売いたしております。減税になりますと、上乗せ分の売り上げが減る一方、農業では肥料や農業資材等、漁業では漁具やドック代等々の仕入れ代等の消費税10%は残るため、経営をより一層圧迫する可能性があります。そういった意味で基幹産業を守るため、新たな支援策を講じていかなければならないと思いますし、また、国に対しても強く要望していただきたいと願うところでございます。農林水産課長の現状の御認識をお伺いいたします。

○議長（土居信一君） 農林水産課長。

〔農林水産課長 嶋崎貴寿君登壇〕

○農林水産課長（嶋崎貴寿君） お答えします。

議員御案内のとおり、食料品の消費税率が引き下げになる一方、農業資材や肥料、漁具や燃料費等の経費に対しましては10%の消費税が課税されるため、差額を考慮すると経営への悪影響が指摘されるところでございます。そうしたことから、国におきましては、関係団体へのヒアリングなどを踏まえ、消費税減税で影響を受ける小規模事業者、具体的には売上高5,000万円以下の簡易課税をされている事業者や、売上高1,000万円以下の免税事業者に対し、必要な支援策を講ずる考えを国会で表明されておまして、具体的には食料品の消費税率を1%に引き下げた場合と0%との差額約6,000億円を財源に、影響を受ける事業者への支援を行う案も上がっているようでございます。

したがって、今後とも国の支援に向けた動向を注視していきたいと思っておりますし、本市の基幹産業である農業、漁業を守ることは重要であると認識いたしておりますので、これまでの物価高騰対策への支援とあわせ、引き続き本市の一次産業における産業振興に向けた取り組みを継続していきたいと考えております。

○議長（土居信一君） 西村さん。

〔1番 西村泰一君登壇〕

○1番（西村泰一君） 了解しました。これまでも嶋崎課長、水揚奨励金等々、積極的に支援するために御尽力いただいたと思っておりますので、なおより一層注視をしながら、ひとつよろしくお願いを申し上げます。

続きまして、次の質問に移ります。本年5月13日、法印山トンネルにおいて、自転車に乗った男性がトラックにはねられ死亡するという痛ましい事故が発生いたしました。開通から30年近く経過いたします。私も工事現場にも24、5歳ぐらいでしたが見に行ったような記憶もございます。そして開通後、過去に2度今回含め事故が起こっております。3年ほど前、一昨年、2023年10月にも起こりました。その前には10年ちょっと前であったと思います。正面衝突があり、死亡事故が起こっております。この須崎市で3度死亡事故が起こるというのは、極めて異例の場所であったかと思っております。私も24年間市議員をさせていただいておりますが、20

年ほど前からこのトンネルが暗い、そのような声は市民の多く、また以前の議員さんからもたくさんそのような一般質問の場でも話があったと思います。しかしながら、農道という位置づけもあったかと思っています。できることとできないこともあったかと思っています。年に1回の点検で切れた電球を換える程度だったのではないかと私も認識をいたしております。嶋崎課長、異動されて数年ですので過去の経過、ちょっと分かりにくいところもあるかと思いますが、今回のこの事故は残念でなりません。

そしてその後、そんな中、5月25日においては、県警、須崎市、農林水産課が参加されまして、法印山トンネルの現場診断が行われたようでございます。そこでトンネル内の視認性の悪さが指摘され、管理者である農林水産課は市政懇談会で市民から暗いので明るくしてほしいと要望があったことなどから、トンネル内により光量の多いLEDライトを設置する方針だと報道されておられました。私もその点は重々理解をしておりますが、市政懇談会だけじゃなくて、随分前から市政懇談会たんびに言われていたことではないかと考えたりするわけでございます。

ともあれ、人命に関わることでございますので、早急に光量の多いLEDの設置を望むところでございます。次年度ではなく、やはり前倒しし、年度内で設置することを検討していただけないでしょうか。あわせて過去の対応含め、農林水産課長にお伺いをいたします。

○議長（土居信一君） 農林水産課長。

〔農林水産課長 嶋崎貴寿君登壇〕

○農林水産課長（嶋崎貴寿君） お答えします。

先ほどの森光議員への答弁と一部重複いたしますが、今回の法印山トンネルの事故につきましては、事故に至った詳細な事実関係が出ていないことから、事故と照明との因果関係につきましてはこの場で申し上げることはできませんが、これまでもトンネル内の改善要望があっていることは議員御案内のとおりでございます。ただ、先ほどと答弁重複しますが、照明につきましては、トンネルが供用開始して30年近く経過しているため、抜本的な配線を元から入れ直すなど大規模な設備改修をしなければならず、根本的な対応といたしましてはトンネル設備の長寿命化計画を既に策定をいたしております、今年度は照明設備の設計に取り組む予定でございます。

また、それとあわせまして、議員御案内のような照明の交換、並びにトンネル内の反射板等の清掃を行っているところでございまして、照明設備が更新されるまでは引き続き照明の交換と反射板等の清掃を継続していくことといたしております。その上で交通事故に関しましては様々な複合的な要素も関係していることから、道路交通法の遵守も含め、警察などの関係機関とも連携し、できる限り事故防止に努めていきたいと考えております。

次に前倒しをという御質問でございますが、トンネルの照明設備の更新につきましては、多額の予算を伴うことから、国の補助金の活用を前提としており、また、国に対し補助金を要望していくためにも、しっかりとした設計を作成する必要があるということで、一定の期間を要するところでございます。そうしたことから、昨年度も南地区の市政懇談会でも申し上げたところでございますが、今年度は照明を含めた配線等の設計業務を行い、来年度以降に国から補助金が入ることを前提に、設備の更新工事を行う計画となっております。したがって、今年度内へ前倒ししての工事の実施は難しいところでございますが、計画通りに事業が遂行できるよう努めて

まいりたいと考えております。

○議長（土居信一君） 西村さん。

〔1 番 西村泰一君登壇〕

○1 番（西村泰一君） 詳しい御説明どうもありがとうございました。一定理解は当然しているわけですが、やっぱり死亡事故もあったっていうような思いもございましたので、あえて質問をさせていただきました。

ただ、一点だけですけれど農林水産課長、今年は設計、次年度以降というような工事の言われ方されましたけど、次年度ということ限定してということはやっぱり厳しいわけでしょうか。

○議長（土居信一君） 農林水産課長。

〔農林水産課長 嶋崎貴寿君登壇〕

○農林水産課長（嶋崎貴寿君） お答えいたします。

計画では次年度には工事を実施したいというふうに考えておりますが、やはりこれ、国の補助金なしでは実施できない事業でございます。農林水産課といたしましても、次年度予算を確実に獲得する覚悟で取り組みを進めておりますが、国の予算の配分というところもございますので、そういったところで、次年度以降という答弁をさせていただきました。以上でございます。

○議長（土居信一君） 西村さん。

〔1 番 西村泰一君登壇〕

○1 番（西村泰一君） 市長はすごくトップセールスが得意でございますので、ぜひとも補助金獲得のために農林水産課長も随行してお願いしていただき、できるだけ早く次年度には、人命、それはそうですけど、市政懇談会でまた今年度やっぱり事故があったろうと言われかねません。できるだけ早くよろしくお願いを申し上げます。

続きまして、教育関連の質問に移ります。

本年3月31日付で新たに就任されました押田教育長。少子化が進行する中で、避けては通ることのできない保育園、小学校の統廃合をはじめ多くの課題が山積いたしております。また、「Make “IT” Fun」の成果も求められる時期にまいりました。高い能力を本市の教育行政発展のため遺憾なく発揮していただきたいと願い、教育長の抱負をお聞かせいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（土居信一君） 教育長。

〔教育長 押田貴久君登壇〕

○教育長（押田貴久君） お答えします。

この度、新たに就任いたしました教育長の押田でございます。身の引き締まる思いであると同時に、本市の未来を担う子どもたちのために、その重責を果たしていく決意を新たにしております。

西村議員御指摘のとおり、現在の教育行政は少子化の加速に伴う学校・保育園の統廃合問題、そしてこれからの時代を生き抜く力を育む「Make “IT” Fun」の成果創出など、まさに正念場を迎えていると認識しております。これらの山積する課題に対し、私は以下の3つの柱を軸に、全身全霊で教育行政の発展に取り組んでまいり所存です。

1つ目は、教育・保育環境の確保です。少子化に伴う保育園や小学校の統廃合は、地域社会にとっても非常に大きな変化であり、避けては通れない最重要課題です。子ども第一の環境づくりを目指し、単なる効率化ではなく、子どもたちが多様な集団の中で切磋琢磨し、社会性を育める最適な教育・保育環境の確保を最優先に考えます。

続いて2つ目に「Make “IT” Fun」の確かな成果創出でございます。本市が推進する「Make “IT” Fun」は、ICTを活用して学びを豊かにし、子どもたちの主体性や創造性を引き出す先進的な取り組みです。令和6年度にスタートいたしまして、これまでの導入・定着のフェーズから、一歩進んだ具体的な成果を求める時期にきています。今年度はデータや効果の中間検証を行いながら、子どもたちが主体的に面白い、「Fun」と感じる探究心を深められる質の高いデジタル教育を確立してまいります。また、すべての子どもたちがこれからの不確実な時代を生き抜くための情報活用能力や課題解決能力を身につけられるよう、教員の指導能力向上を含めて体制を強化します。

3つ目の柱は、生涯学習の推進です。教育は学校内で完結するものではありません。家庭、地域が一体となり、社会全体で子どもたちを育むコミュニティ・スクールの機能を充実させます。また、来春開館予定の図書館等複合施設のミナトワをはじめ、各地域の公民館等の社会教育施設を拠点に生涯学習を推進します。教育の成果は、一朝一夕に目に見えるものではありません。しかし、今私たちが打つ一手が、10年後、20年後の本市、そして日本の未来を創るのだと強い覚悟を持って臨みます。

議員各位、そして市民の皆様の温かい御支援と御協力を心よりお願い申し上げ、私の就任の抱負といたします。

○議長（土居信一君） 西村さん。

〔1番 西村泰一君登壇〕

○1番（西村泰一君） 本当に教育長の熱意の込められた所信表明、感銘を受けました。やはり今打つ一手が、10年後、20年後の結果と申しますか、につながるようなところに関しましては、なんかすごくワクワク期待をしているところでございます。

そして今、教育長が替わられましたので、一つ御提案でございますが、「Make “IT” Fun」で聞くとところによりますと、英語検定の合格率もすごく上がったというようなこともお聞きしておりますが、なかなかこの議会に情報提供がないわけでございますので、そういうこともやはり市民から聞かれたら、こんな成果が出てますよということもまた言いたいですので、そういう場が、機会がございましたらひとつよろしくお願いを申し上げます。

そして、次からの質問は非常に残念でございますが、少子化、昨年度出生数が45人ということでございました。その子たちがやはり5年後、10年後、15年後、育っていくにあたって児童生徒の数もますます減少していく、というようなことも、未来を踏まえた想定した質問になろうかと思っておりますので、ひとつ御了承していただきながらお聞きいただきたいと思います。

保育園の統合についてお伺いいたします。

まず、一連の経過を述べさせていただきます。令和4年4月1日、保育園統合計画に基づきおひさま保育園が新設されました。Cグループでありました日の出、吾桑、みなみ保育園のうち、

日の出、みなみ保育園が廃園となり、おひさま保育園へ。Aグループでありました、あおい保育園が廃園となり大間保育園へ。ただ、実際には多くの園児がおひさま保育園に通園をされておられます。そして、Bグループ、上分、新莊、安和保育園につきましては、先行して耐震基準等の問題もあり、新莊保育園が廃園となり、上分保育園に統合されました。

しかし、令和2年3月末で廃園の予定でございました吾桑、安和保育園については、地元や保護者の協議の末、その段階では理解を得ることができず、猶予を持った形で廃園とはなりませんでした。そして、吾桑、安和両園につきましては、地域の代表を立て、基準日の10月1日現在で20人を切ったら次年度の募集を行わないとの確認書、いわゆる覚書を交わされております。

その後、市長は昨年9月定例会においてこの覚書を保留とし、園を存続する方針が示され、3月定例会において須崎市保育協会を指定管理者にすることで、今年度の継続運営となりました。ただ、指定管理期間は1年で、以降協議するようになっていっていると思います。本年5月1日現在、安和保育園の園児数は13名、年長さんが6名おられますので、このままいけば次年度は7名程度になるのではないのでしょうか。次年度、どのようにされますでしょうか。保護者の方々との協議をすれば、一定私は理解していただけるのではないかと、そのような時期まで来ているのではないかとおもうところでございます。市長の御認識をお伺いいたします。

○議長（土居信一君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） 昨年度の9月議会で御説明させていただきましたとおり、人口対策、とりわけ少子化対策の観点から女性活躍の施策を展開するために、一定期間廃園を保留しているところでございます。御質問の指定管理の期間が本年度末であることを踏まえまして、次年度の運営を今後検討していくこととなりますので、運営体制について関係者と協議を進めてまいります。

○議長（土居信一君） 西村さん。

〔1番 西村泰一君登壇〕

○1番（西村泰一君） それは廃園ということではなく、運営方針ということだけを次年度須崎市保育協会等々と協議をされるというような認識でよろしいでしょうか。再度お願いします。

○議長（土居信一君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） そういうことです。

○議長（土居信一君） 西村さん。

〔1番 西村泰一君登壇〕

○1番（西村泰一君） 今後のことについてはもう現在、一桁になってもそれをされるっていうことは、その基準というものはもう全然持ち合わせてないというようなことでよろしいですか。何人とかいうような人数も含めて。

○議長（土居信一君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） この度の安和と吾桑保育園につきましては、何度も言いますけれども、人口減少対策、女性活躍の地域づくりのために廃園を一定期間見直したわけでございます。その政

策が今1年過ぎて、これから实际的に稼働していこうという段階でございますので、保育園も従来の考えのとおり存続していくということでございます。

○議長（土居信一君） 西村さん。

〔1番 西村泰一君登壇〕

○1番（西村泰一君） それ以上、その思いがあれば言うことができませんけど、やはり園児一人に関する措置費なんか換算したら、莫大なものになろうかと思います。保護者が話をして協議できるのであれば、私は保護者とも話をするのも肝要ではないかとも思いますが、これ以上安和保育園については質問いたしません。

次に移ります。大間保育園について教育長にお伺いいたします。

本年5月1日現在、大間保育園の園児数は28名。ただ、年長さんが15名おられますので、次年度は単純計算13名プラスアルファ程度になるのではないかと推測されるところでございます。

大間保育園はおひさま保育園同様、多ノ郷小学校校区でございます。おひさま保育園が令和4年4月1日に開園いたしました。当時は大間保育園を含めることが定数上できない状況で、あえて多ノ郷地区に2園残したというふうになったとの認識も私はいたしているところでございます。ただ、近年の急激な出生数減少により、大間保育園をおひさま保育園に統合することが定数上可能な状況になってきております。また、須崎市保育協会からも大間保育園の統廃合の検討要請もあったのではないのでしょうか。多ノ郷小学校校区という同じ校区内でございますので、保護者の理解も得やすいと思います。保護者、須崎市保育協会との協議、始めてはいかがでしょうか。教育長の所見をお伺いいたします。

○議長（土居信一君） 教育長。

〔教育長 押田貴久君登壇〕

○教育長（押田貴久君） お答えします。

大間保育園は西村議員の御認識のとおり、令和8年6月1日現在28名で、そのうち年長児が15名となっております。また、今年度の途中入所の申請は現在のところなく、今後新たに入園希望がない場合には、年長児の卒園後である令和9年4月1日時点の園児数は13名となる見込みです。

大間保育園の今後の在り方につきましては、須崎市保育協会から協議を求める文書が提出されております。仮に閉園を検討する場合には、運営主体との協議はもとより、保護者や地域の皆様に御説明をさせていただく必要があると考えます。

一方で、現在、本市における保育所の将来的な在り方について庁内で検討を進めている段階であり、現時点において大間保育園の廃園や統合について決定した事項はございません。今後も子どもたちにとって望ましい保育環境の確保という観点を第一に、市の保育政策や園児数の推移、地域の実情等を踏まえながら慎重に検討してまいります。

○議長（土居信一君） 西村さん。

〔1番 西村泰一君登壇〕

○1番（西村泰一君） 教育長、私、質問は現時点で当然統廃合を検討しているという事実、それ

は承知しております。次年度以降、これぐらい人口が減るんで、須崎市保育協会からもそのような話があったら、そういう話す場もあつてしかるべきじゃないかと。今後そのような協議もされてはというような提案でございますので、そういう意味で受け取っていただければ幸いです。

続きまして、小学校の統廃合について伺います。

令和4年12月に須崎市小中学校統合計画改定版が公表されました。中学校統廃合後3年、令和11年度を目途に小学校の統廃合を実施されるという内容でございます。児童数54人未満となる状況が3年以上続くことが見込まれる新莊小学校、安和小学校、上分小学校の3校を上分小学校に統合するという方針が示されています。この統合方針にお変わりないでしょうか。また、保護者等への説明はいつから実施されるお考えでしょうか。教育長の所見をお伺いいたします。

○議長（土居信一君） 教育長。

〔教育長 押田貴久君登壇〕

○教育長（押田貴久君） お答えいたします。

現在の本市の小中学校統合計画の統合方針につきましては、令和4年12月に改定・公表を行って以降、変更は行っておりません。そのため、小学校の統合目標年度につきましては、中学校統合の後3年後が目途となっておりますので、令和11年度に新莊小学校、安和小学校、上分小学校を現在の上分小学校に統合する方針となっております。

また、今後の保護者等への説明の実施時期についての御質問ですが、引き続き保護者及び地域住民の代表者や学校関係者を委員とする小中学校統合準備委員会にて、統廃合に向けて協議を行っていきたいと考えておりますが、現在のところ早期での保護者等への説明は予定しておりません。

○議長（土居信一君） 西村さん。

〔1番 西村泰一君登壇〕

○1番（西村泰一君） 了解いたしました。

この準備委員会の中でも構いませんので、一つ次の質問に関連があるかと思えます。私はこの統合方針について違和感がございます。安和小学校、新莊小学校は旧須崎町であり、須崎中学校校区ゆえに須崎小学校への統合が自然ではないでしょうか。なぜこのような計画になったのか承知はしていませんが、統合計画の見直しの検討も必要ではないかとも思えます。

先ほど教育長も申されましたが、小中学校統合準備委員会等々でのやはり一つ協議もされてはと思いますが、教育長の所見をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（土居信一君） 教育長。

〔教育長 押田貴久君登壇〕

○教育長（押田貴久君） お答えいたします。

西村議員の御質問のとおり、安和小学校と新莊小学校におきましては、現在、須崎中学校区となっておりますが、上分小学校につきましては、朝ヶ丘中学校区となっております。

小中学校の統合計画につきましては、令和2年8月に小学校5校、中学校1校に再編する内容で策定し、その後、令和4年度からの中学校の1クラス35人学級の開始による必要な教室数の

増加に伴い、学校適正配置計画の基準を満たしている須崎中学校を存続した上で、必要な教室数を確保するため、令和４年１２月に計画を改訂し、現在の統合方針となっております。

現状につきましては、統合計画の改訂時よりも児童生徒数も含め、様々状況も変化しておりますので、改めて児童生徒数の推計等を行った上で、検討を行ってまいりたいと考えております。

○議長（土居信一君） 西村さん。

〔１番 西村泰一君登壇〕

○１番（西村泰一君） 最後の質問になります。本年４月、給食センターが供用開始されました。新年度から提供できるかという懸念もございましたが、関係各位の御努力で何とか間に合うことができ、安堵をいたしております。

本年５月１日現在の本市の小中学校の児童生徒数の合計は９０６人、教員が１２６名ということでございます。あと、加配の先生とか職員を含めて１，１００名程度ではないでしょうか。給食センターの１日の能力は１，０００食程度ということで、今年度は並行して浦ノ内小学校、吾桑小学校、上分小学校で自校方式を実施いたしております。

今後についてでございます。児童生徒の減少による人数の想定も当然できますし、また、現在８名の正規調理員が３校で勤務されておられますが、退職時期も近づいており、また明確な年数も把握できるわけでございます。

そこでお伺いいたします。例えば、令和１０年度からは吾桑小学校、浦ノ内小学校、令和１２年度からは浦ノ内小学校のみの自校方式実施、その後何年かからはすべてセンター方式実施というような計画、そろそろもう策定すべき時期ではないかと思うわけでございますが、教育長にお伺いいたします。

○議長（土居信一君） 教育長。

〔教育長 押田貴久君登壇〕

○教育長（押田貴久君） お答えいたします。

現在の自校方式の小学校につきましては、正規調理員を配置し、給食の提供を行っておりますが、今後令和９年度末から順次、退職が予定されております。あわせまして、市内の児童生徒数の減少が見込まれておりますので、順次、学校給食センターからの配送方式へ移行する予定としております。

西村議員御質問の今後の計画でございますが、計画等の策定は現在のところ行っておりませんが、自校方式から学校給食センターからの配送への提供方式の移行につきましては、改めて実施時期の見通しをお示しする必要があると考えておりますので、給食数や配送時間等も考慮した上で、各学校の実施時期について決定していきたいと考えております。

○議長（土居信一君） 西村さん。

〔１番 西村泰一君登壇〕

○１番（西村泰一君） 正規の職員との申し合わせの話もあろうかと思います。退職時期がもうそろそろ段階的にどんどん来ておりますので、その辺上手にと申しますか、流利的に並行してやっていただきたいと思います。

以上で私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（土居信一君） この際、昼食のため午後１時まで休憩いたします。

午後０時０２分 休憩

午後１時 再開

○議長（土居信一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

順次質問を許します。２番大崎宏明さん。

〔２番 大崎宏明君登壇〕

○２番（大崎宏明君） 一般質問本日３番目の登壇になります。大崎宏明です。どうかよろしくお願ひします。老眼がなかなか合わなくて、最近こう動かさんと見えませんが、順次質問をやっていきます。

市長の政治姿勢につきまして、何点かお伺ひします。

まず一点目に、須崎市立スケートパークについて、このスケートパークが提案趣旨説明にありましたが、７月２１日の竣工を予定とされているということです。この施設の今後に大きな期待をするところであります。愛称を５２２件の応募から、サクラバンダと決定したという説明でした。このネーミングを決めるには、副市長が先頭に立って選んだというふうに私はお聞きしております。

名称が決まった時点で今更なんですけど、私が思うには今回立派なこの施設ですけど、現在では全国的に多くの公共施設で、ネーミングライツを見かけます。ネーミングライツとは簡単に申し上げますと、公共施設の名前を貸与する命名権と付帯する諸権利のことを言います。スポーツ施設など、名前に企業名や社名ブランドをつけることであり、公共施設の命名権を企業が買うビジネスでございます。

ネーミングライツを導入することで、企業側から見れば、自治体の公共施設には人がたくさん集まるため、企業にとって非常に大きな宣伝効果になります。また、各地方公共団体がこの公共施設の維持管理に苦勞しているところに、参入することにより地域貢献をしたと捉えられ、企業のイメージアップにつながるとなります。そして、ネーミングライツを導入した自治体のメリットにつきましては、もう御存知の通り維持管理経費の軽減が挙げられます。

このようにネーミングライツを導入することにより、スケートパークの維持管理において今後の須崎市の負担を減らし、企業にとって宣伝効果を高め、イメージアップを図れることから両者にとって大きなメリットがあります。

愛称も決まっておりますが、この維持管理の負担を考えネーミングライツの導入をしていって見たらどうでしょうか。須崎市はいろんな公共施設がありますが、まずこのスケートパークから、ちょっと説明もあったかと思ひますが、御答弁のほう市長お願ひします。

○議長（土居信一君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） 御質問のネーミングライツ制度の導入につきましては、文化スポーツ・観光課で改めて検討することといたしておりますので、担当課長から御答弁をさせていただきます。

○議長（土居信一君） 文化スポーツ・観光課長。

〔文化スポーツ・観光課長 廣見太志君登壇〕

○文化スポーツ・観光課長（廣見太志君） 議員御質問のネーミングライツ制度の導入につきまして、本市といたしましては、維持管理費用の軽減等から非常に有効であると考えておりますが、パートナーとなる企業側といたしましては、施設の利用者数や知名度等により、出資に対する宣伝効果を見極める必要があるのではないかと考えております。このことから施設オープン以降、一定期間が経過した後に、パートナー募集にかかる条件や資料等を整理したうえで、改めて制度導入を検討してまいりたいと考えております。

○議長（土居信一君） 大崎さん。

〔2番 大崎宏明君登壇〕

○2番（大崎宏明君） 課長からの答弁をいただきました。これから運営していきながら、知名度、利用者数それにあわせて考えていきたいということですけど、やはりせっかく作った高額な施設ですのでね、その辺たくさんの方の利用者の方を見込みながら、またそれをスピーディに対応していただきたいと思います。

決して私この名前が気に入らんからこれをやれということではありませんので、この愛称は愛称で広めていきながら、ちょっと位置的に本当にあの桜川が下流部で綺麗なのかという心配もあります。また、ネーミングライツにつきましては、他の公共施設もまた考えていただきたいと思いますので、どうかよろしくお願いします。

続きまして、市政懇談会につきまして、市長にお尋ねします。

提案趣旨説明において令和8年度の市政懇談会について、従来は個別の意見や要望を中心に意見交換を行ってきたが、本年度はそれぞれの地域の実情に応じた、課題などからより関心の高いテーマを取りまとめ、テーマに沿った意見交換を行いたいとの説明でした。

市政懇談会におきましては、日頃の行政対応で行えることの要望の質疑で時間を要していたとは思っていました。今回の方針転換は良いことだと思いますし、ましてやこういった対応でいくのが遅かったのではないかと感じております。ここで、二点ほど質問させていただきます。

本年度から、地域の実情に応じた課題等の各地域課題の意見、課題等はどのような方法で集約を行っていくのでしょうか。また、今までの個別の意見や要望を中心の意見交換の中にも、地域課題や今後の須崎市の方向性等を問うような質問もあろうかと思いました。この個別の意見や要望中心の意見交換から、本年度からやる地域の実情に応じた課題等についての各質問や意見に対しての振り分けはどのように行っていくのか。以上二点、市長の御答弁をお願いします。

○議長（土居信一君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） まず、各地域課題の意見等はどのような方法で集約するか、の御質問につきましては、現在、各公民館に依頼をして、部落長会等を通じて地域ごとの課題等について集約をお願いしておりまして、その中から市政懇談会で意見交換を行うテーマを公民館ごとで決定していただくこととしております。

次に、意見の振り分けをどうしていくのか、についての御質問につきましては、従来のような

個別の御質問につきましては、日常担当課に御相談いただければ対応させていただくものでございますが、例えば公民館ごとに取りまとめをいただければ、企画情報課が窓口となり、各所管課で御質問等についての回答を作成して、公民館を通じてお答えをさせていただくこととしておりますので、ぜひ御質問、御意見をお寄せいただければというふうに思っております。

○議長（土居信一君） 大崎さん。

〔２番 大崎宏明君登壇〕

○２番（大崎宏明君） 答弁にありましたが、言うたら従来通りのやり方ということですよ。従来通りの集約をしていきながら、それでその地域の課題としてのものをリストアップして抜いていって、それについてテーマに沿ってやっていくと。けど実際公民館を通じて各集落単位に広報と一緒に意見がありませんかって回しますわね、ほとんどの方が日頃の行政対応で済むことが大半なんですよ。だから思い切って市長ここで、この地域課題と一緒にこの須崎市のビジョンを考えていくようなアイデアはありませんかというふうに問いかけるほうがいいと思いますけど、そういうことに関しては市長のお考えはないのでしょうか。御答弁をお願いします。

○議長（土居信一君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） そのようなテーマも当然あるかとは思っております。問いかけをするかしないかというのは、今回は残念ながらしておりません。今回は地域課題をテーマにして、決定して、それについて懇談をしていこうという形でございますので、今後そういう各階層ごとに分けるかという話も実はあったわけでございまして、例えば若い層に対してそのようなテーマで話をするとかということもあり得るかというふうには思っております。

○議長（土居信一君） 大崎さん。

〔２番 大崎宏明君登壇〕

○２番（大崎宏明君） 各階層ごととかいろいろ年代とか、いろいろ聞きたいこととか提案もあるかと思います。せっきくの市政懇談会ですので、日頃我々はこうやって市長とも対話できる場所がありますけど、各地域に帰られますと皆さんいろいろ直接聞いてみたいこととか、たくさん課題があります。どうしてもそれが偏った意見で、それでそのままその場の押し問答、質疑応答になってしもうて、せっきくの市政懇談会の時間が個別の課題だけに囚われてしもうて、非常にもったいない、時間が、というところもあります。

これ前のことを言うことはすごい失礼ですけど、楠瀬市長に代わってこれ早めにやったほうが良かったのではないかというふうに私も思うところであります。やはり市長が各地域へ出向いて、執行部の皆さんが出向いていただいて、そこでの諸課題、個別の課題ではなく、その地域の課題というのをもうちょっと早くやってほしかったなという思いもありまして、ちょっと昔のこと言うて悪いんですけど、昔こういう市政懇談会があったのは前市長の時に、家の前の道を直せとか、俺んくの裏の背戸を直せとかで、そういう質問は一切受け付けんと、須崎市のビジョンについて話し合いをしましょうという課題で一回やったこともありました。非常にいろいろな御意見が出て、すごく前向きな意見交換ができたのではなかったかという、当時私なりに感じましたので、ぜひこういうやり方ですよ、また進めていってもらいたいと思いますけど、今回その試験的と

いいですか、お試しという表現は悪いかもしれませんが、これでやってみて、この手応えを感じれば、また継続的にやっていくかどうか、どういうふうなお考えか御答弁をお願いします。

○議長（土居信一君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） 今回こういう形にやってみろうと言ったのは、担当課からの提案があったわけでごさいます、従来のやり方では、大崎議員も御指摘の通り、通常担当課で処理ができる、あるいは対応ができるお話がほぼほぼであったりするわけですし、そうじゃない形をとっていかうと。せっかくの皆さんとの対話の時間でごさいますので、そちらに比重を置いていかうということでごさいますので、今回はテストケースかもしれませんが、試行錯誤しながら深めていければというふうには思っております。

○議長（土居信一君） 大崎さん。

〔2番 大崎宏明君登壇〕

○2番（大崎宏明君） また8月から順番に各地域におかれまして、この市政懇談会を行うと思いますけど、いろいろ検証取りまとめた報告とか、期待してお待ちしておりますのでよろしくお願いしたいと思います。

続きまして、教育行政につきまして、何点か質問させていただきます。

押田教育長の須崎市教育長としての所見、所感をお聞きします。4月から須崎市教育長に就任されました押田教育長におかれましては、数々の要職を務めてこられ、経験をもとに須崎市教育長として須崎市の児童、生徒のために御尽力いただけることを非常に期待しているところでございます。

就任され、まだ3か月足らずですが、各小中学校を訪問され、須崎市の児童生徒の様子を見ていただけたと思います。須崎市教育長として、須崎市の教育をどのようなビジョンを掲げているのか、就任されて児童、生徒の様子を見ての所見と、そして今までの経験に基づいての須崎市での所感をお聞きしたいと思います。御答弁をお願いします。

○議長（土居信一君） 教育長。

〔教育長 押田貴久君登壇〕

○教育長（押田貴久君） お答えいたします。

私はこれまで自治体の行政職からキャリアをスタートし、宮崎大学、兵庫教育大学などの高等教育・研究機関において、自治体の教育政策、教育課程行政、スクール・コンプライアンスを専門に研究・実践してまいりました。これら行政の現場と、学術・研究の知見の双方を掛け合わせ、須崎市が築き上げてきた教育行政の基盤をしっかりと引き継ぎつつ、須崎市に根差した教育の発展に尽力したいと考えております。

就任から約3か月の間、各小中学校を訪問させていただき、肌で感じた現場の所見と教育のビジョンについてお伝えいたします。

各学校に足を運び、真っ先に感じたのは、須崎市の子どもたちの素直さ、それと地域に見守られた温かさであります。挨拶一つをとっても、明るく自然体で答えてくれる児童生徒が多く、非常に活力をもらいました。

先日も上分小学校、須崎小学校の運動会を参観させていただきました。あいにく雨天でグラウンドがぬかる中でも、児童一人ひとりが精一杯走り、演技し、また保護者も一緒になって競技に参加され、本気の勝負に感動いたしました。さらには、保護者や地域の方が砂入れや用具の搬出などに支援いただき、心温まる場面も拝見いたしました。

また、吾桑小学校と新莊小学校、安和小学校の3校の5年生がオンラインでつながり、社会科の学習を交流しておりました。先生方が子どもたち一人ひとりに寄り添い、限られた環境の中でも工夫を凝らした授業づくりに取り組まれている姿が強く印象に残っております。

一方で、地方自治体が共通して抱える人口減少や少子化の波、それに伴う学校規模の適正化といった課題も、現場の空気からリアルに感じ取っております。子どもたちが多様な考え方に触れ、切磋琢磨できる教育環境をどのように維持・発展させていくかが、今後の重要なかじ取りになると実感いたしました。

ビジョンに関しては、まずは令和6年3月に策定した現行の教育大綱並びに教育振興基本計画の基本テーマである、たくましく、心豊かな人づくりを軸に、さらには令和6年度からの教育変革ビジョンである「Make “IT” Fun」を引き継いでまいりたいと存じます。

そして、変化の激しいこれからの時代を生き抜くためには、単なる知識・技能の習得にとどまらず、自ら課題を見つけ、周囲と協力して解決する探究する力が必要です。須崎市の豊かな自然や歴史、地場産業といった地域資源を教材として活かし、子どもたちが郷土に誇りを持ちながら世界に目を向けられるような教育カリキュラムの充実に努めます。

着任してまだ日は浅いですが、教育政策・行政の研究者として培った知見と、現場主義の姿勢を大切にしながら、須崎市ならではの、たくましく、心豊かな人づくりの実現に向けて全力を尽くしてまいります。

○議長（土居信一君） 大崎さん。

〔2番 大崎宏明君登壇〕

○2番（大崎宏明君） 本当に率直な須崎市の子どもたち、児童生徒を見ていただいたの感想を聞かせていただきまして、また本当に素直ないい子どもたちばかりですので、本当に須崎市の子どもたち素直なというのは、私も須崎市出身で、小学校も須崎市です。素直にこんな人間になりましたので、ぜひその辺をよろしく願いたいと思います。

また、いろいろこう、これからの時代ですよ、前の前の教育長ともいろいろ議論をさせていただきましたけど、やはり時代の変革に対応できるような子どもたち、大人になっていけるようなことを、先ほどの西村議員の答弁にありましたように、やはり5年後、10年後、15年後、そして社会に出て、今の須崎市の子どもたちが活躍できる社会、そして日本、世界で通用するような子どもたちの教育のベースをぜひ期待しておりますので。

あと、一点私気になるのが基礎学力のことで、高知県学力調査テスト、これまた今後の課題として教育長と議論していきたいですけど、そういった部分もまだまだたくさん課題があります。「Make “IT” Fun」をやって、もちろん外国語力も大事だと思いますけど、日本人としてのやはり国語力、そしてあと算数の文章問題の読解力とか、そういった様々な課題もありますので、そういうところ我々も協力していきながら、またこの議場の場で議論をしていきたいと思います

ので、どうかよろしくお願いします。

続きまして、中学校統合においての現在の状況をお聞きます。

本年4月から浦ノ内、南、上分の3校の中学校が朝ヶ丘中学校へと統合されました。統合に向けては、各学校からの保護者、地域の方々の意見、要望、提案など莫大なエネルギーを取りまとめしての統合になって、新たなスタートとなりました。

学校の統合においては、各方面で聞くところによりますと、統合時の学校は学校運営において大変という話をよく聞きます。特に生徒たちにおいては、中学校の統合でございます。思春期の時期であり、非常にデリケートな時期であります。生活面、学習面の不安や友達関係の不安など多々あるかと思います。私自身切に願うのは、このまず学習面での誰一人も学習の遅れが発生しないように、という願いと、学校生活において人間関係、絶対にいじめ等が発生しないように、学校は楽しいと思える環境づくりに努めていただきたいと願っております。

そこで、まだ統合して1学期も折り返しになったばかりですが、現段階での統合後の朝ヶ丘中学校の生徒の学習面、学校生活面での状況をお聞きます。

○議長（土居信一君） 教育長。

〔教育長 押田貴久君登壇〕

○教育長（押田貴久君） お答えいたします。

統合校である朝ヶ丘中学校へは、4月は3回、5月1回、6月は今のところ1回と計5回ほど現地訪問しており、入学式、授業、給食など生徒たちの学校での様子を実際に確認しております。

5月、6月の授業通覧を行った際の生徒は、どの学年も落ち着いている様子でした。教室環境も整備されており、今年度の生徒の学びの成果物が早くも廊下に掲示されておりました。

学校長によると、4月当初は特に3年生が緊張していたようです。そのため、学級レクや席替えなどを行うことで交流する機会を設けたとのこと。また、統合に向けた教育委員会主催の朝ヶ丘、浦ノ内、上分3校の連携事業や、統合前からの部活動合同チームのこともあり、5月になると生徒たちの緊張もほぐれたとの報告を受けております。

○議長（土居信一君） 大崎さん。

〔2番 大崎宏明君登壇〕

○2番（大崎宏明君） 詳しい状況ありがとうございました。なぜこの質問に至ったかといいますと、やはり質問で最初言わせてもらったように、学習面と生活面、本当に統合して生徒も不安ですけど、この統合まで、教育長来たばかりですけど、過程ですね。この議場でも統合に向けて心配される議員おられました。そしてここでの議論の中で心配される議員もおれば、もちろん地域へ帰ったら保護者、地域というふうに皆さん順番に不安ながらこの統合です。その不安をやはりちょっとでも払拭していくために、まず現場での子どもたちの様子、そういったところをきちんと現状を聞かせてもらいましたけど、随時この辺の対応ですね。それについてまだ1学期折り返したばかりです。まだ2学期、3学期という1年間通じての行事からこうもありますけど、そういったことに対しまして、教育長として今の1学期半の折り返しですけど、この1年間、今年度に向けてのちょっとその辺のお考えとか、気をつけておきたいことがあれば御答弁いただきたいんですけど、構いませんかね。

○議長（土居信一君） 教育長。

〔教育長 押田貴久君登壇〕

○教育長（押田貴久君） お答えいたします。

これから6月迎えまして、子どもたちも夏に向けて様々に活動も活発にしていくかなというふうに思います。そうした中、議員の御質問の中にもありましたように、今度は逆にいろんなトラブルもまた生まれてくる可能性があるかとは思いますが、そういったものも学校の中で、また保護者や地域の方の協力も得ながら、解決していく力というものを、ぜひ培っていただきたいかなというふうに思っておりますし、学校としてもそういった生徒指導を、ぜひ進めていっていただきたいかなというふうに思っているところです。その辺が一番やはり心配されるところかなというふうにまずは思いますので、その点を特に力入れて取り組んでまいりたいかと思っております。

○議長（土居信一君） 大崎さん。

〔2番 大崎宏明君登壇〕

○2番（大崎宏明君） また情報共有をしていきながら、私たちもお手伝いできる場所、そして議論させていただきたいと思っております。教育長も就任したばかりですけど、ひと昔前はダイレクトで教育長のくへ注意するような電話もよくありました、昔は。なかなか熱心な保護者もおられますので、またそういった対応、地域では地域の我々のほかにもいろんな方おられますので、地域に頼っていただきながら子どもたち見守っていただきたいと。学習面、生活面と、どうかよろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

それでは最後の質問に移らせていただきます。今後の当市における課題や改善すべきことにつきまして、一点、税務課長にお尋ねします。

軽自動車税の障がい者の減免制度につきまして、須崎市におきましては、障がい者の方に対し軽自動車税の減免制度がありますが、毎年申請が必要とされております。しかしながら、実際は前年に減免を受けている方でも、翌年度には納付書が一律で送付される仕組みになっており、その後手続きが行われ減免が適用されるという流れらしいです。

この方法は、制度を十分に理解しない場合、前年減免を受けているため今年も自動的に減免されると誤解される可能性が高く、申請漏れや混乱を招くのではないかと考えます。障がいがある方にとっては、申請書類の準備や提出自体が負担となる場合もあり、納付書が先に届くことで誤って納付してしまうこともあるかもしれません。このようなことにつきまして、何点かお伺いさせていただきます。

まず一点目に、障がい者減免制度について、対象者に対して毎年申請が必要であることの周知はしっかりと行われているのか。二点目に、納付書の一律発送と減免申請の時期的なずれが利用対象者の混乱や行政の事務負担になっているのではないのか。三点目に、今後対象者の負担軽減及び申請漏れ防止の観点から、減免の自動継続化やわかりやすい案内方法へ見直し検討すべきではないでしょうか。

以上三点、御答弁よろしくお願ひします。

○議長（土居信一君） 税務課長。

〔税務課長 高橋正恭君登壇〕

○税務課長（高橋正恭君） お答えいたします。

軽自動車税の減免制度につきましては、身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳の交付を受けた方で、一定の要件を満たしている方に対しまして、軽自動車税の減免を行う制度となっております。

新たに軽自動車税の減免を受けようとする方につきましては、軽自動車税の納税通知書を受け取ってから納期限まで、令和8年度でありましたら、6月1日までに申請することで減免を受けることができる制度となっております。

また、前年度に減免の適用を受けている方につきましては、4月中旬から下旬にかけて、継続減免のお知らせに申請用紙を同封した形でお送りしておりますので、新規申請の方と同様に納期限までに申請をしていただくといった手順となっております。

御質問の減免申請の周知につきましては、市のホームページや広報すさきの5月号にも記事を掲載いたしており、前述の個別のお知らせによって注意喚起も行っております。また、返信用封筒による郵送での受付も行っておりますので、申請漏れや誤納付などは、ほばないものと認識をいたしております。

また、納付書の一律発送と減免申請の時期的なずれについてですけれども、令和8年度の軽自動車税納税通知書につきましては、5月1日に発送いたしておりますが、継続減免の申請のお知らせにつきましては、申請者の方が手続きを行う期間を少しでも長く確保するとの考えから、4月中旬から下旬にかけて発送いたしているため、4月中に継続減免の申請書を既に提出した方に対して、5月に入ってから納付書が届くという状況が一部発生しております。このため、継続減免のお知らせの文書におきましても、5月1日に届く納付書は使用せず保管するよう注意喚起も行っておりますけれども、どうしても分かりづらい部分があることから、市民の皆様から一定数のお問い合わせがあったことも事実でございます。

議員の御指摘の見直しにつきましては、4月の当初賦課の時期はどうしても日程的にタイトになることもあり、可能な対応も限られるかもしれませんが、来年度に向けまして、市民の皆様に分かりやすい周知の方法や効率的な事務処理の方法につきまして、検討させていただきたいと考えております。

○議長（土居信一君） 大崎さん。

〔2番 大崎宏明君登壇〕

○2番（大崎宏明君） 今回この質問に至ったのは、どうしてかというふうに、わかりにくい人がおるということで相談がありまして、私もちょっと勉強させていただきまして、今回この質問に至りました。

今後検討していただけるということですけど、実際申請しておるのに自動車税納付書が来た、その納付書は郵送されてきちゃう、料金も発生しちゃう、お金もつたいないがやない、ちょっとでも経費を使わんようにしてほしいという市民からの心温まる意見で今回その質問に至っておりますので、今後無駄な経費がいらんように、二重に被らんように、またスムーズに行くようによろしくお願ひしたいと思います。

以上で今議会、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（土居信一君） 順次質問を許します。8番山本啓介さん。

〔8番 山本啓介君登壇〕

○8番（山本啓介君） それでは、通告に従いまして質問したいと思います。8番山本啓介でございます。大崎議員、時間いっぱい使うかなと思ってたので、急に回ってきていつも以上に緊張していますが、どうかよろしくお願いいたします。なお、通告の3にありましたその他についての質問はございませんので、よろしくお願いいたします。

最初に市長の政治姿勢についてです。女性活躍に関する政策についてお聞きします。以前、市長は人口減少問題については国全体で取り組むべき課題であり、自治体単独での取り組みには限界があるとの認識を示されてきたと記憶しております。一方で、近年は安和保育園の存続に向けた取り組みや、シングルマザー支援協会との連携協定の締結など、女性や子育て世代を対象とした政策を積極的に展開されております。これらの取り組みは明確に人口増を目指しており、本市の人口減対策は大きく方向転換がなされたと考えますが、その認識でよろしいか、市長にお聞きいたします。

○議長（土居信一君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） 国レベルの問題であるということは、これは確かな話かと思っております。やはり国と一緒にあって、地方自治体はそれぞれの街をどのように守り育てていくかということでございますので、国がなかなか今、人口減少傾向を止めることができていないわけで、そうであれば、やはり自治体としてきちっとして考えていくべきテーマでもあろうかというふうには、これは基本的な認識でございます。

女性活躍、かじを切ったかという話なんですけれども、これはもう皆さん御案内の通りでございますけれども、子どもの出生数が45人になったということでございますが、これは一人当たりの女性の方が生涯に産む人数を出生率、これをどう上げるかという話と、女性の数をどう増やしていくかと、減らさないかというテーマ、この二つがあるわけです。高知県の特性といたしまして、御案内の通り例えば大学等で女性の方が県外へ行くと、なかなか帰ってこないということがございます。これはなぜかというようなことを考えると、やはり地域として女性に支持されるような、帰ってきたくするような地域柄が高知県が取れてないのか、その辺りも慎重に考えていく必要もあるんじゃないかなと。

お金だけの問題じゃなくて、女性から帰ってきたくするような、例えばコミュニティであるとか、地域の在り方であるとか、人と人とのつながりであるとか、そういうものも考えていかなければならないんじゃないかと思っております。それが地方自治体の一つのテーマかと。国には国の役割があるというふうに考えております。

その上で本市の人口減少や少子化への対応につきましては、かねてより強い危機感を持って臨んでおりまして、特に出産可能年齢の女性をいかに増やしていくか、あるいは減少を食い止めるかという点について、真剣に検討を重ねてまいりました。その結果、一つの方向性として、女性活躍のまちづくりに活路を見出し、女性の移住者の確保に努めていくという政策展開を進めることといたしました。

日本シングルマザー支援協会との連携もその中心となるものでございまして、女性が主役のまちづくりに官民を挙げて取り組んでいく体制を整えたいとの考えによるものでございます。

また、安和保育園の存続につきましては、こうした女性活躍の政策展開にあたり、子育て環境の基盤である保育環境の質を一定期間後退させることなく、新たな施策を円滑に軌道に乗せるための政策判断によるものです。

本市の人口減少対策が大きく方向転換されたのではないかと御質問でございしますが、これは現状を分析し、将来を見据えた上で、今何を優先させるべきかを総合的に判断したものでございまして、私といたしましては転換ではなく重点化であると考えております。今回の判断は、女性の移住促進や子育て環境の充実といった観点を優先させた政策展開であると御理解をいただきまして、本市の未来に向けた取り組みを後押ししていただければというふうに思っております。

○議長（土居信一君） 山本さん。

〔８番 山本啓介君登壇〕

○８番（山本啓介君） 市長が重点化という御言葉いただきまして、なるほどというふうに思った次第であります。ちょっと方向転換というふうな形で私捉えてた部分もありましたが、政策というものは、これぐらい明確なターゲットを定めてやっていってこそ、初めて成果が上がるのかなというふうに考えておりますので、これからの展開も引き続き興味深く関わっていきたいと思っております。

続きまして、女性活躍と移住はセットと考えていますが、先ほど市長も選ばれるようにとか、そういう言及もありましたように、この取り組みを推進していく上で、移住者から本市が選ばれるための強みと弱みをどのように分析しているのか、お伺いいたします。

○議長（土居信一君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） まず本市の強みについてでございますが、第一に、一般社団法人日本シングルマザー支援協会との連携による強力なサポート体制が挙げられます。同協会には約１万３，０００人の会員と取り組みを通じて構築された様々な企業、団体等とのネットワークがありまして、数多くのシングルマザーの方が抱える悩みや必要とする支援に応えてきた実績と、全国に向けた情報発信力がございます。

また、本市以外では１１の自治体と連携協定を結んでおりまして、他の自治体の取り組み事例などにも詳しく、女性の相談窓口としての的確に御対応いただけるほか、本市における課題や施策について、より効果的な提案や助言がいただけるものと考えております。

第二に、手厚い子育て・教育環境でございます。小中学校の学校給食無償化や高校生までの子どもの医療費完全無償化といった経済的支援に加えまして、デジタルと英語教育を柱とした「Make “IT” Fun」の推進や、地域全体で子どもを育てるという環境は、移住を促進する上で強力なアピールポイントになると考えております。

一方、弱みである最大の課題は、移住の受け皿となる住宅と安定した就労の場の確保でございます。特にシングルマザーをはじめとする女性の方が子育てと仕事を両立し、その能力を十分に発揮できるような就業環境や、安心して暮らせる住環境は十分とは言えない状況でございます。

また、本市特有の急峻な地形や津波浸水等の防災リスクへの懸念も移住のハードルになっていると認識しております。今後はこうした課題の解消に取り組みながら、本市の強みをさらに磨き上げ、移住・定住の促進につなげてまいりたいと考えております。

○議長（土居信一君） 山本さん。

〔8番 山本啓介君登壇〕

○8番（山本啓介君） すごく丁寧にお答えいただきまして、これからさらに分析が進んで、より良い施策が打ち出されるのではないかとというふうに期待をしております。また、今後移住者のアンケートとか、すでに移住された方の定住率とか、そういったデータも効果測定に使って行っていってもらえたらと思っております。

続きまして、市外通学にかかる補助金の検討をお願いしたいと思って質問いたします。移住による人口増加を目指すのであれば、住む場所だけでなく、教育環境の選択肢も重要な要素になると考えています。令和5年の9月議会で佐々木學議員が行いました、須崎市から高知市への高校へ通う場合の交通費の負担支援についての質問に対しまして、当時の平井副市長が答弁した部分を少し抜粋して読み上げたいと思います。「本年3月、ここは令和5年のことになりますが、教育長答弁にもございましたとおり、基本的には自治体内に高校があるという優位性を活かしまして、生徒または御家族に負担が少なくなるよう、できれば多くの皆さんに須崎市内の高等学校に進学していただきたいと強く思っているところでございます。他方で、子どもたちが中学校卒業時の進路選択の段階で、自らの希望や能力に応じて自由に学校選択ができる機会が増え、将来に向けた選択肢の幅が広がるということでは、生徒本人の可能性を伸ばしていく上で良いことだとも考えられます。市内に高校があることとあわせまして、市外にも通学がしやすいことで将来の可能性が広がるのが本市の強みとなり、結果として住みやすい地域として人口の増に寄与することが期待できるとも考えられます」こういう答弁がなされておりました。

積極的な人口増加を目指す政策に重点を置くのであれば、本市の弱点ともなり得る地理的条件を積極的な支援によって補っていくことも重要ではないかと考えます。市外への通学のしやすさは、生徒の将来の可能性を広げるだけでなく、本市が移住先として選ばれる要素の一つにもなりえます。そのような観点から、市外の学校への通学費補助についても、実現に向けた検討を行う段階に至ったのではないかと考えますが、市長のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（土居信一君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） 通学費の補助により、生徒の可能性を広げたらという御質問かと思います。御案内の通り何回も御答弁いたしましたが、現在、須崎市の教育変革ビジョン「Make “IT” Fun」ということで、保育園から小学校、中学校の内容をブラッシュアップしていこうということに今注力しておるところでございます。それに加えて、須崎総合高校の魅力化ということにも、地元自治体として、高校が立地しているのが一つの強みであるということで、こちらのほうにも取り組んでおりまして、保育園から高校まで地元で魅力ある教育が受けれるような体制を目指していこうという、今方向性であります。そういう中でいろいろ選択肢を持っていただくというのは本当にいいことではございますが、まずはそちらのほうに注力をさせていただきたいと、

そのように思っております。現在のところ、この通学費補助に対しましては実施する予定はございません。

○議長（土居信一君） 山本さん。

〔8番 山本啓介君登壇〕

○8番（山本啓介君） 市長のおっしゃることは当然だと思いますし、私もあの総合高校に統合されました須崎高校の出身でございます。須崎市でも十分に学べることはわかっておりますが、やはりその選択肢という部分につきましては、可能性を広げていただきたいと思います。こういった地理的な不利を取り除こうとする政策は、移住者のみならず、元々本市で生活を営む者にとっても、本市の良さの再発見につながる可能性があるとは私は考えておりますので、もしよろしければ実現に向けた前向きな検討をお願い申し上げまして、次の質問に移りたいと思います。

次は庁内の女性活躍について御質問いたします。最初に、会計年度任用職員を除く市役所職員の人数と男女比についてお聞きいたします。

○議長（土居信一君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） 男女比等につきましては、総務課長から御答弁させていただきます。

○議長（土居信一君） 総務課長。

〔総務課長 松浦すが君登壇〕

○総務課長（松浦すが君） お答えいたします。

会計年度任用職員を除く市職員の人数につきましては、令和8年6月1日現在267名のうち、男性147名、女性120名でございます。男女の比率にいたしますと、男性が約55%、女性が約45%でございます。

○議長（土居信一君） 山本さん。

〔8番 山本啓介君登壇〕

○8番（山本啓介君） なんとなくの雰囲気でしたが、女性の割合がかなり増えているんじゃないだろうかというふうに感じておりました。女性の職員が45%ということで、半数近くを占めるに至っているということは、本市役所が性別にとらわれず人材を確保してきた結果の一つであり、私は大変評価できる状況ではないかと感じております。

続きまして、次の質問にまいります。男女の比率が全体的には均衡が取れている中でも、著しく男女比に偏りがある課があるように感じています。例えば建設課や住宅・建築課、それから市民課、子ども・子育て支援課などがそういうふうに見受けられますが、そういった特徴のある部署の名前とか人数と比率をお聞きしたいと思います。

○議長（土居信一君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） こちらも人数比率の話ですので、総務課長から御答弁申し上げます。

○議長（土居信一君） 総務課長。

〔総務課長 松浦すが君登壇〕

○総務課長（松浦すが君） お答えいたします。

男性の比率が高い順に３部署を挙げますと、住宅・建築課１０名のうち男性が１００％、農林水産課１２名のうち男性９２％、建設課１８名のうち男性が８９％となっております。また、女性の比率が高い順に３部署を挙げますと、長寿介護課１２名のうち女性が９２％、子ども・子育て支援課１５名のうち女性８０％、健康推進課１４名のうち女性が７９％となっております。以上でございます。

○議長（土居信一君） 山本さん。

〔８番 山本啓介君登壇〕

○８番（山本啓介君） ここでは特にその比率がどうか、なんかちょっとおかしくないかとか、そういった議論をするつもりでお聞きしたわけではございません。いまだに、いまだにといったら失礼です。こういう部署ごとには特徴が見られるけど、全体的にはバランスよく職員が配置されているというふうに認識しております。それでお聞きいたしますが、各課の職員配置にあたりまして、理想とする男女比率について何らかの考えを持っているのか、また、庁内人材における女性活躍について今後のビジョンがあるのかお聞きいたします。

○議長（土居信一君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） 今後のビジョン等にということでございますが、当市の各部署を構成する男女比については、先ほど総務課長がお答えしましたとおりの比率となっておりまして、今後におきましても、それぞれの能力に応じた適材適所の配置を行ってまいりたいと考えております。

○議長（土居信一君） 山本さん。

〔８番 山本啓介君登壇〕

○８番（山本啓介君） 私は、男女が仕事の内容に分け隔てなく参加できる環境や状況を整えていくことが重要であると考えております。その一方で、これは質問ではございませんが、女性活躍を単に管理職の人数や比率だけで評価することは、必ずしも女性活躍の実態を表しているものではないとも感じております。市役所職員一人ひとりが自らの希望や適性に応じてキャリアを築き、将来のビジョンを持ちながら働くことができる環境を整備することも、私は活躍のサポートとしてとても重要な要素であると考えております。今後も職員の意思を尊重しながら、多様な働き方やキャリア形成を支援いただくことをお願いしまして、この質問を終わります。

続きまして、当面する諸課題についてです。スクールバスの今後についてお伺いいたします。福島県で発生した部活動遠征中のバス事故は、多くの自治体や教育関係者に衝撃を与えたものと受け止めております。本市においても、部活動や校外学習などでバスを利用する機会があることから、同様の事故が発生する可能性についてどのように認識しているか、また、バス利用時の安全確保にどのように取り組んでいるのか、教育長にお伺いいたします。

○議長（土居信一君） 教育長。

〔教育長 押田貴久君登壇〕

○教育長（押田貴久君） お答えいたします。

須崎市の小中学校の児童・生徒が部活動や校外授業等で市のバスを利用する場合は、必ず教職員が同乗し、シートベルトの着用指導を行い、児童・生徒の安全を確認して利用しております。

また、バスの運転は外部委託しており、その委託事業者は市内のスクールバス運行事業者であり、安全確保ができていますと認識しております。

○議長（土居信一君） 山本さん。

〔8番 山本啓介君登壇〕

○8番（山本啓介君） 重複する質問になって大変申し訳なく思っております。

続きまして、スクールバス運行の委託についてですけど、バスの運行委託など命を預かる事業は安全面が最優先されるべきと考えます。現在行われている一般競争入札や指名競争入札による契約については、事業者にとって負担が大きい側面もあるのではないかと思います。スクールのバス運行は単に価格だけでなく、安全管理体制、運行実績、事故発生時の対応力、人員配置の信頼性などが極めて重要であり、価格面だけでは評価しきれない要素があると思います。

また、契約期間が短い場合には、事業所は将来の見通しを持った人材確保や育成が難しくなります。昨今の人手不足を考えますと、市との契約期間に応じて必要な人員を確保することは容易ではなく、事業者にとって大きな負担となっているのではないのでしょうか。このまま本市の都合だけで発注を続けた場合、将来的には市内で受託可能な事業者がいなくなることも懸念されますが、どのように考えているのかお聞かせください。

○議長（土居信一君） 教育長。

〔教育長 押田貴久君登壇〕

○教育長（押田貴久君） お答えいたします。

スクールバス運行委託可能な市内事業者は4者おり、その4者とも須崎市でのスクールバス運行を含めたバス運行の実績があり、安全管理体制、過去の運行実績、事故発生時の対応力、人員配置の信頼性について十分信頼できる事業者と認識しております。議員御提案のように、各事業者から提案方式のような形で技術面、企画内容を点数化した場合、順位が決まり、一番点数の高い事業者を決定し、その1者での運行となると、スクールバス路線は現在7路線があり、1者のみでの運行は難しいと考えます。

また、契約年数と人材確保についてですが、令和7年度までは1年間の契約年数で、3月頃の入札による契約を行っておりました。事業者より契約年数が1年と短く、人材を確保する際にも長期の雇用を見込めない、また契約が年度末なので苦労している、との意見をいただいております。令和6年度に4事業者について契約年数、人材確保について状況確認をいたしました。

その内容を踏まえ、令和7年度から早期の契約行為を行うため、9月定例会で債務負担行為の承認を得て、契約年数も1年から3年へと拡大いたしました。これにより、各事業者からの希望はある一定満たしていると考えております。しかし、契約年数のさらなる拡大は、事業者の人材確保の面における負担軽減につながると考えられますので、今後研究してまいります。

○議長（土居信一君） 山本さん。

〔8番 山本啓介君登壇〕

○8番（山本啓介君） もうすでに取り組みをされている部分があるということを知り、少し安心はしましたが、まだこのままでは本当に厳しい状況続いていくと思いますので、さらなる複数年契約やその万が一のときの対応について本当に大丈夫なのかという、そういった部分もより深く

研究していただきたいと思います。

今後、学校統合など機能集約を図ったとしても、その前提となりますスクールバスの安定運行が確保されなければ、教育環境の維持は困難になります。そうした意味でも、運行事業所の人材確保や経営環境については、単なる委託先という視点ではなく、本市の教育行政を支える重要なパートナーとして捉えていく必要があるのではないかと私は考えております。今後も持続可能な運行体制の確保に努めていただくことをお願いし、この質問を終わります。

続きまして、学校給食ですが、本年４月の給食センター稼働にあたり開催された試食会に出席させていただきました。実際に試食することができましたが、大変美味しく調理されておりました。そして次に気になったのは栄養面のほうでした。私はその料理をスマートフォンで撮影しまして、その画像をＡＩで分析して、栄養素がどういう構成になっているかというのをやってみました。その結果、栄養バランスは非常によく考えられておまして、児童生徒の成長に配慮された献立であることがわかりました。特にカルシウムや脂質については、牛乳が重要な役割を担っているなという、出てきた数値にカルシウムと脂質がすごく少なかったのも、牛乳とセットでまるまるって感じになるんだなというふうに、そういうのが見て取れたわけですが、こうして献立全体を見ると、給食における牛乳の重要性が改めて浮かび上がってきます。

一方で、昨今は牛乳を飲もうとしない児童・生徒も一定いると聞いております。給食は児童・生徒の成長に必要な栄養を摂取するだけでなく、食育という観点からも重要な役割を担っていると考えております。その中で、私が子どもの頃にはちょっと自分給食食べるの苦手なほうでしたので、もう頭ごなしに残さず全部食べるという指導を受けてきましたが、現在の学校の現場では、単に食べることを求めるだけでなく、なぜ給食が重要なのか、その意義について児童生徒の理解が深まるような取り組みが行われているのか、教育長にお聞きしたいと思います。

○議長（土居信一君） この際１０分間休憩いたします。

午後１時５９分 休憩

午後２時１０分 再開

○議長（土居信一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。教育長。

〔教育長 押田貴久君登壇〕

○教育長（押田貴久君） お答えいたします。

現在の給食指導におきましては、残さず全部食べるという指導は行っておらず、体調や体質に配慮し、無理のない範囲で好き嫌いなく食べようという声掛けを学級担任等から行っております。また、献立表や給食だより、給食放送で給食内容や食材について発信することで、子どもたちに興味、関心を持ってもらい、食の大切さを理解してもらえよう取り組んでいるところであります。さらに、栄養教諭と学級担任、養護教諭などが連携を取り、食の大切さや食材の栄養価、食事のマナーなど食育活動を行っております。

○議長（土居信一君） 山本さん。

〔８番 山本啓介君登壇〕

○８番（山本啓介君） 給食が単なる昼食ではなく、食育の一環として様々な取り組みが行われていることが理解できました。本市では給食の無償化が実現しておりますが、その背景には本市の取り組みに共感し、応援してくださる多くの方々からのふるさと納税によって支えられているという側面もあります。児童・生徒には、栄養や健康だけでなく、生産者の方々への感謝や多くの人々に支えられて給食をいただいていることへの理解を深め、その結果として残さず食べることもつながっていけば良いのではないかと思います。

続きまして、牛乳の飲み残しが多いと聞いたんですけど、その実情についてお聞きしたいと思います。

○議長（土居信一君） 教育長。

〔教育長 押田貴久君登壇〕

○教育長（押田貴久君） お答えいたします。

各学校において廃棄量を精査しているわけではございませんので、詳細な数値については把握しておりませんが、寒い時期には欠席者や体調不良の児童・生徒が増えることから、牛乳の残食が多くなる傾向にあります。一方で、暑い時期や運動会の練習時期など、発汗を伴う活発な活動が行われる際にはよく飲まれていると認識しております。

○議長（土居信一君） 山本さん。

〔８番 山本啓介君登壇〕

○８番（山本啓介君） 決して実態を把握するようにとか、そういった質問ではございません。やはり体に合わない方もいますし、体調に合った摂取の仕方というのは大事だと思っています。あとは繰り返しにもなりますけど、もし個人的な選択で牛乳を飲んでないという方がおったら、やっぱり大事だよってというのが伝わっていけばいいなというふうには思っておりますので、引き続き食育に取り組んでいただきたいと思います。

次に、給食の時間が大変短いというふうに聞いたことがあります、実際の給食の時間とその時間内はどのようなタイムスケジュールという流れであるのかお聞きしたいと思います。

○議長（土居信一君） 教育長。

〔教育長 押田貴久君登壇〕

○教育長（押田貴久君） お答えいたします。

各学校における給食の時間につきましては、準備や片付けを含め、概ね３０分から４０分程度に設定されております。４時間目の授業終了後、給食当番は手洗いや身支度を整えた上で配膳に取り掛かりますが、高学年では手際よくスムーズに進む一方、低学年においては重い食缶の運搬や均等な配膳が難しい面もあるため、学級担任をはじめとする教職員等がサポートを行っている状況でございます。

○議長（土居信一君） 山本さん。

〔８番 山本啓介君登壇〕

○８番（山本啓介君） 私の主観ですけど、３０分から４０分というのは準備片付け含めたら少し短いのではないかと思います、教育委員会はこの現状をどのように考えておるのかお聞きした

いと思います。

○議長（土居信一君） 教育長。

〔教育長 押田貴久君登壇〕

○教育長（押田貴久君） お答えいたします。

給食時間などを含めた日課につきましては、学校長の裁量のもと、教育課程に基づき適切に編成、設定されているものと考えております。

○議長（土居信一君） 山本さん。

〔8番 山本啓介君登壇〕

○8番（山本啓介君） 学校長の裁量ということでありましたが、教育委員会としてどのように考えているのかっていうのをちょっとお聞きしたい部分はありましたが、学校全体の生活、全体の時間配分の中で給食時間が設定されているということは理解しました。

一方で、給食は単なる栄養補給の時間だけでなく、食育の場でもあると思います。また、生徒児童は一息つける貴重な時間でもあると思いますので、私自身としましては、近年の学校教育は子どもたちが学ぶべき内容が増えて、1日の時間の使い方にも余裕が少なくなっているのではないかと強く感じているところであります。給食の時間についても、児童生徒が落ち着いて食事をとることができる環境という視点を大切にさせていただくことをお願いし、この質問を終わりたいと思います。

3のその他はございませんので、以上をもちまして私の一般質問を終わります。

○議長（土居信一君） 順次質問を許します。12番高橋立一さん。

〔12番 高橋立一君登壇〕

○12番（高橋立一君） 本日最後の質問者でございます。5番目の質問がこんな時間に始まるというのはあんまり経験がないのですが、それぐらい精力的に質疑されたということであろうというふうに思います。

1問目、市長の政治姿勢についてでございます。シングルマザーに対する支援についてを中心にお聞きいたします。先ほど山本議員からも質問がございましたが、山本議員には失礼ですが、私勝手に私の質問と合わせ技として答弁していただけたらという思いもありますので、重複する部分をお願いをいたしたいというふうに思います。須崎市のホームページに移住者運転技術向上支援事業補助金についてという補助金に関するページが掲載されております。要綱では、補助対象者や補助対象経費等を定め、この間折々に聞かせていただきました市長のシングルマザー支援の考え方について、この事業補助金でその具体性が増したというふうに私は考えるところでございます。この施策推進について、市長のお考えを聞きたいと思います。

○議長（土居信一君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） 本事業は、移住に対する不安の解消及び移住者の生活環境向上のため、運転技術の向上に必要な講習の経費を支援するもので、公共交通が限られる本市において、車が生活の重要な手段となっていることを踏まえた取り組みでございます。

また、議員御指摘のとおり、子育てと仕事を一人で担うシングルマザーの方々にとっては、移

動手段の確保や運転への不安解消が、就労機会の拡大や生活の安定につながる重要な要素でもあると考えており、本補助制度はそうした課題の解消を後押しするものでございます。

今後におきましても、移住促進と定住支援をはじめ、子育て世帯やシングルマザーが安心して暮らし続けられる環境づくりを進め、それぞれの状況に応じたきめ細かな支援策の充実に努めてまいります。

○議長（土居信一君） 高橋さん。

〔12番 高橋立一君登壇〕

○12番（高橋立一君） 答弁いただきました。先ほど言いましたように、これまで市長、折々に場面場面で私たちに対して、そんなにこう深く詳しくということではなかったわけですが、思いを語っていただいた経緯がございましたので。先ほど言いましたように、その具体性がちょっと明らかになった事業かなというふうに考えるところでございます。

この要綱の定義がございまして、定義及び補助対象者の記述を読みますと、それが若年女性、年齢が19歳から39歳まで、またはひとり親、母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第1項の女子に該当する者、というふうに書かれております。市長のシングルマザー支援の考えについては十分理解できるところでございしますが、事業としては少しく公平性を欠くものではないかという疑問もございします。当然その男子の視点でございしますが、そういった部分を含めて市長の考え方をお聞きいたします。

○議長（土居信一君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） 議員御案内のとおり、本補助金の対象者は、移住者のうち19歳から39歳までの若年女性、またはシングルマザーを対象として定めているところでございます。本事業を設計するに当たりましては、本市が抱えます人口減少や少子化という構造的課題を踏まえ、地域活力の維持・向上に効果が期待される層に対して重点的に支援を届けるという政策的判断のもと、対象者を定めたところでございます。

○議長（土居信一君） 高橋さん。

〔12番 高橋立一君登壇〕

○12番（高橋立一君） 市長の答弁をお聞きしますと、必ずしも私が指摘したような公平性を欠くものではないというふうな理解でよろしいのでしょうか。今一度お願いします。

○議長（土居信一君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） 重ね重ねになりますが、政策的判断ということで、年齢層あるいは対象者層を絞ったものでございますので、そこを御理解いただきたいというふうに思っております。

○議長（土居信一君） 高橋さん。

〔12番 高橋立一君登壇〕

○12番（高橋立一君） あえて少しくと言わせてもらったのはですね、この要綱を見て違和感を抱く者がいるであろうということを、市長自身は既にもう織り込み済みであって、質問があることも想定していたのではないかと考えるからでございします。これは私の勝手な考えでございま

すが。であるがゆえに、今後はより広範な、いわゆる公正な事業としていくことへの、むしろ余白部分もあるんじゃないかというふうにも私なりに読み取っておりますが、市長の考えをお伺いいたします。

○議長（土居信一君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） 本事業は一定の政策目的のもとで対象者を設定しておくことから、その制度設計について様々な御意見や御指摘があることは認識しております。

一方で、本事業は先ほど申し上げましたとおり、本市が直面する人口減少対策や移住定住の促進など、特に重点的に取り組むべき課題に対応するために創設したものでございまして、現時点ではその目的に沿った制度として運用してまいりたいと考えております。

○議長（土居信一君） 高橋さん。

〔12番 高橋立一君登壇〕

○12番（高橋立一君） 現時点では、つまり現状認識の上ではということだろうというふうに思います。ということはですね、現状に変化が生じたと、生じてきたという認識が働いた時に、先ほど来言わせてもらっているような方向性になっていくことも考えられる可能性があるということでしょうか。

○議長（土居信一君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） 繰り返しになりますけれども、本来の目的は、山本議員の御質問にもお答えしたとおり、やはり移住者の方の生活環境を安心して暮らしていただくための政策として、今回のこの事業を行うものでございます。これが将来じゃあどうなるかという話でございますけれども、状況の変化ということで、どんな状況の変化があるか現状では想定ができないわけでございますけれども、政策でございますから、見直しや変更は有りうる可能性があるものだというふうに思っております。

○議長（土居信一君） 高橋さん。

〔12番 高橋立一君登壇〕

○12番（高橋立一君） 市長縷々言われましたように、この事業については今の現状の認識と、何を優先的に、何を主眼に置いてやるべきかという意識が市長の中で強くあって、こういう事業になったんだというふうに答弁を聞いて想像するわけです。なお、先ほど変化に応じて変わっていくこともあり得るだろうという答弁もいただきました。もしかしたらこの事業をそのまま変えるんじゃないくて、新しい事業になるかもわからないと思うわけです、新しい事業が誕生するとか。そういった部分も含めてですね、より公平性の高い、優先的にやるべき気持ちは十分わかりますが、やっぱり事業としてそういった事業にしていくべきじゃないかというのは、ずっと私の中ではありますので、そういった部分で期待をしてですね、次の質問に移りたいというふうに思います。

当面する課題についてです。

高知県消防広域化について市長にお伺いいたします。高知県消防広域化の問題については、市

長が提案趣旨説明において現状の認識について述べられました。最後のほうに議会とも相談しながらと述べられたように、議会との情報共有や、場合によっては議論の必要性もあるのではないかと考えておるところでございます。改めて市長の御認識をお伺いいたします。

○議長（土居信一君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） 高知県の消防広域化につきましては、人口減少が進む中、県全域で消防本部を統合し、消防本部の管理機能及び通信指令業務を集約することにより、生じた余力を現場業務に振り分け、必要な消防力の確保を図ることとして、県の主導により進められているものでございます。

一方で、各市町村の財政負担の在り方や人材確保方策、消防職員の処遇の統一など、慎重に議論すべき課題は多岐にわたっておりまして、この消防広域化により住民の安心安全に直結する消防力が本当に担保、あるいは向上するのか見極めることが重要であると考えております。

また、県の示すスケジュールでは、令和9年度に法定協議会である消防広域化実施計画協議会の設置、令和10年度には高知県消防広域連合を設立することとされておりまして、それぞれ議会の議決を必要とするものでありますことから、議員の皆様との情報共有を行い、必要に応じ議論の場を設けてまいりたいと考えております。

○議長（土居信一君） 高橋さん。

〔12番 高橋立一君登壇〕

○12番（高橋立一君） 計画も最初の計画から延びたり、議論の期間というのは結構長くなるように思うわけでございまして、その分足元の議論というのか、先ほど市長も言われましたけれども、議会との情報共有と議論を大事にしていきたい。今まで市町村事務組合ってところの議論は、まあ議会の代表も執行部の代表も選出されておるといことと、そこで完結する課題がほとんどだったと思うわけです。ですから、議会に報告で議員は確認するということが大体多かったと思うのですが、この問題に関しては、誰が考えてもやっぱり広く議論する必要があると。もっと言えば、当事者である消防職員もですね、議論に積極的に参加すべきだろうというふうに、それぞれの職員が参加するべきだろうというふうにも考えるわけでございまして、広く市長が胸襟を開いていただいて議論の場を、またある意味保証していただいたということで、ありがたく思うところでございます。それがずっと、ある意味継続して続くようになっていくように議員も折々の情報をアンテナを高く掲げながら、臨んでいかなければならないかなというふうに思ったところでございます。

実務協議会が発足したとお聞きしております。その中で意見反映するためには、構成団体の一つである高幡消防組合での議論が非常に重要になるんじゃないかというふうに考えます。先ほどの質問とのつながりもありますけれども、市町村単独消防との違い等も含めて、高幡消防組合特有の実情もあろうかというふうに思うわけでございます。高幡広域市町村圏事務組合という背景も市長の背景にはございますので、言い切ることができないこともあるかもしれませんが、市長の思い、この点についての思いをお伺いいたします。

○議長（土居信一君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） 先の質問にもお答えいたしましたとおり、高知県消防広域化に関しましては、市町村の財政負担の在り方や消防職員の処遇など、様々な課題があると認識をしております。今後におきましては、それぞれの消防署所の意見も踏まえながら、継続して高幡消防本部の構成市町での議論は必要であると考えております。

○議長（土居信一君） 高橋さん。

〔12番 高橋立一君登壇〕

○12番（高橋立一君） 最初にも言いましたように、まだ時間はあると思いますので、その場を意識を持って、作っていただいて意見交換をお願いしたいところでございます。実際、須崎消防署の職員の方、あるいはちょっと知っている高知消防署の職員の方と、このことについて、そんなに深く議論したわけではないですけれども、話を何人かに聞いたことがございました。それぞれの消防にはそれぞれの消防の特徴があるということは、ここは誰が見ても御存知のことだというふうに思うところですが、そこをやっぱり大事にしないと、やはりあくまで市民サービスの低下を招かないような制度にしないと、これはやっぱり簡単にはいかないんじゃないかというのが圧倒的な考え方だったろうというふうに私は認識しております。どの消防署にしても、あるいは消防団の皆さんにとっても、その地域のある意味隅々まで路地の裏まで御存知の方がいっぱいおられるという、この条件はですね、やっぱり捨てがたいことだろうというふうにも思うわけで、広域異動があるかどうかはわかりませんが、例えばそういうことでも今の消防であることのメリットは大きいというふうに私は個人的には思うわけでございまして、そういった部分も当然大事にしながら議論をしていくべきだろうというふうに考えるわけでございます。大いなる議論に期待をいたしまして、次の質問に移りたいと思います。

教育行政についてでございます。

これも西村議員、あるいは大崎議員等々御質問ございました。改めて、これも重複する部分が随分あると思いますが、まだ言い足りないことがあったりですね、言い忘れたとかも含めてですね、教育長就任にあたり、どういった思いを持って須崎市の教育を良くしていきたいのかということをお伺いいたします。

○議長（土居信一君） 教育長。

〔教育長 押田貴久君登壇〕

○教育長（押田貴久君） お答えいたします。

今回、大学の研究者であった私が教育長に就任したということは、須崎市において教育変革ビジョンの「Make “IT” Fun」を専門的な知見を活かし、より強く推進してほしいとの願いかと存じます。教育委員会、学校が一体となって、好きなことをデジタルを活用してより楽しく推し進めてまいります。

もう一つの柱として生涯学習の推進を掲げます。人生100年時代、常に学び続けることが求められております。私自身、20代に地方公務員の経験をしており、教育委員会では生涯学習推進計画の策定や公民館事業、放課後子ども教室などを担当しておりました。30代に大学院に再チャレンジし、教育政策、教育行政学の研究者となりました。宮崎大学、兵庫教育大学と、それ

それぞれのところで新たな学びを重ねてまいりました。そして今回は教育長となりましたので、さらに新たなる学びを重ねてまいりますし、須崎市の皆様の人生を学びを通じて、たくましく、心豊かにしていきたいと考えております。

来春開館予定の図書館等複合施設のミナトワを拠点に、とにかくやってみようかと創意工夫してチャレンジしてまいります。教育長を育成する大学院では、政策の判断をするにあたって、MUST基準とWANT基準を設けるよう指導しております。MUST基準は、ねばならない絶対のもの、WANT基準は、できるだけやってほしい、ことになります。教育長押田としての判断基準は、人権尊重、安全安心、法令遵守がMUST基準となります。この3点を何よりも心がけて施策を推進いたします。これまでの経験とネットワークを生かし、大学等とも連携しながら、何よりも市議会議員の皆様方のお力をいただき須崎市の教育の振興に努めてまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（土居信一君） 高橋さん。

〔12番 高橋立一君登壇〕

○12番（高橋立一君） 思いも十分理解できたところでございます。おっしゃられることは随分、ある意味オーソドックスなところだというふうにも。それがけど何より一番かなと、むしろ思うわけでございまして、そういった意味では本当にそれだからこそできるっていう芯を感じたところでございました。これからの御活躍に期待を申すところでございます。それでですね、次なんですけれども、先ほど来質疑ございましたけれども、「Make “IT” Fun」について、現在須崎市が新しい教育ということで取り組んでおるところですけれども既に述べられた部分もございしますが、改めてこの新たな教育についてどう見ておられるのか、お伺いをいたします。

○議長（土居信一君） 教育長。

〔教育長 押田貴久君登壇〕

○教育長（押田貴久君） お答えいたします。

「Make “IT” Fun」にかかる新しい教育としての事業につきましては、令和6年度から取り組んでおります。本事業の指針となる「Make “IT” Fun」須崎市教育変革ビジョンでございますが、その策定の背景には、IT、AIの急速な発展をはじめとした変化が激しく、将来の予測が困難な時代を迎える中、子どもたちにはこの時代を生き抜く力を身につけてもらいたいという願いがございます。

この指針には、国の定める学習指導要領の方針に沿いつつ、本市の実情に合わせて策定したものであることから、本市で教育を受ける子どもたちと、それに関わる教職員のウェルビーイングに寄与するものと捉えております。本事業は今年度、中間検証を行う予定となっております。また、現行の学習指導要領の改訂時期も迫っております。これまでの事業の振り返りをきちんと行い、次年度、次期のビジョンへつなげたいと考えております。

○議長（土居信一君） 高橋さん。

〔12番 高橋立一君登壇〕

○12番（高橋立一君） 本当に変化が激しいと思います。将来を見据えた教育、育成、子どもの夢を育むという意味で、この制度を導入したというふうに思うわけでございます。例えばSEな

んか、昔はこの20代の頃は十分対応できるけれども、30代、40代になると、ちょっとやっぱり感覚的についていけないとかっていうことがあると。どこまで事実でどこまで噂かわからんのですけれども、そういったことも聞いたことがございます。それぐらいもう昔からこういった部門は変化が激しくて、新しいものが出てきて、そういったのがもうひっきりなしに続いていくところだろうというふうに思うわけで、そういった意味でも、普遍的なこの部分を基本として持っていく、力として持っていくという、むしろ感覚も合わせてだろうと思いますが、ことが大事かなというふうに素人ながらに思うわけで、そういった部分の育みというのをですね、ぜひ期待をさせていただきたいなというふうに思っておるところでございます。本当にさっき教育長も言われたように時間がまだ経ってませんので、一定の総括的な、総括まで、途中総括でしょうかね、というのはできるかもわかりませんが、これからだろうというふうに思いますので、その点は期待もしたいというふうに思うわけです。始まってからまだそれほど時間が経っておられないわけですが、それでも先ほど言いましたように、見えてきた部分もあろうかというふうに思うわけで、現在得られている効果や、あるいは市内外からの評価等々ございましたら、教育長にお伺いいたします。

○議長（土居信一君） 教育長。

〔教育長 押田貴久君登壇〕

○教育長（押田貴久君） お答えいたします。

市内外の評価につきましては、例えば昨年8月に開催いたしましたすさきEducation Day 2025では、総勢320人余り、市外、県外からも多くの来場があり、アンケートの結果から来場者の多くが高い関心を持っていたと確認しております。実は私も細田教育政策プロデューサーに誘われ、全国各地の大学院生と参加いたしましたが、子ども一人ひとりを大切にした複線型授業や遠隔授業など、素晴らしい実践をされていることに驚愕いたしましたところでございます。

今年度も8月21日に開催を予定しておりますが、既に市内外から多くのお問い合わせをいただいております。本市の教育の先進性などを一定評価いただいているものと推察してございます。また、5月に開催いたしました小中学校の全教職員向けのAI活用にかかる研修会では、研修の前後を比較し、生成AIの理解度、校務、授業での活用の前向きさ、リテラシー指導の自信の4項目において統計的に有意な上昇が確認されております。今年度は「Make “IT” Fun」の事業として中間検証にあたる時期でもございますので、こういった効果検証を行い、御報告させていただきたいと存じます。

○議長（土居信一君） 高橋さん。

〔12番 高橋立一君登壇〕

○12番（高橋立一君） 現在問い合わせも含めて、市内外から評価も受けられておられるということでございます。真新しさの部分を差っ引いても、失礼な言い方ですが、それでも評価があるということは、やっぱりやった意味があったのかというふうに想像するわけでございます。私自身も結構パソコンが好きで、始めたのはもう30代後半だったので、随分遅かったんですけど、例えば今すごいパーツが高いですが、昔はパーツを買い揃えて自作したほうが安かったんですよ

ね。自作もしたりして、楽しんでいた時代もございました。そういった意味では私自身も無関心で居れない。それほどにデジタルな人間ではございませんが、部門でございまして、非常に関心が強いところでございました。それです、教育長の御答弁いただいて始まったことの意味、あるいはこれからの将来性について語っていただきました。これは質問ではございませんけれども、どうしてもそこに職員の頑張りが必要になってくると思うところでございます。やっぱり職員も人間ですので、なかなかちょっと状況的に厳しかったりすることもあるかも知れない。そういった時には、周りの協力も得ながら一体となって頑張れる体制づくり、職場づくり、人づくり、もっと言えば人員要求も含めて、十分果たしていただきたいなということを申し上げまして、次の質問に移りたいというふうに思います。

最後、その他ですが、新たな防災気象情報について防災課長にお伺いをいたします。本年5月29日から新たな防災気象情報の運用が開始されました。これが周知される前に、台風6号が襲来をいたしまして、線状降水帯の直前予測情報が発表されるような気象状況になったものの、発出できなかったということもあったと思います。防災行政無線の戸別受信機を聞いても、警戒レベルと取るべき行動が符合しなければ行動が遅れる恐れがございます。分かりやすくなったと言われる防災気象情報でございますが、担当課としてこれから市民の皆さんに対してどのように周知していくのか、防災課長にお伺いをいたします。

○議長（土居信一君） 防災課長。

〔防災課長 楠瀬晃君登壇〕

○防災課長（楠瀬晃君） 新たな防災気象情報にしまして、現在の避難情報は、住民の皆様が取るべき行動を直感的に理解できるよう、5段階の警戒レベルに区分されております。災害の危険性が高まった際には、危険地域にお住まいの方へ向けて警戒レベル3高齢者等避難、警戒レベル4避難指示、警戒レベル5緊急安全確保の各避難情報を本市より発令いたします。

本市といたしましては、気象防災情報を早期に収集、分析し、適切な時期を逸することなく避難情報を発令できるよう万全を期してまいります。あわせて、防災行政無線や市広報をはじめとする情報伝達体制の拡充を図るとともに、地域の自主防災組織と連携した防災学習や避難訓練等を通じて、市民の皆様の防災意識の高揚と正しい知識の普及に引き続き尽力してまいります。

○議長（土居信一君） 高橋さん。

〔12番 高橋立一君登壇〕

○12番（高橋立一君） 答弁いただきました。それです、質問したように事前周知というのがやっぱり一定必要じゃないかと思うわけでございます。よく見るように、多分A4サイズぐらいの今課長が言われた警戒レベル、行動はこうやれっていう図というか、あれ何て言うんでしょうか、があると思うわけで、気象庁が作ったんでしょうか。あれをですね、やっぱり自分で手に入れることも、もちろんネットを通じたらできると思いますが、そうはならない方も多い中で、一定前はやったんじゃないかと思うわけですが、家庭配布を含めて、そういったことはするのかどうかを今一度、周知ということでお聞きをいたします。

○議長（土居信一君） 防災課長。

〔防災課長 楠瀬晃君登壇〕

○防災課長（楠瀬晃君） 先ほど答えにもありましたが、市の広報に、そういった形の議員言われるような分かりやすいものを掲示していきたいと思いますし、ホームページにも、記載もしていくというようなことを考えておりますので、できるだけ場面場面で、そういった分かりやすい周知をするように心がけてまいりたいと思います。

○議長（土居信一君） 高橋さん。

〔１２番 高橋立一君登壇〕

○１２番（高橋立一君） 広報なりホームページなりでということでした。それでも多分広報で賄えるかというところとそうじゃないだろうと現実的には思うわけで、あらゆる機会にということでしたので、そのあらゆる機会を本当のあらゆる機会にして、こんなところでっていうぐらい、こんな時っていう時ぐらいでも、例えば配るとかそれぐらいやらないと多分周知できないじゃないかと思うわけでございまして、そういう気持ちで、ぜひ周知徹底をお願いしたいというふうに思います。高齢者の皆さんはなかなかネット情報を得られない方もおられる状況でございまして、こういうのがあるということも知らせることも、もちろんさっき言ったように事前として大事ですし、ことが起こった時にどういう対応をするかということも、もしかしてそれまで完全に頭に入らなくても、例えばスマホで調べればわかりますよね。だけど、先ほど言いましたように、必ずしも情報に行き着けない方がおられるのも事実で、だからこそ事前の周知が大事じゃないかということで、そこを徹底していただきたいということをお願いしておきたいというふうに思いますが、大いにそこも期待してですね、いつ何時どんなになるかわからないので、この間のようなタイミングもあろうかと思っておりますので、できるだけ広くにと言いましたけども、迅速にもお願いしたいというふうに思います。

以上で私の質問を終わります。

○議長（土居信一君） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居信一君） 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

明日６月１７日の議事日程は、一般質問であります。開議時刻は午前１０時。

本日はこれにて延会いたします。

午後２時５３分 延会

第495回須崎市議会6月定例会会議録

議事日程

令和8年6月17日（水曜日）午前10時開議

第1．一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1．一般質問

出席議員

1 番	西村 泰一君	2 番	大崎 宏明君
3 番	宮田 志野君	4 番	杉山 愛子君
5 番	吉野 寛招君	6 番	松田 健君
7 番	佐々木 學君	8 番	山本 啓介君
9 番	森田 收三君	10 番	海地 雅弘君
11 番	森光 一晴君	12 番	高橋 立一君
13 番	高橋 祐平君	14 番	土居 信一君

欠席議員

14 番 土居 信一君 午前中

説明のため出席した者

市 長	楠瀬 耕作君	副 市 長	梅原健一郎君
会計管理者兼会計課長	濱崎 守央君	総 務 課 長	松浦 すが君
企画情報課長	堅田 典寿君	プロジェクト推進室長	岡田 進一君
元気創造課長	小川 智義君	文化スポーツ・観光課長	廣見 太志君
防災課長	楠瀬 晃君	税 務 課 長	高橋 正恭君
建設課長	中川 雄大君	農 林 水 産 課 長	嶋崎 貴寿君
住宅・建築課長	山岡 伸也君	環境未来課長	宮本 良二君
長寿介護課長	大崎 弘美君	健康推進課長	國廣 哲也君
市民課長	市川ゆかり君	福祉事務所長	森光 澄夫君
人権交流センター所長	松浦 永治君	上下水道課長	大野 明君
教 育 長	押田 貴久君	学 校 教 育 課 長	森光 和明君

生涯学習課長 福本 博一君

子ども・子育て支援課長兼
青少年育成センター所長 青木 裕子君

港湾政策推進監 壹反田正好君

事務局職員出席者

局長 久万 敏幸君

次長 松本 佐和君

会計年度任用職員 福本 恵美君

午前10時 開議

○副議長（高橋祐平君） 皆さん、おはようございます。

これより本日の会議を開きます。御報告いたします。14番土居信一さんより申し合わせにより、本日午前中の欠席の届出がっております。

日程第1 一般質問

○副議長（高橋祐平君） 日程第1、一般質問を行います。

順次質問を許します。7番佐々木學さん。

〔7番 佐々木學君登壇〕

○7番（佐々木學君） 皆さんおはようございます。

公明党の佐々木學です。6月議会2日目、一番手で通告に従いまして、市民の声を踏まえて質問をさせていただきます。市長はじめ執行部の皆さんの分かりやすい答弁をよろしくお願いを申し上げます。

まず、通告にありました市長の政治姿勢と物価高騰対策、これを一体的に質問させていただきたいと思います。アメリカとイランが合意をしたとの報道が昨日の報道で示されておりますが、署名に伴いホルムズ海峡の物流が正常化し、世界的な原油高騰などエネルギー危機が着実に収束するかが今後の焦点となります。ただ、現時点で覚書の全容は示されていないとの昨日の報道でございます。

まずは国の当初予算が年度を跨いで決定をされましたが、中東情勢の変化が見通せない中、その影響が顕在化しておりまして、6月5日には2026年度の3兆円規模の補正予算が成立をいたしました。大部分が予備費に充てられておりまして、低所得世帯や子育て世帯への現金給付や資金繰りなどが盛り込まれておりませんでした。まさに弱い立場の生活者や建設や医療、介護、障がい者施設など、小規模事業者の声が政権に届いていないのではないかと考えてなりません。政府が今日を向けていない弱い立場の人や企業が最も影響を受けています。中東情勢の影響は顕在化しており、弱い立場の生活者や小規模事業者などへの現金給付や資金繰り支援などについて、国の施策について市長の見解を伺うとともに、本市としてどのように把握して、どう対応するお

つもりか、市長の見解をお聞きいたします。

○副議長（高橋祐平君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） おはようございます。お答えをいたします。

6月5日に成立いたしました国の補正予算につきましては、中東情勢の不透明化に伴う燃料価格高騰に対応する緊急対策としての補正予算となっており、国際情勢の変化に伴う影響への対応に臨機応変に使えるために予備費を計上した形になっているものと認識をいたしております。

今回の国の補正予算成立に伴い、重点支援交付金が1,200万円程度追加で本市に交付される旨の通知が6月8日にありました。この交付金や例年11月から12月に国の補正予算の編成による今後の支援施策などを活用し、既に行っている物価高騰対策施策とあわせまして、対応を検討してまいりたいと考えております。

○副議長（高橋祐平君） 佐々木さん。

〔7番 佐々木學君登壇〕

○7番（佐々木學君） まさに日常的にも市民の皆さんとの対話の中で、例えば小売業者がその材料価格の高騰であったり、様々な原価の高騰で売り上げに対しての利益率が非常に下がって生活に困窮している。また、様々そういう声もお聞きしておりますし、昨日の質疑の中でもそういった高齢化や人口減少、こういった状況を踏まえた質疑も多々お聞きをいたしまして、国の支援等もございますが、市長ぜひ市民生活に目を注いでいただいて、具体的な支援を迅速に行っていただけますようよろしくお願いを申し上げます。

続きまして、次の南海トラフ巨大地震対策に関しまして質問に移っていきたいと思います。これに関しましては2点質問をさせていただきたいと思っております。事前復興まちづくり計画策定の取り組みについてと、これまで何度かの議会で質疑をさせていただきました津波避難困難区域に関する質問をさせていただきたいと思います。

まず1点目でございますが、本市は南海トラフ巨大地震により甚大な津波被害が想定をされておりますが、県内太平洋沿岸の多くの自治体が事前復興まちづくり計画の策定に取り組んでおります。国は内閣府及び国土交通省を中心に事前復興の考え方を推進しておりますが、東日本では復興まちづくりに長期を要し、住民合意形成の遅れが課題となりました。また、5月30日には、香南市のセミナーで、宮城県の女川町長が事前復興を住民としっかり再建構想を共有するよう訴えておりました。その中で、須田町長は、行政と地域住民が再建イメージを共有しておくことが重要ではないか。また計画をまとめるまでには、住民の意向を聞き、県や国とゼロからの折衝と、事前復興を考えるとときにはスピードだけにとらわれず、未来志向で考えてほしい。また、震災後のまちづくりだけではなく、仮設住宅を建てられる安全な場所の選定など、再建過程の被害防止もあわせて考えてほしいと。これは高知大学の原教授の言葉でもありました。こういった事前復興に関して、各自治体で取り組みが進展しておりますが、3月議会においても、本年度作成した同計画案をもとに地域住民への説明や提案を行い、合意形成を図るための協議を進めていき、令和9年度には基本方針を盛り込んだ事前復興まちづくり計画を策定し、公表することを目指していくとの答弁でございました。

高知県事前復興まちづくり計画策定指針には、基本的にはステップ2としまして、事前に作成する地区のまちづくり計画は被害想定に基づくものであり、発災時には被害状況に応じて計画の見直しが必要となるとしてありますが、最新の国や県の被災想定に基づいている計画となっているか、防災課長の見解をお聞きしたいと思います。

○副議長（高橋祐平君） 防災課長。

〔防災課長 楠瀬晃君登壇〕

○防災課長（楠瀬晃君） おはようございます。

本市における事前復興まちづくり計画につきましては、高知県が示しております考え方を基本としながら、須崎市の地域防災計画や津波避難計画との整合性を図り、策定に向けた準備を進めているところでございます。御質問の被災想定につきましては、高知県が出しました新たな浸水想定を反映させることとしておりますが、被害想定を正確に予測することは難しく、実際の災害時には想定と異なる被害が生じる可能性もございますので、最新の想定を計画の基本としつつ、被災後においてできるだけ早期に市民の皆様の生活や経済の再建につながる実効性のある計画を目指してまいります。

○副議長（高橋祐平君） 佐々木さん。

〔7番 佐々木學君登壇〕

○7番（佐々木學君） 同計画策定は必ずしも一つの案で合意形成を求めるものではないとしておりまして、幅広い意見の反映や被害想定に幅があることも考慮し、複数の選択肢について繰り返し検討しておくことが、発災後の速やかな合意形成の下地となるとしておりますが、計画案の概略を防災課長からの見解をお聞きしたいと思います。

○副議長（高橋祐平君） 防災課長。

〔防災課長 楠瀬晃君登壇〕

○防災課長（楠瀬晃君） 本市における事前復興まちづくり計画の策定につきましては、高知県が示しております考え方を基本としながら、市の地域防災計画や津波避難計画との整合性を図り、災害に強く、市民が希望を持って住み続けられるまちを早期に実現することを目指して取り組みを進めております。

計画案の概略といたしましては、主に以下の観点から検討を行っております。第1に、都市構造などの基本方針につきましては、県が示す、命を守る、生活を再建する、生業を再生する、歴史文化を継承する、地域の課題等の解決につなげる、という5つの基本理念をもとに方針を定めてまいります。

第2に、津波浸水区域や高台区域などの土地利用方針につきましては、地震や津波の被害を軽減するための対策を行いながら、命を守ることを基本とした土地利用を検討していく必要があると考えております。

第3に、国の防災集団移転促進事業などの制度活用による事前対策や、災害時における仮設住宅用地、防災公園の確保といった応急対策につきましても、応急期機能配置計画などと整合性を図りながら計画に盛り込んでまいりたいと思います。

議員御指摘の通り、事前復興まちづくり計画の策定は、必ずしも唯一の案で完全な合意形成を

求めるものではないと認識しております。被害想定には幅があり、各地域の状況や住民の皆様のニーズも一様ではありません。そのため、複数の復興パターンや選択肢をあらかじめ提示し、幅広い御意見を反映させながら繰り返し検討を重ねておくことが、発災後の速やかな合意形成の下地作りになると考えております。

なお、今後の進め方といたしましては、行政内部で作成したたたき台、素案を基に、地域住民の皆様への御説明や御提案を行い、対話を重ねながら合意形成を図るための協議を丁寧に進めてまいります。発災後に市民の皆様が直面する困難や疲弊を少しでも軽減し、迅速な生活再建と復旧・復興へとつながる実効性のある計画となるよう、引き続き地域に寄り添いながら全力で取り組んでまいります。

○副議長（高橋祐平君） 佐々木さん。

〔7番 佐々木學君登壇〕

○7番（佐々木學君） 基本的な考え方を述べていただきました。その上で、その指針にございますステップ2、地域住民などの参画として多様なメンバーによる検討会が指針に示されております。その上で、その住民参加の合意形成、全体の流れ、多様なメンバーによる検討会の設立、検討会の進め方、そして地域住民の参画、ワークショップなどですね。という手順が示されております。こういった手順を簡略化していくと、まさにこれまで議論を積み重ねてきましたが、市長が懸念するその同計画が絵に描いた餅になりかねません。本年度作成した同計画案を軸に、地域住民への説明や提案を行い、合意形成を図るための今後の具体的手順を、今述べた4項目について防災課長の見解をお聞きします。

○副議長（高橋祐平君） 防災課長。

〔防災課長 楠瀬晃君登壇〕

○防災課長（楠瀬晃君） 事前復興まちづくり計画が実効性を伴わない、いわゆる絵に描いた餅にならないためには、地域住民の皆様の主體的な参画と深い合意形成が必要不可欠であると強く認識しております。本市では、今年度に作成する計画の素案をたたき台として、令和8年度において地域住民の皆様へ御説明や御提案を行いながら合意形成を図るための協議を進め、令和9年の策定と公表を目指しております。

まず、全体の流れについてでございますが、本年度に行政内部で現状整理や課題分析を行い、作成した素案をベースとして地域に提示し、住民の皆様とともに目指すべき復興の姿を検討してまいります。地域での合意形成を図った上で、最終的に市の事前復興まちづくり計画として取りまとめるという一連のプロセスを想定しております。次に、多様なメンバーによる検討会の設立についてですが、地域の復興は防災の観点のみならず、生活再建や生業の再生など多岐にわたります。そのため、庁内関係各課による震災対応事業プロジェクトチームを設置し、幅広い視点からまちづくりの方向性を議論してまいります。

続いて、検討会の進め方についてでございますが、検討会では過去の大規模災害の教訓や本市の地形的特性、さらには将来の人口減少や少子高齢化を見据えた上で、復興後の持続可能なまちの姿について議論を重ね、実態に即した実効力のある計画へと練り上げてまいります。

最後に、地域住民の参画についてでございますが、各地区の懇談会や防災連絡協議会で素案の

概要説明を行っていくこととしております。地域住民の方々と事前復興のイメージを共有し、合意形成を深めていくことが、いざというときの地域の防災力や共助の向上に直結するものと確信しております。以上のように、住民の皆様との対話と協働を積み重ねることで、真に市民の命と暮らしを守る実効性の高い事前復興まちづくり計画の策定に全力で取り組んでまいります。

○副議長（高橋祐平君） 佐々木さん。

〔7番 佐々木學君登壇〕

○7番（佐々木學君） 基本的考え方取り組みについて、今、課長からお話をいただきました。その上に立って市長と何点か議論をさせていただきたいと思うのですが、まず1点目として、これまで何度かの議会での質疑の中で、須崎市には津波避難困難地域はないとの答弁を行ってきたと思っております。

そこで、この津波避難困難地域の定義につきまして、国の津波避難対策指針で概ね次の考え方だと思います。到達時間までに徒歩で安全な場所、高台または避難施設に避難することが困難な地域、つまり単純化すると時間内に歩いて逃げられるかで判断することになると思いますが、例えば須崎地区であれば歩行速度高齢者を想定すると毎秒0.5メートルの基準のようです。避難開始は地震後すぐと、それから移動手段が歩いてと、避難先が高台または津波避難ビル。まさに須崎地区は城山のあたりまで約20分津波到達時間が、城山まで浜あたりから約600メートル、高台に対する避難路はあるわけでございます。それでいくと津波到達時間から津波避難開始時間と津波距離を考え合わせると、国の機械計算では津波避難可能地域となるということの判断になると思いますが、こういった何と言いますか、国の定義は平均的な住民を想定していると思われるのですが、この以下の数値は、実際のデータの的に合っているかどうか、ちょっと疑問のところもありますが、特に須崎地区は高齢化が進み、高齢化率が約45%ぐらいではないかなと想定しておりますが、浜町あたりは特に高齢化が進んでおります。

また、要支援者も多数いらっしゃいます。実質的に非常に困難な方が多数いらっしゃるわけですが、国も最近は考え方を変えてきておりまして、津波困難地域より避難行動要支援者対策を重視しているようにお聞きしております。高齢者や障がい者、観光客等でございます。

そこで市長にお伺いしたいのが、国の基準では避難困難地域はないとされていますが、こういった高い高齢化率の須崎地区においては、実際には20分以内に高台避難が可能と認識をしているのか、市長の見解をお聞きしたいと思います。

○副議長（高橋祐平君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） 本市の津波からの避難は、想定外を想定して、さらに高い場所へ逃げられるように地域の高台を基本として避難場所を指定しております。現状は避難路や避難場所の整備状況から、市内に避難困難地域はないと考えております。

しかし、最大クラスの津波が発生した場合、避難が困難となる高さ30センチメートルの津波が市街地周辺に到達するまでの時間は約20分と想定されておりまして、高齢化が進む本市におきまして、災害時の避難対策は重要な課題であると認識をしております。この限られた時間の中で、高齢者や要配慮者の方々が避難を行うにあたり、逃げ遅れが発生する可能性はないとはい

切れないと認識をしております。そのため、地域の高台を避難場所として指定する一方、時間的余裕がない場合の逃げ遅れ対策として、南古市町の津波避難施設や国、県の庁舎などを一時的な避難場所として位置づけております。

また、より安全な避難路を確保するため、木造住宅の耐震化や老朽化住宅等の除去、ブロック塀の撤去に対する補助制度を推進し、安全な避難路の確保に努めております。発生直後は行政の力だけで避難を支援することには限界があるため、近隣住民の皆様による共助は極めて重要となります。つまり、自助、共助、公助における自主防災組織をはじめとした発災前の共助の強化が重要だと考えております。避難に支援を要する方々に対しては、自主防災組織などを通じた地域での支え合いを強化するなど、今後も想定外の事態に備え、逃げ遅れを防ぐための対策に取り組んでまいりたいと考えております。

○副議長（高橋祐平君） 佐々木さん。

〔7番 佐々木學君登壇〕

○7番（佐々木學君） これまで市民の会の皆さんが2回にわたって避難タワーの建設について、1回目は避難タワー、2回目はいろんな知恵を発揮した避難ビル等の提案もされておりました。ただ、今後、住民の皆さんとの合意形成を図っていく上で、この避難のことも当然、事前復興の中に盛り込まれるべきだと思いますし、先ほど香南市のお話の中にありました、復旧時の仮設と、こういった避難、復旧、復興に至る一連のプロセスも当然入ってくると思います。

そこで私が質問させていただいたのは、津波避難困難地域がないことと、高齢者や要支援者が実際に避難できることとは別問題ではないかとの思いがしております。まさにそういった困難者、要支援者に対してどう手当てしていくかは、具体的に市長も現在取り得る対策を述べていただいていると思いますが、この辺のところにしっかりと考え方をシフトして、この事前復興計画もあわせて避難の在り方、そして復旧、復興に至る、そういった取り組みをしっかりと住民の皆さんと合意形成できるようにしていくことが大事ではないかと思えます。そういった意味で、住民との合意形成に関して、今、防災課長が一つの県の指針に基づく考え方を示していただきました。それで、市長はこれまで、まさに地震が来る前の事前避難ということをしつかりと国にもアピールし、取り組みも、浜町等への住民アンケート等も行いながら、具体的な提案もされてきました。そういった中で、住民参加ということについて、今防災課長が基本的な流れを示していただきましたが、この今後のまちづくりということを考えた時に、こういった考え方に基いてまちづくりということを考えた時に、この住民参加ということについてどのような考え方をしておられるのか、見解をお伺いしたいと思います。

○副議長（高橋祐平君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） 御質問の確認をいたしますが、防災に限らず、まちづくりに対して住民の参加をどう考えるかという御質問と捉えてよろしいでしょうか。

○副議長（高橋祐平君） 佐々木さん。

〔7番 佐々木學君登壇〕

○7番（佐々木學君） 今回、事前復興ということでやっていますが、そういった広い意味で。

○副議長（高橋祐平君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） やはり住民参加というか、住民主体じゃないとまちづくりはできないと思っています。行政の役割というのは住民の、例えば防災に対する心構えであるとか、まちづくりに対する心構えをきちんと発揮していただくような環境づくり、これが行政の役割だと思っています。その上で、実際、その中でまちづくりの活動をしていただくのは住民の皆様だというふうに私は思っておりまして、その条件・環境づくりをしっかりとやっていくというのが行政の立場であるというふうに考えております。

○副議長（高橋祐平君） 佐々木さん。

〔7番 佐々木學君登壇〕

○7番（佐々木學君） もう1点だけ、確認の意味で質問させてください。先ほど防災課長からは事前復興まちづくり計画の素案について、住民との合意形成の考え方をしっかり述べていただきました。まさにその素案については、行政が住民に説明をする計画ではなく、住民が将来の須崎市の姿を選択する計画であるべきと考えておるわけですが、こういったまちづくりを進めていく、まさにこの事前復興とは、今後の須崎市のまちづくりの一つの大きなバロメーターになっていくと思いますので、こういったところの考え方について、市長の所見をお伺いしたいと思います。

○副議長（高橋祐平君） 暫時の間休憩いたします。

午前10時29分 休憩

午前10時30分 再開

○副議長（高橋祐平君） 休憩前に引き続き会議を開きます。市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） 本来事前復興計画、例えば骨子を先ほど答弁した通り、まちづくりというのはやはり住民の方が一番主役でございますので、条件を示すという意味では骨子を行政が示して、中身は例えば防災に関して言えば各自主防災組織の方が中身を詰めていっていただくと、そういうパターンが一番理想的ではないかなというふうに思っております。そういう意味では、佐々木議員も自主防災組織の会長・役員をやられておられるということでございますので、その辺の議論をぜひ活発にやっていただいて、共助として事前防災をどう考えるか、そういうものを行政が提示するだけではなく、皆さんのほうからも出していただくとありがたいと、そのように思っております。

○副議長（高橋祐平君） 佐々木さん。

〔7番 佐々木學君登壇〕

○7番（佐々木學君） まさにその市長の考え方をお聞きしたかったのはその辺なんですけど、私も当然自主防災組織の会長をさせていただいてますので、一定の流れがありますが、しかし、事前復興は自主防災という観点もありますが、まさにまちづくりでございます。これは当然、先ほど

防災課長もおっしゃいましたが、高齢者、女性、子育て世代、商店主、漁業者、会社員など幅広い住民の皆様との合意形成が必要であるということについて再確認をしたかったわけでございます。以上でございますので、よろしくお願いします。

次の質問に移させていただきます。地方創生・地域活性化の観点からお聞きしたいと思います。本年3月議会において、高知信用金庫の山崎理事長から海のまちプロジェクトについて、この5年間の同事業と今後へ向けた取り組みについて市議会に挨拶がありました。それを受けたものと思いますが、5月中旬に議員協議会においてプロジェクト推進室から同事業5年間の総括と今後の取り組みについて説明を受け、議会側との意見交換が行われました。それによりますと、議会側の意見も参考にし、本市として同事業5年間の総括と今後へ向けたお願い文書を高知信用金庫へ提案するとのことでした。そこで、本市が高知信用金庫へ提案した同事業の5年間の総括と今後へ向けたお願い文書について、その内容を簡潔に説明していただきたいと思いますので、プロジェクト推進室長よろしくお願いします。

○副議長（高橋祐平君） プロジェクト推進室長。

〔プロジェクト推進室長 岡田進一君登壇〕

○プロジェクト推進室長（岡田進一君） お答えします。

須崎市より高知信用金庫へ5年間の取り組みへの感謝と第2期3年間のプロジェクトの延長についてお願いをいたしました。資料として議員協議会でお示ししました5年間の取り組みの総括資料と2期目の取り組み例に加え、市議の皆様を含め、市内事業者や市民団体等28名のプロジェクトに対する意見を添えて提出をさせていただきました。少し時間をいただきまして、いくつか御紹介をさせていただきます。

「海のまち須崎として海について取り組んでおり、県外からも人を呼び込めている。商店街に何も無いところからたくさんものを作り、若い人たちが来てくれるようになったと感じている。何も無いところから作り上げていくのは大変だったと思う。街でイベントを開催し、須崎市のいいところを市外へPRできており、須崎市の宣伝ができていると感じている。縁日商店街以外に、緑町などの人たちや新規の方々が連携・参画しやすいよう、須崎商工会議所としても取り組みを広げていきたい。」

「海のまちプロジェクトのおかげで、須崎総合高校と市の関わりが深くなり、事業に関わる中で市民の皆さんや市内の事業者さんに学校が取り組んでいることの認知がされてきたと感じている。こういった関わりを重ねる中で、高知大学との連携など、学校活動の広がりにも結びついており、今後もぜひ一緒に活動を重ねていきたい。」

「高知信用金庫さんが地元のために行っている支援は素晴らしいものであり、この間着々とランドマークができあがっている。これらをどう活かしていけるかは、市、市民、事業所、学校などの地域によるものが大きいですが、今後もぜひ一緒に取り組んでいきたい。」

「事業として売り上げになっているだけではなく、海のまちのイベントに出ることにより、他のイベントに声掛けしていただくことが多くなった。」

「県外からのお客さんが随分増えた。釣りバカシティブプロジェクトが始まる前は県外からのお客さんはいなかったが、今では県外からのお客さんが8割を超えており、遊漁船業がとても繁盛

している。ＹｏｕＴｕｂｅなど動画やInstagramなどで問い合わせが多く、釣りバカザムービーをはじめ、動画などSNSで須崎市をさらに盛り上げていただけるよう、今後もこのような形で続けていただきたいと思います。」

等々でございます。こういったことですが、地域の皆さんがプロジェクトへ参加し、共に盛り上げたいという気持ちや、プロジェクトを継続してほしいという強い意見が多く、地域とともに市内全域が盛り上がるような２期目にしたいと考えております。以上でございます。

○副議長（高橋祐平君） 佐々木さん。

〔７番 佐々木學君登壇〕

○７番（佐々木學君） それに関連して２つ質問を構えておりますが、一緒に答弁をしていただきたいと思います。今後３年間で聞いておりますが、どのような体制で事業を進めていくか。そしてもう１点、広く市民の声を反映できるようにするお考えはないか。その２点についてプロジェクト推進室長にお聞きします。

○副議長（高橋祐平君） プロジェクト推進室長。

〔プロジェクト推進室長 岡田進一君登壇〕

○プロジェクト推進室長（岡田進一君） お答えします。

市役所ではプロジェクト推進室を中心に、観光だけではなく、空き家活用や防災、教育など幅広い取り組みとなっており、市役所全体が連携しながら取り組める体制で進めていきます。また、高知信用金庫と立ち上げた海のまち公社では、地域事業者の会員を募集するなど、さらに地域とともに活動できる組織としていきたいと考えております。

２点目ですが、お答えさせていただいた通り高知信用金庫と立ち上げた海のまち公社では、今年度中に地域事業者の会員を募集するなど、さらに地域とともに活動できる組織としていきたいと考えております。また、各地域での市政懇談会や海のまちプロジェクトの説明会を引き続き丁寧に行いながら、市民の皆さんの御意見を頂戴して反映していきたいと考えております。

○副議長（高橋祐平君） 佐々木さん。

〔７番 佐々木學君登壇〕

○７番（佐々木學君） 続きまして、地方創生・地域活性化に関する質問でございます。

中東情勢に伴う物価高や困難な担い手確保など、須崎市の３漁協の小規模養殖事業者の存続と発展への取り組みとして、本市の基幹産業のマダイなどの養殖経営が餌代の高騰などによりまして、経費の９０％を超える水準に達している極めて危機的な状況になっている。このことは３月議会でも質問したわけですが、なお再確認の意味で説明させていただきますと、この度、３漁協の組合長了承の下、国会議員などと連携して水産庁とのオンライン意見交換会を実施することになりまして、現場の実態を直接国に届ける重要な機会でございます。この取り組みに対して、３月議会で市長は、水産庁とのオンラインでの意見交換によって、現場の実態を直接国に届けることは意味のある取り組みであると認識する。この協議が有意義な方向で展開することを期待しているとの市長からの答弁でもございました。本市の嶋崎農林水産課長や県の漁業振興課の課長に議題についてアドバイスをいただきつつ、水産庁とは山崎正恭衆議院議員事務所の政策秘書につないでいただき、４月２３日午後２時から９０分間オンラインで意見交換会を実施しました。

大谷漁協、野見漁協、県漁協の深浦支所から、代表に現場の困り事や課題、要望を直接発表していただきまして、水産庁からは栽培養殖課の課長補佐、漁業保険管理官補佐、漁業保険管理官係員の3名がそれぞれの意見に対して答えてもらうとともに、現場のことを水産庁から直接質問を受けるなど、内容の濃いやりとりができたと思っております。同席していただき、現場の実態や要望を聞いてもらい、国会議員や県会議員はそれぞれの立場で国会質問などに反映してもらい、餌代の高騰などの課題解決に取り組んでもらうとともに、小規模養殖経営の存続発展を実現してもらえるよう強く要望したところでございます。水産庁とのオンラインでの意見交換によって、現場の実態を直接国に届けることは意味のある取り組みであると認識するとの市長の意見を踏まえ、オンライン当日、忙しい中出席いただいた嶋崎農林水産課長には、現場の漁業者と水産庁との意見交換の内容について、認識と評価、今後の取り組みなどについて、課長の見解をお伺いしたいと思っております。

○副議長（高橋祐平君） 農林水産課長。

〔農林水産課長 嶋崎貴寿君登壇〕

○農林水産課長（嶋崎貴寿君） お答えします。

去る4月23日に公明党高知県本部で開催されました水産庁とのオンライン意見交換会につきましては、水産庁から支援や補助等の制度について説明をいただき、農林水産課といたしましても大変有意義な意見交換会であったと認識いたしております。また、漁業者からは、3漁協それぞれが現在の燃油高騰や餌代の高騰により経営が苦しくなっていること、そしてそれらを踏まえた具体的な要望を直接水産庁に伝えることができましたし、この現状を水産庁のみならず、参加された国会議員や県会議員とも情報共有できたことは、今後に向けての成果であると評価いたしております。

なお、今後につきましても、引き続き養殖業を主体とする3漁協に養殖漁業の現状をお聞きしながら、国や県の補助制度を活用した支援策を推進し、養殖漁業が継続できるよう取り組んでまいります。

○副議長（高橋祐平君） 佐々木さん。

〔7番 佐々木學君登壇〕

○7番（佐々木學君） このオンライン会議の後、県の漁業振興課の課長は所用でどうしても出れないということでしたので、事後の報告もさせていただいております。また、これに関しまして、この通常国会での質問等も行っていただけとお聞きしておりますので、また、一昨日漁業振興課長にお伺いしたところ、水産庁にも出向いて、このことではなかったですけども、しっかりと知事等とも要望を重ねているということをお聞きしておりますので、御報告をさせていただきました。

続きまして5点目として、耕作放棄地対策から地域農地再設計支援の仕組みづくりの実現への取り組みとして、本市の中山間地域の農業は、担い手の高齢化が急激に進行し、農道や水路などの維持管理に要する負担は年々増大をしております。耕作放棄地は維持体制が限界を超えた結果生じるわけですが、本市は多面的機能支払制度など、国や県による支援により農地の維持に努めておりますが、多くの制度が維持管理や所得補填等の支援であり、土地利用そのものの

再編や構造転換に踏み込んでおりません。こういった議論は3月議会ですでにさせていただきまして、繰り返しになるわけですが、国の農山漁村振興交付金、最適土地利用総合対策は、守る農地の明確化、粗放的利用への転換、基盤整備との一体的推進を可能とする制度でございます。上分改良区の古川地区では同事業の本市からの説明を要望しておりまして、国や県と連携して具体的な検討に入りたいとのことで、嶋崎農林水産課長が最適土地利用総合対策の事業を希望する地域に対しては丁寧な説明を行いたいとして、このオンライン会議を4月27日午後2時から90分間、市役所で実施をしていただきました。

地元からは上分改良区の理事長や古川地区の田役長ほか、JA土佐くろしお農協からも出席をしていただきました。中国四国農政局からは課長補佐、農地転用係長の2名、県からは農業担い手支援課や須崎農業振興センター、また県会議員にも出席をいただきました。農業者からは現場の困り事や課題、要望が発表され、それに対する意見交換が行われました。ただ、国の農山漁村支援交付金の最適土地利用対策は、高知県や四国等では利用事例がないことから意見交換が噛み合わないこともありました。現場の困り事についてしっかり国や県に聞いてもらえたことは収穫であったと思います。

そうしたことから、中国四国農政局や県とのオンラインでの意見交換によって、忙しい中準備をしていただいた嶋崎農林水産課長には、現場の農業者と中国四国農政局や県との意見交換の内容について、認識と評価、今後の取り組みなどについて見解をお聞きしたいと思います。

○副議長（高橋祐平君） 農林水産課長。

〔農林水産課長 嶋崎貴寿君登壇〕

○農林水産課長（嶋崎貴寿君） お答えします。

議員御案内のとおり、去る4月27日に国の事業である農山漁村振興交付金の最適土地利用総合対策について地元説明会を開催いたしました。この説明会は、事業内容の説明と事業の活用について地元地域の意向をお聞きすることが目的でございまして、結果につきましては、私の認識ですが、高齢化に伴う事業の継続や事業費用に対する地元負担を不安に感じるとの御意見もあり、この事業の活用に地元地域が前向きではなかったことが少し残念であったかと思うところでございます。

しかし、一方では、農業者や地域の声、現場の課題などを当事者から直接、中国四国農政局や県の担当課にお伝えすることができたとともに、当日参加されました県議会議員とも情報共有されたことは大変有意義であったと評価いたしております。そうしたことから、今後につきましても、引き続き地域の声をお聞きしながら、また地域の意向を踏まえまして、耕作放棄地の解消に向けた国や県の補助制度等を活用した支援策を推進していきたいと考えております。

○副議長（高橋祐平君） 佐々木さん。

〔7番 佐々木學君登壇〕

○7番（佐々木學君） 嶋崎課長からは率直な見解をお聞きしました。まさに事前にこのオンラインの前には、上分公民館で関係者の方と事前にお困り事をしっかりと聞きし、文書化して、この会には提示をさせていただいておりますので、県の農業担い手支援課、直接的な担当課ではなかったきらいもあると思いますが、ただ、須崎農業振興センターの方々も来ていただいております。

したので、現行の制度ではなかなか厳しいものがありますが、そういった提案もされておりましたが、地元負担が大きすぎて意向に沿えないというのが実態であったと思います。

ただ、新たな制度における取り組みの具体的な説明がなかなか事例がなかったので、適切ではなかったのかなというように思いがしておりますが、同席していた県会議員からは中国四国農政局に対して、全国的な事例に関して、しっかりと周知できるようにお願いしたい。また、今後全国的な事例も当地にマッチした事例等もしっかりと調査しながら、より現場の声をお聞きして、実際にこの厳しい耕作放棄地が増加していく農業者の皆様の声を反映していく取り組みに進められたらと思いますので、よろしくお願いを申し上げます。

続きましてその他で、クラブ活動の地域移行の取り組みについては、3月議会においても質問をさせていただきました。私は次の3点を学校教育課長と質疑をさせていただきましたが、1点目は地域クラブ推進協議会の設置を考えていったらどうか。2点目、指導者人材バンク創設と、3点目として、休日部活動の段階的な移行ロードマップの策定等について質問をさせていただき、学校教育課長からまずは休日部活動から3年間で段階的に地域移行する考えだと示されました。また、市長に対しましては、本件は教育政策と同時に少子化時代の地域スポーツ政策でもあり、単独校で競技継続が困難となる可能性もある中、市として主体的に取り組むべき課題ではないかとの質疑に対して前向きな答弁もいただいております。

高知県のガイドラインは今後の方向性が示されておりますが、それには様々な課題解決への方向が示されています。そこで本市のクラブ活動地域移行の取り組みについて、基本的な方針をしっかりと確立することがまず必要であると思いますが、そのための3月議会の質疑であったわけですが、まさに待ったなしの取り組みが必要であると思いますが、学校教育課長の見解をお聞きします。

○副議長（高橋祐平君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 森光和明君登壇〕

○学校教育課長（森光和明君） お答えします。

地域クラブ推進協議会の設置につきましては、本市において須崎市立中学校部活動検討委員会を設置しており、部活動の在り方について検討しております。次に、指導者人材バンク創設についてですが、部活動地域展開を進めていくためには、指導者の確保が重要な課題と認識しております。このため、関係機関と連携をしながら、指導者として適した人材確保に向けて取り組んでまいります。また、休日の部活動の段階的な移行ロードマップにつきましては、現時点では具体的にお示しするものはございませんが、高知県教育委員会において、休日の部活動は令和10年4月までに原則として教員が指導を行わない体制に移行する。との方針が示されておりますので、この方針に基づき、本市の実情に応じたロードマップの策定に取り組み、部活動の地域展開を確実に進めてまいりたいと考えております。

○副議長（高橋祐平君） 佐々木さん。

〔7番 佐々木學君登壇〕

○7番（佐々木學君） よろしく申し上げます。それではその他といたしまして、最後の質問をさせていただきたいと思います。押田教育長にお伺いをしたいと思います。昨日は様々な議論の中

で、今後の基本的な考え方、方針も明確に述べていらっしゃいました。私はちょっと別の観点になりますが。子どもを性犯罪の加害者・被害者にさせないための学校での生命の安全教育の充実への取り組みについて伺いをしたいと思います。

公明党のオンライン勉強会を傍聴する中で、前首相補佐官の矢田稚子氏は、近年増加する性犯罪被害者の現状に触れまして、16歳から24歳の若年層に対する被害、特に女性の割合が高くなっていると強い危機感を示しておられました。また、政府は対策の一環として生命の安全教育をスタートさせたものの、実施状況には地域差がございまして、都道府県だけでもすくばらつきがあり、例えば福岡県が82.2%実施しているのに対し、25%弱の県もある状況が報告されました。自分の身を自分で守る手段がわからないままになってしまうので、小中学生の時にきちんと生命の安全教育を受けてほしいと強調されておりました。

次に、次期学習指導要領の改定に向けて、努力義務ではなく、全国の小中学校で一律に実施できるよう働きかけをしているところのこととございました。ということで、各自治体での推進を訴えておりました。そこで本市の取り組みについて教育長の見解をお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

○副議長（高橋祐平君） 教育長。

〔教育長 押田貴久君登壇〕

○教育長（押田貴久君） お答えします。

本市におきましては、学校教育のあらゆる教育活動の基盤である人権教育を核として、学校教育全般を通じて指導を行っているところでございます。具体的には、保健体育科などの教科指導において、身体の発達や性に関する正しい知識について理解を深める授業を行っております。それに加え、道徳や総合的な学習の時間などを活用し、互いのプライベートゾーンを尊重すること、困った時には周囲の大人や適切な窓口に相談することなど、発達段階に応じた指導にも努めております。また、情報教育では、SNSで知り合った見知らぬ人と会わないことや、個人情報を送信しないことなど、情報モラルの向上も図っております。今後、学習指導要領の改訂の動向を注視しつつ、指導を継続・改善していくものであります。

○副議長（高橋祐平君） 佐々木さん。

〔7番 佐々木學君登壇〕

○7番（佐々木學君） 以上で終わります。

○副議長（高橋祐平君） この際10分間休憩いたします。

午前10時58分 休憩

午前11時10分 再開

○副議長（高橋祐平君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

順次質問を許します。9番森田収三さん。

〔9番 森田収三君登壇〕

○9番（森田収三君） 通告に従いまして一般質問を行います。

5問を用意いたしております。前回フォークボールを投げたということで、今回は直球を投げるとということで、簡潔に質問をしまいたしますので、明快な御答弁をいただければと思います。

1 番、防災・減災について。

3月議会で私は、城山公園指定緊急避難場所から指定避難所である須崎総合高校までの避難ルートについてお尋ねしましたが、その後、城山公園指定緊急避難場所から林道に上がって、さらに市役所、そして大間保育園付近から下に降りずに避難道を通る須崎総合高校までのルートが避難ルートであることを確認しました。

また、市民からの陳情にあった複合避難施設建設について質問し、避難施設建設の予定はないとの市長答弁に残念な思いをしておりましたが、市長に垂直避難のための高層住宅建設のお考えがあり、既に国の関係機関に働きかけてくださっていることがわかりました。これは避難困難者にとっては希望となると思います。高台や高層住宅へ避難をするためには、まず住宅の耐震化を進める必要があります。現在、耐震化補助対象外となっている昭和56年から平成12年までに建てられた、いわゆる81-00年住宅は、接合部の固定金具の不備などから起きる柱の抜け落ちによる倒壊の危険があることが熊本地震、能登半島地震で確認されました。

東京都などでは1981年から2000年、いわゆる81-00年住宅に2000年基準住宅への耐震工事補助が出ています。高知県も81-00年住宅への耐震診断補助が3月議会において決まっております。既に県に申請した自治体が幾つかあるようです。須崎市としてはどのような対応をしていくのかお聞きいたします。

○副議長（高橋祐平君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） 現在、本市におきましては、昭和56年5月31日以前の旧耐震基準の木造住宅を対象として、耐震診断や改修設計、工事に対する補助制度を設け、住宅の耐震化の促進に努めておるところでございます。

全国的に平成12年5月31日以前に建築された新耐震基準の木造住宅に対する支援を拡充する自治体があることは承知をいたしております。近年の大規模地震において、新耐震基準の木造住宅であっても大きな被害が発生する事例が報告されており、これらの住宅の耐震性の確保についても重要な課題であると認識をしております。

補助の対象を広げるためには、倒壊の危険性がより高い旧耐震基準の住宅対策との優先順位や財源の確保など、様々な視点での整理が必要でございますので、先行して支援を拡充しておる他自治体の状況や動向を注視しながら検討してまいりたいと考えております。

○副議長（高橋祐平君） 森田さん。

〔9 番 森田収三君登壇〕

○9 番（森田収三君） この耐震診断、国が2分の1、県4分の1、市が4分の1だというふうに聞いております。今まで申請した自治体では、耐震診断料は全て無料になっているようですので、ぜひ人命を救うためにも、早急な検討を要望しておきます。

続きまして、海のまちプロジェクトについて。

まちなかホテル構想についてですが、現在改修中の吉村旅館、改修予定の岩井レコード店、錦

湯改修後の次はどういうふうな展開を予定しているのか。それぞれのエリアについての展望をお聞きしたいわけですが、何度も我々議員は聞いているのですが、市民向けにぜひ展開を示していただきたいところです。

○副議長（高橋祐平君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） 吉村旅館、錦湯、岩井レコード店につきましては、宿泊施設や温浴・サウナ施設として改修を行い、これまでに整備をいたしました須崎大漁堂にフロント機能を持たせて、まち全体をホテルに見立てる分散型ホテルとして整備を進めているところでございます。

整備後は、これらの施設を拠点として、宿泊にとどまらず、市内の飲食店や物販店の利用をはじめ、地域ならではの体験プログラムやお祭りに触れていただくとともに、図書館等複合施設ミナトワ、須崎魚市場など、各エリアとも連動して、まち全体を楽しんでいただく滞在型観光の取り組みを進めてまいります。

また、プロジェクト2期目の方向性については、海のまちプロジェクト推進協議会にて検討しながら、高知信用金庫や地域みらい財団より提言をいただく内容も御報告しながら、今後進めてまいりたいと考えております。

○副議長（高橋祐平君） 森田さん。

〔9番 森田收三君登壇〕

○9番（森田收三君） 続きまして、過去に構想があったトゥクトゥクを今後導入する予定はないかという点でお尋ねしたいと思います。

先頃、津野町の道の駅に立ち寄った際に、ちょうど津野町のトゥクトゥクであるツノトゥクが入ってきました。奥四万十博のイメージカラーをモチーフにした青と黄色、そして、奥四万十の豊かな自然を思わせる、緑を配した目を引くかわいらしい車体でありました。乗客もとても楽しそうで、よい印象でありました。

夢を少し語ってみたいと思います。須崎駅から岩井レコード店、錦湯、須崎魚市場、吉村旅館、須崎のサカナ本舗、道の駅、新しい図書館ミナトワをつなぎ巡る、しんじょう君を描いたトゥクトゥクを走らせるというのはいかがでしょうか。アクセス手段、また観光目玉となるのではないのでしょうか。そして、祝祭日やイベント時には、町なかにしんじょう君に出現してもらい、トゥクトゥクでまちを巡るとしんじょう君に会えるというイベントを行う。

ちょっと歌をつくってみました。私は大変歌が下手なわけで、歌うことを医者にも止められております。そういう関係で、また議場であるということで控えますが、名曲「須崎音頭」でのメロディーで、脳内で皆さん歌ってみていただきたいと思います。

須崎よいとこ、トゥクトゥク乗ってまちを巡れば、まちを巡れば、しんじょう君に会える、そおれ、それぞれ、まっこと、まっこと。

ぜひともこの夢物語を実現させていただきたいと思うのです。トゥクトゥクの導入のお考えはないのでしょうか、お聞きいたします。

○副議長（高橋祐平君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） お答えいたします。

観光客用の移動手段について、海のまちプロジェクト推進協議会にて、トックトックや電動自動車など、高知市やほかの地域の事例も調査しております。商店街や図書館などを周遊する仕組みや中心部から鳴無神社、桑田山、安和駅、樽の滝など、市内全域を楽しめる仕組みを検討し、導入を視野に入れてプロジェクトを推進していきたいと考えております。

○副議長（高橋祐平君） 森田さん。

〔9番 森田收三君登壇〕

○9番（森田收三君） 素晴らしい景色が本当に浮かんでまいります。ぜひ実現をしていただきまうように強く要望しておきます。

続きまして、1問目で触れました垂直避難のための高層住宅と海のまちプロジェクトについてであります。まちなかホテルやまち歩きといった交流人口増加のためには、そこに人が住んでいるということが必須だと思います。事前高台避難によって住民のなくなった街では、まち歩きの魅力が半減してしまいます。また、住民も今住んでいる場所で継続して暮らせることを、先の調査からも希望する声が多かったというふうに思います。

そういったことの実現へ可能性を秘める公営高層住宅建設に期待が膨らむところですが、その実現のためには工夫が必要と考えるところです。例えば、垂直避難のための公営高層住宅の1階は駐車スペース、2階、3階を商業スペースとしてチャレンジショップなどを作り、市内外の方にテナント出店していただくことによって、近隣からの買物客や観光客の増加を図る、また、防災集会所としての機能を持たせることによって、地域住民や須崎市を訪れてくれた方々が安心して滞在することができるシンボルタワー的なものを造ることによって、安心と安全、活気をもたらすことができると思うのですが、御所見をお伺いいたします。

○副議長（高橋祐平君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） 現在、海のまちプロジェクトでは既存の空き店舗、空き施設を活用した取り組みを進めておりまして、避難につきましては、あくまで城山等の高台への避難を基本に想定しております。

高層住宅につきましては、建設課でアンケート調査や建設コストの試算などを検討しておりまして、今後具体化するならば連携しながら検討を進めたいと考えております。

○副議長（高橋祐平君） 森田さん。

〔9番 森田收三君登壇〕

○9番（森田收三君） 次に、海のまちプロジェクトへの市民参加をもっと増やすべきではないかということから、やはり市民参加で問題になるのはアクセス面ではないかと思うところです。

私の住んでいる浦ノ内地域、特に東部地区などは、須崎でイベントが開催されてもなかなか周知されていなかったり、また、知っていてもアクセス面でなかなか参加できない、こういったことが現実であります。旧町内に住む友人たちからは、立目トンネルから向こうは市外局番も違うと、須崎やないねと揶揄されることも度々ありました。まあそう言うな、高知に近いやかと言って言い返しているところです。

実際、買物や病院など、日常生活の多くを土佐市に頼っています。平日に運行されているスクールバス混乗便も区間料金が高額であり、利用数は大変少ないところです。近隣の自治体は、例えば中土佐町では、コミュニティバス料金が、これ、各バス会社とか、高知高陵交通とか、四万十ハイヤーでしょうか、そういったところへ委託してるわけですが、このコミュニティバス料金が、大人が１００円、子ども５０円、６５歳以上は無料、津野町では、未就学児無料、大人・子ども１００円、土佐市は、土佐市内から伊野駅までは２００円で、ほかは全エリア３００円均一と、そして、子ども１００円均一、７５歳以上の高齢者は無料となっています。そして、土佐市ではライドシェアの実証運行を予定するようになっているようです。

今述べましたように、近隣の自治体は須崎市よりバスを利用しやすい環境が整っているように思うところです。スクールバス混乗便の利用者数は、令和６年度１，２６５人、令和７年度７５０人、市営バスは、令和６年度１万８，２５６人、令和７年度１万６，９８８人と減少しています。空気を乗せて走りゆうと市民からの御批判の声も聞こえてきます。

須崎市は、高齢者の外出支援として、タクシーやバス乗車支援を実施していることは承知しておりますが、さらに推し広げて、全市民対象の支援として、市内を運行している市営バスの料金見直し及び運行ルート変更のお考えはないでしょうか、お聞きいたします。

○副議長（高橋祐平君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） 海のまちプロジェクトにつきましては、交流人口の拡大や雇用の創出を目的として、須崎駅周辺を中心市街地を「海のまち」として位置づけ、商店街や須崎魚市場、新たに整備する図書館等複合施設などを回遊していただき、そこから市全域や周辺市町村へ人の流れを拡げていくことを目指すものでございます。

御質問の市民参加のための移動手段ということですが、私といたしましては、まずは海のまちを訪れていただいた来訪客を周遊地域に波及させていくための移動手段の確保について検討する余地があるものと考えております。

また、現在、市営バスにつきましては、１２０円から４００円の距離別運賃を設定しておりますが、近隣自治体におきましては、乗車区間によらず、１００円から３００円程度の均一運賃に設定しているコミュニティバスもございますことから、本市におきましても、財政負担等の持続可能性を考慮しながら検討してまいりたいと考えております。

○副議長（高橋祐平君） 森田さん。

〔９番 森田収三君登壇〕

○９番（森田収三君） 続きまして、３番といたしまして、巡航船の利用についてお聞きいたします。

この巡航船、須崎市の合併以前大正のときから運航しておりまして、浦ノ内村営巡航という名前でしょうか、この巡航船の歴史１００年を超えております。佐川―須崎間へ汽車が走る以前の交通手段であったようにも記録されているようです。

令和６、７年度での利用者数を見ますと、一般利用、貸切り利用とも増加の傾向にあります。年間利用者数は平均で、一般４，３９０人、貸切りは３０件で６４１人となっていますが、この

状況から今後も住民の交通手段として、また観光船としての継続が望まれるところです。弘法大師がこの浦ノ内は船で渡ってもいいよというルートに遍路道の中で唯一なっているところです。巡航船、新たに環境を整えるために、快適な船旅楽しむためにもということで、繰越明許費になって、あらあら残念と思ってましたが、先頃納入が遅れていたが、クーラーが設置され、非常に船長も快適な運航ができているというふうに語っておられました。

この巡航船、継続について、今後どのような対策をお考えになっているのかお聞きいたします。

○副議長（高橋祐平君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） 巡航船事業につきましては、浦ノ内地域住民の重要な交通手段であると考えておりますが、少子高齢化等の影響から、住民の皆さんの利用が少ない状況となっております。しかし近年では、外国人も含めたお遍路さんによる定期航路の乗客数も増えており、また巡航船を活用した浦ノ内湾を巡る団体旅行ツアーの企画により、巡航船を目的として、国内、海外から多くの皆さんに御利用いただけるようにもなっております。実際、一般利用者数、また貸切り利用者数両方とも、ここ過去3年見ますと増えてきております。

このことから、今後とも、ほかにはない本市の貴重な観光資源との観点からも、収入増加も積極的に図りつつ、引き続き浦ノ内地域の重要な交通手段として、事業運営を継続していきたいと考えております。

○副議長（高橋祐平君） 森田さん。

〔9番 森田收三君登壇〕

○9番（森田收三君） 続きまして、これまで何度もお尋ねして、要望しておりました巡航船待合室のトイレについてですが、トイレがないために、お遍路さんが難儀してるということをお伝えしてまいりました。トイレがないために、やむなく待合室近くの民家の方のトイレを借用しているお遍路さんもいるようです。おもてなしの心で住民の方は対応してくれていますが、四国遍路の須崎市の玄関口となる場所で、こういうことは恥ずかしいというふうに思うところです。

巡航船待合室に、何度も聞きますが、トイレ設置を求めるものですが、再度のお考えを聞きたいと思います。

○副議長（高橋祐平君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） 巡航船の埋立乗場待合所へのトイレ設置につきましては、度々御質問をいただいております。

近年、お遍路さんなど、埋立乗場を利用される方も増えてきている状況ではございますが、まだ利用者も限定的となっており、事業運営を一般会計からの繰出金に頼っている状況でもありますことから、現状では待合所へのトイレ設置については考えておりません。

○副議長（高橋祐平君） 森田さん。

〔9番 森田收三君登壇〕

○9番（森田收三君） 待合室のトイレを現状では考えてないということですが、須崎市が運営しているスクールバスの待合所、土佐市のドラゴンバスの始発でもある旧県交通跡でしょうか、あ

そこの建物の中にトイレがあるわけですが、交渉していただいて、そこの利用というふうなことも今後考えていっていただきたいと思います。あくまでも土佐市と須崎市との共同作業というんでしょうか、その点でトイレが再び使用できるような方法を考えていっていただきたいと思います。

4 番目で、須崎市老人デイサービスセンターよこなみについてお聞きます。

地域の高齢者福祉に貢献してきた須崎市老人デイサービスセンターよこなみが、今年3月をもって閉館されました。地域住民に利用され、親しまれた施設の閉館は残念なことであります。このまま放置しているのはもったいないと思うし、締めきっていたら、時には開放もしてるようだと思うんですが、やはり中が傷んでくる、そういうことが十分考えられるわけです。

そこで、手狭になってきている浦ノ内公民館内に設けられている、浦ノ内あったかサロンさんぽをそちらに移設できないものかと考えるところです。現在、浦ノ内あったかサロンさんぽで実施されている木曜会という高齢者福祉活動は、広い浦ノ内に住む高齢者を職員が送迎し、ひきこもりや孤食の回数を少しでも減らそう、人と触れ合い、つながり続けるためにと、職員さんたちが創意工夫を凝らし、骨身を惜しまず高齢者福祉に努めてくれています。その努力の成果は大きく、令和7年度のあったかサロンさんぽ登録者数は89人、うち新規参加者が28人で、あとは各集落でのサロンというんでしょうか、出向いてのそういったことをやっているようです。

そして、令和8年度は、2か月経過した時点で既に登録者数は24人増の108人となっております。木曜会参加者は4人増の32人と利用者数が増え、木曜会は、これまで実施していた会議室では狭くなり、今はホール、市政懇談会とか敬老会そういったものをやっている大きなホールですが、それを半分に仕切って、南側のホール2というところで実施しています。木曜会だけでなく、訪問による見守りや各地区にある集会所、サテライトでの活動、また地域の方があったかサロンさんぽを訪れ、コーヒーを飲みながらおしゃべりをしたり、地域住民の大切な居場所の一つとなるなど、浦ノ内地域の重要な福祉活動の場となっています。

手狭になった、あったかサロンさんぽを須崎市老人デイサービスセンターよこなみに移して実施されることができたら、さらによりよい浦ノ内地域の福祉活動の拠点となるのではないのでしょうか。閉館となった須崎市老人デイサービスセンターよこなみの再活用として、浦ノ内あったかサロンさんぽを移設させるお考えはないのでしょうか、御所見をお聞きます。

○副議長（高橋祐平君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） 閉所後の当該施設の再利用につきましては、根底にあります介護人材の確保が極めて厳しい現状を重く受け止め、施設の在り方そのものについて改めて検討を行う必要があると認識をしております。

今後は当該施設をデイサービス等の介護施設として再開する可能性を引き続き探るとともに、地域住民の皆様のニーズをお伺いしながら、地域福祉の拠点や交流の場など、多用途での再利用の可能性も含め、幅広く方向性を検討してまいりたいと考えております。

○副議長（高橋祐平君） 森田さん。

〔9 番 森田収三君登壇〕

○9番（森田収三君） 最後の質問です。スケートパークの開設について。

今回オープン予定のスケートパークは、国内有数の施設となるようです。スケートボード場建設は、三次元曲面の精密なコンクリート加工やスケーターの感覚に合わせた最適なセクション配置の設計など、大変難しく、職人さんの技術が要求されるものと聞いております。

スケートパーク建設のために、野見にある元ノマドの宿舎に起居し、スケートパーク建設に尽力してくださっている職人さんたちの随行者の話を何度か聞くことができました。こういう人たちのおかげで国内有数というすばらしいスケートパークができるんだと思いました。

オープニングセレモニーはもちろん趣向を凝らしたものが予定されていると思いますが、こういった建設に携わった方々にも出席していただいて、実際に滑っていただくと、この方たちは四国でもどなたを取っても5本の指に入るんじゃないかと言われている職人さんたちであります。こういった方にデモンストレーションとして呼びかける考えはないのかお尋ねします。

○副議長（高橋祐平君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） 提案趣旨説明でもお伝えいたしましたとおり、須崎市立スケートパーク、愛称サクラバンダは、本年8月16日にオープニングイベントを実施するよう準備を進めておりまして、当日は、関係者の皆様に加えて、施工に携わっていただいた皆様にも御参加いただきたいと考えております。

なお、イベント内容につきましては、現在調整中ではございますが、スケートボード有名選手等によるデモンストレーション走行をはじめ、音楽やダンス、BMXやスケートボード体験会など、多彩な内容で盛り上げてまいりたいと考えておりまして、詳細が決定次第、改めてお知らせをさせていただきます。

○副議長（高橋祐平君） 森田さん。

〔9番 森田収三君登壇〕

○9番（森田収三君） 先ほども申し上げましたように、国内有数の施設となるスケートパーク活用についてですが、市内の小中学生、高校生、一般の方も当然利用して楽しむわけでしょうが、この施設を使った今後の大会とか、そういったものについて、どういうふうなものを検討されているのかお聞きいたします。

○副議長（高橋祐平君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） 須崎市立スケートパークは、中四国最大規模となる滑走面への多彩なセクション配置に加えて、雨天時においても一部利用を可能とする大型の膜屋根や周辺を囲う遊歩道など、ここにしかないオンリーワンのスケートパークでございます。

当該パークには、ステージとして利用可能なセクションもございまして、音楽やダンスなど多目的な利用も可能となっており、平日、休日を問わず、市内外の多くの利用者を見込んでおります。また、器具のレンタルやスケートボードスクールの実施も計画しておりまして、愛好者の増加や競技力向上を図るとともに、全国規模の大会や合宿の誘致等に取り組むことで交流人口の拡大と周辺施設等への波及効果を期待しておるところでございます。

○副議長（高橋祐平君） 森田さん。

〔9番 森田収三君登壇〕

○9番（森田収三君） 以上で質問を終わります。

○副議長（高橋祐平君） 順次質問を許します。10番海地雅弘さん。

〔10番 海地雅弘君登壇〕

○10番（海地雅弘君） おはようございます。予定の時間より少し早い登壇になりました。

それでは、通告に従いまして一般質問を行います。

まず、市長の政治姿勢につきまして何点かお伺いをいたします。

まず、須崎市におけるスマートシュリンク、賢い縮小戦略につきましてお伺いいたします。

スマートシュリンクとは、人口減少を前提に行政機能やその規模を縮小すると同時に、住民の幸福度向上に重点を置いたまちづくりを進めていく考え方ですが、国立社会保障・人口問題研究所の報告によりますと、須崎市の人口は、2025年が約1万8,500人、そして2040年には約1万3,500人、2050年には約1万500人に減少するという予測が出ております。

我が須崎市におきましても、スマートシュリンクの視点を持った市政運営を行っていかねばならない時期に来ていると考えられます。スマートシュリンク、賢い縮小につきまして、市長の御所見をお伺いしておきたいと思います。

また、現在行っておられる、考えてるスマートシュリンク戦略について、あればお聞きをしておきたいと思います。お願いします。

○副議長（高橋祐平君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） 最初にお断りしたいんですが、今から言うことは自慢話に聞こえると申し訳ないんで、おわびを最初にしておきます。

私、選挙に出ささせていただいた14年前に標榜いたしましたのは、持続可能な須崎づくり、消費から創造へ、創造っていうのは創り出す創造ということですが、当時もう既に人口減少が始まっております、大変須崎市は実質公債費比率が21%という財政危機でもあったわけです。今でこそ持続可能な何とかっていうのがよく聞こえるわけですが、十数年前はなかなかあまり言われてなかった中で、そう標榜いたしましたのは、やはり今後人口減少が進んでいく、そして市の財政状況が芳しくない、悪いと、中で、やはりいろんなことを皆さんと共に考えながらまちを新しくつくっていかねばならないという思いで持続可能な須崎づくりということを言わせていただいたわけでございます。

そういう意味では、人口減少を見据えた上でいろんな施策を今までも考えてきたつもりでございまして、消費から創造へと、新しくつくるものはつくるものとして、それはやはり地域の持続性を考えた上で必要なことを展開していきたいということでやってまいりました。従来より、現在も、小中学校の統合や地域自主組織の結成、あるいはデジタル化の推進などによる行政施策の最適化に取り組んでおりまして、今後もこういう観点で引き続き持続可能なまちづくりの実現を目指してまいりたいと考えております。

人口減っていつてますけれども、それが残念であるとか、まちが寂しくなったねとかではなく、

常に今が新しいスタートであると、そういう思いで各施策をやっていききたいと、そのように思っております。

○副議長（高橋祐平君） 海地さん。

〔１０番 海地雅弘君登壇〕

○１０番（海地雅弘君）

市長まさにおっしゃるとおり、もうこの十数年間、非常に創造、賢く縮めながら、いろんなものを創造してきたと。特に新しいもの、非常に須崎市は最近できて、市外の知り合いからは、いよいよ須崎市は元気があるね、すごいねというふうな話もよくお聞きしているところでございます。そういった意味で、もう既にスマートシュリンクの先進地と申しますか、そういった方向で市長頑張っておられるということを実感しました。

それでは、２つ目、行きます。

続きまして、人口が減っていくということは、我々議員もまた議員定数を削減していかなければならない時期も来ると思いますし、須崎市の行政に携わってる職員数も相当数削減していかなければ、行財政運営も厳しくなってくるのではないかとと思われるところでございます。

そこでお聞きしたいですが、２０２６年現在の職員数、そして、須崎市の人口は、先ほど申し上げたように、２０４０年に１万３，５００人、２０５０年には１万５００人になると仮定した場合、須崎市の職員定数はどれぐらいが適当と考えるべきなのかお伺いしておきたいと思えます。

○副議長（高橋祐平君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） 会計年度任用職員を除きます市職員の人数につきましては、令和８年６月１日現在２６７名でございます。

将来の職員定数につきましては、現時点で想定値は設定しておりませんが、御案内のとおり、人口減少に伴い財政面が厳しくなる想定の中、職員の数も考えていかなければならないと認識をいたしております。

○副議長（高橋祐平君） 暫時の間、休憩いたします。

午前１１時５５分 休憩

午前１１時５６分 再開

○副議長（高橋祐平君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） 一方で、行政需要を満たすことは大前提にありますので、コストカットということだけでなく、デジタル化による業務効率化や……。業務見直しを進めながら……。

○副議長（高橋祐平君） 暫時の間、休憩いたします。

午前１１時５６分 休憩

午前 11 時 57 分 再開

○副議長（高橋祐平君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

まだ質問中ではございますけれども、この際、昼食のため、午後 1 時まで休憩いたします。

午前 11 時 57 分 休憩

午後 1 時 再開

○議長（土居信一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまより議会運営委員会を開催いたします。委員の皆さんは議長室にお集まりください。

この際、暫時の間、休憩いたします。

午後 1 時 休憩

午後 1 時 30 分 再開

○議長（土居信一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中の議会運営委員会の結果につきまして、事務局長より報告を求めます。

○事務局長（久万敏幸君） 議会運営委員会の結果について御報告いたします。

御承知のとおり、午前中における一般質問の答弁中、市長に体調不良が生じ、午後からの出席が困難となりました。これを受け、13 時より本委員会を開催いたしまして、本日の市長議会参加は不可能であることより、本日の議会は、午前中の海地議員までの一般質問にとどめ、明日以降に延会することに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（土居信一君） 暫時の間、休憩をいたします。

午後 1 時 31 分 休憩

午後 1 時 33 分 再開

○議長（土居信一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。議会運営委員会の決定により、本日の会議はここまでにとどめ、延会をしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居信一君） 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

明日 6 月 18 日の議事日程は、一般質問、議案審議、委員会付託であります。開議時刻は午前 10 時。

本日はこれにて延会をいたします。

午後 1 時 33 分 延会

第495回須崎市議会6月定例会会議録

議事日程

令和8年6月18日（木曜日）午前10時開議

第 1. 一般質問

第 2. 市議案第44号 専決処分の承認について

第 3. 市議案第45号 専決処分の承認について

第 4. 市議案第46号 須崎市立スケートパークの設置及び管理に関する条例の制定について

第 5. 市議案第47号 須崎市印鑑条例の一部を改正する条例について

第 6. 市議案第48号 須崎市立吾桑交流会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

第 7. 市議案第49号 須崎市長等の給料及びその他の給与並びに旅費支給条例の一部を改正する条例について

第 8. 市議案第50号 専決処分の承認について

第 9. 市議案第51号 専決処分の承認について

第10. 市議案第52号 専決処分の承認について

第11. 市議案第53号 専決処分の承認について

第12. 市議案第54号 令和8年度須崎市一般会計補正予算（第1号）について

第13. 市議案第55号 令和8年度須崎市介護保険特別会計補正予算（第1号）について

第14. 市議案第56号 令和8年度須崎市水道事業会計補正予算（第1号）について

第15. 市議案第57号 高幡障害者支援施設組合理約の変更について

第16. 市議案第59号 財産の取得について

第17. 市議案第60号 財産の取得について

第18. 市議案第61号 指定管理者の指定について

第19. 市議案第62号 字の区域の変更について

第20. 市議案第63号 固定資産評価員の選任について

第21. 市議案第64号 教育委員会委員の任命について

第22. 陳情の付託

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第22まで

出席議員

1 番 西村 泰一君

2 番 大崎 宏明君

3 番 宮田 志野君
5 番 吉野 寛招君
7 番 佐々木 學君
9 番 森田 收三君
1 1 番 森光 一晴君
1 3 番 高橋 祐平君

4 番 杉山 愛子君
6 番 松田 健君
8 番 山本 啓介君
1 0 番 海地 雅弘君
1 2 番 高橋 立一君
1 4 番 土居 信一君

説明のため出席した者

副 市 長 梅原健一郎君
総 務 課 長 松浦 すが君
プロジェクト推進室長 岡田 進一君
文化スポーツ・観光課長 廣見 太志君
税 務 課 長 高橋 正恭君
農 林 水 産 課 長 嶋崎 貴寿君
環 境 未 来 課 長 宮本 良二君
健 康 推 進 課 長 國廣 哲也君
福 祉 事 務 所 長 森光 澄夫君
上 下 水 道 課 長 大野 明君
学 校 教 育 課 長 森光 和明君
子ども・子育て支援課長兼
青少年育成センター所長 青木 裕子君

会計管理者兼会計課長 濱崎 守央君
企 画 情 報 課 長 堅田 典寿君
元 氣 創 造 課 長 小川 智義君
防 災 課 長 楠瀬 晃君
建 設 課 長 中川 雄大君
住 宅 ・ 建 築 課 長 山岡 伸也君
長 寿 介 護 課 長 大崎 弘美君
市 民 課 長 市川ゆかり君
人権交流センター所長 松浦 永治君
教 育 長 押田 貴久君
生 涯 学 習 課 長 福本 博一君
港 湾 政 策 推 進 監 壹反田正好君

欠席者

市 長 楠瀬 耕作君

事務局職員出席者

局 長 久万 敏幸君
会計年度任用職員 福本 恵美君

次 長 松本 佐和君

午前10時 開議

○議長（土居信一君） 皆さん、おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○議長（土居信一君） 日程第1、一般質問を行います。

順次質問を許します。10番海地雅弘さん。

〔10番 海地雅弘君登壇〕

○10番（海地雅弘君） おはようございます。昨日に引き続きということになりまして、よろしくをお願いいたします。

まず、私、昨日、市長の政治姿勢につきまして、須崎市におけるスマートシュリンク（賢い縮小）戦略につきまして、1、2、3問と構えておりまして、2問目の途中でちょっと不測の事態になりましたので、まずこの2問3問が今回はできないと。

続きまして、市政懇談会につきまして、これもできません。そして、中学校閉校、統合後の既存校舎の利活用につきまして、これ1番2番とありましたが、これも今回はできません。そしてネーミングライツにつきまして、これも1番2番、これが市長の政治姿勢についてという点でございましたので、こちらは今回はちょっと割愛させていただいて、また何かの機会にですね、時間を取っていただきながら議論できる場があればいいのかなということを思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、その他の当面する諸課題につきましてお伺いいたします。

まず、海のまちプロジェクトにつきましてお聞きをいたします。令和3年5月から5か年計画でスタートしました海のまちプロジェクトですが、須崎の玄関口として見違えるように蘇った須崎駅、須崎大漁堂、須崎のサカナ本舗のオープン、百寿門、そして季節のイベントなど、ある意味何もなかったところからスタートし、高知信用金庫様の献身的なサポートもあって、成功に向かって進んでいるように思われます海のまちプロジェクトでございますが、地元、私もすぐ地元などで、その肌感覚、周りの皆さんに聞いても、非常に地域が元気になっているように感じているところでございます。

先般、議員協議会で議員の皆さんに5か年計画の総括についてお聞かせいただきました。市民の皆様にも、この海のまちプロジェクトについて共有していただけるべく、しっかりと御説明を願いたいと思います。そういうことで、所管課でありますプロジェクト推進室長より海のまちプロジェクトの趣旨、この5年間の総括をお願いしたいと思います。

○議長（土居信一君） プロジェクト推進室長。

〔プロジェクト推進室長 岡田進一君登壇〕

○プロジェクト推進室長（岡田進一君） おはようございます。お答えします。

海のまちプロジェクトは、人口減少、過疎高齢化に加えて、南海トラフ津波被害想定によって急速に衰退していく中で、須崎市が未来に続いていくために、観光化をキーワードとして5年間取り組んでまいりました。駅の改修、須崎大漁堂と須崎のサカナ本舗の整備と運営、漁協の皆さんや地域事業者の皆さんと年2回の大規模イベントを開催、釣り番組の企画放送など様々な取り組みをスピード感を持って展開できたのは、高知信用金庫の強力なバックアップと、地域の皆様と市議会の皆様の応援があつてのことだと考えております。

この取り組みによって、年6から7万人がエリアを訪れるようになり、まちかどギャラリーの

来館者も倍増しました。空き家を活用して起業したいとの相談や、夏休みイベントと一緒に盛り上げたいとの地域団体からの申し入れもいただいております。地域で事業を継続できなくなった施設をプロジェクトで改修し、活用することで新たなまちの魅力が生まれ、人通りのなかった商店街に徐々に人の流れができ、地域事業者の皆様にも売上増加や賑わい創出で大変喜んでいただいております、手応えを感じております。こういったことも踏まえて、次の３年間もしっかり継続をしていきたいと存じております。以上です。

○議長（土居信一君） 海地さん。

〔１０番 海地雅弘君登壇〕

○１０番（海地雅弘君） プロジェクト推進室長、もっと言いたいことがあるかもしれませんが、少し抑え気味に総括いただきました。

次にですね、この５年間の歩みで実績等総括いただきましたが、この５年間の中でいろいろと課題等も見つかってきたことだと思います。この課題につきまして、対処と、これからの海のまちプロジェクトの方向性、展開につきましてお聞きをしておきたいと思います。

○議長（土居信一君） プロジェクト推進室長。

〔プロジェクト推進室長 岡田進一君登壇〕

○プロジェクト推進室長（岡田進一君） お答えいたします。

一つ目はプロジェクトへの地域の巻き込みです。１期目は行政と高知信用金庫主導での動きによってスピード感を持ちつつ、大きなスケールで立ち上げができ、その動きに事業者の皆様や漁協、明德義塾中学高等学校や須崎総合高校、コーラスグループや竜踊り、太鼓や新体操グループなど、地域の皆様に参画いただき、盛り上げていただきました。

また、鳴無神社や安和八幡宮など各地域のお祭りの調査、須賀神社や加茂神社の花取踊りの撮影、巡航船の観光活用推進、浦ノ内湾や新莊川での釣り企画実施など、地域の観光コンテンツの調査や企画に取り組んでまいりました。２期目はさらに須崎市全体での取り組みを充実したいと考えております。

二つ目は駐車場です。大規模イベントでの駐車場と、観光での大型バスの受け入れ駐車場が課題となっており、現在、旧川端スーパーの駐車場整備に着手しております。また、みなとオアシスの関連施設として富士ヶ浜を設定し、利活用を検討しております。

三つ目は空き家活用と起業支援です。プロジェクトによって徐々に賑わいが生まれてきた一方で、高齢化により廃業する店舗も出てきており、若いプレイヤーや起業人材をどう集め支援するか、彼らが活用できる物件をどう確保するかが課題となっております。嬉しいことに、海のまちプロジェクトによって須崎でチャレンジしたいという相談も増えてきております。空き家活用と起業を支援する企画も検討をしてまいりたいと考えております。

その他、取り組みを進める中で様々な課題が生まれますが、地域の皆様と一緒に課題を乗り越えながらプロジェクトを良い方向へ進めていきたいと考えており、海のまち公社への法人、個人会員の募集なども検討しながら、地域に根差した地域自らの取り組みとして継続できるような体制作りを進めてまいりたいと思っております。以上です。

○議長（土居信一君） 海地さん。

〔10番 海地雅弘君登壇〕

○10番（海地雅弘君） これからあと3年間は一緒に高知信用金庫もやっていただけるということで、来月になりますか、また決起集会、大会もあるようでございます。山崎理事長にこういう会でお会いした時ですね、よく言われるのが、海地さん地元はどうよって。地元の皆さんの意見どんな感じ。雰囲気どうってよく聞かれるがですね、いつ会ってもね、やっぱり地元がどうなっちゅう、どんな感じになっちゅうということうんと聞かれて、いや地元もものすごい喜んでますよって、まだなかなかこう、どう言いますかね、今やっている方が改めてまた新しいお店をするっていうことになかなかならんでも、僕も以前から言ってます、やっぱり須崎は起業・創業の街であるという、やはりそれで空き家の対策もできてくるんじゃないのかということで、やっぱりそうになっていくと非常に元気があるんで、極力こう街に固めていく、地域を絞って固めていきながら、須崎市がまたいろいろこれからホテルなんかの展開もありますので、そういうのを上手に固めながら、その周辺に個人の方、企業の方にも起用していくというふうになっていけば非常にいいのかなと。

それで今、先ほどプロジェクト推進室長言われました駐車場の問題。川端のスーパーをどのように活用するかというふうなこともあります。ただ、須崎の町っていうのは非常に狭い路地がたくさんあって、それが良さでもあるところもありますけど、例えばあの駐車場の横にも路地が南へずっと抜けてる路地があります。そういう時に上手に改修、駐車場をつくる時に路地も広げていく、できることなら避難のこともありますので、そういうことも念頭に入れながら、ぜひともそういう駐車場整備はこれからやる時には考えていただきたいなというふうに思います。

私も本当に肌感覚、この間もう何十年ぶりに須崎へ来たと。どうして来たがって聞くと、もともと須崎の町におられた方で、この間からいろいろCMとか見て非常に行きたくなったと。来たらなんか昔と全然変わってのうて雰囲気がえいねえって。それがやっぱりえいねえっていうがですね。そういうところを非常に大事にしながら海のまちプロジェクトが進んでいるのかなっていう部分があって、先進的な部分と昔の融合ですね。日本の良さってそこにあるんで、そういうことをやっぱりこれからも一緒に進んでいきたいと思いますので、またよろしく願いをいたします。

次いきます。ランチマップの作成につきまして、2年ぐらい前でしょうかね。再構築していただきまして発行しましたランチマップの初回版、これが品切れ状態になっておるようでございます。海のまちプロジェクトによる効果もあり、須崎市の入り込み数を考えたら、できるだけ速やかに再発行するべきではないかと。前回抜かっているお店なんかもあるようでございますので、ランチマップの再発行につきまして、所管課である文化スポーツ・観光課長にお伺いをしておきたいと思います。

○議長（土居信一君） 文化スポーツ・観光課長。

〔文化スポーツ・観光課長 廣見太志君登壇〕

○文化スポーツ・観光課長（廣見太志君） おはようございます。お答えいたします。

議員御質問のランチマップにつきましては、市内に所在する飲食店の情報を広く知っていただくこと、また、外国人観光客に向けたPRを目的としまして、令和5年度に須崎市観光協会への

委託事業により、須崎市グルメガイドとして日本語版5,000部、英語版1,000部を作成いたしました。作成から2年以上が経過し、在庫数の減少や掲載情報の変更等もございますので、本年度におきまして、須崎市観光協会に内容更新及び4,000部印刷にかかる業務を委託しております。7月には納品、配布となる予定でございます。

また、須崎市観光協会のホームページ及び高知イーブックスに掲載しております電子データにつきましても更新することとしておりますので、あわせて御活用いただきますよう周知してまいりたいと考えております。

○議長（土居信一君） 海地さん。

〔10番 海地雅弘君登壇〕

○10番（海地雅弘君） やはり間もなくでしたね。よかったです。転勤族も須崎市の場合は結構おられまして、私の知り合いもこの4月まで、3月か。来て、茨城県石岡市へ転勤していきましたが、いやこれ海地さん非常に助かるって。一人で単身で来ておるもんですから、食べに行くときもこれを片手に持って行って、次はどこ行こう、次はどこ行こうという感じで、あると助かるよねということ言われてましたので、まだ抜かってるところもあると思うので、ぜひとも更新もしていただきたいなというところもあったので、よかったと思います。どんどんどんどん情報を更新しながら、いいものを作っていただきたいし、なるべく切らさないようにお願いしたいというところも申しておきます。

続きまして、官民連携コンビニジムc h o c o Z A Pにつきましてお聞きをいたします。昨年9月18日マルナカ須崎店内にオープンしました官民連携コンビニジムc h o c o Z A Pでございますが、会員数も順調に推移しておると聞いているところで、市民の健康意識の向上や健康維持に貢献しているようにお見受けしているところでございます。現在の状況や今後の課題などお聞きをしておきたいと思います。また、このc h o c o Z A Pとの契約形態はどのようなものであったのか改めて所管課である健康推進課長にお聞きをしておきます。

○議長（土居信一君） 健康推進課長。

〔健康推進課長 國廣哲也君登壇〕

○健康推進課長（國廣哲也君） お答えします。

c h o c o Z A P須崎店にしまして、最新の今年4月末時点の利用状況等を簡単に御説明しますと、利用会員数約400名、うち290名約7割が須崎市民になりまして、年齢層としましては16歳から49歳以下が約54%、50歳から69歳が約34%、70歳以上が約12%となっております。また、男女比率としましては男性が約36%、女性が約64%となっております。

R I Z A P株式会社としても須崎店の現状につきましては、ほかの官民連携による出店例と比較しても大きな成果を上げていると捉えており、特に須崎店における会員一人当たりの月間利用回数平均7回から8回につきましては、全国の店舗の中でも上位5番目以内に入る特筆すべき数字となっているとお聞きしております。

今後の課題といたしましては、市民の健康増進につながる取り組みとして発展させていくことが重要であり、これからもトレーナーや施設を活用した健康増進の取り組みの拠点となるよう工

夫していきたいと考えております。また、c h o c o Z A P 須崎店にかかる市の契約としましては、株式会社フジとのマルナカ須崎店の店舗区画借り上げにかかる出店契約、R I Z A P 株式会社とは店舗の管理や市民の健康増進等の取り組み等にかかる業務委託を締結しており、ともに5年間の契約期間としております。

○議長（土居信一君） 海地さん。

〔10番 海地雅弘君登壇〕

○10番（海地雅弘君） やはり多いですね。女性がやっぱり僕も肌感覚、見た感じも女性が多いなと思ってまして、なかなか私行きづらいなと、入ってないんですけど。あそこまで見に行くだけでも結構歩くんで、それなりに運動はしてるのかなと思ひまして。課長はもちろん入られておると思いますけど、行かれてないですよ。行ってますか、そうですか、よかったです。あと色々R I Z A P、c h o c o Z A P いろいろやっておられますんでね。僕の同僚議員の中では打ちっ放しもあったらいいよねと。ぜひとももっとそういうこともやってもらいたいねということも言っておりましたので、そういうこともぜひとも、須崎市にゴルフ場もごございますので、そういうのもどこかにつくっていただくと、また男性女性ももっと増えるのかなと思ひますので、その辺も含めてよろしく願ひします。

また、この辺健康推進課でも勉強しながら、将来小中学校の統廃合もありますし、各地域にこういったものがそのままいかなども、須崎市独自でできるような考え方もあるんじゃないのかなと。地域でなかなかあそこまで行けないけれど、自分の家の近くにあつたら行きたいよねっていう方も結構いらっしゃると思うので、そういうこともちょっと勉強されて、研究されたいのかなと思ひますので、ぜひともよろしく願ひいたします。

続きまして、桐間地区への避難タワーの設置につきましてお伺ひいたします。桐間地区にマルナカ須崎店が開店して以来徐々にではありますが、この地域の開発も進んでまいりました。昨年9月にはA Z ホテルがオープンし、この8月にはスケートパークもオープンする予定となりました。市外、県外からの来訪者も増え、桐間地域はもとより須崎市全体の活性化やイメージアップにも大いに期待をされております。

しかしながら、南海トラフ巨大地震による津波襲来がこの地域における最大の懸案材料となっており、先般、マルナカ須崎店を運営する株式会社フジ高知県の統括部長と色々意見交換をする機会があり、お話をすることができました。話の中でお客様が増えることは非常にありがたいことなのですが、地震による津波の襲来、それによる避難が一番の懸案材料だとおっしゃっておられました。

その中で、株式会社フジ所有の土地、空いているところもまだあそこでそこそこありますので、こういったことは提供することももちろんできますし、金額もそのとき申されておりましたが、一人歩きしてはいけないので金額は言いませんが、全てではないが建設費用の供与もということで提案も受けた次第でございます。株式会社フジからこういった提案があるときに、須崎市としても津波避難タワーの建設につきまして検討してはどうかと考えるところでございます。

昨年、市内の市民団体から津波避難ビルや津波避難タワーなどの建設陳情書を議会として採択しているところでもあります。防災課として株式会社フジ側の提案を受けて検討してみてもと考

えますが、所管課である防災課長の御所見を賜っておきたいと思います。

○議長（土居信一君） 防災課長。

〔防災課長 楠瀬晃君登壇〕

○防災課長（楠瀬晃君） 桐間地区は商業施設や新たな宿泊施設、スポーツ施設の集積により市外からの来訪者も増加傾向にあり、災害時における安全な避難誘導は本市にとっても極めて重要な課題と認識しております。こうした中、株式会社フジからの土地の提供や建設費用の供与の御提案につきましては、大変ありがたく受け止めております。

しかしながら、本提案の事業化につきましてはいくつかの課題がございます。同地区は昼間における市内外からの流入人口が非常に多いエリアですので、想定される避難者を十分に収容するためにはタワーの規模が相当に大きくなることや、複数機の整備が必要となることが見込まれ、財政面での慎重な検討が不可欠でございます。また、津波避難タワーの特性として、津波漂流物の衝突や津波火災に対する安全性の確保といった技術的、立地的な課題も残されております。

これらの理由から現在のところ、本市として新たな津波避難タワーを建設する予定はございません。本市の南海トラフ地震対策につきましては、事前の対策と津波からの早期避難の徹底を基本方針に掲げております。桐間地区におきましても、原則として近隣の高台等へ早期に避難していただくことを基本としております。今回いただきました貴重な御提案につきましては、単に避難タワーの建設という形に限定するだけではなく、同地区における様々な逃げ遅れ対策の検討材料として活かしてまいります。

○議長（土居信一君） 海地さん。

〔10番 海地雅弘君登壇〕

○10番（海地雅弘君） いろんな検討材料の一つとして、御提案も一回受けて、御相談とかできる時間があれば、御相談しながら、やはりこう検討もしていつていただきたいなと。あそこに皆さんほぼ行かれたことあると思いますけど、逃げるのに南にはちょっと逃げれないんで、前から来るんで、やはり津波が来るとなったら、北、妙見山とかエムセテック、エムセテックは指定になっておりますので。ただエムセテックへ行くのには、JRが通っておりまして、なおかつ高速道路が通って、非常に障害物競走しながら逃げるっていう、あそこも防災訓練があるので、マルナカ自身も防災訓練、私どもも歩いてぐると回らないかんですね、土崎町のほうぐると回っていかんと行けんわけですよ。本当は市長がおられたら、あの高速道路を活用するために何とか上がれんかなというところも訴えもしたいわけですけど、その問題があるので、どうしてもこう、垂直避難といいますかね、市長よく言われる、そういうことも考えていかんと、なかなかあの障害物を越えながら北へ逃げるということは、特に今言われたように、市外から来られる方結構いらっしゃるので、そういう方が本当にどっち向いて逃げたらいいかわからんの、ああいうところでどんだんどんいろんなものが集積されていくと。

あと空き地もあるんで、いろんな店舗の出店の予定も僕もちょっと一部聞いているところがあるので、例えば今マルナカにしてもケースデンキ、あそこにありますけど、塔屋がありますよね。これから出店するところは塔屋の上、5階建て以上、もしそこが5階建て以上であれば、せめて自分のところの店舗のお客様だけはそこに逃がすような仕掛けを作ってもらうのが出店の条件に

なりますよとか、いろんなことを検討しながら、出店の準備をしていただかないといかんのかなということもあるんで、計画とかいろいろ来る場合は、そういうこともぜひとも市としても一つの提案材料にしていただきたいなというふうに思いますので、よろしく願いをいたします。

続きまして、桐間地区への横断歩道の整備について、これは市長にお伺いしていましたので、これは今回割愛して、また新たな時に聞くようにいたします。

そして最後に、法印山トンネル対策につきましてお聞きしようと思っておりましたが、一昨日、森光一晴議員、また西村泰一議員より、御丁寧な御質問がございまして、これ政策提言という話でもございませんで、農林水産課長が一生懸命何とか令和9年には、何とか完成させるようにやると強い決意がございましたので、決意だけ今回聞いておきたいなと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（土居信一君） 農林水産課長。

〔農林水産課長 嶋崎貴寿君登壇〕

○農林水産課長（嶋崎貴寿君） お答えします。

決意という御質問でございます。少し事前の通告と趣旨が違っておりますので、適切な答弁かどうか分かりませんが、当初は法印山トンネルの長寿命化計画を策定しまして、その中で抜本的な設備の改修ということで、実はその照明設備だけではなくて、非常設備とか諸々のトータルの計画で挙げて取り組みを進めているところでございます。

ただ、今回こういった交通事故があったわけでございますから、やはりまずは照明設備だけでも、なんとか工事を先行して行いたいということで当初の計画ではそういった非常設備ですとか、いろいろ諸々の工事も含めて進めていたんですけども、令和9年度から、まずはその照明設備の工事を先行してできるだけ早く行きたいということで取り組みを進めております。以上でございます。

○議長（土居信一君） 海地さん。

〔10番 海地雅弘君登壇〕

○10番（海地雅弘君） 農林水産課長すいません、急に変に振りまして。まさにその御答弁のとおりでございまして、私もそのいろんな設備より照明設備を先にどうですかというような質問でございましたので、上手にまとめていただきましてありがとうございました。

これで今議会質問を終わります。

○議長（土居信一君） 順次質問を許します。6番 松田健さん。

〔6番 松田健君登壇〕

○6番（松田健君） おはようございます。

続いて一般質問をさせていただきます。今週、すごい世界も含めていろんな事象が起きたのを一般質問の前に触れておきたいと思います。当然、アメリカとイランの戦争が終結に向かうことを願うわけですが、日本の政策金利がなんと30年ぶりに1%に戻りそうな指針が出ました。住宅ローンを抱えている一般生活者は苦しくなっていくので非常に困惑をしているんですが、やっと昭和の時代と言いましょとか、バブル以降に少し経済が戻ってくる傾向が日本にも見えてき

たかなというところで、なんと昨日、一昨日株価が7万円台になって、最安値を調べたら18年前の10月28日に6,900円、約10倍になる株価を、大台を達したという報道が今週ありました。そんな中で日本の経済がどんどん良くなると一般的に我々肌身で感じる事が無い、この地方で生活する須崎市民にとって、このような報道がどのように映るのかなというのを感じた今週です。

それでは一般質問に入りたいと思いますが、先の財政難の、よく須崎市にはこんなに企業があって、交通の要衝でもあるのに須崎市の財政が苦しいね、と言われた約20年前、株価が7,000円時代、須崎市も夕張市の次と言われるような時代を乗り越えてきて、今、財政の出口も少し見通しも良くなってきたと言われる須崎市の財政の中で、一番、下水道事業が原因だったり、課題だったんじゃないかなという思いで、下水道事業について伺いをしたいと思います。

須崎市の下水道事業、皆さん御承知のとおり、昭和の時代から大間地区を中心として雨水対策の目的から下水道事業が始まったと認識をしています。大間地区には御手洗川が流れていて、あの細い川が氾濫したら当然大間地区が浸水する。そういった地形から行政が投資をして安心して暮らせるような街づくりをやったんだと思います。ただその一方で、財政の支出がずっと昭和の50年代から一般財源を負担・圧迫してきた経過を50年かけてみたら、5億円あるいは4億円でかける50年と思えば、すごいお金を支出してきた雨水対策であったり、下水対策だったなということを実感しております。ただ、この下水道事業、平成24年に楠瀬市長が就任後に財政再建を掲げて一番最初に取り組んだ、一番力を入れられたのが下水道事業だったと認識をしています。毎年4億円ぐらいの一般財源をどんどん支出しないと、下水道事業が持続できない状況の中で成果も見えてきたと思います。この10年近く前に取り組みを始めましたB-DASH事業、そして処理場のダウンサイジング化によって生まれてきたコンセッション事業。これはクリンパートナーズ須崎との官民連携によってできた事業なんですけれども、この事業の成果と、現在、大間本町あるいは大間西町、山手町地区に下水道を利用している世帯の動向、また行政でやってきた成果も含めて、上下水道課長にお伺いをしたいと思います。

○議長（土居信一君） 上下水道課長。

〔上下水道課長 大野明君登壇〕

○上下水道課長（大野明君） おはようございます。お答えします。

公共下水道事業は内水面浸水対策としての雨水排水事業と、水質保全や生活環境改善のための汚水処理事業の2つで構成されております。雨水排水事業につきましては、公費負担が原則となっており、また、汚水処理事業につきましては、本来使用料収入で賄われるべきものですが、不足する額につきましては、一般会計からの繰入れにより運営しております。平成25年度に高知県下水道経営健全化検討委員会から、須崎市の汚水処理事業の経営改善策として、面整備を中止し、既存処理施設のダウンサイジングが最も有効であるとの報告があり、平成28年度に下水道革新的技術実証事業、いわゆるB-DASH事業に応募、採択され、その後8年間の研究期間を経て、令和6年度にその施設が本市に移管されたところです。

その効果でございますが、従前の水処理施設と比較しまして、使用電力量で約70%、汚泥発生量で約50%の削減が達成されております。この技術につきましては、新技術ということもあ

り、現在でも省エネルギー、低コストに向けたより効率的な運転の工夫を重ねており、国際協力機構 J I C A や他自治体など、国内外を問わず視察、見学者に訪問をいただいております。また、供用開始区域である 3 地区の下水道使用世帯数での調査実績はございませんが、水洗化人口は令和 6 年度末で 1, 1 9 1 人、水洗化率いわゆる下水道接続率は約 8 2 % となっており、水洗化人口の近年の動向としましては、過去 1 0 年間で約 4 % 減となっております。

収支の状況につきましては、使用料収入は人口減少に伴い減少傾向となっておりますが、支出につきましては、近年の物価高騰の影響を受けつつも、令和 2 年度に導入したコンセッション方式により、民間企業のノウハウも活かしつつ、官民連携で費用の削減に取り組んでおります。また、汚水管渠につきましても、コンセッション事業において予防保全型の維持管理に取り組んでいるところであり、日々の点検やストックマネジメントによる調査の結果、現在のところ供用開始区域内での大規模な更新工事は予定をいたしておりません。

○議長（土居信一君） 松田さん。

〔6 番 松田健君登壇〕

○6 番（松田健君） 5 年の中間評価委員会の結果も踏まえて順調に推移しているんだというお答えをいただきました。大きな事故のことも我々も情報も聞いてませんし、サービスで下水道の利用の方からの苦情もそんなに大きな問題を聞いているわけでもなく、このクリンパートナーズ須崎などのコンセッション事業も順調に推移をしているなどの中で、汚泥量も 5 0 % 削減できたり、J I C A の視察等々を受けて先進的な取り組みの評価、あるいは世帯数もなんとかこの人口減少傾向の中で 4 % の下水道利用者の減っていく割合も留めている利用状況だということを理解しました。さらに人口減少のエリアといいましょうか、大間本町と大間西町、山手町地区は比較的住みやすい住居の環境が整った地区ですので、一旦は簡易下水が全世帯に波及したほうがいいんじゃないかなと。当時このダウンサイジング事業の説明を受けた時に、そっちの選択肢もありじゃないかなというのは思いましたが、この 5 年を経過した報告と 2 0 年間という長い長期契約ですので、今後の経営を上下水道課長中心にしっかりとサポートしていったら、須崎市の財政難の根源であった下水道対策の事業を注視していただきたいと思います。

続いて、浦ノ内湾の養殖魚の被害が起きたことについてお伺いをいたします。本年の 3 月下旬から浦ノ内湾で赤潮が発生をいたしました。養殖業、浦ノ内湾で基幹産業になっているマダイ、シマアジ、ハマチ、養殖魚約 9 万 4, 0 0 0 匹もの被害が出て、被害額としまして 1 億円を超えてるんじゃないかというお伺いを聞いていますが、春には漁業者の生活収入の中心になるモジャコ漁。小さなモジャコを捕ってきて、3 センチメートル、5 センチメートルまで成長させて出荷をして収益にするモジャコも死んでしまったというお話もお聞きしています。この浦ノ内湾内 2 3 の事業所が養殖業をやっているわけですが、この 3 月に発生して、被害も 1 億円を超えるような被害が出ている中で、須崎市の対応について、農林水産課長にどのような対応をされてきたのか、また発生、被害の状況についてもお伺いをしたいと思います。

○議長（土居信一君） 農林水産課長。

〔農林水産課長 嶋崎貴寿君登壇〕

○農林水産課長（嶋崎貴寿君） お答えします。

3月に起きました養殖魚の大量死につきましては、浦ノ内湾内での養殖業でこれまでにない被害となり、長年浦ノ内湾で養殖をされている漁業者の皆様方におかれましては、驚きや、やるせない気持ちであると認識いたしております。

まず被害の状況でございますが、漁業者によって被害の大小ございますが、出荷直前の魚を養殖されていた漁業者のほう被害も大きかったと認識しております。被害の魚種や数につきましては、4月はじめの時点で確定しておりまして、タイが7万6,102匹、シマアジが1万1,840匹、その他の魚種が1万770匹で、計9万8,712匹の被害でございます。

そして、発生後の市の対応でございますが、3月11日に養殖小割のある現地へ行きまして、現場の状況確認と漁業者の方への聞き取りを行っております。その後、へい死魚の処分等について漁協や受入業者の候補先調査を行い、その後は被害の確認、保険の有無、各事業者が今後事業が継続可能かどうかの確認、具体的には、事業継続のための融資を受ける予定があるかどうか、新たに稚魚を購入し、養殖業を継続できるかどうかの確認を行い、随時状況の把握を行っております。5月末に漁協に確認を行った際には、全ての漁業者が新たに稚魚を購入し、事業を続けていることを確認いたしております。

また、今回の大量死につきましては、未だに原因が判明されていないことから、農林水産課から高知県に対しまして、できる限り早く原因を特定していただくよう要望を続けているところでございます。

○議長（土居信一君） 松田さん。

〔6番 松田健君登壇〕

○6番（松田健君） 浦ノ内湾、今も真っ赤っかに。ロゴスパークのある周辺というのは奥のエリアになるんですけれども、ものすごい色合いも悪いプランクトンが発生をしている状況の中で、非常に不安視を漁業者が、この先本当に養殖業継続できるのかなというぐらい心配をする事案です。今回課題としているのが原因が究明されないと保険対応にならないということで、明らかに水産試験場もハプト藻が最も数値が異常に上がっていて、ハプト藻を調べると、これは毒素もあって、魚が死ぬプランクトンの一種だということもわかっているにも関わらず、なんでその原因を発表してもらえないのかっていうところ、今県にも要望されているということですが、県が検査機関をお願いをしているんですけど、そこをもう少し早期に対応してあげないと、その稚魚を入れるための資金にするための保険でもあるので、やはり早急に課長、県との協議も具体的に進めていていただきたい。市長が良くなったら動いてくれると思いますけれども、漁業者は稚魚をいつ入れるかによって出荷の期日も変わってくるので、ぜひ早急に対応をお願いしたいと思います。

次に、浦ノ内中学校の廃校の利活用についてお伺いをいたします。残念ながら学生が少なくなってきて、本年3月末で浦ノ内中学校は廃校になりました。廃校になった後、ここ数日前にも通ったらやっぱり寂しい思いもするわけですが、市民の財産として、浦ノ内中学校の利活用について教育長にお伺いしたいと思います。

グラウンドだったり体育館については地元の方が使いたいといえば許可をいただいて利活用している状況だと思います。その中で校舎を使いたいという方は、今はいないんじゃないかと認識

をしています。ただ、この学校が授業をまだやっている時に、校長に許可をいただき、森光課長にも同行いただき、NPO団体と浦ノ内中学校の利活用をするために、この校舎がどのような状況なのかということで、校長先生に同行していただきながら視察をさせていただきました。雨漏りをしている箇所もあったりして、老朽化もやっぱり進んでいるんだなど。当然40年近く経ってきた校舎ですので、そういったこともあると思いますが。ただ、2階に上がると非常にロケーションのいい浦ノ内湾が見える校舎からの魅力は、浦ノ内さながらの、やはり風光明媚な景色が見えることに感動いたしました。この素晴らしい立地を生かした利活用、市民の財産とも言える学校施設ですので、行政としていろんな文部科学省との関係、あるいは過疎債なり、国庫補助金を使っちゃう返還の問題とか、いろんなこともあろうかと思いますが、どういふうにこれから利活用をお考えなのか、押田教育長に來たばかりとはいえ、お伺いをしたいと思います。

○議長（土居信一君） 教育長。

〔教育長 押田貴久君登壇〕

○教育長（押田貴久君） お答えいたします。

旧浦ノ内中学校につきまして、校舎や体育館、グラウンドなどの学校施設につきましては、教育を目的とした市の財産という位置づけでございます。そうした上で、体育館やグラウンドにつきましては、廃校後も引き続き社会体育などによる活用が可能です。

一方で、校舎等それ以外の学校施設につきましては、本年3月の廃校後、利活用の御提案を何件かいただいておりますが、利活用につきまして、地域の意向が重要であると考えておりますので、今後、地域の意向も尊重した上で、引き続き利活用について検討してまいりたいと考えております。

○議長（土居信一君） 松田さん。

〔6番 松田健君登壇〕

○6番（松田健君） 地域の意向を重点的にということで承知をしました。ただ今、横を通って、はや草がボウボウですグラウンド。市役所が管理するとはやこんなのかっていうぐらい残念に思いながら、森光課長、横を通ったら管理ちゃんとせんといかんと思うぐらい、はやなってきました。地元の方から実はこれ情報をいただいて、見に行ったことでした。やはりみんなどうなりゆうかと。横の福本課長は通学をされたと思います。地元の方から実は校舎を壊すだけは許さんぞと、解体を計画しちゃうかどうか市役所に確認してくれと、俺の母校がないなる、ということ。浦ノ内は浦ノ内中学校昔は深浦にあった時なくなりまして、深浦保育園もなくなり、で、横浪小学校が今浦ノ内小学校になってますが、横浪小学校もなくなりということで、母校がもう浦ノ内中学校だけだということで強い御要望をいただいている中で、先日6月13日にNPO団体の方が校舎をこんなふうにしたらどうだろうということで、地元の方々に提案をするフォーラムを開いて、キックオフということで、地元の方々がどんなふうにお考えなのかということで、非常に校舎に対する利活用であったり、防災の避難場所とかというような意見が出ました。その四国自然史科学研究センターというNPO団体の利活用提案をお聞きした中で、本当に素晴らしい計画だという御意見もありましたし、ただ津波の対策はどうされるんだとか、そういったことであったり、NPO団体からプールの活用については御提案はなかったんで、プールはどんなに考え

ているのか、あるいは食堂ってどんな風にするのかとか、住民の方からも声が上がりました。ぜひ地元を巻き込んだ事業にできないのかなということで、中学校の旧校舎を自然博物館構想ということで整備できれば、公共交通なんかの整備もまた一段と加速するのではないかなという地元の住民の方から御意見が出されました。ただ、行政の建物ですので、いろいろ財産の手続きであったりとかクリアせんといかんこともあろうかと思うのですが、たった3か月経過しただけでそんな状況になるので、1年、2年置いたら校舎はカビが回ります。須崎高校を見せていただいた時に痛感しました。やっぱり建物って生き物だなというのを感じているので、来年には何かのアクションができるようなスピード感を持った対応をぜひ、教育長できないものか、御所見をお伺いしたいと思います。

○議長（土居信一君） 教育長。

〔教育長 押田貴久君登壇〕

○教育長（押田貴久君） 先ほど松田議員からお話がありましたフォーラム、私も参加させていただきました。現在、新荘公民館を拠点に活動されているNPO団体の方が手狭になったということで、浦ノ内中学校を活用できないかと。実際に図面を示していただきながら、住民の方々に説明をいただいたわけであります。松田議員もおっしゃったとおり、本当に賛意を示していただく方もいれば、また積極的な提案ということで、ほかにも転用できないかということで、まさしくそういった話が沸き起こって、キックオフという部分でよかったのかなというふうにも思いますので、先ほども答弁いたしましたように、利用の在り方については、また地域のほうでぜひ考えていただきたいかと思ひますし、その利用の在り方を受けて今後どのような形で進めていくかということ、また行政でも受けて検討していきたいかというふうに思っております。

○議長（土居信一君） 松田さん。

〔6番 松田健君登壇〕

○6番（松田健君） 私も実は大変仕事の面で浦ノ内の地域とは関わりが深くって、20代、浦ノ内で仕事する機会が多くて、地元の方々と懇意にする機会も多いので、また情報、いろんな御意見をいただいて、行政に反映していくようなお声を届けさせていただきたいと思ひます、よろしくお願ひします。

続いてまた浦ノ内かって思われますが、巡航船の御質問をしたいと思ひます。昭和の時代、本当にまだ交通の中心が船だったり車社会じゃない時代から、浦ノ内には巡航船が地元の交通の便として利用されていまして。当然南岸側、南岸側というのは横浪半島側ですけれども、車でぐると12キロメートルも入り込んだ半島ですので、福良だったり下中山だったりから上に一旦上がって車で回ってくるより、巡航船じゃない船で渡るほうがずっと早かった時代から、この地形を活かした通学であったり、地元の交通の便として買い物に行ったり診療所に行ったりという形で、浦ノ内の方が生活をされていた地形です。

昭和の50年代だったと記憶していますが、横浪スカイラインができて、それで地元の方々が車で移動できる時代になってきたわけですが、それから約50年経ちました。地元の買い物に行ったり、通院されたり、学校の通学の便となる巡航船の利用をするのに、高知県も離島航路の運営補助金という形で支出していただいて、浦ノ内湾を3往復する巡航船が今も継続していると

認識していますが、浦ノ内の方々にお話をいただくと、もう子どもも乗りやせんと、巡航船はもういらんがじゃないかよという声をいただく中で、浦ノ内住民の方が今現在どれぐらい利用しているのか、子どもたちの通学の状況も含めて企画情報課長にお伺いをしたいと思います。

また、この2, 500万円ぐらいの一般財源も含めて、収入は県、国、そして一般財源で収入はあるので、支出の品目について私は承知をしていますが、市民からあまりにも高額な船長の人件費について批判の声をいただいたので、企画情報課長から具体的に御説明をお願いしたいと思います

○議長（土居信一君） 企画情報課長。

〔企画情報課長 堅田典寿君登壇〕

○企画情報課長（堅田典寿君） お答えいたします。

まず、浦ノ内住民の方の利用者数であります、特に住民の方の集計を行っておりませんので、地元小中学生で定期券の利用申し込みをいただいた生徒数の答えとなりますが、令和5年度が小学生3人、中学生1人、令和6年度が小学生3人、中学生2人、令和7年度が小学生3人、中学生2人となっております、浦ノ内の方の利用につきましては、大人も含めまして少子高齢化等の影響等から少ない状況となっております。

なお、定期航路全体の利用者数につきましては、令和5年度が3, 112人、令和6年度は4, 208人、令和7年度が4, 572人となっております。

次に、令和7年度の収支の詳細であります、まず巡航船事業特別会計の歳入合計につきましては、2, 677万7, 726円となっております、内訳といたしましては国庫補助金が538万7, 031円。県補助金が1, 097万244円、運賃収入が203万600円となっており、一般会計からの繰入金は838万3, 140円となっております。また、歳出につきましては、歳出合計は歳入と同額の2, 677万7, 726円となっております、内訳といたしましては、人件費が2, 299万5, 451円、燃料費が167万4, 630円、修繕費用が103万7, 762円となっております。以上となります。

○議長（土居信一君） 松田さん。

〔6番 松田健君登壇〕

○6番（松田健君） この離島補助金の在り方については、私も議員になってから何度か委員会でもしつこくお聞きをした次第です。というのが、前担当者は前船長が退職する頃には航路の修正、廃線と言いましょうか、それも検討するということをお聞きをしていました。次の船長に代わって、次の船長が退職するときには具体化を示したいと思っております、だんだんだんだんに引き延ばしをずっと受けてきて、地元からももう実は人口が減っていく中で、高齢化も進む中で、その巡航船の在り方について非常に危惧をされるような御意見をいただきます。この浦ノ内住民の方がですよ、要望されて存続をという声がしっかりと行政で把握されているのであれば、私から申し上げることでもないんですけれども、浦ノ内の方々は乗合タクシーであったり、バス・タクシーチケットであったり、この辺地で住みゆう生活の不便さの利便サポートとして援助をしていただきたい。巡航船にかかる費用が、先ほど聞きますと2, 677万円かかっている中で、一般財源から838万円も支出をしている。これを例えば地元の指定管理に運用を変えることで、船長

の人件費を圧縮する可能性を模索してみたり、あるいはこの巡航船は廃線をするけれども、地元の交通の便は確保するための乗合タクシーであったり、今だったらコミュニティバスも要望が浦ノ内地区からは上がっていると思います。そういったことをどこかのタイミング、というより、もう今年度中に来年度予算に向けて具体的に地元の方々の声もしっかりと受け止めて、住みやすい浦ノ内の地域を確立していただけないかなということで、子どもたちがまだ割引券を買われている方もいらっしゃるのですが、実際に乗っているのはいないとお聞きしたんですね。というのが、親御さんが学校まで積んでいっているのが実情だと。だったらそれに支援してあげた方がいいんじゃないかと思います。それに関して巡航船が3往復してるけど、空でどれだけ乗っているのか、そんな調査も必要だと思いますし、きつい言い方ですけど、旅行者であったり、お遍路さん、確かに今4,500人程度の利用者がいるっていうけど、初詣に行く浦ノ内のカヌー場から鳴無神社に行っている利用者をものすごく含んだ4,500人だと思ってます。通常利用で離島扱いの補助金であるが故に、県もこれ観光客ための遊漁船でもなければ、あくまでも地元の交通の便として補助をしていただいている。国も県も然りですけど、そこで巡航船必要ないと地元の方が言っている声に対して、企画情報課長どんなお考えなのか、所見をお伺いします。

○議長（土居信一君） この際、10分間休憩いたします。

午前11時 1分 休憩

午前11時11分 再開

○議長（土居信一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

執行部からの答弁を求めます。企画情報課長。

〔企画情報課長 堅田典寿君登壇〕

○企画情報課長（堅田典寿君） お答えいたします。

巡航船事業につきましては、浦ノ内地域の重要な交通手段であると考えておりますが、少子高齢化等の影響から住民の皆さんの利用が少ない状況となっております。しかし、近年では定期便を利用するお遍路さん等の需要も増えてきておりまして、また、巡航船を活用した団体旅行ツアーの企画により、国内外から多くの皆さんに御利用をいただけるようにもなっております。

このことから、今後ともほかにはない本市の貴重な観光資源として、観光施策による収入増加も図りつつ、巡航船事業を継続してまいりたいと考えております。なお、浦ノ内地区における移動手段の確保につきましては、昨年度から浦ノ内地区地域自主組織との意見交換も行っておりまして、引き続き住民の皆さんの御意見や御要望もお伺いをしながら、検討も進めさせていただきたいと考えております。

○議長（土居信一君） 松田さん。

〔6番 松田健君登壇〕

○6番（松田健君） 大正時代からずっと運航しているこの巡航船です。時代も変化をしてきました。課長がおっしゃるお遍路さん、国内外の旅行者、巡航船じゃないといかんことは全くないんですよ、遊漁船も浦ノ内湾には釣り筏へ乗せる遊漁船の方々が7事業者もいますし。観光目的

の巡航船事業だったんですか須崎市が運航しているのは、課長いかがですか。

○議長（土居信一君） 企画情報課長。

〔企画情報課長 堅田典寿君登壇〕

○企画情報課長（堅田典寿君） お答えいたします。

現状、地元の方利用少ない状況となっておりますが、観光利用での交通というか、公共交通を利用される方もおられる状況となっておりますので、その形で事業は続けさせていただきたいと考えています。

○議長（土居信一君） 松田さん。

〔6番 松田健君登壇〕

○6番（松田健君） お遍路さん国内外の方も多くきゆう、ほんの数回じゃないですか、国外の方々のために一般財源から838万円も支出することが、我々、我々というより私、一議員として本当にいい使い方と思えません。地元からは乗合タクシー、あるいはタクシーチケットへの支援、そういったことに中山間で生活しゆ苦しい、不便な地域で住みゆう、でもふるさとであるが故にこの風光明媚な浦ノ内住みゆう方々への支援を行政にお願いをしたいという声で、巡航船が、そら風光明媚なところを巡航船走りゆのを見て僕らも素敵だなとは思いますが。ただ、空で2,677万円も支出をして、本当に市が運営する必要があるのか、観光目的でそれがいいのかを課長に聞いています。

○議長（土居信一君） 企画情報課長。

〔企画情報課長 堅田典寿君登壇〕

○企画情報課長（堅田典寿君） お答えいたします。

確かに地元の方の利用は少ないということはあるんですけど、あわせて本市の観光というのも一つの魅力として巡航船事業を引き続き継続させていただきたいと考えています。

○議長（土居信一君） 松田さん。

〔6番 松田健君登壇〕

○6番（松田健君） 課長、巡航船ということにこだわらなくても、観光客であれば予約があって利用するのであれば遊漁船でもできるし、いろんな対策っていうのはできるので、地元の北岸に対してもそうです。スクールバスを乗り合いで乗れるよって言われても、みんな利用しづらいとおっしゃられる中で、やはりその自分たちで、例えば塩間にしたって、灰方にしたって、グループで乗り合いだったら、自分らあで連絡を取り合ったコミュニティバスでも使えるので、そういった支出の方法を模索してくれんかよということですよ。観光者は観光者で予約をして、先輩の吉野マリーナらあも船も持ってます。やったらクルーザーで浦ノ内湾は回ったほうがいいですよ。エンジン音やかましい、トイレもついてない巡航船で、本当の観光目的でやっていて、満足度がいいかどうかって言ったら、山中湖で走っている面白いような遊覧船とは違うわけですよ。じゃあやるんだったら、そういった船に変えて運航していったほうが、浦ノ内湾の交通の便として面白い利活用も考えられるので、そういったことを考えませんかということなんです。巡航船2隻にこだわって、昭和の時代からずうっとエンジン音やかましい。外のデッキへも出れん。気候のいい時にはみんなデッキへ行って風にも当たりたい訳ですよ遊覧船なら。でも今課長が答弁いた

だく限り、観光・お遍路さんであったりとか、海外の旅行者をわざわざ巡航船に乗せるのであれば、それなりの対応があつてしかりじゃないですか。この赤字をずっと赤字のまま何十年やるんですか。この巡航船って赤字のまま、まだ何年も継続するんですか。それを再々質問でお聞きします。

○議長（土居信一君） 企画情報課長。

〔企画情報課長 堅田典寿君登壇〕

○企画情報課長（堅田典寿君） お答えいたします。

住民の方の移動手段というのは、議員からも御質問ありましたが、現状、地域自主組織との意見交換なんかも進めておりますので、そちらとまた別途、住民の皆さんの御要望とかもお伺いさせていただきながら、検討させていただきたいと考えております。巡航船事業につきましては、確かに観光に特化したとは言いますけど、今の船でも結構人気があつたりもしますので、現状のところは今の船で続けさせていただきたいと考えております。

○議長（土居信一君） 松田さん。

〔6番 松田健君登壇〕

○6番（松田健君） せっかくエアコンもやっとなんて導入をした巡航船です。ただ巡航船ってトイレも中にはないし、今乗られて、多分職員さんの中でも皆さん乗られたことある方は多いと思いますけれど、エンジン音って会話が聞こえんぐらい中へグオーって聞こえてるわけですよ。ましてや風光明媚な秋だったら紅葉もしかり、春だったら桜も咲いて、デッキに出て本来なら楽しく遊覧1時間ぐらいの航路を楽しめるような巡航船を実現するために、赤字でもこの一般財源からやはり出ゆうことにに関して、やはりもう少し検討する余地が大いにあるのではないかなと。このままの巡航船であれば、運用していくのであれば、一議員として住民の方々の意見を、地域自主組織も踏まえてですけれども、運航の在り方、あるいは赤字のまま巡航船をいつまでやるのかということを含めて、地元の方としっかりと僕も意見を集めたいと思います。

ただ市として、市長がもう今日はいらっしゃらない中で答えを求めることではないんですけれども、巡航船って、やはり地元の交通の便として活用してきた巡航船ですので、観光目的であれば観光目的用の遊漁船ないし、安全面の確保できる船に活用を見出すべきではないかなというふうに思います。今日は課長の思いはわかりました。継続させてほしいというのはわかりませんが、黒字だったらもちろんです。いろんな存続事業、あるいは継続してほしい事業、いろんな須崎市の中には事業もあるんですが、中に廃止してもいいよという事業、なかなか市民から声が出るやつないですよ。それは150億円、200億円の一般財源を組んでいく中で、削れるところは削っていただきたいと思います。そんな思いでこの質問をさせていただきました。

これで私の一般質問を終わります。

○議長（土居信一君） 順次質問を許します。4番杉山愛子さん。

〔4番 杉山愛子君登壇〕

○4番（杉山愛子君） 日本共産党の杉山愛子です。通告1番に予定しておりました市長の政治姿勢については、市長の欠席により取り下げをするということで取り下げさせていただきます。実は市長の政治姿勢を問う質問というのは、1期目の議員にとってはちょっとハードルも高いもの

がありまして、実は初めてでございました。今回の通告には、平和行政について、また小学校統合について、そして介護問題について、どの項目も今市民の中に広がる大変大きな不安を、市長としてどのように認識しているのか、手を当てていくのかということをお聞きするものでした。

特に平和行政についてですけれども、過去の痛苦の歴史から学んで、過ちを二度と繰り返さないと誓った我が国が、政府によって再び軍事国家へと歩みを進めているのではないかという、市民の中にある強い不安に、須崎市は平和都市宣言自治体でもあります。そして平和首長会議に加盟している都市でもあるこの須崎市の市長として、市民に希望を与えるメッセージを発してもらいたいという思いで予定をしておりました。

今、政府は国際安全保障上、防衛力強化が必要であるということで、防衛力強化を進めているわけですけれども、武力による抑止はエスカレートをして行き、そして破綻することは歴史が証明をしています。真の安全保障は核兵器の廃絶によってのみもたらされると信じ、核兵器廃絶のために連携しようと核兵器禁止条約を批准署名した国々は、加盟資格のある197か国中99か国となり、世界の多数派となっております。唯一の被爆国である日本が、日本の須崎市も1自治体として核兵器廃絶への歩みを進めていきたいと願っております。

市長にはどうかお元気で帰ってきていただきまして、執行部、職員の皆さんとともに、本市の平和行政にさらに力を尽くしていただきたいと回復をお祈り申し上げまして、質問に移りたいと思います。

保育行政についてお聞きいたします。核家族、フルタイムの共働き世帯の増加で、子育てを社会で支えるための保育所のニーズは拡大をしています。本市においても、令和6年度から土曜日の保育を集合保育の形で半日から1日の実施へ、また、今年度からは一時預かりの対象がこれまでは1歳からだったのですが、0歳6ヶ月からに引き下げられるなどのサービスの拡充は大変評価されます。一方で、昨年度は0歳や1歳児の保育利用申請において保育士の確保ができず、保育保留となった事案があったと聞きました。

昨年度、保育保留の件数と、それに対しての受け止めをお伺いいたします。あわせて、本市保育士への採用の応募者が少ないことや、定年前の退職などの要因についてはどのように分析をされているのか、今後保育サービスの充実を図る上で、保育士確保のためにどのような施策を講じていくのか、教育長にお伺いいたします。

○議長（土居信一君） 教育長。

〔教育長 押田貴久君登壇〕

○教育長（押田貴久君） お答えいたします。

昨年度の保育保留につきましては、9名の方が保留となっておりますが、全件保護者の希望により特定の園への入所を希望されているもので、保育士の確保が理由ではなく、定員オーバー等による理由によるものであります。毎年10月に保育所入所一斉募集を行い、入所児童数を把握し、保育士の配置を実施しております。定員オーバーする園を単独で希望される場合や、一斉募集後にごく小規模の園を単独で希望される場合には、入所保留となる事例が見られます。

一方で、今後も保育サービスの充実を図っていくためには、保育士の安定的な確保が重要であると認識しております。採用応募者が少ない要因につきましては、保育士養成校の学生数の減少

や保育士資格を有しながら他業種へ就職する方の増加等、本市のみの課題ではなく、近隣自治体や県内でも多くの自治体が直面する課題であります。今後も移住促進や人材確保の政策担当課と連携し、人材の確保に努めてまいります。

また、定年前退職については民間保育所の運営に関することになりますので、一律に分析することは難しいものの、ライフステージの変化や生き方の多様化などが背景にあるものと考えております。これまでも須崎市保育協会と連携しながら、養成校への学校訪問や就職フェアへの出展、ケーブルテレビやSNSなどを通した広報により人材確保を努めてきました。

また、保育の質の向上を目的とした市独自の現場研修によるスキルアップ支援による就職後のフォローアップや働きやすい職場環境の整備を進めております。今後はこうした取り組みを積極的に発信し、本市の保育現場が魅力ある職場であることを広くPRすることで、新規採用者の増加や保育士の定着につなげ、必要な保育体制の確保に努めてまいります。

○議長（土居信一君） 杉山さん。

〔4番 杉山愛子君登壇〕

○5番（杉山愛子君） いくつか再質問をさせていただきたいと思います。保育保留の受け止めについては、特定の保育園への希望によるものが全てでしょうか。9名の方全て小規模の保育園ですと保留となるケースがあるということでした。

そこで、その特定の保育園の希望というのは、大いに保育を利用するにあたって利用のしやすさ、家庭環境によって、それは大いにくみ取るべき問題ではないかというふうに思います。小規模の園ですと保留となるケースがあるということでしたけれども、やはりそこで保育士の配置がギリギリの配置であったということではないかというふうに思いました。

令和6年度に、長年の国民の運動によって76年ぶりに3歳児、4・5歳児の保育士配置基準が改善をいたしました。そして1歳児は、手厚い配置への加算措置が導入をされたということで、この改善があっても、なお4・5歳児は保育士1人に園児数が25名です。1歳児は保育士1名に5名。1歳児といいますと、走れる子もいれば、まだハイハイの子もいる。言葉による意思疎通は少し難しい年齢でもありまして、また本市は津波の浸水が予想される地域に園舎がある保育園もございまして、そういうこともありますので、保育士や保護者を中心とする全国的な、子どもたちにもう一人保育士を！全国実行委員会というところが、その名前のとおり、もう一人保育士をとということで、保育士の配置基準のさらなる引き下げを求めています。その背景には、先ほど申し上げましたような、災害時に本当に子どもを安全に避難できるのかという不安であったり、一人ひとりの子どもにもっと寄り添う保育がしたいという思い、そして勤務時間中にいろいろな制作物ができずに持ち帰り仕事は当たり前といったような状況がございまして、そうした中で、今の国の基準が非常にそれでは十分ではないという実態がございまして、大きな運動も起きておりますので、その国の基準以上の配置をする、しておくということで、余裕を持った配置ということですね。それをしておくということで、保育保留につながらない、そういうこともできるのではないかと考えているんですけれども、今の保育保留が出てしまった受け止めについては、余裕を持った配置ということを今後検討しないのかということをお聞きしたいと思います、いかがでしょうか。

○議長（土居信一君） 教育長。

〔教育長 押田貴久君登壇〕

○教育長（押田貴久君） お答えいたします。

先ほども答弁いたしましたように、今回の保育保留につきましては、定員配置の問題ではないということは、担当課からも御説明いただいたところかとまずは思います。

今回、特定の園というのはおひさま保育園ということにまずはなるわけですが、0歳児については面積要件の上限として12名が受け入れ可能ということになっておりますので、それによって対応ができなかったということにまずはなりますので。その代わり、おひさま保育園と同様の満6ヶ月からの場合、須崎保育園であれば入所が可能ということになりまして、そちらを御案内するようにしているということでございます。

ですので、まずは保育士の定員要件ではないということの御理解、それと面積要件によって今回、保育保留が生じてしまった。ただ市全体としては須崎保育園での受け入れが可能で、そちらに御案内をしているということになります。もちろん居住地によって、なかなか希望する園と違うところというのは難しいところはあるかと思いますが、そういった面積要件というものがありますので、そのところの上限についてはこちらのほうでなかなか対応は難しいところかというふうには思っているところでございます。

○議長（土居信一君） 杉山さん。

〔4番 杉山愛子君登壇〕

○4番（杉山愛子君） 承知いたしました。面積要件ということについて、私は不勉強でございました。しかし、小規模の園の保留については、やはり上の子が在籍しているというようなこともあったりしますので、兄弟で違う園に預けるというのは非常に負担も重くなることでございます。保育士のさらなる配置基準引き下げに向かってでもですね、配置を手厚くしていくということを検討していただきたいと思います。

そして、今後の確保策についてですけれども、本市のみの課題ではないというような御答弁がございました。しかし、土曜保育、須崎市は保育士の数が少ないということで、1園での実施がされておりますけれども、お隣の土佐市では、ほぼ全ての園で土曜日の保育が実施をされておまして、保育士が充足をしているのではないかというふうに見受けられます。また、香美市は、保育士が休憩をするときに、労働から完全に離れることができるように、その休憩対応のパートの人員を配置しているというようなこともされておまして、保育士をするなら香美市でいたいというようなお声も聞くというお話も伺いました。本市のこの保育士確保の厳しさ、本当に須崎市保育協会が力を尽くしてくださっていることに感謝を申し上げますけれども、本市独自の課題があるのではないかと、そういったところを須崎市保育協会通して、保育士へのヒアリングなど、今後取り組んでいただけたらというふうに思います。

次の質問に移ります。平日の保育は8時半から16時までの保育短時間、そして7時半から18時半までの保育標準時間の2つの区分認定により保育を利用することができます。一方で土曜保育はおひさま保育園1園での実施ということで、利用時間は実際の勤務時間に即した時間となっております。シフト表の提出などで勤務時間の確認をし、利用時間の認定を行っております。

そのため、11時に登園をする園児、14時半に降園をする園児といったように、登降園の時間が園児ごとに異なっておりまゐります。実際の勤務時間に即した時間であるために、夜勤明けに午前中のお迎えを求められたり、勤務が正午に終わる保護者の場合、園児のお昼寝の時間中にお迎えとなるなど、保護者と園の認識のずれから混乱の声をこれまでお聞きしてまいりました。こういう認定の仕方は他自治体ではあまり見られないということも聞きました。確認いたしましたところ、本市と同様の認定の仕方をしている自治体もありましたけれども、シフト表の提出といったような厳格なところまではされていないということでもございました。

平日と同様の2区分での認定にいたしますと、子どもの保育園での1日のリズムもつきやすく、保護者と保育所の利用の調整にかかる負担ですとか、登降園の時間の管理面の負担軽減にもつながるのではないかと考えております。保護者にとっては、残業になった時に焦るといったお声や、毎月同居家族の全員のシフト表の提出は負担であるといった利用のしづらさ、こういった声も解消できるのではないかとこのように思っております。

保育給付制度における保育の必要性及び保育必要量の認定については、月曜日から土曜日までの保育が対象となっておりまして、認定を受ければ利用にあたりその理由は問われなかつこども家庭庁に確認をいたしました。先の議会で、平日と同様の利用時間の認定をと求めた際には、前教育長から土曜日は児童の安全確保と保育士配置基準を満たすことを最優先としているとの答弁がございました。現在の土曜保育の利用時間の認定の仕方というのは、保育士が充足するまでの一時的な運用という理解で良いか確認をさせていただきたいと思ひます。今後、保育士の充足を図って、本来の給付の形を目指しているという理解で良いか、教育長に確認をいたします。

○議長（土居信一君） 教育長。

〔教育長 押田貴久君登壇〕

○教育長（押田貴久君） お答えいたします。

教育・保育給付は曜日により変更されることはありませんが、土曜の保育につきましては、児童の安全確保と保育士配置基準の遵守を最優先に運営しております。その上で、不規則勤務等を含む多様な勤務形態があることも踏まえ、個別の事情については各園において相談を受けながら対応しております。現在の運用は、平日の運営や利用実態を踏まえたものであり、当面継続する考えであります。利用申請の簡素化や個別事案の受け入れ等も適宜運用も見直しております。今後も子どもの育ちを最優先に、安定した保育の提供に努めてまいります。

○議長（土居信一君） 杉山さん。

〔4番 杉山愛子君登壇〕

○4番（杉山愛子君） 私の理解がちょっと認識がずれていたということで、一時的ではない土曜保育に関わるその利用の時間というのは、今後もあの保護者の勤務、実際の勤務時間に即した時間で認定を行っていくということによろしいですかね。

○議長（土居信一君） 暫時の間休憩します。

午前11時40分 休憩

午前１１時４１分 再開

○議長（土居信一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。教育長。

〔教育長 押田貴久君登壇〕

○教育長（押田貴久君） 土曜保育の運用については、現在のスタイルを継続していくという形に当面なろうかというふうに思っております。一方で、利用の実態に応じて、各園で柔軟に対応していただいているところもあるかと思しますので、そこについては各園の対応に委ねるという形になろうかと思っております。

○議長（土居信一君） 杉山さん。

〔４番 杉山愛子君登壇〕

○４番（杉山愛子君） 理解をいたしました。そういうことでございますけれども、私、やっぱり平日と同様の２区分の認定ということが子どもにとっても、また保護者にとっても、そして園の負担の面においても、２区分での認定のほうがいいというふうに思っております。毎月、そのシフト表を確認して認定をしていくといったような事務の煩雑さもあると思いますし、保護者は毎月家族全員分のシフトの提出を求められておりまして、そういった御負担の声も聞いているところです。利用のしやすさを追求していくということもぜひ考えていただきたいと思います。そして平日の利用との公平性という観点からも、今後検討していただきたいと思います。働く曜日で保育の利用のしやすさに差があるのが今の現状ではないかというふうに思っております。

それでは、保育の行政についての最後の質問です。現状の運用がしばらく続くということではありましたが、そうであったとしても、やはり必要性が明らかな保育は認められるべきだと考えております。昨年１２月議会でも前教育長から各園において保育の必要性に応じた対応を行っているとの答弁がございました。夜勤勤務の方の夜勤入りの日、夜勤明けの日の保育の必要性については再協議が必要だと考えております。入りの日、明けの日というのは勤務日でございまして、休日ではありません。夜勤勤務については厚生労働省もその有害性を認識しており、日本医療労働組合連合会は、夜勤は安全と健康に対する有害業務であり、保護と規制が必要であるとして、休日とは別に夜勤のための勤務免除を保障するよう求めていらっしゃいます。勤務明けの場合、自動車を運転するときの事故リスクは飲酒者と同様であるなどの研究結果も出ておりまして、小さな子どもの命に責任を持てる状態と言えるのでしょうか。１６時間夜勤といった長時間の夜勤形態もございまして、夜勤者の睡眠時間の確保は、生命維持、健康保持のために不可欠だということも重視するべきだと思います。

また、夜勤は医療や介護といったケアを担う職種も多く、命を預かる現場で働いておられます。安全リスクが高い勤務です。勤務前の仮眠については、労働上必要な時間と言えるのでしょうか。夜勤者の勤務日の保育利用時間については、夜勤勤務のこうした特殊性を加味して、実際の勤務時間か否かではなく、保育必要量の認定に即した時間を勤務に準ずる時間として、須崎市が保育の必要性を明確に認定するべきではないでしょうか。見解をお伺いいたします。

○議長（土居信一君） 教育長。

〔教育長 押田貴久君登壇〕

○教育長（押田貴久君） お答えいたします。

令和7年12月議会でもお答えしましたとおり、現在も家庭の状況を踏まえながら運用しております。市といたしましても、夜勤勤務に伴う休息や仮眠の必要性については理解していますが、保育の利用については、現在も各家庭の状況を踏まえながら、園が必要性に応じて調整しております。

夜勤入り、夜勤明けの保育受け入れは要望があり、必要性を確認した上で受け入れを行っており、一律に就労時間のみで判断するのではなく、保護者と十分に協議し、個別の事情に応じた対応となっております。引き続き保育園と連携しながら、児童の安全の確保と家庭支援の両立に努めてまいります。

○議長（土居信一君） 杉山さん。

〔4番 杉山愛子君登壇〕

○4番（杉山愛子君） その個別の対応をしているということですので、ちょっとこの議論をするにあたって、その前提が異なっておりますので、私としては園と保護者の間で認識のずれが生じておりまして、保護者が困っている状態であるというふうに受け止めておりますので、個別に対応できているのかというところをもう少し丁寧に検証をしなくてはならないのかなというふうにも思うところではございますが、この夜勤勤務の方の安全と健康については、この保育に関わる、保育の問題にとどまらず、いろんな問題に波及をすることではないかというふうにも思うところではあります。

この医療、介護の職種も人手不足が深刻でございます。ここに人員がいない場合、ケアが担えず、市民の安心、暮らしの安心が守れない、社会保障が破綻するといったようなことにもなります。離職を防止する意味でも、この夜勤勤務にあたってくださいの方の健康と安全を守る視点から、保育についても今一度検討するべきではないかと思います。この人手の確保ですとか、今、須崎市が女性活躍を掲げて移住政策に力を入れております。また、日本一の健康長寿のまちを目指すということも須崎市言っておりますので、本市の政策にも矛盾しないのではないかというふうに思っております。

この保育の夜勤者の入りの日、明けの日の保育について、その個別に対応しているとおっしゃられたので、これ以上言うことが難しいのですが、保護者と話をする中で、この園との協議、何度も何度も事情を話されたりもされております、実際に。そして園としてはその度に御対応してくださっているんだというふうにも思います。その都度都度の対応を保育園のほうにお願いをするのか。保護者は、やっぱりその相談の度にストレスもあるのではないかというふうに思います。子育て支援の環境整備っていうのは、制度の整備だけにとどまらず、気持ちの面で安心してその制度が利用できるということも大変重要になってくると思います。この夜勤者の勤務に準ずる時間の認定については、今一度検討をしていただきたいと思います。教育長、16時間勤務されてワンオペ、帰ってワンオペ、小さな子どもを育児するとして、教育長ならどうでしょうか。ちょっと感想をお願いいたします。

とても大変だというふうに私は思うのですが、これを須崎市が勤務に準ずる時間として認定をしなくていいということでしたら、本当にそれがそれでいいのかというところをもう一度お尋ね

したいんですけども。16時間働いて帰って、小さな子ども、16時間働いていますから、もう寝ますよね。そしたらこの子どもの命はどう保障するのでしょうか。可能ですか、というところを。

○議長（土居信一君） 暫時の間休憩します。

午前11時50分 休憩

午前11時51分 再開

○議長（土居信一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。杉山さん。

○4番（杉山愛子君） 子どもの安全にとっても、そしてまた夜勤勤務に当たるその現場の利用者の介護施設ですとか、病院での患者さんの安全という面においても、夜勤と睡眠を十分に取れずに勤務に当たる場合、飲酒者と同様の事故リスクもデータが出ている。そういうような状態で、夜勤者の勤務前の仮眠の時間の確保、夜勤後の睡眠の確保、生命維持のための睡眠の確保、これは市として明確に保育の利用にあたって認定をするべきではないか、もう一度お願いいたします。

○議長（土居信一君） 暫時の間休憩します。

午前11時52分 休憩

午前11時52分 再開

○議長（土居信一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。教育長。

〔教育長 押田貴久君登壇〕

○教育長（押田貴久君） お答えいたします。

先ほどもお答えした通りでございまして、夜勤入り、夜勤明けの保育受け入れは要望があり、必要性を確認した上での受け入れを行っております。一定の就労時間のみで判断するのではなく、保護者と十分に協議し、個別の事情に応じた対応となっておりますかと思っておりますので、引き続きそのような形の対応をさせていただければと思います。

○議長（土居信一君） 杉山さん。

〔4番 杉山愛子君登壇〕

○4番（杉山愛子君） 次の質問に移りたいと思います。保育園が対応しているということですね。市としては、わかりました。

では、教育行政の質問に移ります。教員不足が深刻で、教育に穴が開いたと言われております。我が子の通学する学校でも、産休・病休の先生の代替教員は来ないことのほうが多いです。担任が一年に何度も変わる。残った教員の中で代理を務める先生を子どもたちが心配している、そのような状況があります。長時間過密労働の環境下では、子どもたちに豊かな教育環境を保障できないと、現場の先生たちから持ちコマ数の削減や教員の定数改善が強く求められています。トイレに行く時間もない、空きコマがなくて、翌日の授業準備は毎日残業。そういった先生たちの休憩時間についてお尋ねをいたします。

各学校において、教員の休憩時間は1日のどの時間に設定をされているか、その時間に職員会議等の業務は入っていないか。また、こうした休憩時間の現状を正確に把握するために、夏休みを利用し、あなたは法定の45分の休憩をどの程度取れていますか。というアンケートを先生方に実施できないでしょうか。教育長にお聞きいたします。

○議長（土居信一君） 教育長。

〔教育長 押田貴久君登壇〕

○教育長（押田貴久君） お答えいたします。

本市における教員の休憩時間の設定状況につきましては、多くの学校において、児童生徒の昼休みの時間帯と下校後から退勤時間までの間の夕方の時間帯に分けて設定、あるいはそのいずれかの時間帯に配置しているのが現状でございます。

議員御指摘の職員会議などの業務が入っていないかという点につきまして、教育委員会として会議等は休憩時間外に設定するように周知しているところでございますが、教員の職務の特性上、児童生徒の突発的なトラブルへの対応や保護者からの連絡などにより、設定された休憩時間中であつても業務を行わざるを得ない場合がございます。また、アンケートの実施につきましては、国が実施している教員勤務実態調査もあり、市独自で実施することはありません。

○議長（土居信一君） 杉山さん。

〔4番 杉山愛子君登壇〕

○4番（杉山愛子君） アンケートは実施する予定はないということでございました。昨年6月定例会においても前教育長に同様の質問をさせていただきました。答弁については、国が調査をした結果として小学校教員で5分程度、中学校教員で7分程度の休憩ということが示されまして、本市も似たような傾向があるのではないかとという答弁でございました。この似たような傾向であつたとした場合、労働基準法では今の教員の労働時間においては45分の休憩が必要とされておりまして、この法律に違反をしている状態だということになりますけれども、そういう教育長はこの状態、労働基準法違反という認識はありますでしょうか。

○議長（土居信一君） 教育長。

〔教育長 押田貴久君登壇〕

○教育長（押田貴久君） お答えいたします。

休憩時間の設定については的確になされているところでありますが、実態として取れていないというような状況は確かにあるかと思います。それはやはり教員の職務の特徴というところもでございます。その中で働き方改革ということで、それぞれの学校で在校等勤務時間の削減等を含めて改革を行っている最中でございますので、そうした中での改善をさらに進めてまいりたいかというふうに思っております。

○議長（土居信一君） 杉山さん。

〔4番 杉山愛子君登壇〕

○4番（杉山愛子君） 働き方改革等を進めていくという答弁でございましたけれども、本当にこの今の学習指導要領における標準授業時数1,015時間、1週間に29コマになりますね。水曜日、週1日5コマ、あとは6コマで特別活動は含まれない。こうしたカリキュラムの中で教員

定数が現状である。この中で本当にその４５分の休憩が確保できるのか、働き方改革によって４５分休憩保証できるのかというところを前進させるためにも、定数の改善などを国が進めるべきだと思うんですけども、そのためには、その正確な実態の把握をとということを自治体において捉えて、それを根拠として要望をしていくということもすごく大事ではないかと思います。

５月２１日の参議院文教科学委員会において、文部科学省の初等中等教育局長が休憩時間が取れていない行政上の責任は、服務監督権者である教育委員会及び校長の責任であるというふうに答弁をされています。御存知かと思いますが、これ、教育委員会がこの責任において４５分の休憩が取れていない、この現状を是正できるのかというところが問われていると思っております。非常に困難であるというふうに、県内では嶺北の４町、土佐町ですとか本山町の教育長たちが、それはもう教育委員会では不可能だというようなことも、県でしたでしょうかね、そういったことも働きかけをされていると伺っております。教育長もこうした教育現場の状況、国として改善をするべきというふうに思っていて、このアンケートの実施について、本市の先生たちの現状を把握するという意味で、アンケートたった一問ですので、先生方の負担にもならないと思いますので、アンケートを取っていただけないでしょうか。もう一度お願いいたします。

○議長（土居信一君） まだ質問中ではありますが、この際、昼食のため午後１時まで休憩いたします。

午後０時 １分 休憩

午後１時 再開

○議長（土居信一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

答弁を求めます。教育長。

〔教育長 押田貴久君登壇〕

○教育長（押田貴久君） お答えいたします。

アンケートの実施につきましては、先ほどもお答えしたように、国が実施している教員勤務実態調査もありますので、市独自で実施することは考えておりません。

○議長（土居信一君） 杉山さん。

〔４番 杉山愛子君登壇〕

○４番（杉山愛子君） 市としては実態調査はしないというお答えでした。でも先ほど教育長もお答えになられたように、実際には休憩時間４５分取ることは難しい状況ではないかというような御認識は答弁があったと思います。そうした場合に、その取れていないという現状は、今のこの教育の構造上の問題だという御認識か、それとも責任者として、この課題を教育改革において是正をしていけるというお考えなのか、聞かせていただいてもよろしいでしょうか。

○議長（土居信一君） 教育長。

〔教育長 押田貴久君登壇〕

○教育長（押田貴久君） お答えいたします。

今御指摘の両面をお持ちがあらうかと思うしますので、市で取り組めるものについては、暫時改

革を進めていきたいかと思ひます。

○議長（土居信一君） 杉山さん。

〔4番 杉山愛子君登壇〕

○4番（杉山愛子君） では、次の質問に移りたいと思ひます。憲法26条において、義務教育はこれを無償とすると規定されております。しかし、実際には多くの教材が家庭負担となつております。我が子の教材費の請求の内訳なんですけれども、各教科のテストですとかドリル、そして夏休み、冬休みのワークブック、遠足のバス代などに至るまで、このほかにも制服であつたり、体操服であつたり、ハーモニカですとか、彫刻刀、絵の具セット、アサガオセット、書道セット、裁縫セット、いろいろとございまして、非常に家庭の負担は大きいものでございまして。

教育の一環である給食が無償化されたことは大変大きな前進だと思ひますが、私はこの給食の無償化についても、家庭の負担軽減という側面ではなくて、給食は教育の一環ですので、食育の教材として、教材費であるから無償となったというふうを考えるべきだと考えておりまして、教育の機会均等の観点からも、この教育の無償化さらに進めるべきだと思ひますが、教育長の御見解をお伺ひいたします。

また、通告が1問でこの後も続きますので続けさせていただきますが、先ほども紹介しました各家庭において徴収される教材費などは、令和8年度のある学校の小学校1年生においては1万2,250円、小学校5年生において1万5,160円となっております。こうした教材費などを公費で補助をする自治体が近年増えてきております。先日は高知新聞において、奈半利町が辞書やワークブックなどの副教材費、小中学校、一家庭1万2,000円を予算措置していることが掲載されておりました。四万十町では小学生1万円、中学生1万5,000円、いの町では小学生1,500円、中学生は3,500円といったふうに、副教材費において補助を措置しております。また、ほかの自治体でもテストは公費で負担しているなどという自治体。また鍵盤ハーモニカは学校備品として備えておりました。吹くところ、ノズルだけを家庭は購入している。そういった、これは香美市ですけれども、そういう自治体もございまして。給食無償化もこうした取り組みを、無償化を進める自治体が広がってきたことで、国も動いたというふうに思ひますので、この教育の無償化を進めるために、本市も教育費などの無償化または補助について実施していくお考えはないでしょうか、お伺ひいたします。

○議長（土居信一君） 教育長。

〔教育長 押田貴久君登壇〕

○教育長（押田貴久君） お答えいたします。

教育の無償化につきましては、御承知のとおり、憲法において義務教育はこれを無償とすると規定しております。実際のところ、最高裁判所の判例において、授業料不徴収という形で限定されているということも御承知の通りかと思ひます。特別法という形で教科書が無償化されたわけでありまして、今回の給食というところもそれに近い状況かというふうに思ひます。段階的にそのような形で無償化されるということは、財政状況等の勘案もあろうかと思ひますけれども、可能な限りそういった形で国が取り組んでいただけるということは、とてもありがたいこととございまして、引き続き国にそういった措置を、お願いできればというふうに考えておるところで

ございます。

一方で他自治体において、教材費等の公費負担の事例については承知しているところでありますが、多額の継続的な財政負担を伴うことから現時点において、教材費等の無償化というところの措置については計画はございません。今後、国の動向や他自治体の取り組みを参考に必要な支援の在り方について検討していきたいかと思います。

○議長（土居信一君） 杉山さん。

〔４番 杉山愛子君登壇〕

○４番（杉山愛子君） その授業料のみ不徴収という見解については、文部科学省においてもそのような、国会などでも答弁があっていると承知をしております。しかし、一方では１９５１年ですけれども、随分昔のことで恐縮ですが、義務教育の無償については、教科書、教材費、給食、交通費に至るまで無償としていきたいという当時の文部省の見解も示されておりますので、無償化は引き続き進めていくべきであろうというふうに思います。そこは教育長も同じお考えであるんじゃないかと、今の答弁を聞いて思いました。

その補助については継続的に費用がかかるということで、現在そういった計画はないということでございましたけれども、令和７年６月の文部科学省の通知を紹介いたします。教育長当然御存知だと思いますが紹介をいたします。「学校における補助教材及び学用品等にかかる保護者等の負担軽減について」という通知でございまして、学校における補助教材の購入については、保護者等の経済的負担が過重なものとならないよう留意いただいているところです。この度、現下の物価高により影響を受ける家計の負担軽減が一層重要となっていることも踏まえ、各教育委員会等における検討に資するよう、保護者等の経済的負担を軽減させるために教育委員会等が工夫をしている事例を下記のとおり整理いたしましたので、周知をします。ということで、これらも参考としながら、引き続き地域の実情に応じて積極的に取り組みを御検討いただきますようお願いいたします。という通知でございます。紹介をされています教材の学校備品化についてですが、毎年購入していた教材、算数セット、彫刻刀、裁縫セットなどを学校備品として整備することで、保護者の負担軽減を図った事例があります、ということでございます。また、こうした教材のうち、学校に備えるべき品目や数量の目安は教材整備指針として示されておまして、それらを自治体が整備できるよう地方財政措置も講じられているということでございますので、この通知にもあるように積極的に御検討いただきますようお願いをしたいんですけれども、特に備品化についてはアサガオセットですとか、家庭では不要であったりするものも多くあるかと思ひまして、そういったものがゴミになってしまうというようなことも、環境の側面からも大変残念でございまして、備品化ぜひ検討をしていただきたいと思います。できるところからでいいと思います。新たに市として購入をしなくても、もしかしたら不要になった御家庭からの寄付を市が受付をして、これを使いたい方はどうぞというような提供の仕方、小規模校からなんかだと始めやすいのではないかと思いますので、また御検討をお願い申し上げまして、次の質問に移ります。

部活動についてです。部活動は学校教育の一環です。スポーツ、芸術、文化等の幅広い活動機会を得られるとともに、集団での活動を通じた人間形成の機会でもあるとされております。地域の習い事ではなく、学校部活動であることの意義は、全ての生徒に開かれた学びの場であるとい

うことだと認識をしております。政府は部活動の地域移行を進めておりますが、地域移行後の部活動への参加が子どもの権利として開かれたものでなければならないと思います。移動の負担であったり、費用の負担が生徒にかからないような工夫が必要ではないかと思います。部活動の意義と参加をする権利について、教育長の御見解をお伺いいたします。

○議長（土居信一君） 教育長。

〔教育長 押田貴久君登壇〕

○教育長（押田貴久君） お答えいたします。

部活動の意義としましては、文部科学省・スポーツ庁のガイドラインに3つの点が挙げられております。1つ目は、生涯にわたる資質・能力の育成、2つ目として心身の成長、3つ目として豊かな人間性の涵養、いわゆる非認知能力の育成であります。また、学級や学年を超えた居場所づくりという側面もあります。学級や学年の集団、あるいは委員会活動や家庭とも異なる児童生徒にとっての第三の居場所としての役割を果たすものというふうに考えております。本市としましても、部活動の機会を損なわず、地域へ展開していくかを課題として、国の部活動の地域展開に関わる補助金や放課後共創基金を活用して、地域展開された活動の参加費や子どもたちの移動手段へ支援等が充てられればと考えております。

○議長（土居信一君） 杉山さん。

〔4番 杉山愛子君登壇〕

○4番（杉山愛子君） 部活動に参加することにおいて、登録料ですとか大会参加費、遠征費、備品購入費など多額の負担を要します。物価高騰で各大会の参加料も上がっております。遠征時のバスの運行については、車両は市が無料で貸与してくださっている、そういう支援があるということを知っておりますが、人件費、運転手等の人件費がここ数年で2倍になっているというふうにもお聞きしました。市の部活動支援金というものはあるんですけれども、これが焼け石に水のごとくでございまして、部費の値上げを余儀なくされた部活動も出てきております。部費の徴収と生徒会費などからの補助を主な財源として活動している部が多いと思いますが、人口減少で生徒数も減っておりまして、部員の数も年度により大きく増減をいたします。部費の収入は非常に不安定でもありますことで、部員の少ない年は大会などへの参加に保護者の協力が必須になる。保護者便とかっていうふうにも言うんですけれども、保護者が車を出す、出さなければならなくなる、そういうケースもあるとお聞きをしています。そういったことでは、協力できる家庭とできない家庭で、部活参加に差が生まれてしまうと思います。移動だけではなくて必要な用具も十分に購入できていない部もあると聞きました。子どもの部活動参加の権利を保障するためにも、部活動遠征費補助金の増額について御見解を伺います。

○議長（土居信一君） 教育長。

〔教育長 押田貴久君登壇〕

○教育長（押田貴久君） 先ほど部活動の意義についてお答えしておりますが、もう一方で部活動は法令上の義務として実施されるものでないことから、学校の判断により実施しないことも可能であり、また、すべての生徒が一律に加入しなければならないものでなく、生徒の自主的、自発的な参加により行われるものとされているわけでございます。そうした中で本市では須崎市立中

学校部活動遠征費補助金により、須崎市立中学校の生徒の部活動におけるスポーツ競技会等をはじめとした大会遠征にかかる費用の一部の負担及び部活動を行うために必要な経費の一部を補助しているところでありまして、生徒の交流体験の充実と保護者の負担軽減を図っております。

議員御指摘のとおり、近年の物価高騰の影響により、大会参加費や遠征に要する経費が増加している状況にあり、部活動を取り巻く環境は厳しさを増しているものと認識しておりますが、現時点では増額を検討しておりません。しかしながら、生徒が家庭の経済状況に左右されることなく部活に参加できる環境づくりは重要と考えておりますので、今後、部活動を取り巻く実情や他自治体の支援状況等を注視しながら、必要な支援の在り方について研究してまいります。

○議長（土居信一君） 杉山さん。

〔4番 杉山愛子君登壇〕

○4番（杉山愛子君） ぜひ研究をしていただきたいと思います。市内の部活動への聞き取りなんかも行っていただけると良いのではないかなと思います。本当に生徒数減っておりまして、部員の数が多い学年と少ない学年で部費徴収にもすごく大きな差が生じまして、少ない部員の学年は戦々恐々としたものでありまして、そういったことではもう部活やめたらみたいな話にもなるかと思います。もちろん自発的な参加ではありますけれども、参加をしたい生徒が参加ができるような取り組みっていうところで、部活動の意義、教育長にもお聞きをしたところでした。

この部活動遠征費補助金については、今資料を忘れましたので、定かではないんですが、平成28年でしたでしょうかね。創設から見直しがされていないのではないかと思います。当時の部活動の数と生徒数、この支援金というのは一つの部活につき1万円プラス生徒一人当たり1,000円ですので、随分予算も下がってきているのではないかなというふうに思いますので、また御検討ください。

最後の質問です。今の続きで家庭の経済状況に部活への参加が左右されることがないように、就学援助制度のさらなる拡充を求めたいと思います。援助の内容にクラブ活動費や生徒会費、PTA会費を含めている自治体はありますが、本市は含まれておりません。部費の引き上げなどで部活動参加をためらう家庭が出ないよう、クラブ活動費、生徒会費、PTA会費についてもこの就学援助制度に盛り込み、教育の機会均等を図るべきではないでしょうか。御答弁をお願いいたします。

○議長（土居信一君） 教育長。

〔教育長 押田貴久君登壇〕

○教育長（押田貴久君） 答えいたします。

就学援助制度は、義務教育の円滑な実施に資することを目的としており、学校生活を送る上で必要不可欠な費用の一部を援助する制度です。議員御案内のクラブ活動費や生徒会費、PTA会費につきましては、クラブ活動は生徒の自主的な意思に基づく任意の活動であり、また、生徒会費、PTA会費につきましても、就学に直接必要な経費とは言えず、現時点では就学援助制度の対象としておりません。

このため、本市といたしましては、これらの費用を就学援助制度の対象に加えることは検討しておらず、現時点において制度の拡充は予定しておりません。なお、今後につきましては、国や

他自治体の動向を注視しながら、制度の適切な運用に努めてまいります。

○議長（土居信一君） 杉山さん。

〔４番 杉山愛子君登壇〕

○４番（杉山愛子君） 今回、質問が教育長に大変重なりまして、御答弁ありがとうございました。最後の質問についても、今期議会議員の皆さんの質問を聞いてまして、人口減少対策というのも非常に本市が力を入れてやっていく中で、いろんな課題が質問でも挙げられました。この就学援助制度の中のクラブ活動費は入れている自治体が県内にも多くございますので、そういったところもやっぱり見ているんですね、家庭の中でいろんな制度の違いというのも見られておりますので、また前に向かって検討をしていただきたいとお願い申し上げまして、質問を終わります。

○議長（土居信一君） 順次質問を許します。３番宮田志野さん。

〔３番 宮田志野君登壇〕

○３番（宮田志野君） 日本共産党の宮田志野です。通告に従いまして順次質問いたしますが、市長に御答弁求めてた部分は割愛となります。

一番最初の質問ですが、高齢者おでかけ応援事業についてです。この高齢者おでかけ応援事業、タクシー、バスに使えるチケットが７０歳以上の方に配布されるもので、本当にこの制度ができて喜んでくださっている方もおられます。ほかの自治体の方にこの制度ができましたっていうことを言うと、うわぁ須崎市すごいねってすごい喜ばれました。ほかの議会でもこの須崎市のチケットのことを取り上げてくださった議員もおられます。

ところが、このタクシー、バス以外に使えないので、以前からも言ってますけど、ガソリン代に使えないか。それとか最近ですね、言われました。お出かけ応援ならお出かけした、行った先で使うようにしてもらいたい、お店で使いたい、美容院へ行く時に美容院代に使いたい、お出かけ時に買い物に行きたい、その時にも使いたいというように、メニューを増やしてくださいということ言われました。更なる拡充というか、もう一歩進めていただきたいと思います、長寿介護課長にお伺いいたします。

○議長（土居信一君） 長寿介護課長。

〔長寿介護課長 大崎弘美君登壇〕

○長寿介護課長（大崎弘美君） お答えします。

本事業は、免許返納、体力的な面などから自力での外出、移動が難しく、閉じこもりがちになっていく傾向対策として実施しております。ガソリンや飲食、美容院、買い物での利用できる金券は本来の目的とは異なりますので、追加することは考えておりません。この事業の目的が介護予防を図ることであり、自宅で生活している高齢者の方に広く交付し、対象者本人が外に出るきっかけづくりにしていただこうと実施しておりますので、御理解をよろしくお願いいたします。

○議長（土居信一君） 宮田さん。

〔３番 宮田志野君登壇〕

○３番（宮田志野君） 趣旨はそういうことですが、その出かける理由づくりっていうのは、やっぱりどこか食べに行くとか、いろんなことに出かけるための理由を作って、行くっていうことも、私はその介護予防につながると思っているところです。市民の方々もやっぱりそういうふ

うに思われている方が多いのではないのでしょうか。まあ趣旨が違うということでしたが、でも私は拡充していつてもらいたいと思ひましてお願い申し上げます。

それとですね、自分で申請に行かないといけませんので、もう一回申請したら翌年度からは送られてくるようにプッシュ型の制度にすること、また、先ほどの質問とも重なりますけども、すさがすきさ地域振興券での配布にしたら、また使い勝手がいいものになるのではないかと。これは提案ですが、どうでしょうか、お伺いいたします。

○議長（土居信一君） 長寿介護課長。

〔長寿介護課長 大崎弘美君登壇〕

○長寿介護課長（大崎弘美君） お答えします。

対象者全員へのチケットの送付については、このチケットが金券であること及び滞納等にかかる要件確認の必要があることから、窓口にて直接交付しておりますので御理解をお願いいたします。申請においていただくのも、外出を兼ねた介護予防と捉えております。市役所以外の申請場所につきましては、7月に各公民館での申請受付、チケット交付の巡回を行いますので、御利用いただければと思います。

なお、申請に來れない方については、代理申請もできるようになっております。そのようなことから、対象者全員に申請なしで送付することは考えておりません。また、同様の理由により、すさがすきさ地域振興券での検討についても考えておりません。

○議長（土居信一君） 宮田さん。

〔3番 宮田志野君登壇〕

○3番（宮田志野君） 考えておられないという非常に残念なお答えでございましたが、今年、すさがすきさ地域振興券1万3,000円が一人ひとりに市民の方に配られました今年度になって。今までなかなかそういったものをもらえなかった方がもらえたということで、ものすごく喜ばれておられました。本当に嬉しいということのお声を聞きました。私はそういったすさがすきさ地域振興券、しんじょう君の絵の入った地域振興券を、70歳以上の方にお出かけ応援ということで、乗り物だけでなく、いろんなものに使えるようにすることが、私は本当にお出かけの応援になると考えるところです。私も今年還暦を迎えました。もう目の前に高齢者への仲間入りが来ておりますので、私、自分のためでは決してないですけども、老後を豊かにすることの一つとして、やっぱ須崎市すごいよねって言われる、そんな希望のお出かけ応援事業だと思いますので、また庁内の中でも検討していただきたいと思いますので、お願いをして次の質問に移ります。

高齢者の補聴器の購入費助成事業です。本市での昨年度の高齢者補聴器購入費助成事業の実績についてお伺いいたします。また、利用者を増やすために住民税非課税世帯を外す、40デシベル以下も対象とするなど、要件緩和に努めるべきだと考えますが、長寿介護課長に御所見をお伺いいたします。

○議長（土居信一君） 長寿介護課長。

〔長寿介護課長 大崎弘美君登壇〕

○長寿介護課長（大崎弘美君） お答えします。

まず、高齢者補聴器購入費助成事業の昨年度の実績についてでございます。申請件数が4件、交付決定件数が4件、助成総額は17万3,000円となっております。聴力低下に悩む高齢者の方々の社会参加の促進に一定の役割を果たしているものと認識しております。

次に、利用者を増やすための要件緩和についてでございます。本事業は、加齢に伴う聴力低下により日常生活に支障を来している高齢者の社会参加を促進し、孤立化の防止や認知症予防に資することを目的として実施しております。そのため、現在は経済的負担の軽減が特に必要とされている住民税非課税世帯を対象とし、また、専門医の診断により社会生活に支障が生じるとされる中等度難聴、原則40デシベル以上を基準として設けております。

議員御提案の所得要件の撤廃や40デシベル未満の軽度難聴者への対象拡大につきましては、より多くの高齢者の皆様の社会参加や生活の質の向上につながるという点において、有意義な視点であると認識しております。しかしながら、直ちに見直しを行うことは難しい状況でございます。現時点におきましては、まず現在の制度の周知に努め、真に支援を必要としている方々へ確実に助成を届けることを優先してまいりたいと考えております。その上で、要件の緩和につきましては、国や高知県の動向、他自治体における制度の実施状況、そして本市の財政状況などを総合的に注視しながら、今後の検討課題とさせていただきたいと考えております。

○議長（土居信一君） 宮田さん。

〔3番 宮田志野君登壇〕

○3番（宮田志野君） 市内の女性の方で、10年ほど前から補聴器をつけておられる方が、今年市内で開催された補聴器の説明会に参加されました。その時に須崎市は助成制度が始まりましたよと説明を受けたということでした。その方、今までに大体100万円ほど補聴器にかかったということで、この助成制度ができて本当によかったと大変喜んでおられましたが、よく聞いてみますと、なんと非課税世帯ではありません。住民税課税世帯でございましたので、補助の対象になりませんよって言ったら本当にがっかりされました。

この高知県内で取り組んでます16自治体のうち、申請要件として非課税世帯としているところが9箇所あります。条件なしとしているところが7つあります。条件をなしとしている自治体の中土佐町では、昨年の申請利用者は15人、佐川町は12人、いの町は28人が申請、利用されてます。須崎市は4件という大変少ない数字だったというふうに私は思うところですが、この条件緩和を行うことが利用者の拡大につながるにはお考えにならないでしょうか、お伺いいたします。

○議長（土居信一君） 長寿介護課長。

〔長寿介護課長 大崎弘美君登壇〕

○長寿介護課長（大崎弘美君） 議員おっしゃるとおり、条件緩和をするとたくさんの方が申請できるとは思われますが、現在の時点においては、まず、制度の周知に努めてまいりたいと思っておりますので、今のところ条件緩和についてはもう少し様子を見ていきたいと思っております。

○議長（土居信一君） 宮田さん。

〔3番 宮田志野君登壇〕

○3番（宮田志野君） 今年度、もし申請数が一桁台とか、本当に少ない数であれば、やっぱり要

件緩和をしていくべきだと思います。それから、申請要件のその聴力レベルが40デシベル以上70デシベル未満ということで設定されている自治体が多いですが、佐川町やいの町では40デシベル以下でも医師が望めば対象となっています。

また、仁淀川町は25デシベル以上を対象としています。この聴力検査で正常範囲は25デシベル未満であり、25から40デシベルは軽度の難聴ということで、多くの自治体が40デシベル以上ということで設定されたと思うんですけども、この条件を緩和するということの中の一つ、この40デシベル以下でも聞こえにくい方には、やはり医師が必要だと認められる方には出すと、助成するという、そういった要件を緩和していってもらうこともお願いいたします。

耳の聞こえの問題って本当に大変な問題と、本人にとってもそうですし、周りの人にとってもそうだと思います。意思疎通が図られにくくなったら、いろんなトラブルにも発展したり、また出かけることが本当に億劫になったり、大変なことになってます。補聴器が私は保険の対象となるべきではないかと個人的には思うところですが。だんだんにこの補聴器の助成制度も広まってきましたので、県や国の補助、先ほど課長も言われましたけども、県や国にも補助制度創設をぜひ要望していってもらえるようお願いしておきます。

次の質問に移ります。医療保険についてです。7月31日で資格確認書の期限が切れるということで心配されている方の声をお聞きしました。国民健康保険や後期高齢者医療保険の資格確認書の期限が7月31日と書かれています。8月1日以降、それぞれの資格確認書はどうなるのでしょうか。また、市としての対応や周知はどのように行うのでしょうか。市民課長にお伺いいたします。

○議長（土居信一君） 市民課長。

〔市民課長 市川ゆかり君登壇〕

○市民課長（市川ゆかり君） お答えいたします。

現在、国民健康保険資格確認書を御利用されている方には、8月1日以降お使いいただける資格確認書を、普段からマイナ保険証を御利用の70歳以上の方には資格情報のお知らせを7月中に送付いたします。

また、後期高齢者医療保険を御利用されている85歳以上の方や84歳以下の方で、マイナ保険証を普段から御利用されていない方には、8月1日以降お使いいただける資格確認書を7月中に送付いたします。また、84歳以下の方でマイナ保険証を普段から御利用されている方には、資格情報のお知らせを送付いたします。

周知についてでございますが、後期高齢者医療保険につきましては、広報すさき令和8年5月号の中で「資格確認書の更新について」という記事で掲載いたしました。来月発行の広報7月号にも、後期高齢者医療保険、国民健康保険それぞれの資格確認書、資格情報のお知らせの交付についての記事を掲載予定ですので、広報発行後に記事内容を御確認くださいようよろしくお願いいたします。

○議長（土居信一君） 宮田さん。

〔3番 宮田志野君登壇〕

○3番（宮田志野君） 広報でもまたお知らせしてくださるということでした。無保険にならない

ようになるということでひとつ安心したところですけども、このマイナ保険証が普及させるために、この期限が7月31日までですってというような、なんかあの宣伝がされてたように思いました。でも、今までのプッシュ型で送ってくれるということで、一つの安心感はあるかと思いますが、様々な期限切れの期間とかが変わってきます。今までの健康保険証でしたらそうした心配がなかったのに、マイナンバーカードが導入されてから何か不便になったのではないかと思うところですが、この質問はここまでにしておきます。

最後の質問に移ります。農業についてです。6月の補正予算にこうち強くしなやかな水田農業づくり支援事業が計上されています。その内容について、農林水産課長にお伺いいたします。

○議長（土居信一君） 農林水産課長。

〔農林水産課長 嶋崎貴寿君登壇〕

○農林水産課長（嶋崎貴寿君） お答えします。

この事業は高知県の補助事業でございまして、持続可能な水田農業の確立に向けた取り組みへの支援を目的とし、具体的には、農作業の受託面積の拡大を要件とする作業受託型、自作規模を一定以上拡大することを要件とする自作型、そして酒造事業者との結びつきがあり、酒米の安定生産を要件とする酒米生産など、いくつかの支援メニューがございまして。そして、今回の6月補正につきましては、酒米生産に係る乾燥機の整備に要する経費を支援するものであり、総事業費235万8,000円のうち、県が3分の1、市が3分の1、合わせて3分の2を補助しようとするものでございます。

○議長（土居信一君） 宮田さん。

〔3番 宮田志野君登壇〕

○3番（宮田志野君） この農業について、乾燥機についての補助金が出たことは非常に私は良かったなというふうにお聞きしております。なかなか、この補助を求めた場合でも、要件がなかなか難しいというふうにお聞きしております。規模が大きくないといけないとか、新たな取り組みをしないといけないとか、ほぼ須崎市の農業者は小規模な農業者が多い中で、なかなかこの補助事業に該当するところはないかとは思いますが、今回こうやって一つ、市も参加して補助事業ができたことは、私は喜ばしいことだと思っております。

最後の質問です。この2026年、国の当初予算で農林水産費は2兆円でした。ところが、防衛予算は9兆円に膨らんでいます。私は武器より農機を、戦闘機よりトラクターを、そういうふうな思いであります。この米作り支えられている方は、自分の体が壊れるまで、機械が壊れるまでは作ると言われています。そうした方にも、農業を持続可能とするためにも、市として農業機材の購入補助制度や修理費用の支給制度を作ること、前の議会でも求めてきましたが、現在の取り組みの状況についてお伺いいたします。

○議長（土居信一君） 農林水産課長。

〔農林水産課長 嶋崎貴寿君登壇〕

○農林水産課長（嶋崎貴寿君） お答えします。

農業機械につきましては、個人への補助ではなく、レンタルで検討する旨をこれまでの一般質問の中で御答弁申し上げたところでございます。そして、JA土佐くろしおと須崎市、中土佐町、

津野町、高知県須崎農業振興センターなどを構成メンバーとするＪＡ土佐くろしお水田維持管理対策研究会でも研究テーマの一つとして取り上げたところでございますが、トラクターや田植え機、稲刈り機、コンバインといった農業機械を不特定の方に貸し出しすると、不具合や故障が頻繁に起きてしまい、機械のメンテナンス、保守管理が非常に難しいことから、レンタル制度の検討につきましては断念いたしております。

そこで改めて機械購入への補助制度や修理費用の支給制度を課内で検討もしてきたところですが、水稻に関しましては、議員御案内のとおり、本市では作付面積の小さい、小規模な農家が非常に多く、そういった方々への１台当たり数百万円もするような農業機械の補助を行うことは、費用対効果が非常に薄く、補助は難しいというふうに判断したところでございます。

しかしながら、自分の農地だけではなく、例えばＪＡ土佐くろしお村営みのりのように、農作業を受託し、作付面積を大幅に拡大するなど、積極的に地域貢献に取り組まれているのであれば、それは個人の農家であっても補助が必要ではないかというふうなことを考えておりまして、その時にタイムリーといいますか、この度、高知県が新たにこうち強くしなやかな水田農業づくり支援事業というものを創設しまして、この令和８年度から事業を開始した次第でございます。

この事業はこれまでの補助事業とは異なり、集落営農組織といった団体やグループだけでなく、個人農家についても補助の対象としております。農作業の受託面積を拡大することや、自作の場合でも、一定以上の作付面積の拡大、そのほかにもいろいろな要件がございますが、耕作放棄地を未然に防ぎ、水田が維持されていくための有効な制度であると認識いたしておりますので、農林水産課といたしましては、まずこの制度の活用を推進していくことが最善策であるというふうに考えております。

○議長（土居信一君） 宮田さん。

〔３番 宮田志野君登壇〕

○３番（宮田志野君） その制度を活用して補助が受けれる農家があれば、事業所があれば、私は望ましいと思うところです。ただ、この本当に水田を守っている方々、小規模な農家が多いというふうに思っております。例えば、その小規模な農家が５、６人が集まって、その１台のコンバインを買う、それに対しての補助をすとか、そういった形だったら私は可能だと思うんですね。そういうところが機械が壊れた時に、そのメンテナンス代もいくらか出すとか、そうやってなんとかこの田んぼを守っていく。主食である米、地産地消で須崎産のものを私は食べたいと思っています。須崎の米作り守っていく、農家を守っていくというところで、また制度もいろいろ検討していただきたいと思います。これをお願いいたしまして以上で私の一般質問を終わります。

○議長（土居信一君） 以上で一般質問を終結いたします。

日程第２ 市議案第４４号

○議長（土居信一君） 日程第２、市議案第４４号を議題といたします。

○議長（土居信一君） これより質疑に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居信一君） 質疑なしと認めます。

△委員会付託

○議長（土居信一君） ただいま議題となっております市議案第４４号は、総務文教委員会に付託いたします。

日程第３ 市議案第４５号

○議長（土居信一君） 日程第３、市議案第４５号を議題といたします。

○議長（土居信一君） これより質疑に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居信一君） 質疑なしと認めます。

△委員会付託

○議長（土居信一君） ただいま議題となっております市議案第４５号は、産業厚生委員会に付託いたします。

日程第４ 市議案第４６号

○議長（土居信一君） 日程第４、市議案第４６号を議題といたします。

○議長（土居信一君） これより質疑に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居信一君） 質疑なしと認めます。

△委員会付託

○議長（土居信一君） ただいま議題となっております市議案第４６号は、総務文教委員会に付託いたします。

日程第５ 市議案第４７号

○議長（土居信一君） 日程第５、市議案第４７号を議題といたします。

○議長（土居信一君） これより質疑に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居信一君） 質疑なしと認めます。

△委員会付託

○議長（土居信一君） ただいま議題となっております市議案第４７号は、産業厚生委員会に付託いたします。

日程第6 市議案第48号

○議長（土居信一君） 日程第6、市議案第48号を議題といたします。

○議長（土居信一君） これより質疑に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居信一君） 質疑なしと認めます。

△委員会付託

○議長（土居信一君） ただいま議題となっております市議案第48号は、総務文教委員会に付託いたします。

日程第7 市議案第49号

○議長（土居信一君） 日程第7、市議案第49号を議題といたします。

○議長（土居信一君） これより質疑に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居信一君） 質疑なしと認めます。

△委員会付託

○議長（土居信一君） ただいま議題となっております市議案第49号は、総務文教委員会に付託いたします。

日程第8 市議案第50号

○議長（土居信一君） 日程第8、市議案第50号を議題といたします。

○議長（土居信一君） これより質疑に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居信一君） 質疑なしと認めます。

△委員会付託

○議長（土居信一君） ただいま議題となっております市議案第50号は、それぞれの委員会に分割して付託いたします。

日程第9 市議案第51号

○議長（土居信一君） 日程第9、市議案第51号を議題といたします。

○議長（土居信一君） これより質疑に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居信一君） 質疑なしと認めます。

△委員会付託

○議長（土居信一君） ただいま議題となっております市議案第51号は、総務文教委員会に付託

いたします。

日程第 10 市議案第 52 号

○議長（土居信一君） 日程第 10、市議案第 52 号を議題といたします。

○議長（土居信一君） これより質疑に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居信一君） 質疑なしと認めます。

△委員会付託

○議長（土居信一君） ただいま議題となっております市議案第 52 号は、産業厚生委員会に付託いたします。

日程第 11 市議案第 53 号

○議長（土居信一君） 日程第 11、市議案第 53 号を議題といたします。

○議長（土居信一君） これより質疑に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居信一君） 質疑なしと認めます。

△委員会付託

○議長（土居信一君） ただいま議題となっております市議案第 53 号は、産業厚生委員会に付託いたします。

日程第 12 市議案第 54 号

○議長（土居信一君） 日程第 12、市議案第 54 号を議題といたします。

○議長（土居信一君） これより質疑に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居信一君） 質疑なしと認めます。

△委員会付託

○議長（土居信一君） ただいま議題となっております市議案第 54 号は、それぞれの委員会に分割して付託いたします。

日程第 13 市議案第 55 号

○議長（土居信一君） 日程第 13、市議案第 55 号を議題といたします。

○議長（土居信一君） これより質疑に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居信一君） 質疑なしと認めます。

△委員会付託

○議長（土居信一君） ただいま議題となっております市議案第５５号は、産業厚生委員会に付託いたします。

日程第１４ 市議案第５６号

○議長（土居信一君） 日程第１４、市議案第５６号を議題といたします。

○議長（土居信一君） これより質疑に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居信一君） 質疑なしと認めます。

△委員会付託

○議長（土居信一君） ただいま議題となっております市議案第５６号は、産業厚生委員会に付託いたします。

日程第１５ 市議案第５７号

○議長（土居信一君） 日程第１５、市議案第５７号を議題といたします。

○議長（土居信一君） これより質疑に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居信一君） 質疑なしと認めます。

△委員会付託

○議長（土居信一君） ただいま議題となっております市議案第５７号は、産業厚生委員会に付託いたします。

日程第１６ 市議案第５９号

○議長（土居信一君） 日程第１６、市議案第５９号を議題といたします。

○議長（土居信一君） これより質疑に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居信一君） 質疑なしと認めます。

△委員会付託

○議長（土居信一君） ただいま議題となっております市議案第５９号は、総務文教委員会に付託いたします。

日程第１７ 市議案第６０号

○議長（土居信一君） 日程第１７、市議案第６０号を議題といたします。

○議長（土居信一君） これより質疑に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居信一君） 質疑なしと認めます。

△委員会付託

○議長（土居信一君） ただいま議題となっております市議案第６０号は、総務文教委員会に付託いたします。

日程第１８ 市議案第６１号

○議長（土居信一君） 日程第１８、市議案第６１号を議題といたします。

○議長（土居信一君） これより質疑に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居信一君） 質疑なしと認めます。

△委員会付託

○議長（土居信一君） ただいま議題となっております市議案第６１号は、総務文教委員会に付託いたします。

日程第１９ 市議案第６２号

○議長（土居信一君） 日程第１９、市議案第６２号を議題といたします。

○議長（土居信一君） これより質疑に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居信一君） 質疑なしと認めます。

△委員会付託

○議長（土居信一君） ただいま議題となっております市議案第６２号は、産業厚生委員会に付託します。

日程第２０ 市議案第６３号

○議長（土居信一君） 日程第２０、市議案第６３号固定資産評価員の選任についてを議題といたします。

○議長（土居信一君） お諮りいたします。

本案は先例に従い、質疑及び委員会への付託、討論を省略いたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居信一君） 御異議なしと認めます。よって、質疑及び委員会への付託、討論を省略す

ることに決しました。

△市議案第63号採決

○議長（土居信一君） これより市議案第63号を採決いたします。

本案は、原案に同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居信一君） 御異議なしと認めます。よって、市議案第63号は、原案に同意することに決しました。

日程第21 市議案第64号

○議長（土居信一君） 日程第21、市議案第64号教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

○議長（土居信一君） お諮りいたします。

本案は先例に従い、質疑及び委員会への付託、討論を省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居信一君） 御異議なしと認めます。よって、質疑及び委員会への付託、討論を省略することに決しました。

△市議案第64号採決

○議長（土居信一君） これより市議案第64号を採決いたします。

本案は、原案に同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居信一君） 御異議なしと認めます。よって、市議案第64号は、原案に同意することに決しました。

日程第22 陳情の付託

○議長（土居信一君） 日程第22、陳情の付託を行います。

今回受理いたしました陳情第28号につきましては、お手元にお配りいたしております文書表記載のとおり、総務文教委員会に付託いたします。

各常任委員会は、さきに付託いたしました議案とともに御審査の上、来る6月24日の本会議に御報告できますようお願いをいたします。

○議長（土居信一君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。明日19日から6月23日までは委員会審査等のため休会し、6月24日に会議を開きたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居信一君） 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

6月24日の議事日程は、議案並びに陳情の審議であります。開議時刻は午前10時。

本日は、これにて散会いたします。

午後1時58分 散会

令和 8 年第 4 9 5 回須崎市議会 6 月定例会
陳 情 文 書 表

陳情 番号	受 理 年月日	件 名	提 出 者 住 所・氏 名	付 託 委員会
28	(令和) 8.6.1	ホルムズ海峡封鎖の影響から 事業者を守るための意見書採 択のお願い	須崎市大間本町 11-20 須崎民主商工会 会長 高橋 旦	総務文教 委員会

第495回須崎市議会6月定例会会議録

議事日程

令和8年6月24日（水曜日）午前10時開議

- 第 1. 市議案第44号 専決処分の承認について
市議案第45号 専決処分の承認について
市議案第46号 須崎市立スケートパークの設置及び管理に関する条例の制定について
市議案第47号 須崎市印鑑条例の一部を改正する条例について
市議案第48号 須崎市立吾桑交流会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
市議案第49号 須崎市長等の給料及びその他の給与並びに旅費支給条例の一部を改正する条例について
市議案第50号 専決処分の承認について
市議案第51号 専決処分の承認について
市議案第52号 専決処分の承認について
市議案第53号 専決処分の承認について
市議案第54号 令和8年度須崎市一般会計補正予算（第1号）について
市議案第55号 令和8年度須崎市介護保険特別会計補正予算（第1号）について
市議案第56号 令和8年度須崎市水道事業会計補正予算（第1号）について
市議案第57号 高幡障害者支援施設組合規約の変更について
市議案第59号 財産の取得について
市議案第60号 財産の取得について
市議案第61号 指定管理者の指定について
市議案第62号 字の区域の変更について
陳 情第28号 ホルムズ海峡封鎖の影響から事業者を守るための意見書採択のお願い
- 第 2. 市議案第65号 工事請負契約の締結について
- 第 3. 議会議案第3号 皇室の伝統に基づく安定的皇位継承を確保するための法整備の早期実現を求める意見書の提出について
議会議案第4号 肥大化し過ぎた標準授業時数の削減を求める意見書の提出について
- 第 4. 閉会中の事務調査について

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第4まで

出席議員

1 番	西村 泰一君	2 番	大崎 宏明君
3 番	宮田 志野君	4 番	杉山 愛子君
5 番	吉野 寛招君	6 番	松田 健君
7 番	佐々木 學君	8 番	山本 啓介君
9 番	森田 收三君	10 番	海地 雅弘君
11 番	森光 一晴君	12 番	高橋 立一君
13 番	高橋 祐平君	14 番	土居 信一君

説明のため出席した者

市 長	楠瀬 耕作君	副 市 長	梅原健一郎君
会計管理者兼会計課長	濱崎 守央君	総 務 課 長	松浦 すが君
企画情報課長	堅田 典寿君	プロジェクト推進室長	岡田 進一君
元気創造課長	小川 智義君	文化スポーツ・観光課長	廣見 太志君
防災課長	楠瀬 晃君	税 務 課 長	高橋 正恭君
建設課長	中川 雄大君	農 林 水 産 課 長	嶋崎 貴寿君
住宅・建築課長	山岡 伸也君	環境未来課長	宮本 良二君
長寿介護課長	大崎 弘美君	健康推進課長	國廣 哲也君
市民課長	市川ゆかり君	福祉事務所長	森光 澄夫君
人権交流センター所長	松浦 永治君	上下水道課長	大野 明君
教 育 長	押田 貴久君	学 校 教 育 課 長	森光 和明君
生涯学習課長	福本 博一君	子ども・子育て支援課長兼 青少年育成センター所長	青木 裕子君
港湾政策推進監	壹反田正好君		

事務局職員出席者

局 長	久万 敏幸君	次 長	松本 佐和君
会計年度任用職員	福本 恵美君		

午前10時 開議

○議長（土居信一君） 皆さん、おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

議事進行の前に市長より申し出がありましたので、一言いただきます。市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） おはようございます。

開会前の貴重な時間を頂戴いたしまして、お詫びを申し上げたいと思います。先日、一般質問中に私の体調不良によりまして退席するということになりまして、一般質問途中に大幅な議会日程の変更ということになりました。大変責任を感じておりまして、議会の皆様に深くおわびを申し上げます。市民の皆様にもおわびを申し上げたいと思います。また、質問が途中でできなかった議員の皆様がいらっしゃいます。この議員の皆様にもおわびを申し上げたいと思います。

検査の結果、異常はないということでございましたので、２２日より復帰をしております。体調管理にはしっかり取り組んでまいりたいというふうに思っておりまして、今後とも皆様の御指導、御鞭撻を改めてお願い申し上げます。

この度は大変申し訳ございませんでした。

○議長（土居信一君） 御報告いたします。本日、市長より市長提出追加議案として市議案第６５号の提出があり、また議員より議会議案第３号、第４号の２議案の提出がありましたので、その写しを議席に配付いたしております。

須総発第１２６号

令和８年６月２４日

須崎市議会議長 土居 信一 様

須崎市長 楠瀬 耕作 印

議案送付について

令和８年６月１１日招集の須崎市議会定例会に提出する下記議案を送付しますので、付議してください。

記

市議案第６５号 工事請負契約の締結について

（議会議案第３号）

令和８年６月２４日

須崎市議会議長 土居 信一 様

提出者	須崎市議会議員	松田 健
賛成者	須崎市議会議員	吉野 寛招
〃	〃	西村 泰一
〃	〃	高橋 祐平

議案提出について

下記議案を別紙のとおり地方自治法第１１２条及び須崎市議会会議規則第１４条第２項の規定により提出します。

記

皇室の伝統に基づく安定的皇位継承を確保するための法整備の早期実現を
求める意見書の提出について

(議会議案第4号)

令和8年6月24日

須崎市議会議長 土居 信一 様

提出者 須崎市議会議員 宮田 志野

賛成者 須崎市議会議員 大崎 宏明

〃 〃 海地 雅弘

〃 〃 森田 収三

〃 〃 高橋 立一

〃 〃 杉山 愛子

議案提出について

下記議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び須崎市議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

記

肥大化し過ぎた標準授業時数の削減を求める意見書の提出について

日程第1 市議案第44号から第57号、第59号から第62号、陳情第28号

○議長（土居信一君） 日程第1、市議案第44号から第57号及び第59号から第62号までの18議案と、陳情第28号の1件を一括議題といたします。

△委員長報告

○議長（土居信一君） これより順次委員長の報告を求めます。総務文教委員会委員長・大崎宏明さん。

令和8年6月19日

須崎市議会議長 土居 信一 様

総務文教委員会委員長 大崎 宏明

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したから会議規則第110条の規定により報告します。

記

市議案第44号 専決処分の承認について

原案承認

市議案第46号 須崎市立スケートパークの設置及び管理に関する条例の制定について

原案可決

市議案第48号 須崎市立吾桑交流会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

原案可決

市議案第49号	須崎市長等の給料及びその他の給与並びに旅費支給条例の一部を改正する条例について	原案可決
市議案第50号	専決処分の承認について《分割》	原案承認
市議案第51号	専決処分の承認について	原案承認
市議案第54号	令和8年度須崎市一般会計補正予算（第1号）について《分割》	原案可決
市議案第59号	財産の取得について	原案可決
市議案第60号	財産の取得について	原案可決
市議案第61号	指定管理者の指定について	原案可決

〔総務文教委員会委員長 大崎宏明君登壇〕

○総務文教委員会委員長（大崎宏明君） おはようございます。

今議会、総務文教委員会に付託されました議件につきまして、審査の経過と結果の御報告をいたします。

まず、市議案第44号専決処分の承認についてにつきましては、慎重審査の結果、執行部からの説明を適切と認め、全会一致で原案のとおり承認すべきものと決しました。

次に、市議案第46号須崎市立スケートパークの設置及び管理に関する条例の制定についてにつきましては、執行部からの説明を受け、慎重に審査を進めました。質疑では、委員から危険が伴うスケートパークの児童生徒の利用について、学校との協議は行ったのかなどの質問があり、それぞれについて執行部からの説明を適切と認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、市議案第48号須崎市立吾桑交流会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてにつきましては、慎重審査の結果、執行部からの説明を適切と認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、市議案第49号須崎市長等の給料及びその他の給与並びに旅費支給条例の一部を改正する条例についてにつきましては、執行部からの説明を受け、慎重に審査を進めました。質疑では委員から条例施行日を4月に遡らなくてかまわないのかとの質問があり、執行部からの説明を適切と認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、市議案第50号専決処分の承認についてのうち、当委員会付託分につきましては、執行部からの説明を受け、慎重に審査を進めました。質疑では、委員から浦ノ内小学校屋内運動場地下水熱利用空調設備使用料の債務負担行為の期間を10年間としたのはなぜか、老朽住宅等除却事業費の更正減額理由は何か、図書館費の国庫補助金の減額理由は何かなどの質問があり、執行部からの説明を適切と認め、全会一致で原案のとおり承認すべきものと決しました。

次に、市議案第51号専決処分の承認についてにつきましては、慎重審査の結果、執行部からの説明を適切と認め、全会一致で原案のとおり承認すべきものと決しました。

次に、市議案第54号令和8年度須崎市一般会計補正予算（第1号）についてのうち、当委員会付託分につきましては、執行部からの説明を受け、慎重に審査を進めました。質疑では、委員か

ら地域力創造アドバイザーの業務内容、委託料の根拠について、川端スーパー隣地の駐車場整備費用について、スクールバス購入費についてなどの質問があり、執行部から説明がありました。スクールバス購入については、小学校統合について地元との合意形成をする前の予算計上のため反対するとの意見があり、挙手による採決を実施し、結果、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、市議案第59号財産の取得について、市議案第60号財産の取得についての2議案につきましては、慎重審査の結果、いずれも執行部からの説明を適切と認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、市議案第61号指定管理者の指定についてにつきまして、執行部からの説明を受け、慎重に審査を進めました。質疑では委員から指定管理者に法人化してもらい、責任の所在を明確にしておく必要があるのではないか。コンソーシアムにしたメリットとデメリットについてなどの質問があり、執行部からの説明を適切と認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、陳情の審査結果について御報告いたします。

陳情第28号ホルムズ海峡封鎖の影響から事業者を守るための意見書採択のお願いにつきましては、委員より事業者は資材が入ってこない、または資材高騰により大変な状況に陥っているため採択すべき。添付された緊急アンケートの結果も出揃っていないため継続すべき。給付金等、慎重に審議する案件が記載されているため継続すべきなど審査の意見が分かれました。まず、継続審査にするか否かを挙手により採決を行い、挙手多数により継続審査とすべきものと決しました。

以上で御報告を終わりますが、どうかよろしく御審議の上、適当な御決定をいただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（土居信一君） 産業厚生委員会委員長・吉野寛招さん。

令和8年6月22日

須崎市議会議長 土居 信一 様

産業厚生委員会委員長 吉野 寛招

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したから会議規則第110条の規定により報告します。

記

市議案第45号	専決処分の承認について	原案承認
市議案第47号	須崎市印鑑条例の一部を改正する条例について	原案可決
市議案第50号	専決処分の承認について《分割》	原案承認
市議案第52号	専決処分の承認について	原案承認
市議案第53号	専決処分の承認について	原案承認
市議案第54号	令和8年度須崎市一般会計補正予算（第1号）について《分割》	原案可決

市議案第 5 5 号	令和 8 年度須崎市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について	原案可決
市議案第 5 6 号	令和 8 年度須崎市水道事業会計補正予算（第 1 号）について	原案可決
市議案第 5 7 号	高幡障害者支援施設組合規約の変更について	原案可決
市議案第 6 2 号	字の区域の変更について	原案可決

〔産業厚生委員会委員長 吉野寛招君登壇〕

○産業厚生委員会委員長（吉野寛招君） おはようございます。

今議会、産業厚生委員会に付託されました議件につきまして、審査の経過と結果の御報告をいたします。

まず、市議案第 4 5 号専決処分の承認についてにつきまして、執行部からの説明を受け、慎重に審査を進めました。質疑では、委員から課税限度額の引き上げによって、高所得世帯で年間の負担がどのぐらいになるのか質問があり、執行部からいくらかの負担がかかってくる等の説明がありました。審査の中で委員から国民健康保険がずっと値上がりしており、これ以上の負担増をするべきではないと考えるので、この条例改正には反対するとの意見が出され、挙手による採決の結果、賛成多数により原案のとおり承認すべきものと決しました。

次に、市議案第 4 7 号須崎市印鑑条例の一部を改正する条例についてにつきまして、慎重審査の結果、執行部からの説明を適切と認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、市議案第 5 0 号専決処分の承認についてのうち、当委員会付託分につきまして、執行部から説明を受け、慎重に審査を進めました。質疑では、委員から脱炭素先行地域づくり事業費の事業の進捗状況について、水産業振興費の民事訴訟の対応について、水利施設整備事業の交付額縮小による事業内容について、安和漁港海岸高潮対策事業費について、事業進捗に問題はないか、モバイルクリニック推進事業費の内容変更について、乳児用おむつ購入助成事業費の助成額の増額や期間延長をする考えはないかなどの質問があり、執行部からの説明を適切と認め、全会一致で原案のとおり承認すべきものと決しました。

次に、市議案第 5 2 号専決処分の承認について、市議案第 5 3 号専決処分の承認についての以上 2 議案につきまして、慎重審査の結果、執行部からの説明を適切と認め、全会一致で原案のとおり承認すべきものと決しました。

次に、市議案第 5 4 号令和 8 年度須崎市一般会計補正予算（第 1 号）についてのうち、当委員会付託分につきまして、執行部から説明を受け、慎重に審査を進めました。質疑では、委員から共同利用施設導入支援事業費のししとう包装設備を導入することで、雇用されている方の仕事なくなる心配はないかとの質問があり、執行部から、J A 土佐くろしおからは、人手不足が続いていると聞いており、この機械を導入することで人員が余剰になることはなく、作業効率も上がるので導入するとの説明があり、執行部からの説明を適切と認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、市議案第 5 5 号令和 8 年度須崎市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について、市議案第 5 6 号令和 8 年度須崎市水道事業会計補正予算（第 1 号）について、市議案第 5 7 号高幡障害者支援施設組合規約の変更について、市議案第 6 2 号字の区域の変更についての以上 4 議案に

つきまして、慎重審査の結果、執行部からの説明を適切と認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で御報告を終わりますが、どうかよろしく御審議の上、適当な御決定をいただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（土居信一君） 以上で、議題となっております議案及び陳情に対する両委員長の報告は全て終わりました。

△委員長報告に対する質疑

○議長（土居信一君） これよりただいまの両委員長報告に対する質疑に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居信一君） 質疑なしと認めます。

△討 論

○議長（土居信一君） これより討論に入ります。杉山さん。

〔４番 杉山愛子君登壇〕

○４番（杉山愛子君） 日本共産党の杉山愛子です。

市議案第４５号専決処分の承認について及び市議案第５４号令和８年度須崎市一般会計補正予算（第１号）について、委員長報告は原案承認、可決でした。

私は会派を代表し、各委員長報告に反対の立場で討論を行います。

まず、市議案第４５号専決処分の承認については、須崎市国民健康保険税条例の改正であり、内容は保険料の課税限度額を引き上げ、市民に対し更なる経済的負担を強いるものです。国民健康保険は、被用者保険に比べて低所得者層や高齢者、自営業者が多く加入しており、ただでさえ構造的に税負担が重いという課題を抱えています。保険料負担は毎年のように重くなっており、今回の改正において課税限度額は実に１１３万円となります。こうした引き上げが行われれば、中間所得層の負担増や滞納者の増加、受診控えといった深刻な社会的リスクを招く恐れがあります。市が最優先で取り組むべきは、国保基金の繰り入れなどを行い、税負担そのものを軽減することだと考えます。物価高騰が市民の暮らしを直撃する今、これ以上の負担増を強いる条例改正には反対いたします。

次に、市議案第５４号令和８年度須崎市一般会計補正予算（第１号）についての反対の理由を述べます。補正予算に含まれる海のまちプロジェクト推進事業費の更正は、須崎市新町の旧川端スーパー跡地を大型観光バスの駐車場として整備する計画に伴うスーパー隣地の購入費４３６万２，０００円です。この土地を購入することで間口が広がり、駐車場としての利便性を高められるため購入するとの説明がありました。私たちの会派は、川端スーパーの鑑定費や購入費にも反対をした経過があります。スーパーの取り壊しにかかる費用など、多額を要する駐車場の整備が現実的に必要か、代替案の検討は十分であったかなど、説明が尽くされていないことなどを理由として挙げてきました。今定例会総務文教委員会では、スーパー取り壊しにかかる費用や舗装の費用について質問し、総額でおおよそ４，０００万円程度の費用が見込まれることが分かりました。海のまちプロジェクトは、人口減、高齢化、津波に対する不安などから寂れていく市街地に再び人の流れを作ろうという取り組みです。須崎の魚、穏やかな浜辺、住民の気さくな人柄など

は観光資源としてその価値が期待され、観光で須崎市を盛り上げるというプロジェクト自体を否定するものではありません。しかし、観光に力を入れるのであれば、計画が身の丈に合ったものかということの十分な検討や、何より住民の納得と協力があることを前提に進めるべきです。背伸びをした整備で消耗し、今後維持するエネルギーはあるでしょうか。海のまちプロジェクト第2期の取り組みにあたり、担当部署からは地域とともに市内全域が盛り上がるような2期目にしたいとの抱負や、地域住民とともに持続可能なまちづくりを目指していきたいといった方針も聞かれたため、私なりに市民の方々に受け止めて聞いてみました。分かったことは、多くの方がこのプロジェクトの今後の持続可能性を心配しているということ、そして観光バスの駐車場が必要なほどの観光資源は須崎市にはないという認識、そして自分たちはプロジェクトには関係していないと受け止めている方がいらっしゃるということでした。大変重く受け止めるべきお声だと思います。2期目の取り組みに進む前に、一度立ち止まり、目指すビジョンを市民と共有する時間が必要なのではないでしょうか。バスの駐車場整備より優先してやるべきことがあると考えます。もしツアーなどでバスの駐車場が求められた時には、スーパーを購入しなくても止められる場所を探すことは可能だと考え、反対いたします。

次に、スクールバスの購入費についてです。補正予算に組まれました3台のバスは、小学校統合に伴う児童の通学支援のためのバスで、安和小学校からの1台、新莊小学校からの1台と予備車1台ということでありました。文部科学省は、小中学校の適正規模・適正配置等に関する手引きの中で、統合の基本的な考え方として、一定の学校規模を確保することが重要としつつも、学校は各地域のコミュニティの核としての性格を有することが多く、まちづくりのあり方と密接不可分の性格も持っているとし、統合の具体的な検討は行政が一方的に進める性格のものではなく、保護者の声を重視しつつ、地域住民の十分な理解と協力を得るなど、地域とともにある学校づくりの視点を踏まえた丁寧な議論を行うことが望まれるとしています。委員会では、統合に関する安和地区住民の合意の確認について、担当課長は一定の理解は得ていると考えていると答弁しました。しかし、須崎市小中学校統合計画が策定をされた後の令和2年12月に、安和小学校の存続を求める要望書が市長、教育長及び市議会に提出されています。これらに添えられた署名1,183筆の中には、安和地区住民のおよそ9割に当たる604筆の署名が含まれていると聞いています。また、その後、安和小学校学校運営協議会から学校存続判断を願う意見書が教育委員会に提出をされています。こうした経過からは、安和地区住民は統合計画に合意をしていないと考えるのが当然です。計画を進めるに当たっては、事前の丁寧な説明や合意形成の協議の場が設けられるべきですが、そのような機会のないままにバスの購入費が計上されたことは、住民軽視を超え、住民無視の姿勢と言わざるを得ず、看過できません。補正予算に反対するとともに、早急に統合計画に関する住民説明会を開催することを求め、反対討論といたします。

議員の皆様にはどうか適当な御判断をお願い申し上げ、討論を終わります。

○議長（土居信一君） ほかに討論はありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居信一君） これにて討論を終結いたします。

△市議案第45号採決

○議長（土居信一君） これより採決に入ります。

まず、市議案第４５号専決処分の承認についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案承認であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（土居信一君） 起立多数であります。よって、市議案第４５号は、原案のとおり承認することに決しました。

△市議案第５４号採決

○議長（土居信一君） 次に、市議案第５４号令和８年度須崎市一般会計補正予算（第１号）についてを採決いたします。

本案に対する両委員長の報告は、原案可決であります。両委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（土居信一君） 起立多数であります。よって、市議案第５４号は、原案のとおり可決することに決しました。

△市議案第４４号、第４６号～第５３号、第５５号～第５７号、第５９号～第６２号採決

○議長（土居信一君） 次に、市議案第４４号、第４６号から第５３号並びに第５５号から第５７号及び第５９号から第６２号までの以上１６議案を一括して採決いたします。

これらの議案に対する両委員長の報告は、いずれも原案承認、可決であります。これらの議案を両委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居信一君） 御異議なしと認めます。よって、市議案第４４号、第４６号から第５３号並びに第５５号から第５７号及び第５９号から第６２号までの以上１６議案は、原案承認、可決することに決しました。

日程第２ 市議案第６５号

○議長（土居信一君） 日程第２、市長提出追加議案、市議案第６５号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

△議案説明

○議長（土居信一君） 議案の説明を求めます。建設課長。

〔建設課長 中川雄大君登壇〕

○建設課長（中川雄大君） おはようございます。

市議案第６５号工事請負契約の締結についてにつきまして、御説明を申し上げます。市長提出追加議案書１ページでございます。

本契約は、東川内第１市営住宅跡地の高台開発工事に係るもので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定に基づき議決をお願いするものでございます。

契約の名称は、令和８年度須建第８－２６－１号、新東川内団地（仮称）造成工事でございます。契約の金額は７億７，８８０万円、契約の相手方は青木・三本・鍋島建設特定建設工事共同企業体でございます。

以上よろしく申し上げます。

○議長（土居信一君） 以上で市議案第６５号の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居信一君） 質疑なしと認めます。

△委員会付託

○議長（土居信一君） お諮りいたします。ただいま議題となっております市議案第６５号は、委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居信一君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員会への付託を省略することに決しました。

△討 論

○議長（土居信一君） これより討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居信一君） 討論なしと認めます。

△市議案第６５号採決

○議長（土居信一君） これより市議案第６５号について採決いたします。

本案は、原案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居信一君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可決することに決しました。

日程第３ 議会議案第３号及び第４号

○議長（土居信一君） 日程第３、議会議案第３号及び第４号の２議案を一括議題といたします。

△議案説明

○議長（土居信一君） 提案理由の説明を求めます。松田さん。

〔６番 松田健君登壇〕

○６番（松田健君） 議会議案第３号について意見書案を朗読させていただき、提出理由とさせていただきます。

皇室の伝統に基づく安定的皇位継承を確保するための法整備の早期実現を求める意見書（案）。皇室は、わが国固有の歴史と伝統の象徴であり、国民統合の象徴として、国民の間に深く根差している。皇位が連綿として継承されてきたことは、わが国の国体の根幹であり、その安定的な継承を確保することは、国家の安寧と将来にとって極めて重要な課題である。

現在、皇位継承資格を有する皇族方は少数であり、次世代の皇位継承者は秋篠宮悠仁親王殿下

のみという現状に鑑みれば、安定的皇位継承の確保は一刻の猶予も許されない喫緊の国家的事案である。

政府においては、「天皇の退位等に関する皇室典範特例法案に対する附帯決議」に基づき、有識者会議による報告書が取りまとめられ、現在、国会においても各会派間での協議が進められている。皇位継承の在り方は国家の基本に関わる極めて重要な問題であり、わが国が古来より守り伝えてきた「男系継承」の重みを尊重した上での、真摯な議論が求められる。

皇族数の確保のための具体的方策としては、有識者会議の報告書において、「内親王・女王が婚姻後も皇族の身分を保持すること。ただし、その配偶者と子は皇族としない」こと、および「皇族には認められていない養子縁組を可能とし、皇統に属する男系の男子を皇族とする」ことの二案が示されており、これらはすでに多くの党・会派において共有可能な論点となっている。

よって、当議会は、国会および政府に対し、皇族数の減少という現実我真摯に向き合い、これらの方策を政争の具とすることなく、超党派による真摯かつ速やかな論議を促進し、今特別国会において皇室典範改正を実現することを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、以上朗読に替えて意見書の提出案とさせていただきます。

○議長（土居信一君） 宮田さん。

〔3番 宮田志野君登壇〕

○3番（宮田志野君） 日本共産党の宮田志野です。

議会議案第4号肥大化し過ぎた標準授業時数の削減を求める意見書（案）について朗読して提案させていただきます。

多様化の時代を迎え、子ども一人ひとりの主体的な学びや社会性を育む教育が重視されている。一方、各学校および教育関係機関による努力にもかかわらず、ストレスを抱える子どもたちの不登校・いじめ・自死などは増加傾向が続き、教職員の病休や早期退職者の増加、大規模な教員不足など、教育現場は深刻な課題を抱えている。

このような深刻な事態を招いた一因として、様々な社会的要請が学校教育に押し寄せ、学習指導要領の内容が増え続けてきたことが指摘されている。子どもは、登校から下校まで7時間以上に及ぶ慌ただしい日課を強いられ、教職員は、多大な業務を抱え、問題を抱える子どもに寄り添う時間や授業準備・教材研究の時間を確保できない状況に置かれている。実際、1968年に標準授業時数を国が設定する制度になって以降、今日の標準授業時数は、1日の授業時数から見たとき教育史上もっとも「肥大」な教育課程であり、いわゆる「カリキュラムオーバーロード」が指摘されている。現在の標準授業時数は、小学校4年生から中学校3年生までは年間1,015時間、1週間平均29時間であり、ほぼ毎日6時間授業の計算となる。しかも、その中に学校行事などの特別活動の時間は含まれていない。これが、子どもたちにとっての心身の負担となり、教職員の「長時間過密労働」の一因となっていることが指摘されている。教員の労働環境は子どもたちの学習環境であること、そして子どもと教職員にかかる心身の負担を早急に軽減する必要があることを鑑み、下記の実施を強く求める。

1. 次期学習指導要領の改訂において、増え続けてきた標準授業時数を削減し、子どもにとっても、教職員にとっても無理のない、豊かな教育環境の実現を進めること
以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、
以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（土居信一君） 以上で議案の説明は終わりました。

○議長（土居信一君） これより議会議案第3号及び第4号の2議案について、一括して質疑に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居信一君） 質疑なしと認めます。

△委員会付託

○議長（土居信一君） お諮りいたします。ただいま議題となっておりますこれら2議案は、委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居信一君） 御異議なしと認めます。よって、これら2議案は、委員会への付託を省略することに決しました。

△討 論

○議長（土居信一君） これより討論に入ります。宮田さん。

〔3番 宮田志野君登壇〕

○3番（宮田志野君） 日本共産党の宮田志野です。

私は日本共産党議員団を代表して、議会議案第3号皇室の伝統に基づく安定的皇位継承を確保するための法整備の早期実現を求める意見書（案）に対し、反対の立場から討論を行います。

本意見書案は、政府の有識者会議の報告書に基づき、女性皇族が婚姻後も皇族にとどまる案及び旧宮家の男系男子を養子に迎える案の2案を軸とした早期の法整備を国会に求めています。しかし、この2案には重大な憲法上の疑義があり、広く国民の意見を聞かないまま拙速に法改正を迫る内容には到底賛成できません。

第1に、女性皇族が婚姻後も皇族の身分を保持する一方で、配偶者と子は皇族としないとする案についてです。これは、皇族数の確保という目的のために、当事者である女性皇族の自己決定権や幸福追求権、家族の在り方を過度に制約するものであり、議論が逆転しています。婚姻によっては家族間で法的な身分が引き裂かれるような不自然な制度設計は、憲法に精神に照らして容認できるものではありません。

第2に、旧宮家の男系男子を養子に迎える案についてです。一般国民として生まれ育った人を法律によって特別な身分である皇族にすることは、日本国憲法第14条が厳格に否定している門地による差別に抵触すると考えられます。かつての有識者会議でも否定されたはずのこの案を復活させ、政治的に利用しようとする議論は看過できません。最大の問題は、なぜ女性天皇の議論を正面からしないのかという点です。主権在民である日本国憲法のもとでの天皇の制度と考えれば、男女で扱いが違うという在り方自体を問題視し、当然に女性天皇が認められるべきです。世

論調査を見ても、圧倒的多数の国民が女性天皇を容認、期待しています。

男系男子の継承不動の原則として固執し、数合わせに終始する法整備を今国会において早期実現せよと迫る本意見書案は、憲法の条項と精神、そして国民の声をなおざりにするものです。地方から国に対し、このような憲法上の議論を尽くさない拙速な法整備を求めるべきではないと考え、反対の討論といたします。

○議長（土居信一君） ほかに討論はありませんか。

暫時の間、休憩します。

午前10時38分 休憩

午前10時40分 再開

○議長（土居信一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ほかに討論はありませんか。杉山さん。

〔4番 杉山愛子君登壇〕

○4番（杉山愛子君） 日本共産党の杉山愛子です。

議会議案第4号肥大化した標準授業時数の削減を求める意見書提出議案に対し、賛成の立場で討論を行います。

現在の標準授業時数は、意見書案に述べられたとおり、4年生から中学校3年生は1年間で1,015時間であり、特別活動を含めた実際の1日の授業時数は6時間となっており、1968年から5回の改定が行われる中で最も肥大な教育課程となっています。意見書で指摘するカリキュラムオーバーロードとは、国の教育課程基準に基づき、学校が定めた教育課程の時数と内容が過多になっていて、子どもに過大な負担がかかっている状態を指しますが、ある放課後児童クラブの支援員は、以前は子どもたちは放課後の遊びを通じて育ってきたのに、今はぐったりしていると話されました。1日6時間の授業は子どもたちを疲弊させ、教員に長時間過密労働を強いています。

授業時数の削減に対し、様々な角度から懸念の声もありますが、例えば学習面では授業内容を理解できていない子どもがいても、現在の時数では子どもの放課後がなく、先生が個別にフォローをする時間が取れないという構造的な課題が生じています。また、教員は翌日の授業準備などの時間が確保できず、正直授業はぶっつけ本番、子どもたちに申し訳ないという声も聞かれるほどです。授業準備の時間を確保することは、授業が充実し、子どもはより楽しく深い学びができ、教員は仕事にやりがいを感じるという好循環を生みます。6時間目は集中力もなく、形だけの学習になりがちといった声もあり、学力保障の観点からも是正が必要と考えます。何より、登校から下校まで7時間以上に及ぶ日課を課せられているに等しい子どもたちの休息する権利も守らなければなりません。

東京学芸大学の大森教授が2023年に行った標準授業時数の変遷に関する調査では、教育課程の変遷を複数経験した公立小学校教員に、各期の時数は子どもの生活に合っていたかを聞いた項目で、現在の時数について合っていない、やや合っていないとの回答が90%であり、最も低

い評価であったとの結果が示されています。自由記述では、子どもの疲れや苦痛に関する記載が複数あったとまとめられています。

不登校はこの10年間で3倍になったと言われ、教員の精神疾患などが急増するなど、学校生活の余白のなさは限界に達していると言えるのではないのでしょうか。私自身、教員の方から休憩は採用以来取ったことがない、空きコマがないので、子どもの課題は1時間目の前に見るから早く提出してねと生徒に呼びかけていると聞くことがあります。子どもたちからは、給食の時間や休み時間に生徒会や児童会のミーティングが行われ、休み時間がない、給食をゆっくり食べたいといった声が聞かれ、現行カリキュラムの過密さは子どもと先生を追い込んでいます。

授業時数の削減は自治体が左右できるものではありません。10年に一度の学習指導要領の改訂を前に、全国で意見書の提出が進んでいます。子どもたちの豊かな学びを保障するため、国に対し制度の改善を求めるべきと考えます。

議員の皆様にはどうか課題改善に向けた思いをいつにし、意見書提出に御賛同くださいますことをお願い申し上げ、賛成討論といたします。

○議長（土居信一君） ほかに討論はありませんか。西村さん。

〔1番 西村泰一君登壇〕

○1番（西村泰一君） 議会議案第4号肥大化しすぎた標準授業時数の削減を求める意見書の提出について、反対の立場での討論を行います。

ゆとり教育は知識詰め込み型教育を打破するために試みられましたが、学習内容や授業時間を3割削減したことで学力の低下と教育格差の拡大を招き、批判の高まりを受け、国は2008年に方針を転換しました。脱ゆとり教育の現在では、落ち込んでいた学力も飛躍的に向上し、国際的な調査においても、日本の小・中学生は算数、数学、理科の全教科が世界5位以内を維持するトップクラスの学力を記録しており、現在の知識と活用力の両立を目指す教育への移行は確実な学力向上の成果が実証されています。本意見書は、授業時数の削減を求めるものであり、過去に失敗したゆとり教育への回帰を目指すものであります。

また、教員の長時間労働については当然課題として認識しており、現在進められている働き方改革では、給特法の改正により残業上限の遵守や給料の段階的な引き上げ、ICT活用や部活動の地域移行による業務削減が進められています。教員のなり手不足や配置基準の見直し等は別の課題であり、未来を担う児童生徒の学力低下を招くゆとり教育への回帰とは全く別物であります。

ゆえに、本意見書提出に対して反対いたします。

多くの議員の賛同を願い、反対の立場の討論とさせていただきます。

○議長（土居信一君） ほかに討論はありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居信一君） これにて討論を終結いたします。

△議会議案第3号採決

○議長（土居信一君） これより採決に入ります。

まず、議会議案第3号皇室の伝統に基づく安定的皇位継承を確保するための法整備の早期実現を求める意見書の提出についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（土居信一君） 起立多数であります。よって、議会議案第3号は、原案のとおり可決することに決しました。

△議会議案第4号採決

○議長（土居信一君） 次に、議会議案第4号肥大化し過ぎた標準授業時数の削減を求める意見書の提出についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（土居信一君） 起立少数であります。よって、議会議案第4号は、否決することに決しました。

日程第4 閉会中の事務調査について

○議長（土居信一君） 日程第4、閉会中の事務調査についてを議題といたします。

お諮りいたします。各常任委員会及び議会運営委員会は、閉会中も必要に応じ、所管部門において事務調査を行うことにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居信一君） 御異議なしと認めます。よって、各常任委員会及び議会運営委員会は、閉会中も必要に応じ、事務調査を行うことに決しました。

△字句等の整理

○議長（土居信一君） お諮りいたします。今会期中の発言取消し、発言訂正等の字句等の整理につきましては、その整理を議長に委任願いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居信一君） 御異議なしと認めます。よって、字句等の整理につきましては、これを議長に委任することに決しました。

○議長（土居信一君） 以上で今期定例会に付議されました議件は全て議了いたしました。市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） 閉会前の御挨拶を申し上げます。

本定例会に御提案申し上げました各議案につきましては、いずれも慎重審議の上、適切な御決定をいただき、誠にありがとうございました。議員の皆様から頂戴いたしました貴重な御意見や御提言につきましては、真摯に受け止め、今後の市政運営に活かしてまいりたいと考えております。

さて、7月は社会を明るくする運動強調月間となっております。期間中は本市におきましても、ポスターや横断幕等による啓発活動に加え、活動資金の確保のために市内の各事業所様に御寄付をいただいております。いただいた御寄付は市内量販店での啓発活動や小中学校への学用品の配布等に活用させていただいておりますので、関係機関や事業所様には制度の趣旨を御理解いただき、引き続き御支援、御協力をお願いしたいと存じます。

7月5日は、新荘川流域の各地でクリーン新荘川を開催いたします。当日は午前7時より新荘川水源地をはじめ、新荘公民館前の河原付近を中心に、流域の清掃活動を行う予定といたしておりますので、多くの市民の皆様にも御参加いただきたいと考えております。

7月10日からは「部落差別をなくする運動」強調月間が始まります。本市におきましては、7月10日から7月20日にかけて、市内各公民館において地区別講演会を開催するほか、全体行事といたしまして、7月13日午後3時から海のまちホール市民文化会館において、部落解放同盟鳥取県連合会女性部長の坂田かおりさんを講師にお招きし、じんけん講演会を開催いたします。平和で明るく、生きがいのある、そして基本的人権が尊重される社会づくりのため、多くの市民の皆様と共に力を合わせてまいりたいと考えておりますので、御家族、御近所の皆様とお誘い合わせの上、御参加くださいますようよろしくお願いいたします。

また、7月27日には本会議場において須崎市子ども議会を開催いたします。市内の学校から選出された代表者が、市議会の一般質問に準じ、地域活性化や夢などについて語っていただくとともに、本市への提案や質問をいただきまして、執行部と質疑討論を行います。子どもたちには、この子ども議会の取り組みを通して、議会や行政の仕組みを学んでいただきたいと思います。同時に、学校や地域のことを考え、郷土愛を育むとともに、本市の未来の担い手に成長していただくことを願っております。

また、8月には須崎市立スケートパークのオープンに加え、須崎の一大イベントであります花火大会やドラゴンカヌー大会も控えており、これから本格的な夏を迎えようとしております。

議員の皆様、並びに市民の皆様におかれましては、健康には十分御留意され、ますます御活躍されますよう御祈念申し上げまして、閉会前の御挨拶とさせていただきます。

○議長（土居信一君） 閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

今期定例会では、議員の皆様方の熱心な御審議、御協力に心から感謝とお礼を申し上げます。また、市長にはその後の体調に問題なく、本日議場で元気なお姿を拝見いたしました。皆様も我が身のこととして健康管理には十分な留意をお願い申し上げます。

台風6号を皮切りに、梅雨前線による天候不順や、先日には遠地地震による津波注意報が発表されるなど、全国規模の自然災害が続きますが、これからの風水害期を迎えるにあたり、執行部の皆様方には常日頃からの備えと、緊急時の即応可能な体制について、今一度事前の確認をお願いいたします。

夏本番を迎え、本市でも須崎祭りを筆頭に多数のイベントが予定をされており、8月には待望のスケートパークがオープンとなりますが、市民の皆様方におかれましては、熱中症対策等、体調管理にはくれぐれも御留意されますよう御祈念申し上げまして、閉会前の挨拶といたします。

これもちまして第495回須崎市議会6月定例会を閉会いたします。

午前10時56分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

須崎市議会議長

須崎市議会副議長

須崎市議会議員

須崎市議会議員

須崎市議会議員

第495回須崎市議会6月定例会一般質問 目次（参考資料）

順番	質問者氏名	通 告 の 内 容	ページ
1	11番 森光一晴	1. 南海トラフ地震防災関連等 *防災ラジオの受信できないエリアの解消対策 *防災資機材整備における事務処理 *防災モデル地区 2. 市道整備関連等 *大谷から中之島方面への市道損傷個所の舗装修理を要望する 3. 農道整備関連等 *法印山トンネルの工事計画に変更はないか聞く 4. 交通安全啓発関連等 *法印山トンネルへの交通安全啓発看板の設置を要望する 5. 学校教育関連等 *学校給食 *中学校クラブ活動の大会参加する場合の交通手段 6. 健康推進関連等 *特定検診結果通知を希望の持てる表現方法にできないか 7. 子ども子育て支援関連等 *子育て短期支援事業がホームページに掲載されていない原因は何か	24 25 27 28 28 29 30 31 31 33
2	1番 西村泰一	1. 市長の政治姿勢 *出生数減少の現状認識・社会減の軽減策を聞く *人口減少対策に特化する新たな課の設置について所見を問う *現担当課に人口減少対策担当を置いてはどうか 2. その他当面する課題 *公営住宅使用料について3月定例会以降どのような検討をしたか聞く *二戸一棟型改良住宅の1万3,500円が1万4,600円は平均値か上限値か問う *一定期間使用料の改定を凍結できないか問う *地元への説明はいつから行うのか問う *説明会で入居者の意見を経たうえでも検討の余地はないのか再度聞く *今後すべての住宅で一般公募化の考えがあるのか問う *消費税減税による地方財政への影響について市長の所見を聞く	34 35 35 36 37 37 38 38 38 39

		*食料品の消費税減税影響による農業、漁業者への支援策や国への要望について問う *法印山トンネルの事故をうけて道路管理者としての所見を問う *トンネル内のLED化を前倒しできないか問う *「次年度以降」を「次年度」と限定できないか問う 3. 教育関連（保育含） *押田教育長に本市での教育行政への抱負を聞く *安和保育園の指定管理は次年度どうするのか聞く *廃園ではなく、運営方針を須崎市保育協会と協議をしていくのか *廃園とする基準を持ち合わせていないのか *大間保育園をおひさま保育園に統合する協議をはじめてはどうか *小学校の統合方針に変更はないか。又、保護者への説明はいつから実施するのか *安和小学校、新荘小学校の統合計画見直しの検討も必要ではないか *自校方式給食の給食センターへの移行計画は策定すべき時期ではないか	4 0 4 0 4 1 4 2 4 2 4 3 4 4 4 4 4 5 4 6 4 6 4 7
3	2 番 大崎宏明	1. 市長の政治姿勢 ①須崎市立スケートパーク *スケートパークの維持管理軽減を考えネーミングライツを導入しなかったのか聞く ②市政懇談会 *各地域課題の意見等はどのような方法で集約を行うのか *「個別の意見や要望を中心に意見交換」と「地域の実情に応じた課題等」に対しての振り分けはどのように行うのか *地域課題と一緒に須崎市のビジョンを考えていくアイデアはないかと問いかけてはどうか *今回の実施方法を今後継続して行うのか 2. 教育行政 *教育長としての所見・所感について聞く *統合後の朝ヶ丘中学校生徒の学習面、学校生活面での状況を聞く *この1年間、今年度に向けての考えを聞く 3. 今後の当市における課題や改善すべき事 *軽自動車税障がい者減免制度について毎年申請が必要であるとの周知は行われているのか *納付書の発送と減免申請の時期的ずれは対象者の混乱や行政事務負担となっているのではないか *今後減免の自動継続化やわかりやすい案内方法への見直しを検討すべきではないか	4 8 4 9 4 9 5 0 5 0 5 1 5 3 5 3 5 4 5 4 5 4

4	8 番 山本啓介	1. 市長の政治姿勢 ①女性活躍に関する政策 *本市の人口減対策は大きく方向転換されたと考えるが認識を聞く 5 6 *移住者から本市が選ばれるための強みと弱みをどのように分析しているか聞く 5 7 *市外の学校への通学費補助実施検討について聞く 5 8 *市役所職員の人数と男女比について聞く 5 9 *著しく男女比に偏りがある課はないか、部署名と人数、比率を聞く 5 9 *理想とする男女比率を考えているか 6 0 *市内人材における女性活躍について、今後のビジョンはあるか聞く 6 0 2. 当面する課題 ①スクールバスの今後 6 0 *部活動遠征バス事故を踏まえ、部活動や校外授業等のバス利用時の安全確保への取り組み状況について聞く 6 0 ②スクールバス運行の委託 6 1 *本市の都合だけの発注を続けると市内で受託できる事業者がなくなる恐れがあると考えるが所見を問う ③学校給食 6 2 *給食の重要性について、児童生徒に理解が深まる取り組みが行われているか聞く *牛乳の残食が多いと聞くが実情を問う 6 3 *給食時間が短いと聞くが実情を聞く 6 3 *給食時間が短い現状をどのように考えているか聞く 6 3	
5	1 2 番 高橋立一	1. 市長の政治姿勢 ①移住者運転技術向上支援事業補助金 *シングルマザー支援施策推進についての市長の考えを聞く 6 4 *この補助金の要綱の定義をみると対象者が事業としては少しく公平性を欠くものではないか 6 5 *公平性を欠くものではないという理解でかまわないか 6 5 *今後はより広範、公平な事業としていくことへの余白部分があるのではないか 6 5 *現状に変化が生じた時には広範な事業としていく可能性はあるということか 6 6 2. 当面する課題 ①高知県消防広域化 *高知県消防広域化について市長の認識を聞く 6 6 *高幡消防組合での議論が重要と考えるが市長の思いを聞く 6 7 ②教育行政 *教育長就任にあたり須崎市の教育への思いを聞く 6 8 *新しい教育「Make “IT” Fun」についてどう見ているか聞く 6 9	

		*Make “IT” Funで得られてる効果や市内外の評価について聞く 7 0 3. その他 *新たな防災気象情報をどのように周知していくのか聞く 7 1 *気象庁が作成した図は家庭配布も含め周知するのか 7 1	
6	7 番 佐々木學	1. 市長の政治姿勢・物価高騰対策 *国の補正予算では大部分が予備費に充てられている、この施策について市長の見解を問う 7 4 *本市としてどのように把握し、対応するつもりか市長の見解を聞く 7 4 2. 南海トラフ巨大地震対策 ①事前復興まちづくり計画の策定の取り組み *地区のまちづくり計画は最新の国、県の被災想定に基づいているか見解を聞く 7 5 *事前復興まちづくり計画案の概略について見解を聞く 7 6 *本年度作成した計画案を基に地域住民への説明や合意形成を図るための具体的手順について見解を聞く 7 7 ②津波避難困難区域の定義 *国の基準で避難困難地域は無いとされているが、高齢化率45%の須崎地区において20分以内の高台避難が可能と認識しているのか見解を聞く 7 8 *事前復興まちづくり等への住民参加についてどのような考え方をしているのか問う 7 9 *事前復興とは今後のまちづくりの大きなバロメーターになると思うがこの考え方について聞く 8 0 3. 地方創生・地域活性化の取り組み ①海のまちプロジェクト *海のまちプロジェクト5年計画を終了し、総括内容と今後3年間の取り組みについて聞く 8 1 *今後のどのような体制で事業を進めていくか聞く 8 2 *広く市民の声を反映できるようにする考えはないか聞く 8 2 ②3漁協の小規模養殖事業者存続と発展への取り組み *水産庁と3漁協とのオンライン意見交換の内容について農林水産課長の認識と評価、今後の取り組みについて聞く 8 2 ③地域農地再設計支援の仕組みづくり *中四国農政局や県とのオンライン意見交換の内容について農林水産課長の認識と評価、今後の取り組みについて聞く 8 3 4. その他 *本市のクラブ活動の地域移行の取り組みについて基本的な方針を聞く 8 5	

		*「生命の安全教育」充実への本市の取り組みについて見解を聞く	8 6
7	9 番 森田收三	1. 減災・防災 *昭和56年以降から平成12年までに建てられた木造住宅の耐震化補助対象についてどのような対応を考えているか聞く 2. 海のまちプロジェクト *まちなかホテル構想について各エリアそれぞれの今後の展望を聞く *過去に構想があったトゥクトゥクは導入しないのか *垂直避難のための高層住宅として、シンボルタワー的な建物の建造が望まれるが見解を問う *海のまちプロジェクトへの市民参加を増やすためにも、市営バスの料金見直し、運行ルート変更の考えはないか聞く 3. 市営巡航船の利用 *巡航船運航継続について今後のどのような対策を考えているか聞く *巡航船埋立待合所のトイレ設置について問う 4. 須崎市老人デイサービスセンターよこなみの利用 *閉館したデイサービスセンターよこなみの再利用としてあったかサロンさんぽを移設する考えはないか聞く 5. スケートパークの開設にあたって *オープニングセレモニーに建設に携わった方々に出席してもらい、デモンストレーションしてもらおう考えはないか聞く	8 7 8 7 8 8 8 9 8 9 9 0 9 1 9 2 9 3
8	10 番 海地雅弘	1. 市長の政治姿勢 ①須崎市におけるスマートシュリンク（賢い縮小）戦略 *スマートシュリンクについて市長の所見を聞く *現在の須崎市におけるスマートシュリンク戦略を聞く *現在の職員数、将来の職員定数について聞く 2. その他当面する諸課題 ①海のまちプロジェクト *海のまちプロジェクトの趣旨、この5年間の総括を聞く *5年間で見つけた課題への対処とこれからの方向性、展開について聞く ②ランチマップ作成 *ランチマップ再発行について聞く ③官民連携コンビニジム c h o c o Z A P *現在の状況、今後の課題を聞く *契約形態はどのようなになっているのか聞く ④桐間地区への避難タワー設置	9 4 9 4 9 5 9 9 1 0 0 1 0 1 1 0 2 1 0 2

		*事業所の所有する空き土地の提供を受け、避難タワー等建設するという提案を考えてみてはどうか ⑤法印山トンネル死亡事故への対策 *法印山トンネル設備改修工事完成に向けた農林水産課長の決意を聞く	1 0 3 1 0 5
9	6 番 松田健	1. 下水道事業の現状と今後のあり方 *B-DASH事業が10年経過し、処理場のダウンサイジング化、コンセッション事業の成果について聞く *現在下水道を利用している世帯の動向、行政成果を聞く 2. 浦ノ内湾の養殖魚の被害状況と今後の対応 *本年3月の浦ノ内湾での養殖魚大量死の被害状況の現状と発生後の市の対応について聞く 3. 浦ノ内中学校の廃校活用 *市民の財産としての旧浦ノ内中学校の利活用の考えを聞く *来年には何らかのアクションができないものか聞く 4. 巡航船事業の現状と今後の運営 *浦ノ内の住民の年間利用者数、過去3年間の実績を聞く *令和7年度の収支詳細について聞く *浦ノ内住民からの巡航船は必要ないとの声があることに対しての考えを聞く *巡航船事業は観光目的だったのか *赤字経営のまま、まだ何年も継続するのか	1 0 6 1 0 6 1 0 7 1 0 8 1 0 9 1 1 0 1 1 1 1 1 2 1 1 2 1 1 3
1 0	4 番 杉山愛子	1. 保育行政 *昨年度の保育保留件数とそれに対しての受け止めを聞く *保育サービスの充実を図る上で保育士確保のために今後どのような施策を講じていくのか聞く *採用応募者の減少、定年前退職の要因についてどのような分析を行っているのか聞く *保育保留が出たことにより余裕を持った配置を今後検討しないのか聞く *現行の土曜保育利用時間の認定方法は保育士充足までの一時的な運用という理解でいいのか聞く *夜勤者の勤務日保育利用時間については、保育必要量の認定に即した時間を市として明確に認定すべきでないか聞く 2. 教育行政 *各学校において教員の休憩時間は1日どの時間に設定されているのか *夏休みを利用し、本市教員にアンケートを実施できないか *教員の現状が労働基準法違反という認識はあるのか聞く	1 1 5 1 1 5 1 1 5 1 1 6 1 1 7 1 1 9 1 2 1 1 2 2 1 2 2

		く *アンケートを実施しないか再度聞く *休憩が取れないのは教育の構造的問題という認識か、教育改革において是正していけると考えるか聞く *教育の無償化はさらに進めるべきと考えるが教育長の所見を聞く *教材費等の無償化、補助を実施していく考えはないか聞く *部活動の意義と参加する権利について教育長の所見を聞く *部活動遠征費補助金の増額についての見解を聞く *クラブ活動費、生徒会費、PTA会費を就学援助制度の支給対象とすることについて見解を聞く	1 2 3 1 2 3 1 2 4 1 2 4 1 2 5 1 2 6 1 2 7
1 1	3 番 宮田志野	1. 高齢者おでかけ応援事業 *ガソリン代や飲食、美容院等に利用できるようメニューを増やせないか問う *1度申請すれば、翌年度からは申請不要となるようプッシュ型の制度にすることはできないか *チケットをすさがすきさ地域振興券で配布する対応ができないか 2. 高齢者補聴器購入費助成事業 *高齢者補聴器購入費助成事業の昨年実績について問う *助成要件の住民税非課税世帯を外す、40デシベル以下も対象とする等要件緩和に努めるべきと考えるが所見を聞く *要件緩和で利用促進となるのではないか 3. 当面する課題 *7月末で国民健康保険、後期高齢者医療保険の資格確認書の期限が切れるが、8月1日以降どうなるのか聞く *市として対応や周知はどのように行うのか聞く *「こうち強くしなやかな水田農業づくり支援事業」の内容について聞く *農業機材などの購入補助制度、修理費用の支給制度の策定を求めてきたが、現在の取り組み状況について聞く	1 2 8 1 2 9 1 2 9 1 2 9 1 2 9 1 3 0 1 3 1 1 3 1 1 3 2 1 3 2

第４９５回須崎市議会６月定例会議決一覧表（参考資料）

１．議案関係

事件番号	事 件 名	議決結果	議決年月日
市議案第４４号	専決処分の承認について	原案承認	R8.6.24
市議案第４５号	専決処分の承認について	原案承認	R8.6.24
市議案第４６号	須崎市立スケートパークの設置及び管理に関する条例の制定について	原案可決	R8.6.24
市議案第４７号	須崎市印鑑条例の一部を改正する条例について	原案可決	R8.6.24
市議案第４８号	須崎市立吾桑交流会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決	R8.6.24
市議案第４９号	須崎市長等の給料及びその他の給与並びに旅費支給条例の一部を改正する条例について	原案可決	R8.6.24
市議案第５０号	専決処分の承認について	原案承認	R8.6.24
市議案第５１号	専決処分の承認について	原案承認	R8.6.24
市議案第５２号	専決処分の承認について	原案承認	R8.6.24
市議案第５３号	専決処分の承認について	原案承認	R8.6.24
市議案第５４号	令和８年度須崎市一般会計補正予算（第１号）について	原案可決	R8.6.24
市議案第５５号	令和８年度須崎市介護保険特別会計補正予算（第１号）について	原案可決	R8.6.24

市議案第 5 6 号	令和 8 年度須崎市水道事業会計補正予算（第 1 号）について	原案可決	R 8. 6. 24
市議案第 5 7 号	高幡障害者支援施設組合理約の変更について	原案可決	R 8. 6. 24
市議案第 5 8 号	土地の取得について	原案可決	R 8. 6. 11
市議案第 5 9 号	財産の取得について	原案可決	R 8. 6. 24
市議案第 6 0 号	財産の取得について	原案可決	R 8. 6. 24
市議案第 6 1 号	指定管理者の指定について	原案可決	R 8. 6. 24
市議案第 6 2 号	字の区域の変更について	原案可決	R 8. 6. 24
市議案第 6 3 号	固定資産評価員の選任について	原案同意	R 8. 6. 24
市議案第 6 4 号	教育委員会委員の任命について	原案同意	R 8. 6. 24
市議案第 6 5 号	工事請負契約の締結について	原案可決	R 8. 6. 24
議会議案第 3 号	皇室の伝統に基づく安定的皇位継承を確保するための法整備の早期実現を求める意見書の提出について	原案可決	R 8. 6. 24
議会議案第 4 号	肥大化し過ぎた標準授業時数の削減を求める意見書の提出について	原案否決	R 8. 6. 24

2. 請願・陳情関係

事件番号	事 件 名	議決結果	議決年月日
陳情第28号	ホルムズ海峡封鎖の影響から事業者を守るための意見書提出のお願い	継続審査	R8.6.24